

「投資、経営、商業の領域におけるコンサルティング（諮問）に関する弁護士業のスキル」

第1章：コンサルティングに関する専門的スキルの紹介

業務を遂行する過程で、弁護士は、顧客に対して法律相談業務を実施するために様々なスキルを身に付ける必要がある。その中でも、事務弁護士にとって最も通用する3つのスキルは、相談文書作成スキル、契約交渉スキル及び契約書作成スキルである。相対的に見ると、相談文書作成スキルは主に「技術」的な業務であって、この3つのスキルのうち最も簡単なスキルである。契約交渉スキルは様々な突発的な状況が発生した場合に対応できる力を要するため、より複雑なスキルである。契約書作成スキルは、弁護士が各取引の構造を確実に理解したうえで、当該取引から発生しうるリスクを特定・処理することが求められる。契約書作成に当たっては、顧客の具体的な要求に対応できる成果物を作成するために弁護士の創意が求められる。

I. 事務弁護士<sup>1</sup>に求められる共通の必須条件

大学の法学部を卒業した者は、進路を決める際に、大学で教鞭を執る、裁判所又は検察院に勤務する、将来的に裁判官又は検察官となる、企業等で法務に就業する、或いはより高い学歴を得るために進学するなど、様々な選択肢がある。しかし、弁護士事務所に就職することを決めたのであれば、これらの職業とは全く異なるキャリアパスを始めることになる。基本的には、弁護士業はサービス業であるため、弁護士の法律相談業務は、教員や裁判官、検察官、企業での法務担当者、大学院生等と比較すると特殊な要件が求められる。

弁護士は通常、事務弁護士と法廷弁護士の2つに区分される。ベトナムでは、この分け方は習慣的なものにとどまり、事務弁護士と法廷弁護士のいずれも司法学院で弁護士業のスキルを勉強するとともに、正式に弁護士になる前に実習期間を経なければならない。事務弁護士と法廷弁護士の違いは、その役割にあると考えられており、相談サービスの提供する時期が、事務弁護士では紛争発生前、法廷弁護士では紛争発生後となっている。以下は、事務弁護士に対する共通の必須条件となるが、法廷弁護士にも共通して適用することができる。

事務弁護士に対する共通の必須条件は基本的に、弁護士が顧客の要求に基づいて業務を履行するときの業務要請で形成される。顧客は具体的な法的問題を解決するために弁護士に相談に来る。このため、弁護士は顧客に対してどうすれば価値を提供できるか、顧客が期待通りの結果を得るために弁護士の意見が必要であるか、を常に自問しなければならない。また、弁護士は自己の能力を最大限発揮し、顧客の具体的な法的問題を解決するために実現性の高い最善の法的対策をもって相談を受けるように心がけなければならない。最後に留意すべき点は、弁護士の相談に対する助言が法規定に適合しない、顧客の要求を満たさない、又は業務履行時に違反があった場合には、弁護士は、懲戒責任、行政責任、民事責任、刑事責任等様々な法的責任を負わなければならないということである。

<sup>1</sup> (監修者注) 「事務弁護士」と訳されているのは、Luật sư tư vấn である。

## 1. 事務弁護士は法的問題に対し具体的な対策を提示しなければならない

法律相談業務を行う際に、弁護士は最終的に、顧客が抱える法的問題に対して明確な対策を提示しなければならない。これこそが顧客が弁護士を雇用する目的である。法的問題に対する明確な対策とは、(i) 顧客は自分の目的を達成するためにどのような行為をすべきか、(ii) 顧客はその行為を行うことが可能であるか否か、(iii) 可能であれば、顧客はどのように行為すればよいか、(iv) 関連法令に違反した場合、顧客にはどのような法的責任が発生するか、を示さなければならない。

弁護士は、顧客が抱え、相談を希望する具体的な法的問題に対して対策を提示するために、まずはその問題を特定しなければならない。実際には、弁護士は、顧客が要求を明確に示さない場合や、状況、自分の感想・気持ちを伝え、予定を説明するだけで弁護士の支援を受けようとする案件に遭遇することがある。この場合、弁護士の任務は、法令に関する知識をベースに具体的な法的問題を洗い出し、法規定を分析したうえで、顧客の抱える具体的な法的問題に対する回答又は対策を提示することである。

例えば、ある顧客が弁護士に対し、「X株式会社の支配権取得のために株式を購入したい」と相談したとする。相談の過程で、顧客がX株式会社の支配権取得について、同社の経営及び日常業務に関する決裁のすべてを支配する意向であると示したとする。2014年企業法によると、株式会社の主要機関は、株主総会、取締役会、監査委員会、社長又は総社長<sup>2</sup>で構成される。この場合、具体的な法的問題は、顧客がX株式会社の株主総会、取締役会、監査委員会、社長又は総社長のすべての決定を支配したいという点である。このような法的問題に関して問わなければならない具体的な質問は、次の通りである。

- 顧客は自分の目的を達成するためにどのような行為をすべきか。具体的に顧客がX株式会社の株主総会、取締役会、監査委員会、社長又は総社長のすべての決定を支配するために、法定資本金の何割を購入しなければならないか。
- 顧客はその行為を行うことが可能であるか否か。顧客がX株式会社の法定資本金の51%又は65%の購入を希望する場合、その割合での購入が可能であるか否か。
- 可能であれば、顧客はどのように行為すればよいか。顧客は、法定資本金の上記割合まで購入するために、X株式会社に対して企業登録証明書に記載のある事業分野の一部の排除を要求することが必要か否か。
- 関連法令に違反した場合、顧客にはどのような法的責任が発生するか。顧客が指定した会社の管理職が、X株式会社の事業活動に関して不当な決定を下した場合、どのような責任（行政責任、民事責任、刑事責任）を負わなければならないか。

上記の各質問に対する答えを揃えたら、顧客の目的であるX株式会社の支配権取得を達成するために、弁護士が顧客のために、相談対象の具体的な適法な対策又は適法な行動を提示することができる。言い換えれば、弁護士が顧客のために提示する対策は、顧客が抱えている

---

<sup>2</sup> 2014年企業法第134条

問題の直接的な解決を目指すべきもので、それを簡潔、十分にかつ体系的に反映しなければならない。

## 2. 弁護士の相談に対する助言は実現可能でなければならない

弁護士の相談に対する助言は実現可能であり、かつ顧客の実際の状況に基づくものでなければならない。顧客は通常、弁護士の助言が採用できるようなもので、自分のためにより多くの価値を生み出すようなものであることを期待する。業務を履行する過程で、弁護士は類似の法的問題を抱える顧客から相談を受けることがよくある。そのような場合、弁護士は通常、自分の経験から、又は上級の弁護士の経験を参考にしながら相談に対する助言を想定する。しかし、各案件は常に全く同じというわけではない。類似案件においても、それぞれの顧客には、財務状況、精神状態又は具体的な要望に相違がある。弁護士はそれぞれの顧客について実際の状況を考慮したうえで、各案件に対して最も実現可能性のある対策を模索しなければならない。

前述の事例において、顧客のために実現可能な法的対策を模索するために、弁護士は、顧客の実際の状況（例えば、具体的な要望や意向、財務能力など）、客観的な状況（例えば、法規定、顧客の要望に応える株式売却側）についてより詳細に調査しなければならない。上記の法的問題に関しては、弁護士は次の具体的な質問に答えられなければならない。

- 経済的な利益に関する顧客の具体的な要望は何か。例えば、顧客は会社を主体的に支配したいのか、それとも受動的に支配したいのか。主体的に支配するのであれば、弁護士は X 株式会社の株主総会の決議が承認される議決権数に相当する法定資本金の比率（通常は 65%又は 75%）を占める株式数を購入するように助言を提示することができる。この場合、顧客は X 株式会社の決定のすべてを完全に支配することができる。つまり顧客が賛成投票をすれば、X 株式会社の決定のすべてが可決されることになる。一方で受動的に支配する場合、弁護士は顧客に対し、顧客の賛成意見がなければ会社の決定が可決されないような議決権数に相当する株式数を購入するように助言を提示することができる。

- 顧客の財務能力を確保できるか。例えば、顧客が X 株式会社の主体的な支配権を取得したいものの、同社の株価があまりにも高額で顧客の財務能力を超えてしまうのであれば、弁護士は、顧客の財務能力に応じて取得可能な数、すなわちより少ない株式数を購入し、受動的な支配権を検討するように、相談に対する助言を提示することができる。

- 法的に可能であるか。例えば、外国投資家である顧客が X 株式会社の法定資本金の 65%を購入して支配権取得を希望するものの、法規定によると当該顧客は上限として 51%しか購入できないのであれば、弁護士は顧客による X 株式会社の支配権取得意向を確保しつつ、51%以下の株式を購入するように、顧客に助言を提示することができる。

- 顧客が求める条件に売却側が対応できるか。場合により、弁護士は顧客に対して上記のような法的対策を提示することができるが、弁護士の相談に対する助言の実現可能性を高めるために、弁護士は、株式の売却側、売却数量、売却価格等、各条件を満たす株式売却元を確認することについても顧客に留意させなければならない。

また、弁護士が顧客に提示する対策に関して追加費用（例えば、譲渡税）又は重大なリスク（例えば、第三者若しくは政府機関から必要な承諾の取得可能性、ベトナム裁判所におけ

る契約の具体的な条件の履行可能性等)が発生する場合、弁護士は顧客に対し、それらの費用やそれらのリスクへの対応策を明確に説明しなければならない。こうした説明により、顧客は弁護士が提示する対策に対して最適な判断を行うことができるようになる。

### 3. 事務弁護士は顧客の時間帯にあわせて業務を履行しなければならない

顧客は、法的サービスを利用する際は常に、弁護士が最善を尽くして顧客の利益を最優先し、責任感をもってサービスをしてくれると期待するものである。このため、弁護士は17時30分ちょうどに退所したり、祝日・休日の業務を断ったり、顧客からの支援依頼を受けることで自分のプライベートな時間が取られて嫌がったりすることがないように心がけなければならない。ベトナムと時差のある国の顧客とやり取りをする場合は、弁護士は顧客の時間帯に対応できるように自分のスケジュールを調整しなければならない。

また、弁護士は顧客から設定された弁護士のやるべき業務の期限の管理についても留意しなければならない。法律相談サービスを提供するときには、弁護士は顧客に最善のサービスを提供することができるように、責任感をもって依頼された業務の完遂期限をしっかりと守ることが期待されるものである。弁護士が期限を守らないこと自体に、顧客だけでなく、弁護士自身に対して予測できない程の被害を引き起こす可能性があるためである。例えば、ベトナムにおける複雑な商取引においては、弁護士の法的意見を提示することが取引を達成させるための必須条件となることがある。このため、弁護士が期限までに法的意見を提示することができなければ、契約に定められた期限までに当該取引を完了させることができなくなり、弁護士の信用そして顧客と弁護士との関係にも悪影響を与えてしまう。

### 4. 事務弁護士が法律相談業務に参加する際には自分の法的責任の制限について留意しなければならない

弁護士は相談業務を行う過程で自己保護について心がけなければならない。弁護士による法律相談業務は、法令や弁護士会の定款、内部規則、ベトナム弁護士職務倫理規程などの規定、弁護士と顧客との法的サービス契約に準拠する。これらの規則に違反した場合、弁護士は法的責任を負う可能性がある。

基本的には、弁護士の責任には、弁護士会からの懲戒処分、国家管理機関の決定に従った行政責任（主に、過料が適用される）、顧客に対する民事責任（主に、顧客との法的サービス契約に基づく損害賠償責任）、懲役刑を含めた刑事責任が含まれる。

論理的には、弁護士は、顧客の法的な権利と利益の保護に最善を尽くさなければならない。弁護士は、顧客保護に関して最善を尽くさなかった場合に限り責任を負わなければならない。これは、実際には弁護士の職務に多くのリスクが潜在するためである。弁護士が自身が持つすべての知識やスキルを活用して顧客のために助言を提示したにもかかわらず、客観的な要因（国家機関又は第三者からの措置）により当該助言を実現できないことがある。現在、ベトナム法規定には、法律相談サービスにおける弁護士の責任の免除について具体的な定めがないものの、弁護士の責任に関する基準を黙示する規定がある。現行の弁護士法第81条<sup>3</sup>第1項によると、弁護士は、当該法の諸規定に違反した場合、法的責任を負わなければならないと規定

<sup>3</sup> (監修者注) 原文も81条となっていたが、89条の誤記と思われる。

している。しかし、弁護士法は、弁護士の義務として、いかなる場合においても顧客に正しい助言を提示しなければならないことについては規定がない。また、ベトナム弁護士職務倫理規程<sup>4</sup>第3号規則も、弁護士が「法規定並びにベトナム弁護士職務倫理規程に従い、顧客の権利と利益を可能な限り保護するために必要な専門知識及び職務スキルを活用する」ことのみ規定する。このように、ベトナム法規定上では、弁護士の相談に対する助言が、法規定や顧客の要求に基づいて常に正しいものでなければならないという強行規定がないと認識すればよい。言い換えれば、弁護士は間違っただけの助言を提示することで懲戒処分、行政処分又は刑事処分を受けることはない。しかし、弁護士が顧客との法的サービス契約に定める確約に違反して顧客に損害を与えた場合、民法典に従って損害賠償責任を負う可能性がある。

一般的に、弁護士の法律相談業務は、他の事業者による法律相談業務と比較すると、特殊な要件がある。基本的に、法律相談業務においては、弁護士は顧客の求める条件に対応し、特に具体的かつ現実的な対策を顧客の求める期限内に提示しなければならない。また、この業務には、職務リスクや法的責任が発生する可能性が少なくないため、弁護士は業務を履行する過程で心がけなければならない。

## II. 相談文書の作成スキル

顧客の要求により、弁護士は、具体的な法的問題に関して相談に対する助言を起草又は作成することができる。弁護士の相談文書は電子メール、手紙又は弁護士若しくは弁護士事務所での正式な相談に対する助言の形式で記述することができる。裁判所又は仲裁において相談に対する助言を述べる以外に、相談文書は弁護士の主な相談業務の成果物であり、弁護士が業務を履行する過程で複数回にわたり繰り返し作成されるものである。弁護士は各作成段階に応じて異なるスキルを有する必要がある。弁護士の相談文書の作成過程は、次の通り3つの段階に分けられる。

- **準備段階**: 弁護士は顧客の要求を確認し、法規定や法的前例を調査し、追加情報を収集し、作成目標を特定する。
- **作成段階**: 弁護士は自分の判断や相談に対する助言を明確かつ簡潔に示す。
- **検査段階**: 弁護士は正確性や明確性を確保しつつ、設定された作成目標を達成するように、それぞれの根拠や参考資料を再確認する。

### 1. 準備段階

#### a) 顧客要求の確認

通常、顧客は例えば、「ある会社の買収／売却を希望している」のような具体的な要求、又は財産若しくは地位に関する要望をもって弁護士に相談に来る。「X会社を買収したいが、この取引を実現するために国家機関やX会社の内部からどのような承認を得る必要があるか」というように、顧客が法的問題を明確に把握したうえで弁護士に問題を調査するよう依頼する場合、弁護士にとってはありがたい案件となる。顧客が弁護士とのやり取りに既に慣れているか、案件・取引の進行方法についてある程度の知識を持っていれば（特に顧客が商取引に

---

<sup>4</sup> (監修者注) 2011年制定。

習熟している組織である場合)、弁護士として知りたい情報や、弁護士に調査してもらいたい具体的な法的問題を提示されることがある。

弁護士は話合いにより顧客の要望をより詳しく確認し、案件の構成や自分の業務範囲を確定しなければならない。話合いに当たっては、質問方法に関する経験が必要であり、弁護士は、顧客から関連する情報や事件関連の内容を引き出すため最優先の問題に集中して質問するようにしなければならない。

顧客自身が関係していると思っていること、又は自分の頭の中に印象が残っている、結論につながりそうな情報や事件しか話さない場合があることについても、弁護士は留意しなければならない。このような事前の印象があるため、顧客は、一方的に情報や事件を提示し、その内容が十分ではないことがある。このため、弁護士はこうした状況を冷静に捉え、重要な問題を特定するうえで、それらの問題を引き出すために質問し、顧客が十分な情報と事件を提供できるようにしなければならない。

弁護士による質問方法に関して共通のルールはない。顧客と弁護士の話合いは、手順に沿わずに行われることがある。顧客がある質問に対して出した答えが、他の重要な問題についての質問のヒントとなることがある。弁護士は自分の経験や法律の知識を活かして重要な問題を特定し、その後話合いの進行状況にあわせて、他の質問を出すことで関係のある情報と事件を特定することができなければならない。

弁護士はまた、話合いを行う過程で顧客が提供した情報を記録し、十分、明確かつ体系的に整理するように留意しなければならない。実際には、顧客とは様々な方法(電子メール、電話、直接面接)を介して話し合うことがあるため、弁護士は、今後の調査のために、それらの情報を適切に取りまとめて整理しなければならない。弁護士は顧客から受け取った情報を表又は図に取りまとめるうえで、必要に応じて時系列に沿ってそれらの情報を整理し、案件や取引を全体的かつ詳細に確認できるようにする。

#### *b) 法的問題や作成目標の特定*

弁護士は、顧客からの具体的な要求から発生しうる法的問題を特定しなければならない。実際の業務過程において、弁護士に依頼する際に、問題の相談内容を明確に示さずに、状況や予定又は行動を説明するだけで、調査をしてこうした状況から各問題を洗い出すよう求める顧客も多い。この場合、弁護士の任務は、具体的な法的問題を洗い出すとともに、法規定を分析してそれぞれの問題に適した回答を模索することである。ある法的問題に対する回答が、他の法的問題につながることで、以前の法的問題を(顧客の要望に基づいて)排除すること、又は該当する具体的な状況や関連する法規定を導き出すことがある。

法的問題を特定することは、法律相談業務の中で最も複雑な業務である。顧客の要望から発生する法的問題を特定することができれば、弁護士は、具体的な調査方針を出すことができる。その後は、関係のある法律文書を調査して、当該案件や取引に適用することが容易になる。

準備段階においても、弁護士は相談文書の作成目標を特定しなければならない。作成目標は、相談文書の期日、形式、内容に関する顧客の具体的な要求(例えば、顧客が相談文書を具体的な日時前までの提出を希望する、又は弁護士事務所による署名捺印を希望する等)とな

ることもある。弁護士は自分の観点や実際の業務経験に基づき、いくつかの作成目標を決めることもできる。また、弁護士事務所の中には、弁護士が必要に応じて参考にし、使用するために、個別の作成目標を設定することもある。

#### c) 法規定の調査と運用

法的問題を特定した後に、弁護士は関連する法律文書や法的前例を検索し、調査する必要がある。弁護士は「この問題はどこに規定されている可能性があるか」と自問し、当該問題の全体を慎重かつ体系的に調査したうえで、問題解決に関連する法律文書をすべて検索する。関連する法律文書を十分に調査しなかった場合、弁護士の調査に不備が生じ、問題を正確又は十分に調査することができず、間違った助言を提示する等、重大な損害を引き起こす可能性がある。そのような場合、弁護士の権利や顧客との関係に大きな影響を与えてしまう。こうしたことにより、顧客は満足せず、当該弁護士事務所とのやり取りを敬遠するほか、最悪の場合には、間違った助言が提示されたことを理由に弁護士事務所を提訴することもある。このため、弁護士は、法律文書を更新し、専門書を読み、セミナーに出席し、専門家の同僚との交流を図ることで、法規定に関して常に最新の知識を得なければならない。弁護士は信頼性のある情報源又は自分が所属する弁護士事務所の前例を参考にし、過去の類似事例がどのように扱われたかを確認することができる。

関連する法規定や法的前例を検索した後に、弁護士は顧客に対して特定された法的問題を解決するために調査する。一般的なロジック思考に基づき、弁護士は、顧客の実際の状況と関連法規定を照らし合わせたうえで、その関連性を調査して解決策を検討する。顧客が抱える法的問題に対する解決策が法規定に明確に定められている、又は国家機関による処理方法が明確に反映された前例があるのであれば、弁護士の任務は比較的簡単なものとなる。弁護士は、法規定又は前例から解決策を模索することで履行することができる。しかし、その解決策が簡単に見つけられない、法規定に明確に反映されていない、又は同じ問題に対して異なる複数の解決策があり、特に相互に抵触する複数の解決策がある場合、弁護士は、柔軟かつ決断的な思考をもって顧客の抱える問題に対する具体的な解決策を模索しなければならない。弁護士は、ある規定やその関連するガイドラインを発行したときの法令制定者の意向を調べて理解しなければならない。また、弁護士は、提示した対策が慎重に検討されること、かつ前例との整合性を確保することを保証するために、当該案件の情報を漏洩しない前提で、法律文書の発行機関に対して顧客の問題について非正式な意見を聴取し、同僚の弁護士と情報交換を行うこともできる。

弁護士は、自分の判断や回答を提示したくない場合でも、顧客に安心を与え、顧客の信用又は必須の利益を保護するために、やむを得ず提示しなければならないことも少なくない。弁護士が自分自身の回答を確信していない場合は、顧客のために選択した対策が自身の主体的な観点に基づいたものであり、かつ顧客が検討すべき他の対策もありうる旨を明確に伝えなければならない。

#### d) 追加情報の収集

法律文書や法的前例を調査・分析することにより、弁護士は法的問題に対する明確な解決策を提示することができる。解決策が明確になっていない、又はその範囲が広すぎる場合でも、こうした調査により、弁護士は、弁護士の調査業務に影響を与える重要な実際の事件を特

定することができる。これが発生した場合、弁護士は速やかに顧客に再確認し、実際の事件を特定しなければならず、それを踏まえて分析を完成させて顧客に送付する。

弁護士の多くは「仮説」というトラップに陥ることがある。つまり、顧客に再確認することが苦手であり、再確認の代わりに実際の事件に関する仮説を立てて自分の分析を制限されがちである。仮説（特に顧客に確認すれば特定できる仮説）が間違っていれば、弁護士の助言も正しいものではなくなる。弁護士は電話又は電子メールでのやり取りにより、分析内容に関する重要な実際の事件を顧客に確認したうえで、結論を出すことができる。なお、顧客が実際の事件について正確性を確認できず、かつ当該実際の事件を特定するための方法が他にない場合に限り、仮説を立てればよい。

実際には、相談文書の作成準備段階における各ステップは、相互に関係するものであり、必ずしもあるステップを終了した後に次のステップに入るという手順に沿って進める必要はない。具体的には、弁護士は調査・分析過程中のどのステップにおいても、顧客から追加情報や実際の事件を収集することができる。追加の情報や事件を入手した後に、弁護士は自らの分析を完了させて、顧客の質問に回答する。

最後に、弁護士は、インターネットから得た情報の使用について留意しなければならない。インターネットは莫大な資料源或いは情報源であり、弁護士の調査業務において非常に有益な手段である。しかし、弁護士は、インターネット上の情報の使用について慎重に考慮する必要がある。よくある課題としては、国家機関又は検索サービス提供企業から提供される電子データが更新されていない、或いは法律文書の効力やその補足・改正に関する情報がないことなどが挙げられる。英訳版（あれば）が発行機関から認証を受けた正式な翻訳版ではなく、ベトナム語版との違いがある場合もある。分析内容について審査を受けていないこともあれば、筆者の個人的な意見だけを反映し、法的根拠に基づいていないこともある。このため、弁護士はインターネットから情報を引用するときには慎重に検討しなければならない。

また、業務を履行する過程で、弁護士は、ベトナムの法規定に存在しない、又は該当する規定があまりないような外国の法的概念や商取引概念を目にすることがある。Google、Bing、Yahoo等の一般的な検索手段を利用した場合、弁護士は、Wikipedia、又は法律、財務、経済等に関する「百科事典」から検索結果を得ることが多い。このため、弁護士は、これらの情報が検証されていない、更新されていない、又は正しかったとしても不十分である場合があることに留意しなければならない。こうした情報は、参考程度に活用すべきものであり、調査結果に正式に盛り込むべきではない。外国の法的概念について調査する際には、弁護士はLexis、Westlaw等信頼できる科学的なデータベースから得た情報を使用することが推奨される。これらのデータベースを利用するために、利用者は、アクセス権の付与を受けるか、又はデータを複製する若しくはダウンロードするために比較的に多額な料金を払わなければならない。弁護士事務所は、弁護士の調査業務に好条件を与えるために、組織全体のアクセス・アカウントを登録することができる。

## 2. 作成段階

相談文書を作成する際に、各種要素を理解し、構造的かつ系統的な記述習慣を得ることは、弁護士にとって非常に重要である。記述の5つの要素は、問題の説明（顧客の要求、関連する事件、仮説及び制限事項）、法的問題の特定、その法的問題に対する解決策又は簡潔な結

論の記述、解決策又は簡潔な結論を証明するための分析、全体的な結論の提示である。より概略的にいうと、弁護士の相談文書の記述は次の手順の通り行うものとする。

- 序論：問題を説明する（顧客の要求、関連する事件、仮説及び制限事項を含む）。
- 結論：法的問題を特定し、当該法的問題に対する解決策又は簡潔な結論を提示する。
- 本論：解決策又は簡潔な結論を証明するための分析を行う。
- 全体的な結論：提示された問題に対して、中心となる法的問題、解決策又は簡潔な結論を簡単に取りまとめる。

法学部の大学生は、小論文や卒業論文を書くときは通常、「序論」、「本論」、「結論」の手順に沿って作成するが、弁護士は、「本論」の前に「結論」を記載すべきである。これは弁護士事務所の顧客が結論の説明を受ける前に、弁護士から長い分析や、法的根拠の説明を受ける時間がないためである。顧客が商業銀行の頭取、或いは国営企業や民間企業の社長である場合、面会の際には、弁護士が結論を説明するために短い時間しか取れないと想定できる。結論を聞いた後、当該頭取や社長は、弁護士から提示された結論に基づき、法的問題の解決方法について協議するとともに、弁護士から引き続き分析や法的根拠についての説明を受けるよう、部下（例えば、法務部長や人事部長）に委任する。このため、弁護士は顧客が知りたい内容を中心に提示しなければならない。

このように、大学の教授と学生の関係とは異なり、顧客は、弁護士の法的分析にはあまり関心を示さずに、自分の目的を達成させるために何をすべきか、その目的を達成することが可能であるか、可能であればどう行動すればよいか、関連法令に違反した場合、どのような法的責任が発生するかを知りたいのである。弁護士は、それぞれの結論を出すための方法を自分で考えることで、その業務に対し対価を受けるのである。

#### a) 序論

良い序論とは、顧客の要求を正確に説明するとともに、関連する事件、仮説及び制限事項を記載したものである。序論は、顧客を弁護士が提示する問題に目を向けさせ、弁護士の責任を制限させるためのものである。

- 顧客要求の説明：顧客は通常、具体的な要求、又は財産若しくは地位に関する要望をもって弁護士に相談に来る。顧客に提示する際に、弁護士は顧客の要求を正確に復唱しなければならない。顧客の要求を提示することが比較的簡単であれば、正確に提示する、又は顧客がそれまでに明確でない要求を出していたのであれば、顧客の要求の概要を提示することである。この要求の復唱は、分析されるテーマに顧客の注意を引くため、またより重要な点として、弁護士が顧客のために分析するテーマの範囲を狭めるために行う。
- 関連する事件の提示：弁護士の分析及び結論と関連する事件についての提示は非常に重要である。法律文書や法的前例の調査・分析に基づき、弁護士は法的問題を特定し、問題を解決に導くような事件を模索できなければならない。話合いの過程における弁護士の任務は、顧客から多くの情報を引き出し、法的問題の特定に関連する事件を模索するとともに、自分自身で結論を出すことである。

- 関連する仮説の提示：前述の通り、顧客は必ずしも当該案件・取引に関連する事件のすべてを把握し、提示できるわけではない。この場合、弁護士は、自分の調査や分析に資するための仮説を立てる必要がある。本質的には、関連する事件が事実に沿っているか否かを知らない又は知ることができないことを背景に、弁護士は当該事件が正しいとの仮説を立てるものである。業務を履行する過程で、弁護士は必ずしも、顧客に対して十分な助言を提示することができるとは限らないため、各事件やその仮説を提示して自分の分析や責任範囲を制限する必要がある。ある事件又は仮説が正しくないにもかかわらず、顧客が弁護士に通知しなかった場合、弁護士は、当該助言につき責任を負わない。一般に、各事件や仮説を提示するということは比較的困難であるため、弁護士は、法的調査・分析を実施した後で、はじめてこれらの事件や仮説を確定することができる。その後、弁護士は自分の分析に関連する事件を特定できるようになり、必要に応じて適切な仮説を立てることができる。

- 関連する制限事項の提示：弁護士は通常、法的問題についてのみ相談を受け、その助言も法的問題に限定するものである。弁護士の助言には、税務や市場性のリスク（弁護士が要求を受け、かつその要求に応じることに同意する場合を除く）、国家機関や第三者の対応（弁護士が要求を受け、かつその評価意見を提示することに同意する場合を除く）等、法的問題以外の問題は含まれない。その他、ベトナムで弁護士資格の証明書を取得した弁護士は通常、ベトナムの法規定についてのみ相談を受け、外国の法規定に関する相談は受けない（弁護士が要求を受け、かつその法体系について相談を受けることに同意する場合を除く）。関連する事件や仮説を提示する場合と同様に、弁護士は、顧客に対し助言に対する各制限事項を明確に提示すべきであり、さらに重要な点として弁護士の法的分析の範囲や自己責任を制限するものとする。

## b) 結論

結論において、弁護士は、主要な問題やその解決策を簡潔に提示しなければならない。前述の通り、調査や分析の主要な目的の1つは、法的問題を洗い出すとともに、関連する法律文書や法的前例を調査することでその法的問題の解決策を模索することである。法的調査・分析の結果に対して顧客は関心を寄せるため、弁護士は、この結論の部分にそれらを簡潔に提示しなければならない。この部分には、最も基本的かつ主要な内容を簡潔に反映させる必要があるため、最も難しい部分であると言える。事実、重要な内容に焦点を当てて簡潔に提示することは簡単な作業ではなく、特に概略化や体系的な提示方法に慣れていない弁護士にとってはなおさらである。

結論には、顧客が自分の目的を達成するためにどのような行為をすべきか、顧客がその行為を行うことが可能か否か、可能であれば、顧客はどのように行為すればよいか、関連法に違反した場合、顧客にはどのような法的責任が発生するか、といった質問に対して簡潔な回答を提示しなければならない。

## c) 本論

基本的に、本論は、顧客に提示した結論を証明するための分析や法的根拠を具体的に反映させるだけである。弁護士が調査や分析を十分に実施したものであれば、その分析結果を提示することは比較的簡単である。

全般的に本論の構成は結論にあわせるものである。結論に提示した法的问题の件数、提示した解決策若しくは簡単な結論の数によって、本論に然るべき分析を提示しなければならない。相違点としては、本論には、法的根拠や弁護士の分析と判断を詳細に記載する。通常、本論を完成させるためには次の4つのステップを踏むべきである。

- ステップ1：各問題を重要度の高いものから順に並べる。
- ステップ2：提示部分（主に法的分析を含む）を補足する情報、その観点を説明するための情報を収集する。
- ステップ3：ステップ1に記載した問題を主要内容に展開する。
- ステップ4：弁護士は提示した内容を見直し、チェックし、訂正する前に、心を落ち着けて新しい着想が得られるように時間を確保する必要がある。

#### d) 全体的な結論

通常、弁護士は本論を完成した後に、全体的な結論を出して自分の提示部分を終了する。これは中心的な法的问题と、それに対する解決策又は簡潔な結論の概要を取りまとめる部分である。また、結論に提示した解決策又は簡潔な結論に基づいて、顧客が留意すべき重大な問題に関するコメントを記載する部分でもある。例えば、結論部分には、必要な承認リストを提示し、その後、最終部分である全体的な結論には、当該承認リストのうちどれが中心となる承認であるか、より重要な承認は何か、又は実際に取得が困難な承認はどれかについて検討すべきである。全体的な結論は必須ではないが、かなり重要な部分である。この部分は、前述の結論に記載された内容も含め、各結論を改めて強調するためのものでもある。全体的な結論を記載するに当たっては、弁護士の提示部分のうち、最も重要な問題を取りまとめてその提示部分を完成させるための高度なスキルが求められる。

### 3. 検査段階

弁護士は、自分で作成した相談文書を顧客に送付する前に見直すか、又は上級の弁護士に見せて確認してもらうようにしなければならない。この検査業務は非常に重要であり、相談文書が完全なものであり、慎重にかつミスがないように作成されたことを保証するために行う。可能であれば、作成文書を読み直す前に、弁護士は冷静になり、洞察力を発揮できる状態にするための時間を設けることが推奨される。弁護士はミス避けるために、コンピュータ上で確認するよりも、原稿をプリントアウトして確認すべきである。コンピュータ・プログラムを利用して作成文書のスペルチェックだけを行う弁護士もいるが、コンピュータ・プログラムは機械的なものであり、かつ完璧ではないので、ミスが発生する可能性がある。このため、弁護士は、自分が作成した文書を自分で読み直し、スペルミスを確認することが推奨される。顧客に送付する前に、最低2回は読み直すことが望ましい。1回目は論理上の間違い、2回目はスペルミスや表現のミスがないか確認するためである。また、文書に採用された引用又は脚注についてもミスや間違いを避けるために確認しなければならない。弁護士は、客観的な見方を持たせるために自分の作成文書の見直しを他人に依頼することもできる。最後に、弁護士は相談文書がその前の準備段階で設定された作成目標を達成できるように保証しなければならない。

### 4. 相談文書作成時の留意点

十分に構成され、体系的に作成された相談文書を顧客に提示することは、「技術」的なスキルである。弁護士は法的調査・分析過程に基づき、一定の構成と順序に沿って提示すればよい。法的調査・分析が十分に実施されていれば、相談文書の提示は、必然的に順調に行うことができる。しかし、弁護士が技術的な部分を重視し過ぎると、相談文書が冷たい印象を与えるものになってしまうこともある。

論理性を保ちながら冷たい印象のない、関連事項に沿った文書で顧客の要求を満たすために、弁護士は次の各ポイントに留意しなければならない。

- 顧客の時間を無駄にしないこと、顧客の要求を正確に理解すること：簡単にいうと、顧客が相談を求める問題を直接提示することである。弁護士が顧客にとって重要であると考えた問題が他にもあれば、顧客の質問に回答した後で提示すればよい。また、回答の提示方法は、顧客の希望に応じて相談文書の形式（例えば、電子メールによる回答の送信、覚書、正式な相談に対する助言など）を変えるものとする。
- 冗長でなく、簡潔かつ分かりやすい提示：通常、顧客は、小論文又は卒業論文のような長い相談文書は読みたがらないものである。このため、弁護士は、顧客が聞きたい質問に対して回答しなければならず、かつ顧客が簡単に理解できるような方法で提示する必要がある。一例としては、顧客が弁護士の提示した情報を速やかに受け入れられるように、弁護士は簡潔な単文を用いて助言を提示することが推奨される。
- 弁護士は自分向けではなく、顧客のために提示していることを常に心がけること：顧客は専門的な法律知識を持っていないことがあるため、理解できない法的用語を使用することは避けるべきである。例えば、顧客に対して提示する際に、「国際公法」、「国際私法」等の概念を使用すると、顧客は理解できず、弁護士が「専門用語を自慢げに」使っているという印象を持たれて嫌がられることもある。弁護士は顧客にとって意味のない法的概念を使って顧客を「おびやかす」ことがないように心がけなければならない。
- 相談文書の重要な内容を強調すること：重要なポイントがあれば、相談文書の中にそれを繰り返して強調することは無駄なことではない。
- 組織の相談文書書式を利用すること：通常、弁護士事務所は、覚書や正式な助言等、汎用な相談文書の書式を用意していることがある。弁護士は顧客の要求に基づき、これらの書式を用いて調査結果を提示しなければならない。
- 文書の性質に相応しい言葉遣い：弁護士は文書の性質に適した表現や言葉遣いを選択しなければならない。例えば、電子メールを介した相談文書であれば、弁護士事務所による正式な助言と比べてより簡潔かつ形式ばらない表現を採用することができる。
- 定義された用語を使用すること：弁護士は用語を統一的使用し、相談文書の簡潔性及び一貫性を確保するようにしなければならない。特に、複数の弁護士で1つの相談文書を作成する場合、それぞれの弁護士が異なる用語を使用することがあるため、統一した用語を使用することで顧客への誤解を避けることができる。

### III. 契約交渉スキル

業務を履行する中で、弁護士は、取引に関する重要な取決めの合意過程で顧客と相手方との交渉に参加して顧客の利益を保護するよう要求されることがある。交渉に参加する際に、弁護士は、多くのスキルや一定の知識を身に付けることで、顧客と相手の契約書において顧客が有利又は最低でも同等の地位を取得できるように支援しなければならない。経験は弁護士の交渉能力に大きな影響を与えるものである。実習段階では、弁護士の実習生は秘書として様々な交渉に同席し、豊富な経験を持つ弁護士の交渉スキルを観察・勉強する機会がある。経験を積み重ねた後に、弁護士は契約交渉に直接参加することができる。

通常、弁護士が顧客を代表して交渉に参加する過程は、準備段階と交渉段階に分けられる。

## 1. 準備段階

相談文書又は契約書の作成とは異なり、交渉に当たっては法律文書や前例を確認する時間がなく、弁護士が「交渉現場」で臨機応変に対応するスキルが求められる。基本的に、弁護士は、法律知識や交渉スキルを活かし、顧客が提示した要求に対して相手に同意させるとともに、当該要求を契約書に記載させるものとする。そのために、弁護士は交渉に入る前に十分な準備をしておかなければならない。各当事者の契約交渉は通常、契約の成立前から締結まで長期間にわたって行われるものである。準備段階の主な目的は、弁護士が各当事者間の取引や取決めを理解すること、取引に関連する法的問題やそれらに対する解決策を理解すること、交渉におけるこちらの希望と相手方の希望を把握すること、相手方弁護士を理解すること、心理戦の準備をすることである。

- 各当事者間の商業取引や取決めを理解すること：交渉に参加する前に、弁護士は、取引の構成や取引に関する各当事者間の取決めを理解しなければならない。弁護士は、取決めの形式や各当事者の権利、特に自らが代理する顧客の権利に関する法的問題、発生しうる問題やリスクに関する顧客の懸念に留意しなければならない。相手方弁護士によって契約書が作成された後に交渉を行うのであれば、弁護士は、自らが代理する顧客の権利にとって重要な意味がある契約条項を十分に把握しなければならない。要するに、弁護士は自ら契約条件を提案するか、相手方から提案されるかにかかわらず、上記の情報を確実に把握して交渉に参加する準備をしなければならない。通常、交渉を行う前に、顧客は弁護士に対してそれらの情報を比較的十分に提供する。しかし、弁護士は顧客からの話を受動的に聞くだけでなく、自分の経験を踏まえて、顧客に聞き返したり、持ち掛けたりすることで各当事者間の取引や取決めをより詳しく確認して理解しなければならない。例えば、株式売買取引の場合、弁護士は売買対象（例えば、株式の数と種類）、価格（例えば、金銭か現物か）、支払方法（例えば、一括払いか分割払いか、保証金があるか）に関する各当事者の取決めのほか、各当事者が取引終了後に取得することを望む経済的な利益（例えば、利益配当請求権）、非経済的な利益（例えば、議決権）について把握しておかなければならない。

- 取引に関連する法的問題やそれらに対する対策を理解すること：交渉を行う際に、各当事者又は各当事者の弁護士は、各当事者の商業的な希望から発生する法的問題や、それらの問題を自分側が有利となるように解決する方法について協議する。法的問題としては、取引の適法性や国家機関から取得する必要のある許認可、各当事者の内部者及び第三者から得る必要のある承認、契約の具体的な条項の実現可能性等に関係するものがある。このため、弁護士は取引か

ら発生する法的問題を明確に把握したうえで、顧客のために有利となるような取決め又は条項を提案しなければならない。弁護士が取引に関する法的問題のすべてを特定することができず、相手方が自らの利益のためにのみ、契約締結後に顧客に害を与えるような取決めを提案した場合、弁護士はリスクにさらされる。弁護士は、相手方の弁護士には自らの顧客以外の者の利益を保護する義務がなく、しかも全契約当事者の有利となるような取決めを提案する義務もないことに留意しなければならない。交渉過程で、各当事者の弁護士は自らの顧客のために最も有利となるような取決めを可能な限り提案し、そこからバランスが取れるような対策について合意に至るようにするものとする。このため、弁護士は交渉に参加する際に、顧客の最大限の利益を保護するために重要な法的問題を見落としてはならない。

- 交渉におけるこちら側の希望と相手方の希望を把握すること：交渉を行う際に重要なポイントの1つは、弁護士が自らの顧客と相手方が交渉を通じてどのような結果を取得したいのかを明確に把握することである。つまり、「自分を知る、相手を知る」ことである。具体的に弁護士は、自らが交渉時に取得したいことを把握したうえで、その目的の達成に向けて適切な討論を行うよう準備しなければならない。同時に、相手方が取得したいことも把握したうえで、交渉時にその弱点を利用して自らの利点に変換させるように取り組む。例えば、株式売買取引において、売り手が期限の到来した借入金を返済するために株式売却金を即時に取得したがっているという情報を知ることができれば、買い手の弁護士は、買い手が株式購入後に一部の特権を取得するような取決めに対し売り手に同意させるように圧力をかけることができる。基本的に、交渉に参加する各当事者はいずれも、当該取引がもたらす商業的な利益を目的として、相手方との合意に達することを希望するものである。このため、弁護士は相手方の目的を利用することで、自分の顧客のために最も有利となるような取決めに合意するように働きかけることができる。

弁護士は顧客から提供された情報、又は相手若しくは相手方弁護士から提示された契約書の草稿に記載の提案を介して相手方の交渉目的を知ることができる。相手方は各条項に対して自らの目的を明示することもあれば、当該条項の修正要請を示すだけのこともある。弁護士の任務は、相手方が提案を出したときの目的を推測したうえで、適切な交渉技術を特定することである。また、弁護士は公開情報源（会社のウェブサイト、報道情報、国家企業登録ポータルサイト）を通じて入手した相手方の事業情報から、取引に関する相手方の目的を調べることもできる。通常、ベトナム上場企業は、国家証券委員会のウェブサイトや証券取引所において情報公開（例えば、監査済み財務諸表、株主総会決議、年次報告に関する情報公開）が義務付けられている。弁護士はこれらの情報を自らの交渉過程で使用することができる。

- 相手方弁護士を理解すること：顧客の相手方が代理人として弁護士を起用している場合、弁護士は、相手方弁護士やその弁護士が所属する弁護士事務所について調査する必要がある。この調査の目的は、相手方が起用する弁護士やその弁護士が所属する弁護士事務所の経験や業務分野を踏まえて、相手方の交渉能力を予測することである。相手方弁護士が取引に関わる領域においてあまり相談経験がなければ、弁護士は、より強烈的な交渉スタイルを選択して相手方を自分の意向に同意させることができる。一般的な情報以外に、弁護士は相手方弁護士の業務上の弱点と習慣を調べたうえで、適切な交渉戦略を準備すべきである。例えば、相手方弁護士が短気な性格の人物であれば、同人が冷静に対応できなくなるような刺激要素を調査し、交渉時に相手方に不利な状況を与える、又は相手方弁護士が自己主張を持たずに、自分の顧客の指示

に従う従順な人物であれば、相手方の顧客の説得に注力し、彼らから弁護士を説得してもらうようにすればよい。

- **心理戦の準備**：交渉過程は、数週間、数カ月間又は数年間を要することがある。弁護士は自信をもって冷静な姿勢で顧客とともに交渉に参加するように心理戦の準備をしなければならない。弁護士の姿勢は、自分の提案に相手を納得させるために重要な役割を果たす。激しい論争を展開する弁護士でも、プロ意識と自信をもって冷静に論争する姿勢を取ることで、自らの顧客のために最も有利となるような取決めについて合意に達することができる。「交渉現場」では、弁護士が自信を失って、落ち着かない態度を取れば、弁護士の討論に対する相手方の信頼度が下がることになる。弁護士は強い精神力をもって唐突な状況や相手方の厳しい質問にも対応できるようにしなければならない。

要するに、準備段階において最も重要なことは、弁護士が取引、法的問題、関連リスク及びそれらの問題の解決策を把握しなければならないことである。経験を活かすことで、弁護士の準備過程をより効果的かつ迅速に進めることができる。

## 2. 交渉段階

実際には、交渉過程は技術的なプロセスである。交渉とは、異なる利益、時に対立的な利益を持つ当事者同士が協議して合意に至るというプロセスである。このため、弁護士は顧客のために優位な立場を得ることができるように、自らの論理以外に、相手の心理に影響を与えるためのテクニックを使用することができる。弁護士の交渉目標は、顧客の利益を常に保護することである。そのために、弁護士は通常、相手方又は相手方弁護士が契約書を熟読していないという事実を利用し、「良い弁護士／悪い弁護士」又は「良い人／悪い人」のテクニックを利用し、交渉の際に弁護士が取得すべきことよりも多く要求し、相手方弁護士と同等な能力を有する弁護士を交渉参加に配置させ、相手に「圧力」をかけるために十分な人員を準備することである。

当然のことながら、弁護士は、相手方弁護士からも同じテクニックを利用されることもある。この場合、弁護士は冷静な判断で適切な対応をしなければならない。

- **相手又は相手方弁護士が契約書を熟読していないという事実を利用する**：実際には、時間をかけて契約書や契約書の各条項を読まず、調査しないまま交渉に参加する弁護士が多い。これは経験豊富な弁護士や弁護士事務所を経営する弁護士において多く見られる。経験豊富な弁護士は、複数の案件を同時に担当しなければならないため、下位の弁護士に契約を確認させて要点の取りまとめをさせることが多い。相手方が契約を十分に把握していないことに気づいた場合、この点を利用して、相手方弁護士やその顧客を混乱させることができる。契約条項を十分に調査する時間がなかった場合、相手方弁護士は、交渉の場で弁護士が提示した分析や結論をベースとすることが多い。その場合、弁護士は自らの観点から相手方に合意させるように説得しやすい。このテクニックに対抗するためのポイントとしては、弁護士は契約の関連条項を確認するための時間を作るために、会議を一時的に停止する又は当該問題を次の会議で議題とすることである。

- 「良い弁護士／悪い弁護士」又は「良い人／悪い人」のテクニックを利用する：交渉に入る際に、弁護士は「良い弁護士／悪い弁護士」の役を演じることで、相手方を自らの提案に合意

させるように説得することができる。このテクニックは、複数名で構成される弁護士グループが一人の顧客のために交渉に参加する際に適用されることが多い。このテクニックでは、ある一人の弁護士が闘争的で妥協したくない姿勢を示す一方で、残りの弁護士はよりソフトで合理的な対策を提示する。このロールプレイは相手方の心理を利用する作戦で、相手方は、「良い弁護士」と交渉した方が有利であると思ひ込み、「良い弁護士」からの提案に同意する傾向がある。また、このテクニックは弁護士と顧客が、相手方に対して採用することもできる。その際に、弁護士と顧客は交渉の進行状況にあわせて「良い人／悪い人」の役を演じるものとする。相手方又は相手方弁護士がこのテクニックを利用した場合、弁護士は冷静な判断で自らの論理に集中しなければならない。

- 弁護士が取得すべきことよりも多く要求すること：弁護士は、契約に対してより多くの要求を提示することで、相手の気を散らして、弁護士が本当に取得したいことを分かりにくくすることができる。前述の通り、弁護士の交渉目的は、相手方が抵抗する弱点として利用されることがある。相手方が顧客の提示した条項に妥協するような振りをすることで、彼らが提示した他の条件に同意させようとすることがある。その場合、弁護士は、冷静な判断で1つ又は複数の特定の問題を強調し過ぎないように心がけなければならない。一方で、相手方がそのような方法を利用して、故意に弁護士の気を散らそうとする場合、弁護士は冷静になり、落ち着いて、自分の調査結果に基づいて相手の要求を処理するようにしなければならない。

- 相手方弁護士と同等な能力を有する弁護士を交渉参加に配置させる：交渉に参加する各当事者の弁護士は皆、顧客が要求する権利を取得することを最終目的とする。前述の通り、経験は、交渉において弁護士が成功する可能性を決める最も重要な要素の1つである。経験を積むことで、弁護士は、最善の結果を得るために、交渉の場でどのテクニックや心理作戦を利用すべきか、どのような姿勢を示すべきかを知ることができる。このため、顧客が弁護士事務所に交渉参加を依頼するのであれば、交渉に直接参加する弁護士の選択にも重要な意味がある。基本的に、協議時に「対等な交渉」を行うためには、交渉に参加する候補の弁護士が相手方弁護士と同等な経験や能力を有しているべきである。例えば、相手方が経験豊富な弁護士を選択するのであれば、弁護士事務所も同様に選択しなければならない。一方で、相手方弁護士が自分より経験が少なく、取引・市場について把握していない者であることが判明した場合、弁護士は、その未熟な経験を利用して自らに有利となるよう転じることができる。このため、弁護士事務所は相手方弁護士と同等な能力を有する交渉弁護士を配置することで、相手方からこのテクニックを利用される可能性を極力避けなければならない。

弁護士又は弁護士事務所が交渉に参加する相手方弁護士の選択に関与することができるのであれば、取引分野に関する経験を有しており、自分と面識があり、交渉参加時に主張を持たない弁護士を選択することが推奨される。これは、両当事者の顧客が相互の交渉弁護士の選択について参照し合い、また顧客から相手方のどの弁護士を交渉参加に選択すればよいかについて弁護士に相談を依頼する場合によく発生する。双方の弁護士が取引に関する問題を十分に把握しておく必要があるため、弁護士は顧客に対し、取引を早期に完了させるために、相手方弁護士には経験者を選択するように助言すべきである。また、既に面識のある弁護士同士であれば、通常は相互に共感することもできるし、交渉過程中に相手方を困らせないのである。最後に、交渉の場で主張を持たない又はあまり主張を持たない相手方弁護士を選択することは、弁護士が提示した提案に彼らを同意するように納得させやすいからである。

- 相手に「圧力」をかけるために十分な人員を準備すること：交渉を行うときに、人員面や時間面で相手に圧力をかけることにより、弁護士事務所は自分の顧客のために有利な取決めを取得することができる。弁護士事務所は、すべての問題の交渉において多人数の弁護士を交代制で参加させ、相手方弁護士のそれに対応するための人員を不足させるようにする。例えば、取引を早急に完了させる必要があるが、相手方が一人又は二人の弁護士だけを交渉参加に配置する場合、弁護士事務所は、優秀な弁護士らを派遣して、相手方弁護士に「圧力」をかけるようにするとともに、相手方に契約原稿を可能な限り早期に送付し、相手方弁護士が資料を確認するための時間もない状況にする。その場合、相手方弁護士は通常、顧客の要求に妥協して合意する可能性が高い。

### 3. 交渉時の留意点

顧客とともに相手方との交渉に参加する場合、交渉を順調かつ効果的に進めるために、弁護士は、次の各ポイントに留意しなければならない。

- 弁護士と相手方弁護士との関係に関する配慮：弁護士は、良好な職業上の関係又は個人的な関係を持つ相手方弁護士に対して強烈的な交渉テクニックを利用しないことがある。この配慮は、交渉だけでなく、弁護士という職業柄、同僚の弁護士との協力関係を維持する必要があるためである。密接な関係を有する弁護士同士での交渉は順調に進められ、取引のいずれの当事者にも有利な結果を得ることが多い。

- 弁護士が顧客に代わり決定してはならない：弁護士が念頭に置いておくべき重要なポイントの1つは、弁護士は、その顧客のために相談に乗ることで対価を支払われるものであり、顧客の代わりに決定を下してはならない。このため弁護士は、交渉の場で顧客の決定を尊重しなければならない。弁護士が顧客の代わりに決定を下すことは、弁護士としての職業範囲を超過する行為であり、かつベトナム弁護士職務倫理規程に適合しないものでもある。

- 無断で相手方弁護士の顧客と協議してはならない：弁護士が相手方弁護士と合意しないため、相手方弁護士の同意を得ないまま、その顧客と直接連絡・協議することがある。この行為もベトナム弁護士職務倫理規程、具体的には同僚の尊重及び協力規定に適合しないものである。弁護士は、相手方弁護士や、相手が交渉において自らを代理する弁護士の採用決定を尊重する必要がある。相手方弁護士の顧客と直接協議することは、消極的な交渉テクニックとみなされ、彼らが法律を十分に理解しないことを悪用して、自らが提示した要求に同意するように説得させるものである。

- 「交渉現場」で相手方弁護士の「悪口」を言わない：弁護士業は、「信頼」をベースとした職業である。顧客は自らを代理する弁護士を採用する際に弁護士を信頼しなければならない。このため、理由を問わず「交渉現場」で相手方弁護士の「悪口」を言うことは、弁護士業の倫理に相応しくない行為であり、相手方が自分の弁護士に対して持つ信頼に影響を及ぼすものである。また、この行為は、弁護士が自らの優位性を保つ目的で取引に関連しない問題を利用する行為であり、弁護士というプロ意識に欠ける行為でもある。相手方弁護士に対してどのような見方を持つかを問わず、弁護士は自らの取引先や顧客を同等に一定の尊重を示す必要がある。

両当事者の弁護士は、それぞれ自らが代理する顧客の権利を最大限に保護する責任を有する。弁護士には対等な取決めについて交渉する責任がなく、また相手方に対して平等性を確保する責任もない。このため、弁護士は、自らの優位性を保ち、相手に圧力をかけるために複数のテクニックを利用する権利を有する。しかし、それらのテクニックは、法律や弁護士業の倫理（具体的には、弁護士は忠実であり、人を騙してはならず、同僚や顧客の取引先を尊重する）に違反しないものでなければならない。弁護士は、自らの性格、観点及び職務経験に応じて様々な交渉テクニックを選択することができる。いずれのテクニックも、弁護士に必ず交渉を成功させるようなものはないため、弁護士は実際に交渉テクニックを柔軟に活用しなければならない。

#### IV. 契約書作成スキル

困難度で言えば、契約書の作成は法律相談文書の起草（又は作成）よりも難しい。ある程度技術的な性質をもつ一定の書式（序論、結論及び本論）に沿って作成される法的問題提示文書とは異なり、契約書作成は模範性が少なく、顧客の要求を満たす成果物を創作するために、弁護士にはある程度の創造性が求められる。契約は状況に応じて異なり、類似の取引に関する契約であっても同一ではない。顧客の業務分野や要求事項が多種多様であるため、弁護士が契約書の作成を要する契約も様々である。顧客が弁護士に対して契約書の作成を依頼する契約には、単純な売買契約、労働契約又は家屋賃貸借契約から、より複雑な企業買収・合併契約、金融契約、証券契約、建設契約、技術移転契約、保険契約まで多岐にわたることがある。

このテーマに関しては、文書作成という視点から、まずは契約の基本的な条項を取り上げ、その後契約書作成に採用できるスキルを確認する。

##### 1. 契約の基本条項

複雑で模範性が少ないものの、肯定的に見れば、契約書は一定の基本条項からなるもので、作成者がそれらの条項の目的と構成を理解すれば、より体系的かつ模範的に契約書を作成することができる。概略的に見ると、契約には、次の通り3つの基本条項が含まれる。

- **取引構造に関する条項**：取引構造に関する条件は通常、商業的な性質を示し、取引の性質と構造を説明するものであり、各当事者が取引に関する初期段階の取決めにおいて合意することが多い。これらの条項は各当事者の利益を定めたもので、複雑な法的問題を提示しない（例えば、契約対象、商品の品質、価格、支払方法）。通常、取引構造に関する条項は、契約書の冒頭に置かれ、他の条項とは別の部分に記載されることが多い。取引構造に関する条項は、取引の種類によって異なる。このため、これらの条項を作成する際に弁護士が留意すべき最も重要なポイントは、各当事者が合意した取引の構造を正確かつ明確に記載しなければならないことである。

- **重要な法的条項**：契約書に重要な法的条項を定める最大の目的は、リスクを配分するためである。この条項は、各当事者が取引参加の決定を検討するための根拠でもある。現在の市場慣行によると、これらの条項は各当事者が初期段階で交渉し、取引に関する初期段階の取決めに反映される。しかし、重要な法的条項は、複雑な法的性質をもつため、各当事者が後の各段階でさらに詳細かつ慎重に交渉することが多い。基本的に、重要な法的条項は次の通り4つに分類することができる。

+ 必須条件：必須条件とは、契約の各当事者の義務を発効させるために満たすべき条件のことである。言い換えれば、取引を実現させる可能性や時期に直接影響を与える条件のことである。このため、この分類に含まれる条件は、各当事者が最も関心を寄せる条項であり、契約書作成又は契約交渉の過程において最も困難で複雑なものである。よくある必須条件：発生すべき事由又は発生してはならない事由、対応すべき条件、各当事者が特定の期日までに履行すべき義務。必須条件を作成する際に、弁護士は取引における顧客の義務が発生する前に、顧客のリスク処理において重要な役割を有する条件を特定しなければならない。

+ 現実の事案に関する誓約と保証：誓約と保証の目的は、取引に直接関係する重要な情報である現実の事案であって、一方当事者が自分で知ることができない情報を、各当事者が入手できるように好条件を定めるためのものである。通常、各当事者は、自分が鑑定できない又は鑑定の責任を負うことを避けたいときに、契約の締結や成立に対して重要な情報や現実の事案の確実性を保証するためにこれらの条項を用いることが多い。例えば、契約締結者である会社が適法に設立され、契約締結や取引実現のために十分な権限を有する。この誓約や保証が事実と異なる場合、契約違反事由とみなされ、違反していない側の当事者は、契約に基づいて合意された権利のほかに、契約解除や損害賠償といった是正措置を講じる権利を有する。このため、誓約や保証は、契約に関するリスクを配分させるために重要な分類の条項でもある。

+ 確約：確約とは、合意に従って具体的な行為を実行する義務又は実行しない義務を意味する。確約は、契約の全期間又は関連する各時点において効力を有する。例えば、契約では次のような確約が定められることがある：必須条件を最短で満たすこと、内部規定及び法規定を順守すること、契約に定める具体的な義務を履行すること。

+ 違反事由と是正措置：違反事由は各当事者が契約条項に違反したときに発生する。典型的な違反事由には次のものが含まれる：一方当事者による現実の事案についての不実の誓約及び保証、一方当事者によるいずれかの確約の不順守。違反事由が発生した場合、違反していない側の当事者は、法令や契約に定める是正措置を講じることができる。例えば、早期契約解除、罰金請求、損害賠償請求などがある。違反の是正措置に関する条項を作成する際に、弁護士は具体的な是正措置に対する法定条件や法定制限について留意しなければならない。例えば、違反に対する処罰は契約に定めなければならず、商業的契約であれば、違反処罰が違反した義務の8%を超えてはならない。

重要な法的条項は取引の性質と構造、及び取引に参加する各当事者によって変わるものである。このため、契約書を作成するときに、弁護士は自分の法律知識や経験を踏まえ、取引に潜在するリスクを特定するとともに、各種条項の内容と目的に基づいてこれらの条項を利用し、それぞれのリスクを処理し、当事者によって予め合意されたリスク配分を正しく反映させるように心がけなければならない。

- 標準条項：標準条項とは、通常の契約に設定しなければならないその他の条項をいう。主な標準条項は、紛争解決条項や契約条項の施行に関する条項を含む（例えば、契約の解釈原則、準拠法、紛争解決機関、契約の通知・改正、一部無効、契約言語等）。これらの条項は、前述の2種類の条項よりも商業や法務に関する複雑な問題と関係するものが多いが、標準条項として標準化されている。このため、標準条項の作成はそれほど複雑でなく、弁護士の高度なスキ

ルは求められない。弁護士は、市場慣行を把握するだけで、これらの標準条項を作成することができる。

## 2. 契約書作成

契約条項の種類を把握した後に、弁護士は3種類の条項に沿って契約書作成を始める。契約書作成は、準備段階と作成段階の2段階で構成される。

### a) 準備段階

準備段階における弁護士の主な目的は、取引や当該取引における自分の役割、及び顧客が弁護士に作成を依頼する契約書のスタイルや具体的な内容を理解するためである。この段階で弁護士にとって最も重要なことは恐らく、契約書で取引に関するリスク及び当該リスクの解決策を特定することである。

- **取引についての理解**: 契約書を作成するために、最も重要なことは、弁護士が各当事者間で合意された商業的条項や法的条項を理解することである。すべての取引に適用できる共通の契約は存在しない。ある特定の取引に対する契約には、具体的な商業的条項や法的条項を反映させなければならない。弁護士は商業的条項や法的条項に関する各当事者の合意事項、各当事者の利益、特に自らが代理する顧客の利益、発生しうる問題・リスクに関する顧客の懸念を確認して把握するように留意しなければならない。弁護士は契約書作成の準備をするためにこれらの情報を確実に把握し、理解しておかなければならない。顧客は、通常、弁護士に依頼するときに、弁護士に対してこれらの情報をある程度十分に通知するはずである。

情報提供が不十分かつ不明確な場合、弁護士は、顧客に再確認し、これを確実に理解しなければならない。弁護士は類似取引における自らの経験を踏まえ、顧客と相談し、時には持ち掛けることで、顧客に取引についてイメージさせ、その希望をより詳細に引き出すようにしなければならない。

- **自らの役割を明確に特定すること**: 前述の通り、弁護士は、顧客を代理することに対して報酬の支払いを受けるため、自らの顧客の利益のためだけに代理する義務を負う。弁護士は、自らの顧客が誰か、どのような権利を有するかを明確に把握したうえで、それを保護しなければならない。契約書作成の段階では、両当事者の権利を保護するための契約は存在しない。弁護士は、契約書の草稿を作成するときに、自らの顧客の権利保護を最優先して作成しなければならない。

草稿は通常、弁護士の顧客が実際に希望するレベルよりも多くの条項を定めておくことで、交渉終了後により「バランスが取れる」ようになり、少なくとも顧客の要求に応じることができるようにする。相手方やその弁護士も、契約をより「バランスの取れた」ものにする義務を負っている。このため、各当事者の権利の「バランスの取れた」契約成立こそが交渉の成果でもある。

また留意すべき点として、すべての契約は、各当事者のリスク分布に関して、一般的に認められている基準がある。契約書を作成する際に、弁護士はこれらの基準を把握したうえで、一方に偏りがないようにしなければならない。契約書草稿には、顧客が希望するよりも多くの条項を定める必要があるものの、自らの顧客に有利となるよう偏り過ぎる、或いは慣習と

かけ離れた形で作成することは避けるべきである。なぜならば、そのように作成すると、相手又は相手方弁護士に不快感を与え、弁護士や顧客が欺瞞的であり、相手方を尊重していないという印象を与えることになり、消極的な反応につながる可能性があるためである。

- **スタイル及び具体的な内容**：弁護士は、顧客が希望する契約書のスタイルや具体的な内容について顧客に明確に確認しなければならない。例えば、5～10ページの契約書を希望する顧客もいれば、50～100ページといった長い契約書を希望する顧客もいる。英国・米国の法体系に基づいた顧客は、ローマ法に基づく顧客と比べると、国際取引において長い詳細な契約書を希望する一方で、ローマ法に基づく顧客は、成文法の規定をベースとする傾向があるため、契約書に再現する必要がない。顧客から契約書のスタイルや具体的な内容に関する要求を受けたか否かを問わず、弁護士としては、契約書には十分かつ明確な情報を記載する必要があることに留意しなければならない。

また、各当事者が、契約締結後の法令改正により契約の具体的な事項の解釈に影響が及ぶことがないようにしたいのであれば、契約の中にその旨を明示的に定めるよう取り決める必要がある。

契約書を読むすべての人が法的問題について深く理解しているわけではないため、弁護士は、契約書を詳細かつ具体的に作成する必要があることを心がけなければならない。例えば、契約書には、株式購入者が利益配当の請求権や株主総会での議決権等の株主権利を有すること、また一方当事者は、相手方に契約上の義務の重大な違反が生じた場合に契約を解除する権利を有することを定める。これらの条項は、契約書に記載するか否かを問わず制定法に定められているため、購入者に新たな権利を付与することは一切ないものの、そのような条項を記載することで各当事者に自らの権利をより深く理解させる意味があるので、無駄な条項ではない。

- **取引構成図を作成し、取引のマイルストーンを確定し、取引に関わるリスクを予測する**：契約書作成前の準備において効果的な作業の1つは、取引の主なマイルストーンの時系列図を作成することである。この構成図を見ることで、弁護士は取引の締結から実現までの過程をイメージしやすい。弁護士は契約の各段階において何らかの問題が発生した場合、契約に従ってどのように解決すべきかを自問しなければならない。取引の主なマイルストーンとリスク分布は、次の通り3つある。

+ 各当事者が契約を締結する時点：契約締結日に、各当事者は、自らの現実の事案が正確なものであることを誓約し、保証しなければならない。こうした現実の事案が契約締結の事実的な根拠となるためである。契約締結日以降、各当事者は、各確約を実行する義務が発生し、必須条件を満たすための過程を開始することになる。

+ 取引完了時点：各必須条件は、取引完了日前までに、各当事者が満たすか、又は放棄しなければならない。取引完了日の時点で現実の事案に関する誓約及び保証は正確でなければならない。例えば、取引完了日に、株式発行側は、株式を購入側に売却し、購入側は代金を支払わなければならない。

+ 賠償期間終了時点：賠償期間中、各当事者は、契約に従った各確約を順守する義務を負う。一方当事者が違反した場合、相手方は、契約解除権のみならず、賠償請求権も有する。

前述の取引の主なマイルストーンやリスク分布に基づき、弁護士は、取引から発生する具体的な問題を解決することができる。実際には、主なマイルストーンやリスク分布を特定するための思考過程はそれほど簡単なものではなく、弁護士の経験をはじめ、理論上及び事実上のリスクに対する弁護士の判断が大きく求められる。経験の少ない弁護士と経験豊富な弁護士の違いは、顧客にとって重要かつ事後的なリスクをどれだけ見つけられるか、そして正確に判断できるか否かにある。

要するに、契約書を作成する前に、弁護士は取引（各当事者の間で取り決められた商業的条項や法的条項を含む）を理解すること、自分の顧客が誰か、保護すべき権利が何かを明確に把握すること、顧客が希望する契約のスタイルと具体性を明確に確認すること、主なマイルストーンやリスク予測を反映した取引構成図を作成するうえで、これらをベースとして検討することを心がけなければならない。取引から発生するすべてのリスクに対応できることを前提として、契約書を作成しなければならない。

#### b) 作成段階

弁護士が契約書の作成を開始するには、2つの方法がある。

第一の方法：弁護士は、契約書の前例又は既存書式を一切参考にせずに、顧客の要求に応じた完全に新規の契約書を自ら考案する。

第二の方法：弁護士は、契約書の前例又は類似契約書の書式に基づいて作成する。

いずれの方法を採用した場合でも、契約書には、前述の3つの基本条項を含めなければならない。

- 一から新規に作成する：前例又は既存書式が一切なく、顧客の要求に応じた完全に新規の契約書を自ら考案しなければならない場合、弁護士は次の点に留意しなければならない。

+ 契約書の基本構成を考えて準備する。

+ 契約書の基本構成が論理的であるか、契約書に前述の3つの基本条項が含まれているかを確認する。

+ 契約書の構成が各マイルストーンやその時系列に沿って発生しうるリスクを反映しているかを確認する。

+ 関連契約書に関する市場慣行について調査する。

上記の通り抜け漏れなく確認した後に、弁護士は、関連契約書に関する市場慣行を考慮したうえで、契約書の作成を開始することができる。

- 契約書の前例又は既存書式に基づいて作成する：契約書の前例又は既存書式に基づいて作成することで、時間を削減し、市場慣行に適合しない条項の作成を避けることができる。契約書の前例又は既存書式を使用する場合、弁護士は次の点に留意しなければならない。

+ 1種類に限らず、複数の契約書の前例又は書式を用いて、その中から関連する取引に最も相応しいものを選択する。前例又は書式の適合性を確認するためには、前例又は書式の起源及び歴史を把握する必要がある。

+ 契約書の前例又は書式を強硬に採用すべきではない。弁護士が契約書草案に採用しようとしている契約書の前例又は書式の条項の性質や目的を理解しなければならない。

+ 契約書の前例又は書式が適切であるか否か、又は関連する取引に相応しくない可能性があることに常に留意しなければならない。その理由として、当該前例又は書式が時代遅れのものであり、法令の改正や変更にあわせて適時に更新されていない可能性がある、前例又は書式について特定の取引のために非常に詳細に交渉が行われたため、関連取引に相応しくない可能性がある、前例又は書式を作成した弁護士が優秀な弁護士ではなかったため、当該前例又は書式が適切ではないものである等が挙げられる。

+ 契約書の前例又は書式を採用する際に、前例又は書式のロジック構成、用語、作成スタイルを考慮したうえで、これらを契約書作成において活用するように留意しなければならない。

- 作成終了時の見直し：適切な契約書は通常、複数の草案を作成した後に完成したものである。草案を作り直す都度、弁護士は新しい問題を発見し、契約の各該当条項を修正する。繰り返して確認すればするほど、契約がより充実したものとなり、ミスも削減される。

草案が完成し、顧客に送付する時点で、弁護士は、少なくとも2回再読しなければならない。1回目は論理と内容、もう1回は文書の形式を確認する。それぞれの回で契約書の1つの側面だけを中心に確認することで（1回目は内容、2回目は形式）、弁護士は、その側面について最初から最後まで集中的に確認することができ、通常は集中して確認しなければ見つけられない程の細かいミスまで見つけることができる。

このように、契約書を作成する際に、弁護士は、契約書の前例又は書式に基づいて作成するか、又は（やむを得ない場合は）新規で契約書を作成することができる。弁護士は前例を採用する場合は慎重に考慮し、自らの特定の取引に相応しいように前例を修正しなければならない。また弁護士は、顧客に契約書を送付する前に少なくとも2回再読すべきである（1回は論理、もう1回は文書の形式を確認する）。

### 3. 留意すべき原則

契約書を作成するに当たっては、明確で分かりやすく、かつ統一的な契約書を作成するために採用できる効果的な原則がいくつか存在する。具体的な例を以下に挙げる。

- 適切に定義された語を使用し、契約書を簡素化するとともに、重複表現を削減する（例えば、契約書で複数回使用される語があれば、それを定義すべきである）。

- 作成スタイルや表現を統一しなければならない（例えば、「契約」という語を使用する場合、最初から最後までこの語に統一する。同一の文書の中で「契約」又は「合意」のように表現を変えることは避けるべきである）。

- 1つの趣旨は1つの段落で、1つの義務は1つの文で表現し、また対立的な各当事者の義務は、別個に記載すべきである。

-契約書草案には、必ず草案日付を記載する。これは草案完成から草案送付までの期間中に生じる法律改正に関する弁護士責任を制限するためである。弁護士は、顧客に草案を送付した後の法律改正につき責任を負わない。また、各当事者の弁護士は、草案作成者又は草案に意見を提示した当事者を明記しなければならない。これは複数の当事者によって作成された草案又は意見が提示された草案が複数ある場合に混乱を避けるためである。

## 第2章：投資業務の相談

この章では、投資プロジェクト、投資許可手続、投資形式、投資制限、海外投資を含む、各種投資業務に関する基本的な法的問題について記載する。

この章に記載する法的問題は、主に2014年投資法とその2016年補充改正法（以下、「2014年投資法」と略称する）、2014年企業法及びこれらの施行案内文書の規定に基づいて分析する。該当する場合は、この章で、2006年証券法とその2010年補充改正法（以下、「2006年証券法」と略称する）及び大衆企業に対して適用される施行案内文書の一部の規定についても分析する。

### I. 投資プロジェクト及び関連要件

#### 1. 投資プロジェクトの定義と区分

2014年投資法によると、投資プロジェクトとは、「一定期間、一定地域において経営投資活動を実施するための中長期的な資本投入の提案の総称をいう」<sup>1</sup>と定義される。この定義は、あらゆる種類の投資プロジェクトに適用される。しかしながら、プロジェクトの形式、内容、資金源ごとに個別に定義されることがある。例えば、2014年建設法とその2016年補充改正法（以下、「2014年建設法」と略称する）に基づく建設投資プロジェクトは、「一定期間、一定の費用で、作業、製品又はサービスの品質の開発、維持及び向上を目的とした建設、建設作業の修繕又は補修のための資金の利用に関する提案の総称をいう」<sup>2</sup>と定義される。2014年公共投資法に基づく公共投資プロジェクトは「公共資本の全部又は一部を使用する投資プロジェクト」<sup>3</sup>と定義される。この章では、2014年投資法に定める一般的なプロジェクトに関する規定を中心に取り上げる。

2014年投資法の規定に基づき、投資プロジェクトは、主に次のカテゴリに分類することができる。

- 投資方針に対する承認を要するプロジェクト（承認権限は国会、首相又は省級人民委員会に属する）又は投資方針に対する承認が不要なプロジェクト
- 外国投資家によるベトナムへの投資プロジェクト又はベトナム投資家による外国への投資プロジェクト
- 国内投資プロジェクト又は外国投資プロジェクト
- 条件付き経営投資分野に属するプロジェクト又は条件付き経営投資分野に属しないプロジェクト

#### 2. 投資プロジェクトの活動期間

プロジェクトの形式、内容及び規模によって、投資許可権限機関は、当該プロジェクトの活動期間を決定する。プロジェクトの活動期間の上限は、経済区以外の投資プロジェクトで

---

<sup>1</sup> 2014年投資法第3条第2項

<sup>2</sup> 2014年建設法第3条第15項

<sup>3</sup> 2014年公共投資法第4条第13項

50年、経済区内の投資プロジェクト、困難な経済・社会条件を有する地域又は特別困難な経済社会条件を有する地域で実施される投資プロジェクト、又は大きな投資資本を有するが資本の回収が遅いプロジェクトでは、70年とされている<sup>1</sup>。

### 3. 外国投資家に対するベトナム政府の投資保障

2014年投資法の第5条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条に基づき、ベトナム政府は、次の投資保障活動を実施する。

- ベトナムにおける投資家の財産所有権の保障（国有化されず、又は行政措置により没収されることはない。国防安全及び国家利益のために国家が収用・徴用する場合、投資家は、法規定に従って代金又は賠償金を受けることができる）
- 経営投資活動の保障（国内の商品、サービスを優先的に購入すること、一定の割合で輸出すること、輸出入業務のために外貨を均衡させること、現地調達比率を達成することは強制されない）
- 外国投資家による財産の外国への移動の保障（投資資本、投資の各清算分配金、経営投資活動から得られる収入、投資家の合法的な所有に属する金員及びその他の財産）
- 一部の重要プロジェクトに対する政府の保障（投資プロジェクトの実施に参加する権限を有する国家機関又は国営企業の契約を履行すべき義務の保障を含む）
- 法令が改正された場合における経営投資の保障（法規定の改正が国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会倫理、公衆衛生、環境保護を理由とする場合を除き、投資家は、法規定の改正があった場合、従来よりも有利な投資優遇措置を享受することができる。一方、投資家が前述の通りより有利な投資優遇措置の適用を受けることができない場合、課税収入から損害を控除されるか、又は投資プロジェクトの活動目標を調整する、又は損害克服の支援を受けることができる）。
- 経営投資業務における紛争は、仲裁又は裁判所で解決する。

### 4. 投資優遇

ベトナムでは、投資優遇は、各経営投資分野や特定の地理的地域における国内外の投資プロジェクトに適用される。投資優遇の各種形式は次のものを含む。

- 通常より低い事業所得税率を限られた期間又はプロジェクト全期間に適用する。事業所得税を減免する。
- 固定資産を形成する商品、投資プロジェクトを実施するために輸入される原材料、物資、部品に対する輸入税を免税する。
- 土地リース料、土地使用料、土地使用税を減免する。

投資優遇措置を受ける対象は、2014年投資法の一部条項の細則及び施行案内について規定する2015年11月12日付議定第118/2015/ND-CP号（以下、「議定第118/2015/ND-CP号」と

---

<sup>1</sup> 2014年投資法第43条

略称する) の第 I 付則に定められる投資優遇の分野、業種、職業に参加するプロジェクトを含む。具体的には次の通りである。

- ハイテク活動、ハイテク補助工業製品、研究開発活動
- 新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギーの生産、付加価値が 30% 以上ある製品、省エネルギー製品の生産
- 重機、電子製品、農業機械、自動車・自動車部品の生産、造船
- 繊維、皮革分野、及び重機、電子製品、農業機械、自動車・自動車部品、造船のための補助工業製品の生産
- 情報技術、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産
- 農産物、林産物、水産物の養殖と加工、森林の植栽と保護、製塩、漁業のための物流サービス、動植物の種やバイオテクノロジー製品の生産
- 廃棄物の収集、処理、リサイクル
- インフラの開発、運営、管理、各都市における公共旅客運送手段の開発
- 幼児教育、普通教育、職業教育
- 医学的な診察、治療、医薬品・その原料、主要薬、必需薬、社会病の予防・治療薬、ワクチン、医療用薬剤、薬草、漢方薬の生産、新薬製造に役立つ科学研究
- 障害者又はアスリートのためのスポーツ施設、文化遺産の保護と活用
- 老人ホーム、メンタルケアセンター、枯葉剤後遺症患者治療センター、高齢者、障害者、孤児、身寄りのない放浪児の養護センター
- 人民信用基金、小規模金融機関

上記以外の投資分野に属する投資プロジェクトも、次の各地域で実施する場合、投資優遇を受けることができる。

- 政府が公表する困難又は特別困難な経済社会条件を有する地域
- 工業団地、輸出加工区、経済区、ハイテク団地

投資優遇措置は、6 兆ドン以上の資本規模の投資プロジェクトのうち、投資登録から 3 年以内に出資するもの、農村地帯において 500 人以上の労働者を雇用するプロジェクト、並びにハイテク企業、科学技術企業及び科学技術組織で受けることができる。また、投資優遇措置は、新規投資プロジェクト及び拡大投資プロジェクトにも適用される。

## 5. 投資プロジェクトに関する各要件

投資プロジェクトを実施するために新規企業の設立を希望する投資家は、投資形式や投資範囲を決定する前に、以下の法的問題を考慮しなければならない。

#### a) 最低資本金

最低定款資本金（つまり、プロジェクト実施のための企業登録証明書に登録された株式資本）は、銀行、銀行以外の金融機関、不動産事業、映画製作、航空運輸、空港、会計監査サービス、無線及び有線通信ネットワーク事業といった特定の事業活動において必須要件となる。

投資プロジェクトの一部の形式では、プロジェクト企業の定款資本金は、プロジェクトの投資資本総額に対して一定の比率を占めなければならない（不動産開発プロジェクト、エネルギー生産、又は官民連携型プロジェクトの形式で実施されるプロジェクト）。

#### b) 条件付き経営投資分野

世界各国と同様に、ベトナムの法律も敏感な経営投資分野への投資制限を規定する。この制限は、「経営投資禁止分野」や「条件付き経営投資分野」に対して実施される。

#### c) 投資プロジェクト実施の担保

2014年投資法の規定に基づき、国家から土地の割当、土地の賃貸、土地使用目的の変更許可を受けるプロジェクトを実施する場合、投資家は、担保のため預託しなければならない<sup>1</sup>。ただし、次の場合を除く。

- 投資家が政府から土地の割当を受け、全賃貸期間における土地使用料・土地リース料を一括納付する投資プロジェクトを実施するために、土地所有権の競売で落札する場合
- 投資家が入札に関する法規定に従った土地使用投資プロジェクトを実施する入札で落札する場合
- 投資家が投資登録証明書又は投資方針決定書に定める進度に応じて預託を完了した投資プロジェクト、又は資金出資・資金調達を完了した投資プロジェクトの移転を受けるために、政府から土地の割当、土地の賃貸を受ける場合
- 投資家が他の土地使用者から土地所有権、土地に付着する財産を受けて投資プロジェクトを実施するために、政府から土地の割当、土地の賃貸を受ける場合
- 投資家が権限を有する国家機関の決定に基づいて設立された収入のある事業団体、ハイテク開発企業で、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済区内の機能地区のインフラを開発するために、政府から土地の割当、土地の賃貸を受けて投資プロジェクトを実施する場合

プロジェクトの実施を担保するための預託額は、個別のプロジェクトの規模、性質及び進度に応じて、プロジェクトの投資資本の1%から3%相当額とする。預託は、投資プロジェクトが投資方針決定を受けた後、かつ土地の割当、土地の賃貸、土地所有権の移転許可を受ける前までに、投資登録機関と投資家の間における書面合意に基づき行われなければならない。投資方針決定が不要である投資プロジェクトに関しては、預託を行う時点は、土地の割当、土地の賃貸、土地所有権の移転許可を受ける時点である。投資プロジェクトを実施するための担保預託金は、投資プロジェクト実施の進度に応じて投資家に還付される。ただし、投資登録証明

<sup>1</sup> 2014年投資法第42条、議定第118/2015/ND-CP号第27条第1項、第2項

書又は投資方針決定書に定める進捗から逸脱した場合、又は不可抗力事由がない若しくは行政手続を行う過程で権限を有する国家機関に帰すべき事由がないにもかかわらずプロジェクトが終了した場合は、預託金は返還されないものとする。

#### d) その他の要件

各投資プロジェクトは、政府の方針・政策を順守するとともに、ベトナムが締結国である国際条約に従って実施することを確約しなければならない。

具体的には、政府が承認した「総合企画」に属するものでなければならない。実際には、一部の分野の総合企画は、投資家の確認・検討用に提供されないことがある。また、これらの総合企画は時期によって変更される可能性がある。このため、投資家は総合企画に関するコンサルタントの意見を参考にしながら投資プロジェクトの実施を検討すべきである。

## II. 投資許可手続

### 1. 投資方針決定の発給申請

次の投資プロジェクトは、分野、規模、環境及び住民生活への影響範囲にあわせて国会、首相又は省級人民委員会から投資方針決定を受ける必要がある。

- 環境に大きな影響を与えるプロジェクト
- 大規模な稲作用地の使用権を移転するプロジェクト、大規模な再定住地プロジェクト、インフラ開発プロジェクト
- 石油・ガス関連プロジェクト、タバコ生産プロジェクト、インフラ開発プロジェクト、ゴルフ場プロジェクト等といった一部の条件付き経営投資分野に属するプロジェクト
- 5兆ドン以上の規模を有するプロジェクト
- 入札を介さない形で政府から土地の割当、土地の賃貸を受けるプロジェクトのうち、土地使用権移転を要し、移転が制限される技術を採用するプロジェクト

投資登録機関は、関連する国家機関から審査意見を聴取するための手続を行い、審査報告を作成して権限機関に提出し、投資方針決定の承認を取得する。このプロセスは、参謀意見の確認を必要とする国家機関の数によって、許可手続に時間を要する可能性がある。投資プロジェクト（特に投資方針決定の申請を要する特殊な分野に属する大規模なプロジェクト）は、政府が各時期において承認した特定の総合企画に適合していなければならない。このような総合企画との適合性は、権限機関が該当プロジェクトへの許可手続を行う過程で審査し、見直されることがある<sup>1</sup>。実際には、一部の分野の総合企画は、投資家の参照・検討用に一般公開されないことがあり、各時期によって変更される場合がある。このため、大型プロジェクト又はガソリン・石油、電力、セメント等といった特殊な分野に属するプロジェクトを実施する場合、投資家は、該当する時期において効力を有する総合企画の内容を自ら確認する、又はコンサルティングサービスを利用する必要がある。

---

<sup>1</sup> 2014年投資法第33条第6項第c号

登録機関は、省級人民委員会の権限に属する投資プロジェクトの申請書類を受領してから 35 日以内に、投資家に対して投資方針決定の発給結果を通知しなければならない。政府は、首相や国会の権限に属する投資プロジェクトに対して投資方針決定発給の手順、手続及び期間について詳細に規定する。

## 2. 投資登録証明書、企業登録証明書、出資・株式・持分購入の登録証明書の発給申請

### a) 投資登録証明書、企業登録証明書

投資家は、外国投資手続に基づいてベトナムでの投資プロジェクトの実施を希望する場合、投資登録証明書の発給を受けるためにプロジェクトの登録を行わなければならない。外国投資手続に基づく投資家としてみなされない投資家は、投資登録証明書の発給手続を行う必要はないが、必要に応じてこの手続を行うことを選択することもできる。

投資方針決定の申請を要する投資プロジェクトに関しては、投資登録機関は、投資方針決定を受領してから 5 営業日以内に投資登録証明書を発給する。投資方針決定の申請が不要である投資プロジェクトに関しては、投資登録機関は、十分な申請書類を受領してから 15 営業日以内に投資登録証明書を発給する。発給を拒否する場合、投資家に対してその旨を理由とともに明記した書面にて通知しなければならない。

投資登録証明書の発給を受けた後、投資家は企業設立の登録を行い、企業登録証明書が発給される<sup>1</sup>。事業登録機関は、十分な申請書類を受領してから 3 営業日以内に企業登録証明書を発給する。

### b) 出資、株式・持分購入の登録証明書

外国投資手続に基づく投資家は、経済組織における出資又は株式購入の形式で投資を実施する場合、通常は投資登録証明書又は出資、株式購入に関する登録証明書の申請を行う必要はない。ただし、当該経済組織が外国投資家に適用される条件付き経営投資分野において活動する場合、又は取引により当該経済組織が外国投資手続に基づく投資家となった場合、当該投資家は実施前に<sup>2</sup>、出資、株式購入の登録証明書の発給を受けるために当該組織の本社所在地における省級計画投資局に対して、出資、株式・持分購入の登録を行わなければならない<sup>3</sup>。これは 2014 年投資法の特殊な規定であり、外国投資手続に基づく投資家が大衆企業、銀行又は保険会社への投資を行う場合には適用されないことがある。なぜならばその場合、投資家は証券、信用組織又は保険組織に関する法律の個別の規定に従う必要があるからである。外国投資家に対して適用される条件付き経営投資分野の一覧表は通常、計画投資省の 1 つの決定<sup>4</sup>に取りまとめて公布され、外国投資に関する国家情報ポータルサイトに公表される<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 企業登録に関する 2015 年 9 月 14 日付議定第 78/2015/ND-CP 号第 27 条

<sup>2</sup> (訳者注) 「実施前に」の部分は直訳したが、何を実施するのが明記されていないため、少し意味が曖昧となっている。

<sup>3</sup> 議定第 118/2015/ND-CP 号第 46 条第 2 項

<sup>4</sup> 外国投資家に対する投資条件一覧表の公布について規定する 2015 年 12 月 25 日付計画投資省決定第 1996/QD-BKHDT 号

<sup>5</sup> 議定第 118/2015/ND-CP 号第 13 条第 1 項

外国投資に関する国家情報ポータルサイト<<https://dautunuocngoai.gov.vn/fdi/nganhnghedautu/6>>

### III. 投資形式

ベトナムで投資活動を実施する場合、投資家は以下の各形式によって実施することができる<sup>1</sup>。

- 経済組織を設立するための投資
- 経済組織への出資、株式・持分購入の形式による投資
- 事業協力契約（BCC）の形式による投資
- 官民連携契約（PPP）の形式による投資

以下は、投資家がベトナムで投資形式を選択する前に留意すべき点についての詳細な分析である。

#### 1. 経済組織を設立するための投資

投資家は経済組織を設立することができる。外国投資家の場合、次の各条件を満たさなければならない<sup>2</sup>。

- 経済組織を設立する前に、投資プロジェクトを保有していなければならない（第2章第II節の内容に従った投資登録証明書の発給申請）。
- 外国投資家の定款資本の所有比率に関する条件<sup>3</sup>：2014年投資法によると、外国投資家の経済組織における定款資本所有比率は制限されない。ただし、以下の経済組織は除く。上場企業、大衆企業、証券事業組織、及び各証券投資基金（証券に関する法令の規定に基づく）、株式化又はその他の形式により所有転換を実施した国営企業、関係法令及びベトナムが締結国である国際条約の規定に基づく外国所有制限企業。このように、2014年投資法には、経済組織における外国投資家の定款資本の所有比率を制限しないとの明確な規定があるものの、前述の第6番のケースは、比較的幅広い範囲を規定するものであり、外国投資資本を有する経済組織の大半が含まれる（後述の第2章第IV.2節でこの部分についてより詳細に説明する）。

2014年投資法は、外国投資家の定款資本所有比率を規定することによって、経済組織を国内投資家又は外国投資家に区分し、異なる投資条件や投資手続を適用する。それによると、以下のいずれかに該当する経済組織は、経済組織の設立投資、経済組織への出資、株式及び持分の購入による投資、BCC契約による投資の際に、外国投資家に対する規定に従って投資条件を満たすとともに手続を実施しなければならない<sup>4</sup>。

- 外国投資家が定款資本の51%以上を保有する。
- 外国資本の51%以上を保有する経済組織が定款資本の51%以上を保有する。
- 外国投資家及び外国資本の51%以上を保有する経済組織が定款資本の51%以上を保有する。

<sup>1</sup> 2014年投資法第22条、第24条、第27条、第28条

<sup>2</sup> 2014年投資法第22条第1項

<sup>3</sup> 2014年投資法第22条第3項

<sup>4</sup> 2014年投資法第23条第1項

上記の場合に該当しない経済組織は、国内投資家に適用される規定に従って投資条件や投資手続を実施するものとする<sup>1</sup>。全投資家に共通して適用される経営投資条件を順守する以外に、外国投資家は、個別の投資条件や投資手続を順守しなければならない。例えば、経済組織を設立する前に、外国投資家は、投資登録証明書の発給申請を行わなければならない<sup>2</sup>、ベトナムの特定分野の法規定及びベトナムが締結国である国際条約の規定に基づく外国投資家の資本所有制限分野において又は資本所有上限を超えて経済組織へ投資してはならない。このように、外国投資家の定款資本所有比率は、経済組織の法的位置を特定し、設立時の必要な手続や投資業務を行うために重要な役割を果たすものである。

経済組織の形態に関しては、投資家は、次に挙げる主な形態で経済組織を設立することができる。一人／二人以上有限責任会社、株式会社、合名会社、民間企業。実際には、有限責任会社又は株式会社の形態は、1又は複数の国内投資家が出資でき、資本調達において柔軟性がある、又は定款資本100%の所有形式に適合するため、この形態を選択する投資家が多い。経済組織の組織構造や経営については、「企業設立の相談」に関する第3章で詳細に分析する。

## 2. ベトナム経済組織への出資、株式・持分購入の形式による投資

設立された企業（対象企業）への投資、又は当該企業への出資、株式・持分購入の形式による投資を実施することは、投資家がベトナムに投資する際に選択できる2つ目の形式である。具体的には、2014年投資法に基づき、投資家は、設立された企業へ次の形式で投資することができる。

- 株式会社の初回に発行される株式又は追加発行される株式を購入する。
- 有限責任会社に出資する。
- 会社又は株主から株式会社の株式を購入する。
- 有限責任会社の社員となるために有限責任会社の各社員の持分を購入する<sup>3</sup>。

上記の各形式以外に、2014年投資法は合名会社又はその他の経済組織への出資、持分の購入といった他の形式についても規定する。しかし、実際には、投資家による出資、株式・持分の購入は前述した4つの形式で行われることが多い。これらの形式を実施するための手順や手続及び条件はそれぞれ異なり、多くの要素に左右されるが、特に投資家が外国投資家である場合はなおさらである。

ベトナム経済組織へ出資、株式・持分購入の形式で投資する場合、外国投資家は、次に挙げる事項に留意しなければならない。

### a) 対象企業の企業形態

---

<sup>1</sup> 2014年投資法第23条第2項

<sup>2</sup> 2014年企業法第21条第5項、第22条第4項第c号、第23条第4項第c号

<sup>3</sup> 2014年投資法第25条

対象企業の企業形態を区分することは、当該対象企業への出資、株式・持分の購入を検討する際に最も重要な要素の1つである。企業形態が異なれば、適用すべき法律、さらには投資手順や投資手続も異なることがある。

基本的には、特殊企業（証券会社、基金管理会社、金融機関、保険会社、石油・ガス企業を含む）を除き、対象企業は、大衆企業と大衆企業以外の企業に区分することができる。この2つの区分の最大の違いは、投資手順及び投資手続に関する適用法令である。後者の区分に属する企業では、投資手順及び投資手続は2014年投資法に準拠する。一方で大衆企業に対する投資手順及び投資手続、特に大衆企業の株式購入は、2006年証券法に準拠する。2014年投資法と2006年証券法の間は大衆企業への投資手順及び投資手続に関して相違点があれば、2006年証券法を優先するものとする<sup>1</sup>。

同様に、一部の特殊企業、例えば証券会社、基金管理会社、金融機関（銀行を含む）、石油・ガス企業、保険会社に関しては、これらの企業への出資、株式・持分の購入に関する手順及び手続は、当該分野の特殊法令、具体的には2006年証券法、2010年金融機関法、1993年石油・ガス法とその2000年・2008年補充改正法（以下、「1993年石油・ガス法」と略称する）及び2000年保険事業法とその2010年補充改正法（以下、「2000年保険事業法」と略称する）に準拠する。2014年投資法と2006年証券法、2010年金融機関法、1993年石油・ガス法及び2000年保険事業法の間、大衆企業への投資手順及び投資手続に関して相違点があれば、証券法、金融機関法、石油・ガス法、保険事業法が優先的に適用される。上記以外の場合は、投資法が優先的に適用されるものとする<sup>2</sup>。

#### *b) 対象企業の事業分野及び対象企業で許可される外国投資家の所有比率*

分析した通り、特定分野に属する各企業での外国投資家の定款資本所有比率は、ベトナム法やベトナムが締結国である国際条約の規定に基づいて制限される。このため、外国投資家である投資家の場合、対象企業の事業分野や当該分野において許可される外国投資家の所有比率を確認することは、出資や株式・持分の購入を実施する前に最初に検討すべき要素の1つである。多くの場合、外国投資家は、制限される定款資本所有比率を超えて購入することを希望する場合、当該対象企業に対し、企業の事業分野一覧表から制限される事業分野を排除するように要求することがある。

留意すべき点の1つとして、出資、株式・持分の購入を実施した後の外国投資家の対象企業での定款資本所有比率にかかわらず、外国投資家に対して適用される条件付き経営投資分野で活動する企業へ出資、株式・持分の購入を実施した場合、外国投資家は、計画投資局へ出資、株式・持分購入の登録手続を実施しなければならない<sup>3</sup>。計画投資局に対する出資、株式・持分購入の登録手続の実施は、2014年投資法の特殊な手続であるため、この規定は大衆企

<sup>1</sup> 2014年投資法第4条第2項

<sup>2</sup> 2014年投資法第4条第2項

<sup>3</sup> 2014年投資法第26条第1項第a号

業の株式を購入する場合には適用されない。しかし、大衆企業は、外国投資家の所有比率の変更に関する一部の場合において、国家証券委員会へ報告するよう義務付けられる<sup>1</sup>。

### c) 投資家による出資資本、購入した株式・持分の数

投資家による出資資本、購入した株式・持分の数も、対象企業への出資、株式・持分購入に関する手順と手続に影響を与える重要な要素の1つである。

大衆企業（一部の例外を除く）に関しては、投資家は、次のいずれかに該当する場合、「公開買付け」手続に従って株式購入を行うことが義務付けられる。

- 議決権株の購入により所有割合が 25%以上となる大衆企業の流通株式を取得しようとする場合
- 大衆企業の議決権株の 25%以上を所有する組織、個人及び関係者が大衆企業の議決権付き流通株式の 10%以上を追加で取得しようとする場合
- 大衆企業の議決権株の 25%以上を所有する組織、個人及び関係者が、直前の公開買付けの完了から 1年以内に大衆企業の議決権付き流通株式の 5%以上 10%未満を追加で取得しようとする場合<sup>2</sup>

それ以外の企業に関しては、外国投資家による出資、株式・持分の購入により、外国投資家の資本所有比率が当該企業の定款資本の 51%以上となった場合、外国投資家は、本章第 II 節の分析の通り、計画投資局に出資、株式・持分購入の登録手続をしなければならない<sup>3</sup>。

また、出資資本、購入した株式・持分の数によって、投資家による大衆企業や前述した特殊企業への出資、それらの株式・持分購入は、関連分野の法規定に基づき、国家証券委員会、国家銀行又は財務省に対して報告及び登録する義務が発生することがある。

上記内容の以外に、特定企業への出資、その株式・持分購入を実施する際に、外国投資家は、その他の事項にも留意しなければならない。例えば、外国投資家が売却側の口座に振り込む前に、許可された銀行で開設した企業の直接投資資本口座（ベトナム・ドン建て又は外貨建て）を介して株式購入の資金を支払わなければならないこと<sup>4</sup>、取引における売却側の事業所得税に関する問題、外国投資家の出資、株式・持分購入による企業登録情報の変更（例えば、法的代表者の変更）に関して企業登録証明書を変更するとともに、計画投資局に対して通知しなければならないことなどである。通常、企業登録証明書の変更や関連する計画投資局に対する企業登録情報変更の通知は、送金して取引を終了する前に、購入側が株式・持分の購入契約の中に提示しなければならない必須条件の1つである。

### 3. BCC 契約形式による投資

---

<sup>1</sup> ベトナム証券市場における外国投資家の活動案内に関する 2015 年 8 月 18 日付財務省通達第 123/2015/TT-BTC 号第 12 条第 1 項

<sup>2</sup> 2006 年証券法第 32 条

<sup>3</sup> 2014 年投資法第 26 条第 1 項第 b 号

<sup>4</sup> ベトナムへの外国直接投資活動に対する外国為替管理について案内する 2014 年 8 月 11 日付ベトナム国家銀行通達第 19/2014/TT-NHNN 号第 4 条第 2 項

BCC 契約による投資形式は柔軟性のある投資形式の 1 つで、短期間で展開するプロジェクトに適している。BCC 契約とは、経済組織を設立せずに、事業協力を行うことで利益や製品を分配するために各投資家の間で締結される契約をいう<sup>1</sup>。また、投資法に基づき、BCC 契約履行の過程で、BCC 契約に参加する各投資家は、合意に基づいて事業協力により形成された財産を使用してベトナムで企業を設立することができる<sup>2</sup>。

BCC 契約に参加する事業者には、国内投資家や外国投資家も含まれる。事業者の性質によって、BCC 契約は、異なる法規定が適用され、国内投資家同士、国内投資家と外国投資家との間、又は各外国投資家同士で締結される BCC 契約といった 3 種類に区分することができる。それによると、1 つ目の BCC 契約は、民法典の規定に従って実施し、残りの 2 つの BCC 契約は、2014 年投資法の規定に従って実施し、投資登録証明書の発給申請手続を行わなければならない<sup>3</sup>。

BCC 契約に参加する各当事者は、BCC 契約の実施を確保するために、調整委員会を設立し、その権限及び任務は、各当事者の自由な意思に基づく合意によるものとする<sup>4</sup>。また、2014 年投資法は、BCC 契約による投資活動を支援するために多くの新規規定を設定している。具体的には、BCC 契約に参加する外国投資家は、管理事務所を設立することが許可される<sup>5</sup>。この管理事務所<sup>6</sup>は、投資登録機関から管理事務所活動登録証明書の発給を受け、印鑑を有し、労働者を採用し、BCC 契約及び管理事務所活動登録証明書に規定される範囲内で各種契約を締結し、各経営活動を実施することができる<sup>7</sup>。この新規規定の適用により、投資家が共通の印鑑を持たずに契約を締結しなければならないという従来の課題を解決ことができ、契約に参加する各当事者の間で利益と義務が重複するリスクを避けることができる。

#### 4. PPP 契約形式による投資

PPP 契約形式による投資は、権限を有する国家機関と投資家やプロジェクト企業の間で締結する契約に基づき投資プロジェクトを実施するための投資形態である。PPP 契約形式で実施するプロジェクトは大型プロジェクトで、インフラ開発、エネルギー及び公共サービスの提供に係るものが多い。現在、ベトナム法は PPP 契約形式に基づく 7 種類のプロジェクト契約を認めている。具体的には以下を含む<sup>8</sup>。

- 建設－運営－譲渡 (BOT) 契約：投資家はインフラ施設を建設する。施設完成後、投資家は一定期間、当該施設を運営する権利を有する。期間満了後、投資家は、権限を有する国家機関に当該施設を譲渡する。

<sup>1</sup> 2014 年投資法第 3 条第 9 項

<sup>2</sup> 2014 年投資法第 29 条第 2 項

<sup>3</sup> 2014 年投資法第 28 条第 1 項、第 2 項

<sup>4</sup> 2014 年投資法第 28 条第 3 項

<sup>5</sup> 2014 年投資法第 49 条

<sup>6</sup> 2014 年投資法第 49 条第 5 項

<sup>7</sup> 2014 年投資法第 49 条第 2 項

<sup>8</sup> 官民連携型投資に関する 2015 年 2 月 14 日付議定第 15/2015/ND-CP 号（以下、「議定第 15/2015/ND-CP 号」と略称する）第 3 条

- **建設－譲渡－運営 (BTO) 契約**: 投資家はインフラ施設を建設する。施設完成後、投資家は権限を有する国家機関に施設を譲渡するとともに、一定期間、当該施設を運営する権利を有する。
- **建設－譲渡 (BT) 契約**: 投資家はインフラ施設を建設する。投資家は権限を有する国家機関に施設を譲渡し、代金支払いの代わりに一定の条件で他のプロジェクトを実施するための用地の割当を受ける。
- **建設－所有－運営 (BOO) 契約**: 投資家はインフラ施設を建設する。施設完成後、投資家は一定期間、施設を所有するとともに施設を運営する権利を有する。
- **建設－譲渡－リース (BTL) 契約**: 投資家はインフラ施設を建設する。施設完成後、投資家は権限を有する国家機関に施設を譲渡するとともに、一定期間、当該施設の運営・開発を行うことでサービスを提供する権利を有する。権限を有する国家機関は、サービスを利用して投資家に代金を支払う。
- **建設－リース－譲渡 (BLT) 契約**: 投資家はインフラ施設を建設する。施設完成後、投資家は一定期間、当該施設の運営・開発を行うことでサービスを提供する権利を有する。権限を有する国家機関は、サービスを利用して投資家に代金を支払う。
- **運営－維持管理 (O&M) 契約**: 一定期間、施設の全部又は一部を経営するために投資家と権限を有する国家機関の間で締結される契約をいう。

基本的に、PPP 契約形式による投資プロジェクトは、ベトナムでは次の主なステップに沿って形成・展開される。

- **プロジェクトの立案と公表**: 省庁、省級人民委員会又は投資家は、プロジェクトを提案する。提案されるプロジェクトは、一定の各指標に対応していなければならない。特に分野、地域の発展企画・計画及び地域の経済社会発展計画に適合していなければならない。プロジェクトの提案はその後、権限を有する機関の審査を受ける。プロジェクトの提案が承認されれば、プロジェクトは、投資家から提案されたプロジェクトの場合は、投資家に関する情報を含め、国家入札情報ポータルサイトに公表される<sup>1</sup>。
- **予備的実現可能性調査報告書の作成、審査及び承認**: 省庁や省級人民委員会が提案したプロジェクトである場合、プロジェクトが公表された後に、省庁や省級人民委員会はプロジェクトの予備的実現可能性調査報告書を作成し、それを用いて入札公告書類を作成するための根拠とする。投資家から提案されたプロジェクトである場合、投資家が予備的実現可能性調査報告書を作成しなければならない。予備的実現可能性調査報告書はその後、権限を有する機関の審査と承認を受ける<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 議定第 15/2015/ND-CP 号第 III 章

<sup>2</sup> 議定第 15/2015/ND-CP 号第 IV 章

- 投資家の選定、投資契約・プロジェクト契約の交渉と締結：投資家は、公開入札又は入札指定の形式を介して選定される。選定された投資家はその後、権限を有する国家機関と投資契約又はプロジェクト契約を締結する<sup>1</sup>。

- 投資登録及びプロジェクト企業の設立：選定された投資家は、投資登録証明書の発給申請手続を行うとともに、プロジェクトを実施するための企業を設立する<sup>2</sup>。

- プロジェクトの展開：投資家は請負業者を選定してプロジェクトを実施する<sup>3</sup>。

- 決算及び施設の譲渡：投資家と権限を有する国家機関は、施設の建設投資資本を決算する。プロジェクト施設の譲渡について規定するプロジェクトであれば、投資家と権限を有する国家機関は、法規定を順守して、プロジェクト契約の合意事項に従って譲渡を実施する<sup>4</sup>。

#### IV. 投資制限

##### 1. 経営投資分野に関する制限

ベトナム領土における経営投資活動は、投資に関する現行法令の各規定を順守しなければならない。各国と同様に、ベトナムは、一部敏感な分野への投資禁止又は投資制限において国家権利を留保する。

基本的に、投資家は投資禁止分野を除き、経営投資活動の決定及び実施に関して自主権を有する。投資禁止分野は麻薬物質、禁止名目に属する野生動植物の標本の経営、売春事業、人身、人の身体組織・器官の売買、人の無性生殖に関連する事業活動を含む<sup>5</sup>。危険性や有毒性があり、また経済生活、政治、安寧、社会安全に悪影響を与えるため、投資家は、上記の各分野への経営投資活動を実施することが禁じられる。

投資制限は、国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会倫理、公衆衛生を理由に「条件付き経営投資分野」に関する規定を設定することで実施される<sup>6</sup>。条件付き経営投資事業に関しては、投資家は、各条件を満たしたうえで、これらの分野で経営活動を開始でき、経営投資活動の過程で当該条件を満たすことを保証しなければならない。特定の分野ごとに、経営投資条件は、次の1つ又は複数の形式で適用されることがある<sup>7</sup>。

- 許可証に関する条件（例えば、教育活動許可書、電力事業許可書等）

- 条件適合性証明に関する条件（例えば、食品安全衛生適合施設証明書、連鎖販売取引事業登録証明書、公共電子ゲーム・サービス提供施設の活動条件適合性証明書等）

- 職業資格に関する条件（例えば、不動産仲介職業資格、建設業資格等）

---

<sup>1</sup> 議定第 15/2015/ND-CP 号第 V 章

<sup>2</sup> 議定第 15/2015/ND-CP 号第 VI 章

<sup>3</sup> 議定第 15/2015/ND-CP 号第 VII 章

<sup>4</sup> 議定第 15/2015/ND-CP 号第 VIII 章

<sup>5</sup> 2014 年投資法第 6 条第 1 項

<sup>6</sup> 2014 年投資法第 7 条第 1 項

<sup>7</sup> 議定第 118/2015/ND-CP 号第 9 条

- 職業責任保証証明に関する条件（建築士、弁護士、鑑定士に対する強制的な専門職業人賠償責任保険）

- 確認書に関する条件（例えば、基準適合性公表書受領書、食品安全規定適合性公表確認書、連鎖販売取引活動通知書類の受領書等）

- 法規定に従ったその他の文書形式

- 上記の各文書形式による確認又は承認の取得を不要とするものの、投資家が満たさなければならない各条件（例えば、教育施設に対する最低建設単価やインフラに関する条件、証券会社や基金管理会社における法定資本や株主構成に関する条件、外資系海運企業が所有し、ベトナムの旗を掲揚する船舶で働く外国人船員の人数制限に関する条件等）

経営条件は次の通り様々な形式で反映される<sup>1</sup>。経済組織における外国投資家の定款資本所有比率に関する制限、投資形式に関する条件、投資活動の範囲に関する条件、投資活動の実施に参加するベトナムのパートナーに関する条件、又は／及び法律、法令、議定及びベトナムが締結国である国際条約の規定に基づくその他の具体的な条件。一方で、2014年投資法第7条第3項は各省庁、省庁同格機関、各級の人民評議会、人民委員会及びその他の機関・組織・個人は、経営投資条件に関する規定を制定することができないことを明確に規定する。この規定により、国会や国会常務委員会、政府を除く他の機関が随意にかつ重複的に経営投資条件を制定することを防止することができる。弁護士は、外国投資家から投資や企業設立に関する相談を受ける過程で、法律文書やベトナムが締結国である国際条約を確認するだけでなく、国家企業登録情報ポータルサイトや外国投資に関する国家情報ポータルサイトから条件付き経営投資分野一覧表や当該分野に対する経営投資条件を参照することができる<sup>2</sup>。

ベトナムが締結国である国際条約に基づいて適用される各条件に関しては、各基本条件は、ベトナムのWTO加盟に関する文書におけるサービス契約一覧表に規定される。ASEAN諸国の外国投資家に対して制限を緩和した各条件は、ASEAN経済区の各文書に規定される。外国投資家は、投資に関する複数の国際条約の適用を受けられるが、投資条件に関する規定がそれぞれ異なる場合、当該いずれかの国際条約に規定される投資条件を選択することができる。ある国際条約を選択した後、外国投資家は、当該国際条約の規定に従って自己の権利を行使ことができ、その義務を履行しなければならない<sup>3</sup>。権限を有する機関は、認可手続の過程で、各条件に対する外国投資家の適合性を検査する。

## 2. 資本所有比率に関する制限

ベトナムの法律の現行規定によると、外国投資家は、ベトナム企業において無制限に定款資本を所有することができる。ただし、以下の各場合を除く<sup>4</sup>。

- 上場企業、大衆企業、証券事業組織及び各証券投資基金における外国投資家の所有割合は、証券に関する法規定に基づき実施される。

<sup>1</sup> 議定第 118/2015/ND-CP 号第 10 条第 2 項

<sup>2</sup> 2014 年投資法第 7 条第 5 項

<sup>3</sup> 議定第 118/2015/ND-CP 号第 10 条第 2 項第 b 号

<sup>4</sup> 2014 年投資法第 22 条第 3 項

- 株式化その他の形式により所有転換を実施した国営企業における外国投資家の所有割合は、国営企業の株式化及び転換に関する法規定に基づき実施される。

- 外国投資家の所有割合は、その他の関係法令及びベトナムが締結国である国際条約の規定に基づき実施される。

2014年投資法は最初の2つの場合を除き、外国投資家が無制限に定款資本を所有することを許可するものの、3つ目の規定は、その他の具体的な規定又はベトナムが締結国である国際条約を引照することで外国投資家の所有制限範囲を拡大している。例えば、ベトナム法の現行規定によると、出資、株式購入の形式による外国投資家の株式所有がベトナムにおける商業銀行の定款資本の30%を超えてはならない<sup>1</sup>。証券分野では、外国組織である投資家は、証券法の一部条項の細則及び施行案内について規定する2012年7月20日付議定第58/2012/ND-CP号第71条第10項の規定並びに2015年6月26日付議定第60/2015/ND-CP号及び2016年7月1日付議定第86/2016/ND-CP号（以下、「議定第58/2012/ND-CP号」と略称する）に伴う証券法の一部条項の補充改正法の規定に定められる条件を満たさなければ、証券事業組織の定款資本の51%未満しか所有できないものとする<sup>2</sup>。また、ベトナムのWTO加盟に関する文書中の商業サービス契約一覧表によると、ベトナムは、一部の経営投資分野において外国所有制限も設定している。例えば、外国投資家は、映画製作、映画配給、映画館サービスの分野における合弁企業の法定資本金の51%以下を所有すること、内陸水路の運送分野における合弁会社の49%以下を所有することができる。外国投資家が多く事業分野において投資活動を実施する場合、当該投資家は、外国所有比率に関する規定のある各分野（当該企業が活動している分野）において外国投資家の定款資本所有比率が最高比率を超えないように保証することも含めて、それらの事業分野のすべての投資条件を満たさなければならない<sup>3</sup>。このため、外国投資家に対して投資や企業設立に関する相談を受ける過程で、弁護士は、ベトナムの関連規定をはじめ、注目すべき両国間・多国間の国際条約（例えば、ベトナムのWTO加盟に関する文書中のサービス契約一覧表、EU・ベトナム自由貿易協定、日本・ASEAN包括的経済連携協定、日本・ベトナム経済連携協定、ベトナム・韓国自由貿易協定等）を確認し、企業の予定事業分野に適用する外国投資家所有制限の比率を確定しなければならない。

### 3. 条件付き投資分野一覧表

前述の通り、ベトナムは、一部敏感な分野への投資禁止又は投資制限において国家権利を留保する。しかし、これらの制限は、専門分野に関する法律文書又はベトナムが締結国である国際条約に散見される。よりスムーズな投資環境の醸成へ向けた努力の一環として、権限を有する機関は、法律文書及び情報ポータルサイトの両方において条件付き経営投資分野を整理したうえで、その一覧表を取りまとめて、投資に適用される各種制限を確定するに当たって投資家のために利便性の向上を図っている。

<sup>1</sup> 外国投資家によるベトナム金融機関の株式購入について規定する2014年1月3日付議定第01/2014/ND-CP号第7条第5項

<sup>2</sup> 議定第60/2015/ND-CP号及び議定第86/2016/ND-CP号によって補充改正された議定第58/2012/ND-CP号第71条第9項

<sup>3</sup> 議定第118/2015/ND-CP号第10条第2項第a号

具体的には、国会は、2014年投資法の付則4号の添付書類として「条件付き経営投資分野一覧表」を公表し、投資家（国内投資家、外国投資家、外資系経済組織を含む）が経営投資活動を実施する際に、法律や法令、専門議定、ベトナムが締結国である国際条約に規定される特殊な条件を満たさなければならない267分野を列挙した。2017年1月1日以降、この一覧表は、投資法の第6条や付則4号の条件付き経営投資分野一覧表を補充・改正した2016年11月22日付国会法令第03/2016/QH14号に従って243分野に縮小された。また、計画投資省も投資家全般に適用される分野一覧表や経営条件を体系化して国家企業登録情報ポータルサイトに掲載した<sup>1</sup>。

さらに政府は計画投資省に対し、同省が主体機関として関連機関との協働で、外国投資家（外国国籍を有する個人、外国の法律に基づいて設立してベトナムで投資活動を実施する組織、外国投資手続に基づいた投資家を含む）のみに対して適用される分野や投資条件を見直し、取りまとめ、体系化するように指示した<sup>2</sup>。この事項に関して、計画投資省は投資に関する国内の法律、法令、議定及びベトナムが締結国である国際条約（以下に挙げたもの）を確認したうえで、2015年12月25日付決定第1966/QD-BKHDT号に伴い「外国投資家に対する条件一覧表」を公表し、計画投資省外国投資局管理の外国投資に関する国家情報ポータルサイトに掲載した<sup>3</sup>。

- WTO加盟時のベトナム確約一覧表（2007年）
- ASEAN包括的投資協定（ACIA）（2009年）
- ASEANサービス枠組み協定（AFAS）（2014年）
- ベトナム・韓国自由貿易協定（VKFTA、2015年）、中国・ASEAN自由貿易協定（ACFTA、2005年）、ASEAN・韓国自由貿易協定（AKFTA、2007年）、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA、2009年）、ASEAN・インド自由貿易協定（AAFTA、2010年）
- 日本・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP、2008年）
- 米越通商協定（BTA、2000年）
- 日越投資協定（日越BIT、2003年）
- 日本・ベトナム経済連携協定（VJEPA、2008年）

外国投資に関する国家情報ポータルサイトに掲載される外国投資家に対する分野及び条件の一覧表は大分野に分類され、それぞれの分野はさらに外国投資が実施する経営投資活動に適した小分野に分類される。大分野は次のものを含む。

---

<sup>1</sup> 出典：

<<https://dangkykinhdoanh.gov.vn/vivn/danhm%E1%BB%A5cng%C3%A0nhngh%E1%BB%81%C4%91%E1%BA%A7ut%C6%B0kinhdoanh.aspx>>

<sup>2</sup> 議定第118/2015/ND-CP号第13条第1項

<sup>3</sup> 出典：<<https://dautunuocngoai.gov.vn/fdi/nganhghedautu/6>>

- 専門サービス
- コンピュータ・サービス及び関連サービス
- 調査開発サービス
- 操作人の有無を問わない賃貸借サービス
- その他の経営サービス
- 情報サービス
- 視聴サービス
- 建設サービス
- 商業サービス
- 教育・職業訓練及び関連サービス
- 環境
- 医療・社会サービス
- 観光サービス及び関連サービス
- 娯楽・文化・スポーツ・サービス
- 運送サービス
- 不動産サービス
- 商品の製造販売サービス
- 農業、林業、漁業

外国投資家に対する分野及び投資・経営条件に関する各規定は、投資に関する関連の法律、法令、議定及び国際条約に従って変更された場合、上記の一覧表はそれにあわせて改正・更新される<sup>1</sup>。しかし、外国投資家から投資や企業設立に関する相談を受ける過程で、弁護士は、体系化された一覧表との照合を行うとともに、投資に関する法律文書や国際条約の中の関連規定を主体的に確認し、外国投資家に適用される投資・経営に関する各条件を見逃さないようにしなければならない。

## V. 外国への投資

### 1. 外国への投資の形式

外国への投資は、直接投資又は間接投資のいずれかの形式で実施される。

---

<sup>1</sup> 議定第 118/2015/ND-CP 号第 13 条第 3 項

外国への投資とは、投資家が資本を移転する、又は資本を支払って事業所の一部若しくは全部を購入する若しくはその所有権を確立し、ベトナム領土外で経営投資活動を実施するとともに、当該投資活動に直接に参加することをいう<sup>1</sup>。

間接的な外国への投資は、証券その他の有価証券の売買、又は証券投資基金、その他の中間的な金融機関を通じた投資であり、2006年証券法、外国への間接投資に関する2015年12月31日付議定第135/2015/ND-CP号及びその他の関連文書に基づいて規制される。本項では、2014年投資法及びその案内文書に基づいた外国への直接投資プロジェクトに関する規定を中心に取り上げる。

2014年投資法第52条第1項に基づき、外国への投資の具体的な形式は次のものを含む<sup>2</sup>。

- 「(a) 被投資国の法規定に従った経済組織の設立
- (b) 外国における BCC 契約の実施
- (c) 外国における経営投資活動の管理への参加及び実施のために、外国の経済組織の定款資本の一部又は全部の再取得
- (d) 外国において、証券その他の有価証券の売買、又は証券投資基金、その他の中間的な金融機関を通じた投資
- (d) 被投資国の法規定に基づくその他の各投資形式」。

外国への投資に関する条件、手順、手続、並びに上記の(a)、(b)、(c)及び(d)の形式に基づく外国への投資活動に対する国家管理は、2014年投資法及び外国への投資に関する2014年投資法の案内文書に基づいて規制される。石油・ガス分野における外国への投資活動は、石油・ガスに関する法規定にも従わなければならない。(d)の場合に関しては、投資家がベトナム法に該当規定がない形式で外国への投資を提案すれば、計画投資省は、首相に書面で提示し、検討・決定を受ける。

(d)の形式による外国への投資活動は、証券に関する法規定に従って実施する。国家資本を使用した外国への投資プロジェクトは、2014年の企業の生産・経営活動に投資する国家資本の管理・使用に関する法及びその案内文書に従って実施する<sup>3</sup>。

原則として、外国への投資活動を実施する投資家は、2014年投資法の規定及びベトナム法の案内文書を順守するとともに、被投資国・地域（以下、「被投資国」と略称する）の法律やベトナムが締結国である国際条約にも従わなければならない、外国における投資活動の効果について自己責任を負うものとする<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 外国への投資について規定する2015年9月25日付議定第83/2015/ND-CP号（以下、「議定第83/2015/ND-CP号」と略称する）第3条第1項

<sup>2</sup> 2014年投資法第52条

<sup>3</sup> 議定第83/2015/ND-CP号第7条

<sup>4</sup> 2014年投資法第51条第2項

## 2. 外国への直接投資の実施条件

ベトナムのいずれかの企業形態に属する投資家又は個人投資家（石油・ガス、証券及びその他の特殊な分野、又は政府の個別規定に従って実施する特殊な投資地域における外国への投資活動を除く）は、次の各条件を満たした場合、外国への直接投資を実施することができる。

- 外国への直接投資プロジェクトを保有すること
- ベトナム国家に対する金融債務を完済していること
- 国家資本を使用した外国への投資を実施する場合、国家資本の管理・使用に関する法規定を順守すること
- 外国への投資を実施するために必要な各種許可書の発給を受けること（例えば、外国への投資方針承認、外国への投資登録証明書等）

## 3. 外国への投資の許可手続

外国への投資活動を実施するために、投資家は、基本的に次の3つの手続を取らなければならない。

- 国会又は首相による外国への投資方針決定の発給申請手続（大規模なプロジェクト、特殊な体制・政策が必要なプロジェクト、特殊な分野での投資プロジェクトにのみ適用する）
- 計画投資省による外国への投資登録証明書の発給申請手続
- 国家銀行における外国への投資資金の口座開設手続及び外国への投資活動に関する外国為替取引登録手続

また、銀行や証券、保険、科学技術の領域における外国への投資プロジェクトについては、投資家は、2010年金融機関法、2006年証券法、2013年科学技術法、及び2000年保険事業法の規定に基づき、外国への投資条件との適合性について権限を有する国家機関から承認を得るための手続を取らなければならない<sup>1</sup>。

国会又は首相の投資方針決定を申請する必要がある外国への投資プロジェクトについては、計画投資省は、投資方針決定書を受領した日から5営業日以内に投資家に外国への投資登録証明書を発給する<sup>2</sup>。

投資方針決定書の発給申請を行う必要がない場合、投資家は、計画投資省（外国投資局）に外国への投資登録証明書の発給申請書類を提出する<sup>3</sup>。

計画投資省に申請書類を直接提出する前に、投資家は、ベトナムへの外国投資及び外国へのベトナム投資に関する国家情報システムにて、投資プロジェクトに関する情報をオンライン

<sup>1</sup> 2014年投資法第59条第2項第d号

<sup>2</sup> 2014年投資法第59条第1項

<sup>3</sup> 2014年投資法第59条第2項、議定第83/2015/ND-CP号第14条

ンで申告し、オンライン書類申告コードを受け取らなければならない<sup>1</sup>。申請書類が適正なものでない場合、又は申請書類において明確にすべき内容がある場合、計画投資省は投資家に対し、書類を受領してから5営業日以内に書面で通知し、書類の補充を求めなければならない<sup>2</sup>。外国への投資登録証明書は、計画投資省が適正な書類を十分に受領してから15日以内に発給される<sup>3</sup>。

#### 4. 外国への直接投資の実施

##### a) 外国への直接投資資本

外国への直接投資資本は次の各形式に表される<sup>4</sup>。

- 許可された金融機関における口座の外貨、許可された金融機関から購入する外貨、又は法規定に従った他の適法な資本源からの外国為替
- ベトナムの外国為替管理に関する法令に適合するベトナム・ドン
- 機械、設備、物資、原料、燃料、完成製品、半製品
- 工業所有権の価値、ノウハウ、技術プロセス、技術サービス、知的所有権、知的財産権、ブランド
- その他の適法な財産

##### b) 外国への直接投資口座の開設<sup>5</sup>

外国への投資登録証明書の発給を受けた後に、投資家は、ベトナムにおいて外国為替活動が許可されている金融機関において外国への投資資金口座を外貨建てで開設しなければならない。また、投資家は国家銀行に対し、外国への投資活動に関する外国為替取引も登録しなければならない。この登録情報は、投資家並びにその資本金、投資資金口座、外国への現金資本の移転進度に関する情報を含む<sup>6</sup>。

外国にベトナム・ドンで投資資本を移転する場合、投資家は、ベトナム・ドン建ての投資資金口座と外貨建ての投資資金口座の両方を同時に開設し、利用することができる。外国への投資プロジェクトに複数の投資家に参加する場合、各投資家は、個別の投資資金口座を開設しなければならない。権限を有するベトナム機関から発行された外国への投資登録証明書に従った投資総額及び出資比率の範囲内で資本を外国に移転するものとする。

投資プロジェクトに関してベトナムから外国へ、また外国からベトナムへ外貨を移転する取引はすべて、この資金口座を介して実施するものとする。

---

<sup>1</sup> 議定第 83/2015/ND-CP 号第 18 条

<sup>2</sup> 議定第 83/2015/ND-CP 号第 15 条第 3 項

<sup>3</sup> 2014 年投資法第 59 条第 3 項

<sup>4</sup> 議定第 83/2015/ND-CP 号第 4 条

<sup>5</sup> 2014 年投資法第 63 条、外国への投資業務の外国為替管理について案内する 2016 年 6 月 29 日付ベトナム国家銀行通達第 12/2016/TT-NHNN 号（以下、「通達第 12/2016/TT-NHNN 号」と略称する）

<sup>6</sup> 通達第 12/2016/TT-NHNN 号第 3 条第 4 項、第 5 条第 1 項

### c) 外国への投資資本の移転

投資家は以下の各条件を満たすときに、投資活動を実施するために外国へ投資資本を移転することができる<sup>1</sup>。

- 外国への投資登録証明書の発給を受けている。
- 投資活動が被投資国の管轄機関から承認又は許可を受けている（又は被投資国における投資活動の権限を証明する文書を有している）。
- ベトナムにおいて許可される金融機関で開設された外国への投資資金口座を有するとともに、国家銀行に対して外国への投資活動に関する外国為替の取引登録を行っている。
- 外国への投資資本の移転は外国為替の管理、輸出、及び技術移転に関する法令の各規定を順守しなければならない。

### d) 国内への利益の移転<sup>2</sup>

2014年投資法に基づき、税務決算報告書又は被投資国の法規定に基づく同等の法的価値を有する書面を受けた日から6カ月の期間内に、投資家は外国における投資から得た利益及びその他の収入をすべてベトナムに移転しなければならない。

この期間内に利益及びその他の収入をベトナムに移転しなかった場合、投資家は、計画投資省及びベトナム国家銀行に書面による報告書を提出しなければならない。国内への利益の移転期間は延長することができるが、2回を超えることはできず、1回につき6カ月を超えてはならず、かつ、計画投資省の書面による承認を得なければならない。

### d) 外国における投資のための利益の使用<sup>3</sup>

外国における投資活動から得た利益を外国における投資資本の増額、投資活動の拡大のために使用する投資家は、外国への投資登録証明書の変更手続を実施するとともに、ベトナム国家銀行へ報告しなければならない。

外国における投資プロジェクトから得た利益を外国において別の投資プロジェクトを実施するために使用する場合、投資家は、当該投資プロジェクトについて外国への投資登録証明書の発給申請手続を実施し、ベトナム国家銀行に資金口座を開設するとともに、投資資本の移転の進度を登録しなければならない。

### e) 金融債務

投資家は、税務に関する法規定に従い、ベトナム国家に対して外国への投資プロジェクトに関して発生する金融債務を完済していなければならない。

---

<sup>1</sup> 2014年投資法第64条第1項

<sup>2</sup> 2014年投資法第65条

<sup>3</sup> 2014年投資法第66条

投資活動を実施するために外国へ移送する又は外国からベトナムへ移送する商品、機械設備による資本に対する輸出税又は輸入税の免除は、輸出入税に関する法規定に従うものとする。

*g) 投資プロジェクトの実施進度に関する情報及び報告*

外国への投資登録証明書の発給を受けた後に、投資家は、ベトナムへの外国投資及び外国へのベトナム投資に関する国家情報システムにアクセスするためのアカウントの交付を受け、定期報告制度を実施する（書面による報告又は投資に関する国家情報システムを介した報告）。

*h) 投資プロジェクトの清算<sup>1</sup>*

投資プロジェクトが終了した直後に、投資家は被投資国・地域の法規定に従って投資プロジェクトの清算手続を実施しなければならない。

税務決算報告書、又は投資プロジェクトの清算終了に関して被投資国・地域の法規定に基づく同等の法的価値を有する書面があった日から6カ月の期間内に、投資家は投資プロジェクトの清算から得た収入の残額をすべてベトナムに移転しなければならない。

上記の6カ月間の期間延長を希望する場合、投資家はその期日前までに、計画投資省に対してその理由を明記した提案書を提出し、同省の検討・決定により6カ月間を超えない延長を一度受けることができる。

---

<sup>1</sup> 議定第 83/2015/ND-CP 号第 24 条

## 第5章：不動産の領域に関する相談

本章では、不動産に関する共通事項、民事不動産取引及び不動産売買取引を含む不動産の領域に関して一部の基本的な法的問題について取り上げる。

### I. 共通事項

#### 1. 不動産の概念

2015年民法第107条第1項によると、不動産は次のものを含む。

- 土地
- 土地に付着した住宅、建築物
- 土地、住宅、建築物に付着したその他の財産
- 法令の規定に基づくその他の財産

不動産は、現存財産及び将来形成財産を含む<sup>1</sup>。

上記の規定によると、土地所有権は不動産ではなく、財産権の1つである<sup>2</sup>。しかし、土地所有権は、不動産に関する法律の重要かつ基本的な対象となり、その他の不動産を形成させるための基盤となる。

#### 2. 土地及び土地所有権

土地は、全人民所有に属し、国家が所有者の代表としてそれを統一的に管理する<sup>3</sup>。国家は所有者の代表として、個人、世帯、組織に対して土地所有権を付与する。このように、個人、世帯、組織は、土地所有権を有さずに土地所有権のみを有し、土地所有者と総称する。

不動産の一種である土地は、不動産取引の直接的な対象とならない。一方、土地所有権は不動産ではないものの、不動産取引における直接的かつ重要な対象となる。

#### 3. 土地所有権の確立根拠

土地所有権は、国家が土地所有者に対し、土地の割当（土地使用料を徴収するか無償）<sup>4</sup>、土地の賃貸（土地賃貸料を年払いで又は賃貸全期間につき一括で徴収する）<sup>5</sup>、又は土地所有権の公認<sup>6</sup>の各形式で土地所有権を付与することにより発生するものとする。これは、権限を有する国家機関による行政決定（土地の割当、土地の賃貸、土地所有権の公認）に基づいて確立される初期の土地所有権である。確立された後に、初期の土地所有権は、民事又は経済的

---

<sup>1</sup> 2015年民法第105条第2項

<sup>2</sup> 2015年民法第115条

<sup>3</sup> ベトナム社会主義共和国2013年憲法第53条、2013年土地法第4条

<sup>4</sup> 2013年土地法第17条、第54条、第55条

<sup>5</sup> 2013年土地法第17条、第56条

<sup>6</sup> 2013年土地法第17条

な関係及び取引を通じて、ある土地使用者から他の土地使用者に（一部又は全部を）譲渡することができる。

#### 4. 土地使用者

土地使用者は、次に挙げる個人、世帯及び組織を含む<sup>1</sup>。

- 国内経済組織（外資系企業を除き、民法典の規定に基づく企業、合作社及び他の経済組織<sup>2</sup>を含む）<sup>3</sup>

- その他の国内組織（国家機関、人民武装部隊、政治組織、政治・社会組織、政治・社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織、公立事業組織及び民事に関する法規定に基づく他の組織を含む）（以下、「組織」と略称する）

- 個人、世帯

- 住民共同体

- 宗教施設

- 外交の機能を有する外国組織

- 海外定住のベトナム人

- 100%外資企業、合弁企業、外国人投資家が投資関連法令に従って株式を取得し、又は企業を合併・買収するベトナム企業を含む外資系企業<sup>4</sup>

土地使用者及び土地使用目的別の土地の割当及び土地の賃貸は、付則第3表に規定される。弁護士は、実際の業務遂行においては、不動産、特に住宅プロジェクトやショッピングセンターのプロジェクトに投資するための土地の割当又は土地の賃貸の申請について相談を受けることが多い。留意すべき重要なポイントは、割り当てられる土地であれば、割当を受けた者は、売却又は売却兼賃貸の目的で住宅を建設することができるが、賃貸の土地であれば、経営目的の公共施設又は賃貸目的の住宅に限り建設することができる。

#### 5. 土地使用者に対する取引

国家から土地の割当、土地の賃貸又は土地使用者の公認を受けた後に、土地使用者は、交換、譲渡、賃貸、転貸、相続、贈与、土地使用者による抵当権の設定、土地使用者による現物出資等、各取引を実施することで土地使用者を取引に使用することができる<sup>5</sup>。

土地使用者の取引範囲は、土地使用者、土地の種類、土地割当の形式、土地賃貸の形式によるものである（付則第4表）。

---

<sup>1</sup> 2013年土地法第5条

<sup>2</sup> 2014年投資法第3条第16項：他の経済組織は協同組合連合会及び経営投資業務を実施するその他の組織を含む。

<sup>3</sup> 2013年土地法第3条第27項

<sup>4</sup> 2013年土地法第5条第7項

<sup>5</sup> 2013年土地法第167条

## 6. 土地の登記

土地使用者は、土地を登記する義務を負う<sup>1</sup>。土地の登記は、初期登記（初期の土地使用権に対する登記）と変更登記（土地使用者の間において初期土地使用権を移転する取引が発生する場合、又は初期土地使用権の内容に変更が発生する場合）を含む<sup>2</sup>。

登記申請を行い、法規定に定める条件を満たした場合、登記申請された土地は、土地管理台帳に記入され、土地使用者は、土地使用権証明書の交付を受ける。変更登記の場合、土地使用者は、新規の土地使用権証明書の交付を受けるか、又は既存土地使用権証明書に変更の公認を記入される。初期登記で土地使用権証明書の交付条件を満たさない場合、管轄機関が法規定に基づき処分決定を出すときまで、土地を使用している者が一時的にその土地を使用することを可能とする<sup>3</sup>。

## 7. 土地使用権、住宅及び土地付着財産所有権の証明書、土地使用権証明書

土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書は、土地使用権証明書のうち、最高の法的価値を有するものである。土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書は、土地登記の手続を行った後に交付される。

2009年12月10日までは、法律は、土地使用権証明書（土地使用権に適用される）又は土地に付着する各財産の所有権証明書（住宅所有権及び居住土地使用権証明書、住宅所有権証明書、建築物所有権証明書等）の2種類の証明書類に分類することを規定していた。2009年12月10日（土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書の交付について規定する2009年10月19日付議定第88/2009/ND-CP号の発効日）以降、これらの書類は、土地並びに住宅及び土地に付着するその他のあらゆる種類の財産に適用される単一の書類に統一され、以下「土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書」と総称する。

しかし、2009年12月10日より前に交付された土地使用権証明書、住宅所有権及び居住土地使用権証明書、住宅所有権証明書、建築物所有権証明書は、依然として法的価値を有するものである。土地使用者が希望する場合、土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書への変換を申請することができる<sup>4</sup>。

上記の各証明書の交付を受けていなかった土地使用者は、2009年12月10日以降、自らの土地使用権について、次の各書類を通じて、土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書の交付を検討される<sup>5</sup>。

- ベトナム民主共和国、ベトナム南部共和臨時革命政府及びベトナム社会主義共和国の土地政策実施の過程で、1993年10月15日より前に管轄機関が付与した土地使用権に関する書類

<sup>1</sup> 2013年土地法第95条第1項

<sup>2</sup> 2013年土地法第95条第2項、第3項

<sup>3</sup> 2013年土地法第95条第5項

<sup>4</sup> 2013年土地法第97条第1項

<sup>5</sup> 2013年土地法第11条、第100条

- 1993年10月15日より前に権限を有する国家機関が交付した臨時土地使用权証明書、又は農地登記台帳、土地管理台帳に氏名が記載されていること
- 土地使用权又は土地付着財産の相続・贈与に関する法的な書類、土地に付着する情義の家・人道の家の寄付書類
- 1993年10月15日より前に付与され、かつ1993年10月15日より前に村級人民委員会により既に使用が確定されていると確認された土地使用权の譲渡、居住土地に付着する住宅の売買書類
- 居住土地に付けられる住宅の処分・安売り書類、法規定に従った国家所有に属する住宅の購入書類
- 旧政権の権限のある機関が土地使用者に付与した土地使用权に関する書類。この書類は次のものを含む可能性がある<sup>1</sup>。土地権利書、旧政権の国家機関の公認を得た買戻不可能の不動産売却証書（住宅と居住土地）、旧政権の国家機関の公認を得た土地に付着する住宅の売買、贈与、交換、相続の証書、旧政権の国家機関の公認を得た住宅遺産に関する遺言書又は割当合意書、旧政権の国家機関が交付した住宅建築許可書又は建築合法化許可書、旧政権の裁判機関が下した発行済みの判決
- 1993年10月15日より前に確立されていた他の書類で、次のものを含む<sup>2</sup>。
- + 1980年12月18日より前に確立された土地台帳、土地調査帳
- + 国家機関が管理している全国の田地の測定、分類、登記、統計に関する1980年11月10日付首相指示第299-TTg号に基づいて田地の登記を行う過程で確立された各書類であり、次のものを含む。村級田地登記評議会が、土地の使用者が適法であることを確認する承認書、又は村級人民委員会若しくは村級田地登記評議会若しくは県・省級土地管理機関が確立した合法的な土地使用案件の集計書
- + 県・省級人民委員会又は権限を有する国家機関から承認された、新経済地区の建築を目的とした移民、再定住のための移民に関するプロジェクト、リスト、文書
- + 農場・林場内の土地を労働者向けの住宅建築のために割り当てる国立の農場・林場の書類
- + 県・省級人民委員会又は住宅・建築物に関する国家管理機関から承認又は許可された、住宅・建築物の所有権に関する書類又は住宅・建築物の改修建設に関する書類
- + 県・省級人民委員会の一時土地割当の書類、村級人民委員会、農業協同組合から1980年7月1日より前に承認若しくは承諾された、又は県・省級人民委員会から承認若しくは承諾された土地使用申請書

<sup>1</sup> 2014年5月15日付議定第44/2014/ND-CP号や議定第43/2014/ND-CP号の一部条項の細則を規定する2015年1月27日付天然資源環境省通達第20/2015/TT-BTNMT号第15条

<sup>2</sup> 土地法の細則及び施行案内について規定する政令の一部条項を補充改正した2017年1月6日付議定第01/2017/ND-CP号によって補充改正された、2013年土地法の施行案内に関する2014年5月15日付議定第43/2014/ND-CP号（以下、「議定第43/2014/ND-CP号」と略称する）第18条

+ 国家幹部・公務員が自ら住宅を建設するために土地の割当を行うため、又は国家予算外の資金を使うか、国家幹部・公務員から建設費用の寄付を集めることで従業員向けの社宅を建設して割り当てるために、権限を有する国家機関から機関や組織に対する土地の割当に関する書類

- 執行された、人民裁判所の判決若しくは決定、判決執行機関の判決執行決定、和解成立確認書、権限を有する国家機関による土地関係の紛争、不服申立て、訴訟の解決

概して、土地使用权、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書は、土地使用权を確立するための基本的な法的書類である。それぞれの目的にあわせて、関連する他の法的書類は、具体的な事例に応じて特定の人土地使用权を確定するための検討に使用される。

## 8. 土地に付着する財産

### a) 土地に付着する各財産

土地に付着する財産は、次のものを含む。

- 土地に付着する住宅、建築物
- 土地、住宅、建築物に付着するその他の財産
- 法規定に基づくその他の財産

住宅とは、世帯や個人の居住及び生活の需要に資することを目的とする建築物をいう<sup>1</sup>。住宅は、次のものを含む。

- 個別住宅とは、組織、世帯、個人の適法な使用权に属する個別の土地の敷地上に建築される住宅をいい、別荘、連結住宅及び独立住宅からなる。
- 共同住宅とは、2階以上からなり、複数のアパートメントを有し、共有の廊下、階段を有し、各世帯、個人、組織のための個別所有部分、共同所有部分及び共用インフラシステムを有する住宅をいい、居住の目的で建築される集合住宅と、居住及び事業をあわせた使用目的混合の集合住宅からなる。
- 商業住宅とは、市場原理に従って販売、賃貸、購入賃貸するために建築投資が行われる住宅をいう。
- 公務住宅とは、2014年住宅法の規定に基づき公務のために居住することができる対象者に対し職務、業務に従事する期間中に賃貸するために用いられる住宅をいう。
- 再定住用住宅とは、国が法規定に基づき居住土地を回収し、住宅を収去するときに再定住の対象者となる世帯、個人のために手配される住宅をいう。
- 社会住宅とは、2014年住宅法の規定に基づき住宅に関する援助政策を享受できる対象者のために国が支援する住宅をいう。

土地に付着する建築物区分とは、人の労働力、建築資材、当該建築物に装備される設備によって形成される製品で、土地と固定して連結し、地下部分や地上部分、水下部分、水上部

---

<sup>1</sup> 2014年住宅法第3条第1項

分を含むことがあり、設計に基づいて建築されるものをいう<sup>1</sup>。建築物は、民用建築物、工業建築物、交通建築物、農業農村開発の建築物、技術インフラ建築物及びその他の建築物を含む。

その他の不動産は、多年生植物生息地、生産用森林等を含む。

しかしながら、土地と住宅の不動産区分が依然として、大きな構成比を占める基本的な要素であり、煩雑性が高く、不動産市場において圧倒的な取引件数を占める2つの不動産グループである。

#### b) 土地に付着する財産の所有権証明書類

2009年12月10日より前は、土地に付着する財産に対し、それぞれの種類に応じて、例えば、住宅所有権及び居住土地所有権証明書、住宅所有権証明書、建築物所有権証明書等、個別の証明書の交付を受けていた。2009年12月10日以降は、住宅及び土地上の建築物を含め、土地に付着するその他の財産の各種証明書類は、共通の書式、すなわち土地所有権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書に変更して交付されるようになった。

2014年住宅法及び2013年土地法の規定によると、住宅に関する法的書類は次のものを含む。

- 土地所有権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書。これは、組織、個人、世帯が住宅所有権の公認を受けるために条件を満たすとともに、適法な住宅を有するときに、権限を有する国家機関が交付する書類である<sup>2</sup>。

- 土地所有権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書の発給申請を目的とした、住宅が適法に形成されていることを証明する書類で、次のものを含む<sup>3</sup>。

+ 建設に関する法規定に従って建設許可書の申請が必要となる場合の住宅建設許可書

+ 住宅売買契約

+ 情義の家、人道の家、大団結の家の引渡し又は贈与に関する書類

+ 各時期において管轄機関が付与した住宅所有権に関する書類

+ 法規定に従って公証機関から認定された又は管轄階級の人民委員会から承認を得た住宅の売買、贈与、交換、相続に関する書類

+ 人民裁判所が下した判決又は決定、権限を有する国家機関の解決によって住宅所有権を得た法的効力を有する書類

## II. 民事不動産取引

### 1. 民事不動産取引の一般的な形式

---

<sup>1</sup> 2014年建設法第3条第10項

<sup>2</sup> 2014年住宅法第8条

<sup>3</sup> 議定第43/2014/ND-CP号第31条

#### a) 住宅に関する取引

- **住宅の売買**とは、住宅所有者が住宅を売却することをいう。それに伴い、所有者は、住宅を当該住宅の所有権証明書類とともに購入者に引き渡す義務を負う。購入者は、両当事者の合意に従って住宅の引渡しを受けることができ、売主に代金を支払う義務を負う。
- **住宅の賃貸借**とは、賃借人が賃貸借料を支払うことにより、住宅所有者又は住宅使用权を有する者が賃借人に対して自らの住宅を一定の期間使用することを許可することをいう。
- **住宅の贈与**とは、住宅所有者が他者に対して無償契約により自らの住宅の所有権を譲渡することをいう。つまり贈与を受ける者は、贈与者に対して支払いを行う必要は一切ない。
- **住宅の交換**とは、各住宅所有者が生活の利便性を図るために、住宅の所有権を相互に交換することをいう。
- **住宅の相続**とは、特定の個人が死亡した後にその住宅に対する処分権を執行し、遺言書又は法規定に従って相続人に自らの住宅を相続させることをいう。
- **住宅の抵当**とは、住宅所有者が自らの住宅を民事義務のための担保財産として使用し、抵当権者に住宅の所有権を付与しないことをいう。
- **住宅による出資**とは、住宅所有者が自らの住宅による現物出資を行い、法律により禁止されていない各分野の事業活動に参加することをいう。
- **住宅の使用貸借、寄宿**とは、住宅所有者が他者に対して自らの住宅を一定の期間につき使用貸借、寄宿させることをいう。使用貸借、寄宿をする者は、一切支払いを行う必要がない。
- **住宅管理の委任**とは、住宅所有者が他の組織又は個人に対し、委任期間中の住宅管理及び使用に関する住宅所有権者の権利行使と義務履行を委任することをいう。住宅管理の委任は、現存する住宅に限り実施するものとする。

#### b) 土地使用权に関する取引

- **土地使用权の交換**とは、個人や世帯が他の個人や世帯に対し、農業生産の利便性を図るために同じ村、街区、町に位置する農業用地の使用权を交換することをいう。
- **土地使用权の譲渡**とは、土地使用权所有者が有償契約に基づいて自分の土地使用权を他者に譲渡することをいう。それに伴い、所有者は、購入者に土地使用权を譲渡し、購入者が所有者に代金を支払う。
- **土地使用权の賃貸借**とは、賃借人が一定の期間中に土地を使用するために、土地使用权所有者が自分の土地使用权を賃借人に付与することをいい、賃借人は、賃貸人に賃料を支払う必要がある。
- **土地使用权の転貸**とは、土地使用权の賃借人が土地使用者の同意を得て、自らが賃借している土地使用权を転借者に一定の期間の使用のために転貸することをいい、転借者は、賃料を払う必要がある。

- **土地所有権の相続**とは、特定の個人が死亡した後に、自らの財産（具体的には土地所有権）に対する処分権を行使し、遺言書又は法規定に従って相続人に自分の財産を相続させることをいう。

- **土地所有権の贈与**とは、土地所有権所有者が他者に対して無償契約により自らの土地所有権を譲渡することをいう。それに伴い、贈与者は受贈者に対し、自分の土地所有権を付与・譲渡するものの、受贈者に対価を要求せず、受贈者が贈与を受けることに同意する。

- **土地所有権の抵当**とは、土地所有権所有者が自らの土地所有権の価値を民事義務のための担保財産として使用し、抵当権者に土地所有権を付与しないことをいう。

- **土地所有権による出資**とは、土地所有権所有者が自らの土地所有権の価値を企業への出資資本に使用することをいう。

## 2. 関連する法的書類

民事不動産取引に関する法的書類には様々な種類がある。基本的に、これらの書類は取引対象（例えば、土地、住宅等）に関する書類、取引当事者に関する書類、当事者の取引確立合意に関する書類に分けることができる。

### a) 取引対象に関する書類

取引対象は、それぞれ異なる法的書類を有することがある。

2009年12月10日より前は、法律は、不動産の種類別に異なる証明書類を規定していた。2009年12月10日以降は、法律は、すべての種類の土地、住宅及び土地付着財産に対して適用するため、土地所有権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書に統一することを規定している。このため、現行規定では、土地所有権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書は、土地所有権及び土地付着財産所有権を証明する最高の法的価値を有する書類とみなされる。

また、法律は、土地及び土地付着財産に対する使用者の権利を証明するために他の書類を使用することも容認する。概して、こうした書類は、旧法規定に従って関連する不動産に対して交付する必要のあったものであり、現行の書式による土地所有権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書の交付申請書類を補完するための価値を有する。これは、ベトナムの土地法を完備する過程で継承及び発展の原則を示すものである。

### b) 取引当事者に関する書類

取引に参加する各当事者は、組織又は個人である。この種の書類は、関連取引に参加する各事業者の法的資格、身元（当事者が個人の場合、身分証明書、パスポート、戸籍、結婚登録証明書等、当事者が組織の場合、事業登録証明書、投資登録証明書、定款、企業の各決議、内部承認書類、委任状及びその他の書類）に関する情報を提供するものである。

### c) 取引合意に関する書類

取引合意に関する書類は、住宅の売買、賃貸借、購入賃貸借、贈与、交換、抵当、出資、使用貸借、寄宿、管理委任契約又は住宅売買契約の譲渡文書である<sup>1</sup>。

上記正式な合意書類のほか、各当事者は、契約履行を保証するために、主契約を補うための書類を締結することができる。この種の書類には、案件別、具体的な要求別にあわせて様々な種類の文書があり、例えば委任状、預託合意書、義務履行保証誓約書、保証書類などがある。

### 3. 取引実施の手順

#### a) 不動産の売買

- 住宅売買

+ 住宅売買の手続<sup>2</sup>

商業住宅の売買契約又は売買契約の譲渡証書（以下、「住宅関連契約」と総称する）を作成する。

各当事者は、一方当事者が、権限を有する国家機関に対し住宅の証明書の発給申請書類を提出することに同意する。プロジェクト投資家の住宅を購入又は購入賃貸借する場合、投資家は、権限を有する国家機関が買主又は購入賃借人に証明書を発給するための手続を行う責任を負う。ただし、買主又は購入賃借人が自発的に自ら証明書の発給を申請する場合はこの限りではない。

権限を有する国家機関は、住宅及びその住宅が所在する土地の適法な使用权の買主又は購入賃借人に対し証明書を発給する際に、住宅の所有権を譲り受けた者に対し、同時に住宅の所有権及び居住土地の使用权を公認する。

+ 公証に関する条件<sup>3</sup>

商業住宅の売買又は売買契約の譲渡の場合、契約は、公証又は確証を受けなければならない。ただし、国有住宅、社会住宅、再定住用住宅の売買については、各当事者が希望する場合を除き、契約の公証又は確証を受ける必要はない。

住宅関連契約の公証は、公証人組織において実施される。住宅関連契約の確証は、住宅所在地の村級人民委員会において実施される。

+ ベトナムで住宅を購入できる外国人<sup>4</sup>

外資系企業、外国企業の支店、駐在事務所、外国投資基金及びベトナムで活動している外国銀行の支店

---

<sup>1</sup> 2014年住宅法第120条第1項

<sup>2</sup> 2014年住宅法第120条

<sup>3</sup> 2014年住宅法第122条

<sup>4</sup> 2014年住宅法第159条、第160条

ベトナムへの入国を許可され、法規定による外交特権、免責、領事特権を享受する対象者に該当しない外国の個人

ただし、上記の各対象者が購入することができるのは、国防・治安保障区域を除き、住宅建築投資プロジェクトのアパートメント及び戸建住宅を含む商業住宅のみである。

#### その他の留意点<sup>1</sup>

投資家の商業住宅の買主が、権限を有する国家機関に対しその住宅の証明書の発給申請書を提出しておらず、需要がある場合、住宅の売買契約を譲渡することができる。契約の譲受人は、投資家と締結した住宅の売買契約に基づく義務を完全に履行する責任を負う。

住宅売買契約の譲渡の手順、手続、譲渡文書の内容及び様式は、建設省大臣の規定に従う。契約の譲渡人は税務、手数料に関する法規定に従い、税金、手数料を納付しなければならない。

#### - 土地所有権の譲渡

##### + 土地所有権を譲受できる対象及び各制限<sup>2</sup>

経済組織（外資系企業を含まない）、世帯、個人は、土地所有権の譲渡を通じて土地所有権を受け取ることができる。

海外定住ベトナム人は、工業団地、工業地区、輸出加工区、ハイテク団地、経済区における土地所有権の譲渡を通じて土地所有権を受け取ることができる。

外資系企業は、法規定に従って土地所有権の価値である投資資金の譲渡を受け取ることができる。

##### + 土地所有権の譲渡手順<sup>3</sup>

土地所有権譲渡契約書の作成及び締結

土地使用者が土地の所在地における土地登記事務所に対し土地所有権譲渡の登記書類一式を提出する。

土地登記事務所は、書類を検査する責任を負い、書類が規定に従って揃っている場合、次の業務を実施する。

第一に、規定に従って金融債務を履行しなければならない場合、金融債務を確定するとともにその徴収を通知するために、税務機関に地政情報を送付する。

第二に、天然資源環境省の規定に従い、交付済みの証明書に変更内容を記載する。

<sup>1</sup> 2014年住宅法第123条

<sup>2</sup> 2013年土地法第169条

<sup>3</sup> 議定第43/2014/ND-CP号第79条

第三に、土地使用权、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書を交付しなければならない場合、権限を有する機関から土地使用者に対し土地使用权、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書を交付するように申請書類を作成して提出する。

第四に、地政書類や土地データベースに変更内容を修正・更新する。土地使用者に証明書を交付する、又は村級に書類を提出した場合、土地使用者に交付するために村級人民委員会に送付する。

+ 公証に関する条件<sup>1</sup>

土地使用权、土地及び土地付着財産の使用权の譲渡契約は、公証又は確証を受けなければならない。しかし、次に挙げるものに該当する場合は除く。農地使用权変換契約、土地使用权、土地及び土地付着財産使用权の譲渡契約であって、取引に参加する一方当事者又は各当事者が不動産事業組織である場合、各当事者の要求に基づいて公証又は確証を受ける。

公証は、公証人組織、確証は村級人民委員会で実施される。

+ 土地使用目的の変更が許可される場合は次の通りである<sup>2</sup>。

稲作地を多年性樹木の栽培地、植林地、水産物養殖地、製塩地に変更する場合

その他の一年生樹木栽培地を海洋水産物養殖地、製塩地、池・湖・沼での水産物養殖地に変更する場合

特用森林地、保護森林地、生産森林地を農地の他の使用目的に変更する場合

農地を非農地に変更する場合

土地使用料を納付しない国家割当形態の非農地を、土地使用料を納付する国家割当形態、又は賃貸形態に変更する場合

非居住地の非農地を居住地に変更する場合

事業施設建設用土地、商売目的があり公共目的に使用される土地、商業・サービス業用土地ではない非農業生産事業用土地を商業・サービス業用土地に変更する場合、商業・サービス業用土地、事業施設建設用土地を非農業生産施設用土地に変更する場合

+ 土地使用目的の変更を許可する権限機関<sup>3</sup>

組織の場合、省級人民委員会

個人、世帯の場合、県級人民委員会。面積が0.5ヘクタール以上の土地を個人、世帯に賃貸し、農地の使用目的から商業・サービス業の使用目的への変更を許可する場合、決定する前に省級人民委員会から書面による承認を得なければならない。

<sup>1</sup> 2013年土地法第167条第3項

<sup>2</sup> 2013年土地法第57条

<sup>3</sup> 2013年土地法第59条

## b) 不動産賃貸借

### - 住宅の賃貸借

#### + 住宅の賃貸借条件

現行規定によると、住宅の賃貸借は次の条件を満たさなければならない<sup>1</sup>。

賃貸人は住宅の売買、購入賃借の契約を有する又は、住宅を建設投資する場合、建設許可書又は民法典の規定や土地に関する法規定に従って住宅の所有権を証明する書類を有していなければならない。

所有権について紛争、不服申立て、提訴の対象ではない住宅、又は期限付き住宅の所有権の場合は、その所有期間中の住宅

判決執行のために差し押さえられていない、又は権限を有する国家機関の法的効力が生じた行政決定を執行するために差し押さえられていない住宅

権限を有する機関から土地回収決定、住宅の収去、解体の通知を受ける対象になっていない住宅

住宅は品質、賃借人の安全を確保し、電気、上下水道システムを完備し、衛生環境を確保しなければならない。

また、取引に参加する各当事者は、法に基づく条件を満たさなければならない。

#### + 住宅賃貸借契約

住宅賃貸借契約は、当事者間の合意に基づいて書面で作成し、次の内容を含めなければならない<sup>2</sup>。個人の氏名、組織の名称及び各当事者の住所、取引住宅の特徴とその住宅が付着する土地の特徴の記述、賃料、支払期限、支払方法、賃貸借期間、各当事者の権利と義務、各当事者の約束事項、その他の合意事項、契約の効力発生日、各当事者の署名、氏名の明記、組織である場合は社印（あれば）及び署名者の職務。

#### 留意すべき事項

賃貸借期間や賃料：原則として、住宅の賃貸人及び賃借人は、賃借期間、賃料及び賃料の支払方法（定期又は一括払い）について合意することができる。住宅の賃借期間は満了していないが、賃貸人が住宅を改築し、かつ、賃借人の同意を得た場合、賃貸人は住宅の賃料を調整することができる。住宅の賃料を更新する場合は、当事者の合意に基づく。合意に至らない場合、賃貸人は、賃貸借契約を一方的に解除することができるが、賃借人に対し法規定に従って賠償しなければならない<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 2014年住宅法第118条、住宅法の一部条項の細則及び施行案内について規定する2015年10月20日付議定第99/2015/ND-CP号（以下、「議定第99/2015/ND-CP号」と略称する）第72条

<sup>2</sup> 2014年住宅法第121条

<sup>3</sup> 2014年住宅法第129条

**共同所有住宅の賃貸借**：共同所有住宅の賃貸は、その住宅の所有者全員の同意を得なければならない。ただし、共同所有者の自らの所有に属する住宅部分を賃貸する場合はその限りではない。共同所有者は、代表者に住宅賃貸借契約の締結を委任することができる<sup>1</sup>。

**住宅賃貸借契約の終了**：国有以外の住宅を賃借する場合、住宅賃貸借契約は以下のいずれかの場合に終了する<sup>2</sup>。

住宅賃貸借契約の期間が満了したとき、又は契約に期間が定められていない場合は、住宅の賃貸人が住宅の賃借人に対し契約終了を通知した日から 90 日後

両当事者が契約の終了について合意するとき

賃貸住宅が滅失したとき

賃借人が死亡し、又は裁判所の失踪宣告を受けた場合で、死亡、失踪の時点で同居者がいないとき

賃貸住宅が大破し、倒壊する恐れがあるとき、又は権限を有する国家機関の土地の回収、住宅の収去・解体の決定があった区域に属するとき、他の目的で使用するため、国が賃貸住宅を収用、徴用したとき。当事者間に別段の合意がある場合を除き、賃貸人は賃借人に対し、住宅賃貸借契約の終了について 30 日前に書面により通知しなければならない。

**賃貸人による住宅賃貸借契約の一方的な解除権**：契約における合意による賃借期間中、賃貸人は、住宅賃貸借契約を一方的に解除し、賃貸している住宅を回収することはできない。ただし、次の場合は除く<sup>3</sup>。

国有住宅、社会住宅の賃貸人が規定に従った権限なく、かかる対象者以外に、かかる条件に反して賃貸した場合

賃借人が正当な理由なく、合意に基づく住宅の賃料を 3 カ月以上にわたり支払わない場合

賃借人が契約において合意された目的に沿って住宅を使用しない場合

賃借人が賃借している住宅を無断で破損、増築、改築、解体した場合

賃借人が賃貸人の同意なく、賃借している住宅を交換、使用貸、転貸した場合

賃借人が秩序、衛生環境を乱し、周辺の市民の生活に重大な影響を与え、住宅の賃貸人又は町内会長、集落・村・村落・山村・クメール族集落の長から 3 回にわたって注意を受けたが、依然として改善しない場合

法規定に従ったその他の場合

**賃借人による住宅賃貸借契約の一方的解除権**：住宅の賃借人は、住宅の賃貸人が以下のいずれかに該当する場合、住宅賃貸借契約を一方的に解除することができる。

住宅が大破したが修繕しない場合

不合理に住宅の賃料を引き上げる、又は合意に従い賃借人に事前に通知せずに賃料を引き上げた場合

第三者の利益により住宅の使用権が制限される場合

当事者間に別段の合意がある場合を除き、住宅賃貸借契約を一方的に解除する当事者は、他方当事者に対し少なくとも 30 日前に通知しなければならない。この規定に違反して損害を与えた場合、法規定に従い賠償しなければならない。

<sup>1</sup> 2014 年住宅法第 130 条

<sup>2</sup> 2014 年住宅法第 131 条第 2 項

<sup>3</sup> 2014 年住宅法第 132 条

#### + 住宅賃貸借契約の公証

現行規定<sup>1</sup>によると、住宅賃貸借契約は、各当事者が希望する場合を除き、公証、確証を受ける必要はない。各場合に依じて、各当事者は、当事者間の取引をより確固たるものにするための証拠を得るために、住宅賃貸借契約の公証、確証を検討することができる。

#### - 土地使用権の賃貸借

#### + 賃貸借の条件の評価

現行規定によると、土地使用者は、土地使用権を賃貸、転貸する権利を行使することができる。しかし、土地の種類によって、この権利の行使は異なり、具体的には次の通りである。

土地使用料を収納しない形で国家から土地を割り当てられた組織は、土地使用権の賃貸借を有しない<sup>2</sup>。

土地使用料を収納する形で国家から土地を割り当てられた経済組織、賃貸借全期間の土地借料の一括払いで国家から土地を賃貸された経済組織は、土地使用料を収納する形で国家から土地を配分される場合、土地使用権、土地に付着する私有財産を賃貸することができる。賃貸借全期間の土地借料の一括払いで国家から土地を賃貸される場合、土地使用権、土地に付着する私有財産を転貸することができる<sup>3</sup>。

土地使用料を年次収納する形で国家から土地を割り当てられる経済組織は、工業団地、工業区、加工輸出区、ハイテク団地、経済区の土地についてはインフラ整備経営投資を認可された場合において、年次払いで土地借料を収納するインフラが整備された土地使用権の転貸をすることができる<sup>4</sup>。

国家から限度内に割り当てられる土地、土地使用料を収納する形で国家から割り当てられた土地、一括払いで賃貸借全期間の土地借料を収納する形で国家から賃貸された土地、土地使用権を国家に認められる土地、交換・譲渡・贈与・相続を受けた土地を使用する世帯・個人は、他の組織・世帯・個人、ベトナムに投資する海外定住ベトナム人に土地使用権を賃貸することができる<sup>5</sup>。

土地使用料を収納する形でベトナム国家に土地を割り当てられたベトナムに投資する海外定住ベトナム人は、土地使用料を収納する形でベトナム国家に土地を割り当てられる場合、土地使用権、土地に付着する私有財産を賃貸することができる。一括払いで賃貸借全期間の土地借料を収納する形で国家から賃貸される場合、土地使用権、土地に付着する私有財産を転貸することができる<sup>6</sup>。

---

<sup>1</sup> 2014年住宅法第122条第2項

<sup>2</sup> 2013年土地法第173条第2項

<sup>3</sup> 2013年土地法第174条第2項

<sup>4</sup> 2013年土地法第175条第1項

<sup>5</sup> 2013年土地法第179条第1項

<sup>6</sup> 2013年土地法第183条第1項

賃貸借全期間に一括払いで土地借料を収納する形で国家から土地を賃貸される海外定住ベトナム人、外資系企業、プロジェクトを実施するために土地使用料を収納する形でベトナム国家に土地を割当された外資系企業は、土地使用期間内に、土地使用権、土地に付着する私有財産を賃貸、転貸することができる<sup>1</sup>。

現行規定によると、土地使用者は以下の共通条件を満たす場合に、土地使用権の賃貸、転貸を実施することができる<sup>2</sup>。

- 一、土地使用権、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書を有する。
- 二、土地に関する紛争がない。村級人民委員会は土地の紛争があるか否かの現状を確認する権限を有する。
- 三、判決執行確保のために土地使用権が留置されない。

四、土地使用期間内である。土地の種類によって使用期限付きの土地は次の通り区分することができる。安定的・長期的に使用される土地（例えば、世帯、個人が使用する居住地、住民共同体が使用する農地、自然森林である保護森林地、特用森林地、生産森林地、世帯、個人が安定的に使用している商業・サービス用土地、非農業生産施設用土地であり、かつ国家から期限付きで割当・賃貸されない土地、機関の事務所の建設土地、財政的に独立していない公立事業組織の事業施設建設用土地、国防・安寧目的に使用される土地、宗教施設の土地、信仰用土地、交通・水利用土地、歴史・文化遺跡がある土地、観光名所のある土地、経営目的外の公共施設の建設用土地、墓地・霊園用の土地、法規に定める経済組織が使用する土地等）又は使用期限付きの土地。土地の割当・賃貸の期間は、権限を有する国家機関が土地の割当・賃貸の決定書を発行した日から起算する。従って、土地の割当・賃貸又は土地使用権の公認に関する書類に基づいて土地使用期間を検討する必要がある。現在、使用期限付きの土地の場合、土地の割当・賃貸期間は、通常 50 年を超えてはならないが、延長を検討できる可能性がある（農業・林業生産、水産物養殖、製塩の目的で土地を使用する組織、商業・サービス業、非農業生産事業所の建設の目的で土地を使用する組織、世帯、個人、投資案件の実施の目的で土地を使用する組織、ベトナムにおける投資案件の実施の目的で土地を使用する海外定住ベトナム人、外資系企業に適用される）<sup>3</sup>。

#### + 土地の賃貸手続

土地の賃貸手続は、次の主要なステップを含む<sup>4</sup>。

ステップ1：土地使用権の賃貸契約を締結する。

ステップ2：土地使用者が土地の所在地における土地登記事務所に土地使用権賃貸の登録書類一式を提出する。

<sup>1</sup> 2013 年土地法第 183 条第 3 項

<sup>2</sup> 2013 年土地法第 188 条第 1 項

<sup>3</sup> 2013 年土地法第 126 条第 3 項

<sup>4</sup> 議定第 43/2014/ND-CP 号第 79 条

ステップ3：土地登記事務所は書類を検査する責任を負い、書類が規定に従って揃っている場合、次の業務を実施する。第一に、規定に従って財務義務を履行しなければならない場合、財務義務を確定するとともにその徴収を通知するために、税務機関に地政情報を送付する。第二に、天然資源環境省の規定に従い、交付済みの証明書に変更内容を記載する。第三に、土地使用权、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書を交付しなければならない場合、権限を有する機関から土地使用者に対し土地使用权、住宅及びその他の土地付着財産所有権の証明書を交付するように申請書類を作成して提出する。第四に、地政書類や土地データベースに変更内容を修正・更新し、土地使用者に証明書を交付する、又は村級に書類を提出する場合、土地使用者に交付するために村級人民委員会に送付する。

+ 公証、確証

現行規定によると、土地使用权や土地付着財産の賃貸・転貸契約は、各当事者の要求に応じて公証又は確証を受ける<sup>1</sup>。公証は、公証人組織、確証は村級人民委員会を実施される。

### III. 不動産事業取引

#### 1. 不動産事業取引の対象

不動産事業とは、利益を得る目的で、不動産の建設、購入、売却のための譲受、譲渡、賃貸、転貸、購入賃貸の実施、不動産仲介サービス、不動産取引所サービス、不動産諮問サービスの実施又は不動産管理のために資本を投資することをいう。

この節で言及する不動産事業とは、売却又は運営を目的に不動産を投資し、建設する活動であると解釈される。

現在の一般的な不動産プロジェクトには、以下が含まれる。

- 高層オフィスビルの投資事業プロジェクト
- 賃貸アパートメント・プロジェクト
- ショッピングセンター・プロジェクト
- ホテル及びレストラン・プロジェクト
- 住宅サービスに関するプロジェクト
- 工業団地インフラのプロジェクト
- 上記の各サービス形態を提供する複合プロジェクト
- その他のプロジェクト

#### 2. 不動産事業権

基本的に、組織、個人は、企業又は合作社（以下、「不動産事業企業」と総称する）を設立することで不動産事業を経営することができる。不動産事業企業は、不動産事業を営む機

---

<sup>1</sup> 2013年土地法第167条第3項

能を有し、その法定資本金は 200 億 ドンを下回ってはならない<sup>1</sup>。上記の条件が定められていることで、企業を設立することができない組織・個人及び法人格を有しない組織、法定資本が 200 億 ドン以上の企業、又は合作社を設立する能力のない組織・個人、又は自らを代表して不動産を経営することができない組織・個人は、不動産事業を営む条件を満たさないということになる。

留意すべき重要なポイントは、ここでいう不動産事業取引は、大規模かつ頻繁に行われる取引を指している点である。上記の各条件に関する規定は、次の場合に該当する不動産の売買、譲渡、賃貸、購入賃貸の各取引には適用されない<sup>2</sup>。

- 組織、世帯、個人が経営を目的として、不動産投資プロジェクトによらない不動産の売却、譲渡、賃貸、購入賃貸を行う場合、又は、世帯、個人が経営を目的として、投資総額 200 億 ドン（土地使用料は含まない）を下回る不動産投資プロジェクトによる不動産の売却、譲渡、賃貸、購入賃貸を行う場合
- 組織倒産、解散、分割に起因する土地所有権の譲渡及び住宅や建築物の売却を行う場合
- 信用機関、外国銀行の支店、信用機関の資産管理会社（AMC）、ベトナム信用機関の資産管理会社（VAMC）及びその他の組織、個人による債務回収を目的とした土地所有権の譲渡、不動産プロジェクトの譲渡、担保又は抵当権が設定されている住宅や建築物の売却を行う場合
- 組織、世帯、個人が紛争、不服申立て、訴訟を解決するときに裁判所や権限を有する国家機関の決定に従って財産を処理することを目的に土地所有権の譲渡及び住宅や建築物の売却を行う場合
- 組織、世帯、個人が売却、賃貸、購入賃貸のために住宅を建設投資するが、住宅に関する法規定に従って企業を設立すべきではない場合
- 機関、組織が権限を有する国家機関から、公有財産の管理に関する法規定に従って国有の土地所有権の譲渡及び住宅や建築物の売却を行うことが許可される場合
- 組織、世帯、個人が自らの所有に属する不動産の売却、譲渡、賃貸、購入賃貸を行う場合

留意すべき点として、事業者ごとに不動産事業の範囲は異なると規定されている。概して、海外定住のベトナム人による不動産事業の範囲は、ベトナムの組織、個人による不動産事業の範囲より制限され、外国企業による不動産事業の範囲は、海外定住のベトナム人による不動産事業の範囲よりもさらに制限される。外国企業は、売却、賃貸、購入賃貸のために土地使用権、住宅、建築物の売買、譲渡を行うことを禁じられており、新規建設投資又は転貸のための賃借のみ許可される。対象者別の不動産事業の具体的な範囲は、付則第 5 表に詳細に列挙されている。

<sup>1</sup> 2014 年不動産事業法第 10 条第 1 項

<sup>2</sup> 2014 年不動産事業法の一部条項の細則を規定する 2015 年 9 月 10 日付議定第 76/2015/ND-CP 号（以下、「議定第 76/2015/ND-CP 号」と略称する）第 5 条

### 3. 不動産プロジェクトの開発手順

不動産プロジェクトの開発及び経営は条件付き事業分野であり、国家及び地域の経済発展、土地基金使用、都市企画の方針に影響を与えるものである。そのため、不動産プロジェクトの開発手順は比較的複雑である。住宅、オフィスビル、インフラ基盤構築等のプロジェクトは、それぞれ異なる特殊な開発手順が定められている。基本的に、不動産建設開発投資プロジェクトの法的手順は、投資準備、プロジェクトの実行及び竣工の3つの段階で行われる。

#### a) 投資準備段階

投資規模の調査、市場調査、用地探索、プロジェクト用地に関する情報の探索、投資方針案の作成のほか、投資家は、プロジェクトを開発する前に、法的な活動を準備、実施しなければならない。それには、投資方針の申請、計画、並びに土地の受取り及び土地の立退きという3つの主要活動が含まれる。具体的には次の通りである。

- 住宅建設投資プロジェクトを立案する前に、投資家は、建設投資の検討、決定、その他プロジェクトの準備に関する必要な業務の実施のために、実現可能性調査報告書又は建設投資経済技術報告書（規定されたプロジェクトの場合）<sup>1</sup>の作成、審査、承認を行わなければならない。その後、投資家は、規定に従って投資方針の決定又は承認を申請するための手続を行わなければならない<sup>2</sup>。投資承認の申請は、不動産投資開発プロジェクトの次段階へ進むための前提となる。

- 計画の手順は、2,000分の1縮尺の詳細な計画書を作成するために計画許可書の発給申請から始まる。その後、投資家は、不動産プロジェクトの500分の1縮尺の計画書を作成するために建築計画の合意を取得しなければならない。計画活動において最も留意すべきなのは、投資家が必要な許可書、証明書、承認を取得しなければならないことである。それには、プロジェクトの2,000分の1縮尺の詳細な計画書及び500分の1縮尺の計画書を作成するための根拠となる計画許可書、上記の各手順を完了した後に投資家に対して発給される計画証明書、500分の1縮尺の詳細な建設計画書、全体配置計画書、一次設計方案の承認が含まれる。

- 土地の受取り、土地の立退き、爆弾の探査撤去（該当する場合）：プロジェクトの詳細計画の承認を得た後に、土地の引渡しと土地の立退きを実施しなければならない。当該土地に居住していた世帯のために、立退き方案を作成し、立退き補償や再定住の支援を実施するほか、投資家は、プロジェクトの使用目的に適合した土地使用目的への変更を実施することに留意しなければならない。同時に、土地において何らかの建設活動を開始する前に、関連する納税義務をすべて履行して、プロジェクトの土地権利証明書を取得しなければならない。

#### b) プロジェクト実行段階

プロジェクトの実行過程は、次の手順で行われる。建設調査、設計建設予算の作成・審査・承認、建設許可書の発給申請（規定に従って建設許可書を申請する必要があるプロジェクトの場合）、施工業者の選定、建設契約の締結、工事建設の施工、建設施工の監視、完了部分

<sup>1</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 5 条第 2 項

<sup>2</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 9 条第 1 項

の仮払い、支払い、建設工事の竣工検収、竣工した施設の引渡し、利用開始、運用、試運転、その他の必要な業務<sup>1</sup>。

建設許可書の申請を行うために、建設調査、及び設計・建設予算の作成・審査・承認はその次の重要な2つの手順であり、以降のプロジェクトの実行に向けた基盤作りでもある。そのうち、ステップ1、ステップ2、ステップ3の基本設計が、設計活動において最も重要な設計であることに特に留意しなければならない<sup>2</sup>。設計承認や建設許可書の発給申請書類は、次のものを含む。書式に従った設計審査提議書、設計説明書、設計図面、関連する建設調査書類、承認された基本設計書類又はプロジェクト建設投資方針の承認が同封された建設投資プロジェクト承認決定の写し、建築物の建設調査、設計の主任者又は担当者に関する能力要件書類の写し、消火・防火承認書、環境影響評価報告書、投資家による設計書類と契約条項との適合性に関する総合報告書、電気・水道、鉛直高さ、建築、計画に関する各報告書、承認済みの基本設計<sup>3</sup>。

建設許可書の発給を受けた後に、投資家は、入札を実施して施工業者を選定し、建設契約を締結することができる。建設過程において投資家は依然として、法規定に定める範囲内でプロジェクトや建設工事の管理責任を負うものとする<sup>4</sup>。

#### c) 建設竣工段階

建設竣工は、不動産プロジェクトの開拓、使用を開始する前の最終段階である。この段階では、投資家は、建設工事の品質検査や建設工事書類の完成<sup>5</sup>に関する法的問題、防火・消火の検収、土地付着財産の変動更新帳への記入、建築物のための保険加入に留意しなければならない。

#### d) 不動産プロジェクトの運営と経営

不動産の特徴や特性に基づき、不動産は2015年民法第107条第1項の規定に従った種類に分類することができる。しかし、事業用不動産のリストは、関連する規制法規定に従って制限される。このため、すべての種類の不動産が市場において経営されるわけではない。

##### - 事業用不動産の条件

2014年不動産事業法によると、事業用不動産の種類は、組織及び個人の既存住宅及び建築物、組織及び個人の将来形成の住宅及び建築物、権限を有する国家機関により事業用とする許可が出された公有の住宅及び建築物、並びに土地に関する法規定に従って譲渡、賃貸、転貸の許可を得た土地からなる。

---

<sup>1</sup> 建設投資プロジェクトの管理について規定する2015年6月18日付議定第59/2015/ND-CP号（2016年5月15日に補充改正された。以下、「議定第59/2015/ND-CP号」と略称する）第6条第1項

<sup>2</sup> 議定第59/2015/ND-CP号第23条

<sup>3</sup> 土地・水面の賃料徴収について規定する2014年5月15日付議定第46/2014/ND-CP号（2015年11月12日及び2016年9月9日に補充改正された。以下、「議定第46/2014/ND-CP号」と略称する）第29条

<sup>4</sup> 議定第46/2014/ND-CP号第2節

<sup>5</sup> 議定第46/2014/ND-CP号第32条、第33条、第34条

事業用として許可される住宅及び建築物は、以下の条件を満たさなければならない<sup>1</sup>。

+ 土地所有権に関する証明書において、住宅及び土地付着建築物の所有権の登記を有する。不動産事業投資プロジェクトにおける既存の住宅及び建築物に関しては、土地に関する法規定に従った土地所有権の証明書のみが必要である。

+ 土地所有権、住宅及び土地付着建築物の所有権に関していかなる紛争もない。

+ 判決執行担保のための差押えがない。

2014年不動産事業法に規定される将来形成不動産事業は、新たに盛り込まれた注目すべき規定であり、ベトナムにおける最近の不動産事業の現状に適合するものである。将来形成不動産を事業用とするための条件は次の通りである。

第一に、投資家は、土地所有権に関する書類、プロジェクト書類、権限を有する国家機関により発給された施工計画図面、建設許可書（建設許可書が必要な場合）、プロジェクト進捗に相応する技術インフラ完成の検収に関する書類を有する。将来形成の集合住宅・混合使用目的があるビルの場合、そのビルの基礎部分が完成済みであることの検収報告書を有していなければならない。

第二に、将来形成住宅の売却又は購入賃貸の前に、投資家は、省級の住宅管理機関に対して住宅が売却又は購入賃貸可能な条件を満たしたことに付いて通知文書を提出しなければならない。

- 不動産の購入、譲受、賃借、購入賃貸が許可される対象

事業用不動産は、2014年不動産事業法第14条に具体的に定める不動産の購入、譲受、賃借、購入賃貸が許可される対象のみに付いて、かつ使用する目的の通りに売却することができる。

+ 各種の不動産を購入、譲受、賃借、購入賃貸することができる国内組織、個人

+ 使用するために各種不動産を賃借できる、住宅に関する法規定に従って住宅を購入、賃借、購入賃貸ができる海外定住ベトナム人、外国の組織、個人

住宅、建築物の正しい使用機能に従って事務所、生産・経営・サービスの拠点として利用するための住宅、建築物を購入、購入賃貸することができる海外定住ベトナム人、外資系企業

+ 2014年不動産事業法第11条の規定に従って事業経営のために不動産を購入、譲受、賃借、購入賃貸することができる不動産事業の海外定住ベトナム人、外資系企業

- 不動産の売買、賃借、購入賃貸の手順

+ 既存不動産の売買、賃借、購入賃貸

手順	既存不動産
----	-------

<sup>1</sup> 2014年不動産事業法第9条

1. 取引の条件 <sup>1</sup>	住宅所有権証明書を有する。  所有権について紛争、不服申立て、提訴がなされていない。期限付き住宅所有の場合、住宅所有期間中である。  判決執行のため、又は権限を有する国家機関の法的効力を生じた行政決定を執行するために差し押さえられていない。  権限を有する機関の土地回収決定の対象になっておらず、住宅の収去、解体の通知を受けていない。
2. 公証、確証 <sup>2</sup>	公証又は確証を受けなければならない。
3. 契約の発効時点 <sup>3</sup>	公証、確証を受けた時点
4. 所有権の移転時点 <sup>4</sup>	住宅を引き渡した時点又は、顧客が購入代金を全額支払った時点
5. 期限付き住宅の売却 <sup>5</sup>	住宅所有者は、一定期間内に住宅売却及びその土地所有権の譲渡を行うことができる。住宅購入者は、譲受期間内に住宅所有権証明書を発給される。  住宅購入者が住宅の所有期間内に売却、贈与、相続、住宅による現物出資を行うことができることについて、住宅売却者と住宅購入者の間に合意があった場合、その売却先や受贈者、被相続人、出資受入者は、最初の住宅購入者と最初の住宅所有者との間で合意された期間内のみ、住宅を所有することができる。

+ 将来形成不動産の売買、賃借、購入賃借

手順	既存不動産
1. 取引の条件 <sup>6</sup>	住宅所有権に関する書類を有する。  プロジェクト書類、権限を有する国家機関により発給された施工計画図面を有する。  建設許可書を有する（建設許可書が必要な場合）。

<sup>1</sup> 2014年住宅法第118条

<sup>2</sup> 2014年不動産事業法第17条第2項、2014年住宅法第122条第2項

<sup>3</sup> 2014年不動産事業法第18条第12項

<sup>4</sup> 2014年住宅法第12条

<sup>5</sup> 議定第99/2015/ND-CP号第7条、第8条、第73条

<sup>6</sup> 議定第99/2015/ND-CP号第19条第3項

	<p>プロジェクト進度に相応する技術インフラ建設完成の検収に関する書類を有する。</p> <p>集合住宅・混合使用目的があるビルの場合、そのビルの基礎部分が完成済みであることの検収報告書を有する。</p> <p>省級の住宅管理機関に対して住宅が売却又は購入賃貸可能な条件を満たしたことに關して通知文書を提出する。</p> <p>抵当権が抹消された旨の証明書類、抵当権抹消の必要なく当該住宅の売買若しくは購入賃貸が許可されることに關する三者間の合意書、又は建設局に提出する文書において担保が設定されていない旨の売却者の確約。</p>
2. 支払進度 <sup>1</sup>	<p>第1回目：売却額の30%以下</p> <p>住宅の引渡前：50%以下（外資系企業の場合）</p> <p>購入者に対して証明書を発給する前：95%以下</p>
3. 公証 <sup>2</sup>	<p>2014年住宅法の規定に従って公証又は確証を受けなければならない。</p>
4. 資金調達保証	<p>将来形成住宅の売却、購入賃貸の前に、投資家は投資家が確約した進度に従って住宅を引き渡すことができなかつた場合、商業銀行から財務義務の保証を受けなければならない。具体的には次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ベトナム国家銀行は、保証実施能力を十分に有する商業銀行の一覧を公表する。</li> <li>- 売買契約、購入賃貸契約締結時に、保証契約の写しを買主、購入賃借人に送付する。</li> <li>- 保証契約は、住宅が顧客に引き渡されるまで効力を有する。</li> <li>- 投資家が確約した進度に従って住宅の引渡しを実施できず、買主、購入賃借人は、銀行に対して締結済みの住宅の売買・購入賃貸契約及び保証契約に従い、前払金及びその他の金額を返還するよう要求することができる。</li> </ul>

#### - 不動産プロジェクトの譲渡

ここでは、不動産プロジェクトを直接譲渡の方式で譲渡する場合について説明する。よつて、当該譲渡には、不動産プロジェクトの所有会社の株式、持分の購入による不動産プロジ

<sup>1</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 19 条第 2 項第 a 号

<sup>2</sup> 2015 年民法第 119 条第 2 項、2014 年住宅法第 122 条、議定第 99/2015/ND-CP 号第 19 条

エクトの間接的な譲渡形式は含まれない。不動産プロジェクトは、全部又は一部の譲渡が可能である。

#### + 譲渡、譲受の条件

第一に、不動産プロジェクトの譲渡の原則を順守すること。これは、プロジェクトの目標を変更しないこと、プロジェクトの内容を変更しないこと、顧客や利害関係者の利益を保証することを含む。

第二に、不動産プロジェクトは、譲渡を許可する条件を満たさなければならない。次のものを含む<sup>1</sup>。

プロジェクトは権限を有する国家機関から既に承認されたもので、承認された 500 分の 1 縮尺の詳細計画又は総合配置計画を既に有する。

譲渡するプロジェクト若しくはプロジェクトの一部の更地化及びその賠償が完了している。インフラ機構建設投資プロジェクトの全部が譲渡される場合、承認済みのプロジェクトに記載されている進捗に従った相応な技術インフラ工事の建設が完了していなければならない。

プロジェクトに土地所有権に関する紛争がなく、判決執行又は権限を有する国家機関の行政決定を保証する差押えをされていない。

権限を有する国家機関からプロジェクト回収、土地回収の決定がない。プロジェクト展開過程で違反があった場合、投資家は処罰決定の執行を終了しなければならない。

譲渡する投資家は、譲渡するプロジェクトの全部又は一部につき土地所有権証明書を既に有している<sup>2</sup>。

第三に、不動産プロジェクトの譲受者は、十分な財務能力を有し、引き続きプロジェクトの展開、法規定に従った事業、プロジェクトの進捗、内容の保証を確約する不動産事業企業でなければならない<sup>3</sup>。

不動産プロジェクトの譲渡、譲受の条件に関しては、弁護士は次の事項に留意しなければならない。

不動産プロジェクトの譲受者は、投資プロジェクトが既に供託されている場合、又は投資登録証明書若しくは投資承認文書に記載されている進捗に沿って出資及び資金調達完了した場合、投資プロジェクトを実現するために供託を行う必要はない<sup>4</sup>。この場合において、投資プロジェクトの譲受者は、供託金の返還を受ける対象者にも該当しない。

プロジェクト譲渡の承認を得るための手続のほかに、不動産プロジェクトの譲受者は、プロジェクトの投資方針、投資決定の承認内容に変更がない場合、投資プロジェクトの承認に

<sup>1</sup> 2014 年不動産事業法第 49 条第 1 項

<sup>2</sup> 2014 年不動産事業法第 49 条第 2 項

<sup>3</sup> 2014 年不動産事業法第 49 条第 3 項

<sup>4</sup> 2014 年投資法の一部条項の細則及び施行案内について規定する 2015 年 11 月 12 日付議定第 118/2015/ND-CP 号第 27 条

関する投資手続の一部（プロジェクト書類、プロジェクトの建設企画及び建設許可書等）を実施する必要はない<sup>1</sup>。

#### + 不動産プロジェクトの譲渡手順

不動産プロジェクトの譲渡手順に関しては、弁護士は次の2つの事項に留意しなければならない。

第一に、不動産プロジェクトの譲渡の順序：

他の投資家に対して投資事業を継続させるために、省・県級人民委員会が投資を決定したプロジェクトの全部又は一部の譲渡の手順や手続は、次の通りとする<sup>2</sup>。譲渡する投資家は、プロジェクトの所在地の省級人民委員会又は省級人民委員会から委任を受けた機関に対し、プロジェクトの全部又は一部の譲渡申請書類一式を提出する。適正な書類を十分に受領してから30日以内に、上記の窓口機関は、計画投資局、財務局、資源環境局、建設局、税務局及び専門管轄当局から意見を聴取し、審査を実施したうえで、省級人民委員会が譲渡許可の決定に署名し、これを発給するために同人民委員会に報告する。権限を有する国家機関から発給されたプロジェクトの全部又は一部の譲渡許可の決定の発給日から30日以内に、各当事者は、譲渡契約の締結、又はプロジェクト若しくはその一部の引渡しを完了させなければならない。譲渡が許可されたプロジェクトの全部又は一部の土地所有権の譲渡は、土地に関する法規定に従って実施されるものとする。

首相が投資を決定したプロジェクトの場合、書類提出先の窓口機関は、プロジェクトの所在地における省級人民委員会となる<sup>3</sup>。また、この手順のための期間は、45日間に延長される<sup>4</sup>。

第二に、不動産プロジェクトの譲渡が承認された後の各義務<sup>5</sup>：

譲受する投資家は、プロジェクト又はその一部を引き渡された直後に、その展開を継続する責任を負う。

譲渡する投資家は、譲り受ける投資家に対し、プロジェクト書類の全部又は一部及び書類一覧が添付された引渡書を引き渡す責任を負う。

引渡しの手続を行う前に、譲渡する投資家は、すべての顧客に対して書面で通知するとともに、15日前までにマスメディアに掲載して告知しなければならない。

<sup>1</sup> 2014年不動産事業法第48条第4項

<sup>2</sup> 議定第76/2015/ND-CP号第12条

<sup>3</sup> 議定第76/2015/ND-CP号第13条第1項

<sup>4</sup> 議定第76/2015/ND-CP号第13条第2項

<sup>5</sup> 議定第76/2015/ND-CP号第12条第4項

顧客や利害関係者が譲渡されたプロジェクトの全部又は一部に関する自らの利益について意見を提示する場合、譲渡する投資家は、譲渡契約を締結する前に、法規定に従ってそれらを解決する責任を負うものとする。

#### IV. 海外定住のベトナム人、外国の組織、個人による住宅所有

2014年の住宅法の改正により、海外定住のベトナム人、外国の組織、個人が、ベトナムで住宅を所有できる旨の規定が定められた。それに伴い、これらの対象者は、以下に挙げる条件を満たすことで、ベトナムで住宅を適法に所有できるようになった。以下は、弁護士がベトナムにおける住宅取引について相談を受ける際に、顧客の関心が高い主要事項である。

##### 1. 海外定住のベトナム人による住宅所有

ベトナムで住宅を所有できる対象と条件の証明書類 <sup>1</sup>	<p>ベトナムのパスポートを有する顧客：ベトナムの出入国管理機関から入国印を押された有効なパスポートを有する。</p> <p>外国のパスポートを有する顧客：ベトナムの出入国管理機関から入国印を押された有効なパスポート、及びベトナム国籍を有していることを示す証明書類、又は司法局、在外ベトナム代表機関、海外在住ベトナム人の管理機関から発行された、ベトナム人系であることを示す証明書類を有する。</p>
住宅の所有形式 <sup>2</sup>	<p>不動産事業を営む企業、合作社の商業住宅の購入、購入賃借</p> <p>世帯、個人の住宅の購入、受贈、交換、相続</p> <p>底地の販売を許可された商業住宅建築投資プロジェクトにおける土地所有権の譲受</p>
住宅の所有期間 <sup>3</sup>	安定的かつ長期的

##### 2. 外国の組織、個人による住宅所有

ベトナムで住宅を所有できる条件の証明書類 <sup>4</sup>	<p>個人である顧客：出入国管理機関から入国印を押された有効なパスポートを有し、かつ外交特権、免除の対象に該当しない。</p> <p>組織である顧客：住宅取引を締結する時点において有効な投資登録証明書、又は権限を有するベトナム機関からベトナムでの活動を許可されることを示す書類を有する。</p>
所有できる住宅 <sup>5</sup>	商業住宅建設投資プロジェクトの住宅（集合住宅又は戸建住宅）

<sup>1</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 5 条第 2 項

<sup>2</sup> 2014 年住宅法第 8 条第 2 項第 b 号

<sup>3</sup> 2014 年住宅法第 10 条

<sup>4</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 5 条第 2 項、第 74 条

<sup>5</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 75 条第 1 項

住宅の所有形式 <sup>1</sup>	<p>法規定に従ったベトナムにおけるプロジェクトによる住宅の建築投資</p> <p>住宅の購入、購入賃借、受贈、相続</p>
住宅の所有期間 <sup>2</sup>	<p>- 外国の個人については、住宅の売買、購入賃貸、贈与の契約、相続における合意により住宅を所有するが、証明書の発給日から最長でも50年を超えないものとするが、期限を延長することができる。</p> <p>- ベトナム国民又は海外定住ベトナム人と結婚した外国の個人は、住宅を安定的かつ長期的に所有することができ、ベトナム国民と同一の住宅所有者の権利を有する。</p> <p>- 外国の組織については、住宅の売買、購入賃貸、贈与契約、相続における合意により住宅を所有することができるが、最長でも延長した期間を含め、投資証明書に記載された期限を超えない。所有期限は証明書の発給日から起算されるものとする。</p> <p>- 住宅の所有期限が到来する前に、外国の組織、個人が住宅を売却又は贈与する場合</p> <p>+ 購入者、受贈者が国内の組織、世帯、個人、海外在住のベトナム人である場合、安定的かつ長期的に住宅を所有することができる。</p> <p>+ 購入者、受贈者がベトナムで住宅を所有できる対象に該当する外国の組織、個人である場合、住宅を所有することができるのは残存期間内に限られるが、期間の延長が可能である。</p>
所有できる住宅の件数 <sup>3</sup>	<p>- 1軒の集合住宅内のアパートメント総数の30%を超えない。また街区級の一行政単位に相当する人口を有する地区におけるすべての集合住宅のアパートメント総数の30%を超えない。</p> <p>- 街区級の一行政単位に相当する人口を有する地区において、商業住宅建設投資プロジェクトがあり、その中に売却、購入賃貸を目的とした戸建住宅がある場合、外国の組織、個人は次の件数で戸建住宅を所有することができる。</p> <p>+ 戸建住宅が2,500戸以下の1件の戸建住宅プロジェクト：プロジェクト内の10%以下の住宅件数を所有することができる。</p> <p>+ 戸建住宅が2,500戸相当の1件の戸建住宅プロジェクト：250戸以下の住宅件数を所有することができる。</p>

<sup>1</sup> 2014年住宅法第159条

<sup>2</sup> 2014年住宅法第161条第2項第c号

<sup>3</sup> 議定第99/2015/ND-CP号第76条第3項

	+ 戸建住宅の総数が 2,500 戸以下の 2 件以上のプロジェクト：各プロジェクトにつき 10% 以下の住宅件数を所有することができる。
プロジェクトや所有可能な住宅件数に関する情報 <sup>1</sup>	<p>建設局は自局の公式サイトに次の情報を公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 購入が許可されない地域内に位置する住宅プロジェクトのリスト</li> <li>- 各プロジェクト又は集合住宅で所有できる住宅件数</li> <li>- 各プロジェクトで外国の組織、個人が既に購入、購入貸借し、証明書の発給を受けた住宅の件数</li> <li>- 街区級の一行政単位に相当する人口を有する地区において複数の集合住宅がある場合に所有できるアパートメントの件数、街区級の一行政単位に相当する人口を有する地区において 1 件又は複数件のプロジェクトがあるが、戸建住宅の総数が 2,500 戸以下である場合に所有できる戸建住宅の件数</li> </ul>
売買、購入貸借、贈与の契約締結に関する通知 <sup>2</sup>	<p>住宅の売買、購入貸借、贈与の契約締結前：売却、賃貸、贈与を行う者は、売却、賃貸、贈与が許可される住宅の件数を確定するため、建設局の公式サイトに掲載される情報を確認する、又は情報を提供するように建設局に要求する。建設局は当日内に情報を提供する責任を負う。</p> <p>売却、賃貸、贈与の契約締結後：売却、賃貸、贈与を行う者は、当日内に住宅の所在地における建設局に対し、当局の公式サイトに情報を掲載するために、売却、賃貸、贈与を行った住宅の住所情報を（電子メール又は書面で）通知しなければならない。情報を受領した後、建設局は確認のうえ、速やかに自局の公式サイトに情報を掲載しなければならない。</p>

<sup>1</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 76 条第 1 項

<sup>2</sup> 議定第 99/2015/ND-CP 号第 79 条第 3 項

## 第6章

### 建設の領域に関する相談

この章では、ベトナムの法律や国際コンサルティングエンジニア連盟（FIDIC）に従った建設契約、建設契約規定関連など、弁護士が建設分野でよく受ける相談に関する基本的な法的問題に言及する。

上記の各問題を規制する法的枠組みは、2003年建設法及びその2009年補充改正法（以下、「2003年建設法」と略称する）、2014年建設法、建設活動における契約について規定し、2013年12月11日付議定第207/2013/ND-CP号によって補充改正された2010年5月7日付議定第48/2010/ND-CP号（以下、「議定第48/2010/ND-CP号」と略称する）、建設契約について詳細に規定する2015年4月22日付議定第37/2015/ND-CP号及びその施行案内文書（以下、「議定第37/2015/ND-CP号」と略称する）、2005年入札法及びその2009年補充改正法（以下、「2005年入札法」と略称する）、2013年入札法、その2016年補充改正法（以下、「2013年入札法」と略称する）及びその他の施行案内文書、2005年民法（現在、2015年民法）、FIDIC契約に関する規定を含む。

この章では、2003年建設法、2005年入札法、議定第48/2010/ND-CP号、工事建設投資費用の管理について規定し、2008年1月7日付議定第03/2008/ND-CP号、2009年12月14日付議定第112/2009/ND-CP号及び2010年5月7日付議定第48/2010/ND-CP号によって補充改正された2007年6月13日付議定第99/2007/ND-CP号（以下、「議定第99/2007/ND-CP号」と略称する）などの法的効力が既に消滅している一部の法規定は、議定第37/2015/ND-CP号、工事建設施工契約の案内について規定する2016年3月10日付建設省通達第09/2016/TT-BXD号（以下、「通達第09/2016/TT-BXD号」と略称する）をはじめとする既存規定との比較を行うとともに、既存規定を修正した理由を明確にするために引用される。

この章で主に言及される方法論は、問題提起、分析と評価、結論や必要な提案を提示することとする。ただし、一部の項目に関しては、特殊な性質を有するため、各方法論は明確に記述されない、又は重要ではない部分が省略される。

#### I. 建設契約

##### 1. 建設契約に関する法的枠組み

ベトナムでは、建設分野における契約（建設契約）は基本的に、民事契約の一種として確定される<sup>1</sup>。これは、建設契約の成立（締結）や建設契約の履行が、2014年建設法、2015年民法及びその他施行案内の各文書に直接基づくことを意味する。

建設契約を締結するときに、各当事者は、建設分野の特性に留意しなければならない。例えば、施工業者の履行能力の保証原則、国内の下請業者の利用を優先する原則、各入札パッケージを統一する原則、忠実で協力的かつ法規定に従う精神をもって、誓約した内容を順守する原則<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 議定第37/2015/ND-CP号第2条第1項、議定第48/2010/ND-CP号第2条第1項

<sup>2</sup> 2014年建設法第138条、議定第37/2015/ND-CP号第4条、議定第48/2010/ND-CP号第4条

このため、2005年商法は、発生する問題が上記2つの法令の規制を受けない場合、又は、2005年商法が直接適用される規範として引照される場合に限り、建設契約から発生する（各）問題に対して引用され、直接的に適用されるものとする。

## 2. 建設契約における時間の役割

建設活動は、あらゆる建築物又はプロジェクトを展開、経営、運用又は使用する過程で初期の最も重要な活動とみなされる。このため、投資家（及びそのコンサルタント）は通常、施工業者に対し、所定の期限内に建築物又はプロジェクトを完成させるように要求する。所定の期限内に建築物又はプロジェクトが完成しない場合、履行期間の長期化による損害、建築物又はプロジェクトの管理、施工及び運用に関する費用の増大、第三の事業者による権利に関する苦情申立て等、多くの危険な結果につながることもある。

特殊な場合、すなわち小規模なプロジェクト若しくは投資額が少額のプロジェクトを除き、大半は業務遂行が長期にわたる建設契約に基づいている。建設契約の履行期間が数年間にわたることも多い。

このため、建設契約の各当事者に関する法規定、財務条件、価格、人事等を含め、契約締結時の背景と比較すると、将来的な背景が変化することはよくある。

業務実施期間の長期化だけでなく、一般的な建設契約には、施工業者が履行期間を延長できる規定も盛り込まれる。その事由としては、下記事項が挙げられる<sup>1</sup>。

- 施工業者の責に帰すべき事由（能力や経験の不足、支払不能、労働安全の違反等）がある場合の長期化
- プロジェクトと関連するその他の入札パッケージ／契約の一部の延滞
- 業務の追加・変更
- 異常気象
- 管轄当局による過剰な介入、又は正式な手続の不実施
- 不可抗力事由の発生、又は予測不可能な重大な状況
- 投資家による契約の各条項の違反（支払遅延、確認・承認の遅延、土地引渡しの遅延等）

このため、顧客から建設契約に関する相談を受ける場合、顧客の役割や地位に応じて、弁護士は、投資家又は施工業者が直面する可能性がある延期が発生する場合、又は上記の各問題が生じたときに完成期間の延期を要求する権利を有する場合について慎重に検討しなければならない。

また、費用変更による契約価格の調整の問題のほか、建設契約における契約履行期間の延長につながる各事由についての検討・評価は煩雑なものであり、最も複雑であると言っても過言ではない。

---

<sup>1</sup> FIDIC Red Book 1999年版契約書の第8条第4項、第5項

各当事者の能力、及びその完了期限の延期に対する認識や関連する法規定等の要素のほか、工事完了期限の延期につながる事由の通知提出期限、当該事由が業務完了に及ぼす影響の詳細、当該事由の影響に関する書類、資料、証拠、又は施工業者のデータの保存などに対する要求も、重要な役割を果たす。期限通りに提出しない又は十分に提出しない場合、完了期限の延期の申立ては、投資家、又は各当事者が選択した裁定機関（仲裁又は裁判所）により却下される可能性がある。

契約履行期限の延期は、契約履行費用（間接費用、直接費用を含むがこれらに限られない）及び予測利益に直接的な影響を与えるものである。多くの場合では、完了期限の延期を要求する権利を保護することにより、施工業者は延滞による被害を避けることができるだけでなく、当該延期による正当な財務的補償を受ける可能性もある。一方で、完了期限延期の要求を却下するという事は、延滞による被害について不服を申し立てる権利及び／又は契約価格の調整等、延期によって発生する他の義務を拒否する権利を投資家に付与することも意味する。

工事完了期限の延期については、当事者間に直接的な利益の対立が生じることから、現実にはこの問題に起因又は直接的に関連して様々な建設紛争につながる。このため、顧客の有利となるように相談を受ける場合は、弁護士は、発生しうる好ましくない結果を避けるためにこれらの問題を無視することはできない。

直接的な影響を及ぼすことで契約履行期限の延期につながる事件又は事情については、弁護士は、エンジニア、進捗に関する専門家又は業務の本質を把握している者から支援を受けて、問題を正確、詳細かつ多角的に評価しなければならない。弁護士が、完了期限延期の要求を精査又は評価するために提案することができる主な方法論を以下に挙げる。

- 完了期限の延期につながる事情又は事件があるか否か。
- 施工業者が完了期限の延期につながる事件又は事情の影響についての詳細を期限通りに通知及び提出したか否か。
- 施工業者が当該事情による悪影響の克服、乗越え、最小化のために必要とされる措置や対策を取ったか。
- 同時に別の遅延事情が発生したか否か（完了期限の延期につながる投資家に帰すべき事由が発生した同じ期間に、他の業務や他の側面で発生した又は終了した遅延について施工業者にも帰すべき事由がある場合）。
- 遅延につながる事由を是正するために施工業者が進捗を加速させることができる事情又は事由があったか否か。

このように、建設契約にとっては、時間がコストでもある。この原理は鉄則でありながら、発生しうる他の問題を解決するための糸口にもなる。

### 3. 民間的要素のある建設契約<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup>本章では、「民間的要素のある」とは、政令第37/2015/ND-CP号第1条又は2013年入札法第1条、第2条の各規定が適用される場合に該当しない、又はその適用の対象ではないすべての場合のことをいう。

現在、ベトナムでは民間的要素のある建設契約に関する法律の不備が依然として多く存在している。具体的には、現時点では、例えば国家機関、政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会職業組織、社会組織、人民武装部隊付属機関、公立事業組織による建設投資プロジェクト、国营企業による建設投資プロジェクト、プロジェクト投資総額の中に国家資本や国营企業の資本が30%以上を占める、又は30%未満であるが5,000億ドンを上回る建設投資プロジェクトなど、国家的要素のある建設契約に対して適用される法規定しか存在しない<sup>1</sup>。議定第37/2015/ND-CP号や2013年入札法の各規定をその他の場合に適用することは、推奨に過ぎない<sup>2</sup>。

一方で、2005年民法第XVIII章（現在の2015年民法第XVI章）には建設契約についての規定が一切盛り込まれていない。2014年建設法でも、建設契約について言及する部分が少ない（第138条から第147条まで）。

民間的要素のある建設契約に適用される法律又は下位の専門法律<sup>3</sup>（sub-law document）の文書が存在しないことは、その適用過程で多くの困難を引き起こすと同時に、この種の契約に関する取引において、投資家、施工業者、コンサルタント及び弁護士の誰も解決できないようなリスクが生じることになる。民間的要素のある建設契約を締結、履行するに当たって、準拠法を採用する際に建設契約の各当事者が与えられる選択肢は3つしかない。すなわち、法律の類似性を適用する方法、当事者間の合意を適用する方法、及び各当事者が承認しうる第三者の見本となる規定（例えばFIDICから提示される建設契約の各規定）を適用する方法であるが、それぞれの方法に潜在リスクがある。具体的には次の通りである。

第一に、法律の類似性を適用する方法とは、各当事者が自ら参加する建設契約に対し、議定第37/2015/ND-CP号又は通達第09/2016/TT-BXD号の各規定又はそれ以前の各文書を適用することを黙示する又は明示することである。この方法は、国家予算の管理原則において不備を引き起こす可能性がある。つまり、これらの規定を民間的要素のある建設契約に適用する場合、施工業者はより低い立場として扱われる恐れがある。またこのような適用方法では、各当事者にとってこれらの文書の意図、内包及びその文書が対象を確定することが困難となる。その理由は、多くの場合、各当事者は、自ら参加する建設契約と同等の意図を見つけることが困難である、又は類似の事業者が存在しないからである。

このように、各当事者が「法の精神」の原則に基づく適用に合致する場合を除き、議定第37/2015/ND-CP号を完全に適用することで、紛争又は意見の相違を引き起こしやすい。各当事者は、本来ならば自らが適用対象ではないにもかかわらず、これを適用することで議定、通達の規制対象となり、さらに複雑化することになる。

第二に、当事者間の合意を適用する方法とは、各当事者が自らの状況にあわせて要求、提案を自ら提示し、それらが適合していると認められれば、相互に検討のうえ、合意する方法である。発生頻度の高いリスクとしては、契約構成、優先順序、運用規定から紛争解決方法の選択まで、建設契約に関して発生しうる問題のすべてを予想することができない、各当事者が

<sup>1</sup> 議定第37/2015/ND-CP号第1条、2013年入札法第1条、第2条

<sup>2</sup> 議定第37/2015/ND-CP号第1条、議定第48/2010/ND-CP号第1条、通達第09/2016/TT-BXD号第1条、通達第09/2011/TT-BXD号第1条、2013年入札法第2条

<sup>3</sup> （監修者注）「下位の専門法律」と訳したベトナム語は「dưới luật chuyên ngành」である。

直面する各ケースに適用するための十分かつ現実可能的な体制若しくは制裁がない、又は様々な異なる状況で適用することによって、同一の本質を有する単一の特定の問題に対するその法律規定の解釈や運用が異なり、統一性や一貫性に欠けることである。

第三に、各当事者が承認しうる第三者の見本となる規定（例えば、FIDIC から紹介される建設契約の各規定）を適用する方法である。この方法では、各当事者が引用する内容は、上記2つの方法の不備を解決することができるが、この方法を採用することで、各当事者はまた別の問題に直面することがある。例えば、習慣法体系と民法体系に関する相違、ベトナムの民法の原則と見本契約の原則との相違、見本契約を深く理解していないことによる不正確な運用、同一規定に対する各当事者の異なるアプローチ等が挙げられる。

#### 留意すべき事項

顧客の相談を受ける際に、弁護士が最初に行なうべき質問は、顧客が参加している建設契約は国家予算を使用するか否かである。各当事者が議定第 37/2015/ND-CP 号、2013 年入札法の各規定を適用する義務を負っている場合を除き、弁護士は、顧客が参加している建設契約の本質について確実に調査しなければならず、顧客が参照している法の原則又は見本契約の各規定を適用する場合、弁護士は、実際の状況や背景及び顧客の事情に適合するように説明、運用、修正して最適な対策を提示しなければならない。

長期的には、国家資本を使用する場合だけでなく、民間的要素のある場合にも適用するために、建設分野における 1 つ又は複数の見本契約又は見本規定を紹介する必要がある。

## 4. 準拠法

上記の通り、建設契約関係を規制する重要な法は、2015 年民法と 2014 年建設法の 2 つであるものの、複数の事業者がサービス提供に参加するという建設分野の特殊な性質により、通常は、投資家が求める業務・サービスを担当するために必要な能力、経験及び財務能力を十分に有する施工業者が 2 つ以上存在する。よって、施工業者の選定は通常、入札によって行うため、建設契約の締結が 2013 年入札法やその施行案内文書をはじめとする他の法令の規制も受ける。

この問題は、2014 年建設法や 2013 年入札法を適用するに当たり、制限と規制範囲を明確に区別できれば容易に解決できる。しかし、実際には、この 2 つの法の各規定やその適用はかなり重複しているため、弁護士が顧客の相談を受ける際に留意すべき事項が多く残る。例えば、次の具体的な状況に適用する準拠法を特定することが挙げられる<sup>1</sup>。

a) 連名者<sup>2</sup>のいずれか（一メンバー）が連名者を代表して建設契約書に署名することができるか。

<sup>1</sup> 2013 年入札法及び 2014 年建設法の適用範囲に属するケースであると仮定する。

<sup>2</sup>（訳者注）「連名者」と訳したベトナム語は「liên danh」である。該当する日本語の用語が見つからないため直訳した。意味としては「入札への参加者若しくはプロジェクト実施の際に複数の業者が共同名義で一体になって業務を担う組織」のこととなる。

2014年建設法は、「連名者はそれぞれ、当事者間に別段の合意がある場合を除き、建設契約書に署名、捺印（あれば）しなければならない」と規定している<sup>1</sup>。

一方で、2013年入札法には「連名施工業者の場合、連名に参加するすべてのメンバーは、契約文書に直接署名、捺印（あれば）しなければならない。当事者間で締結される契約は、本法の規定及び関連する法令の規定を順守しなければならない」とある<sup>2</sup>。

つまり、連名者の各メンバーがあるメンバーに建設契約の締結を委任する場合、当該施工業者は2014年建設法の規定を引用して投資家に対し連名者又は連名施工業者を代表して契約の締結権を提案することができるのか、それとも2013年入札法の規定に従って参加メンバー全員が連名契約書に署名しなければならないかという質問が出てくる。

実際には、国際入札又は複数の国際施工業者が連名で参加するインフラ・プロジェクト等では、各メンバーが連名者のうちいずれかのメンバー（最上位のメンバー）に委任し、当該メンバーが代表して署名することが多い。一方で、他の者、特に2013年入札法の規制対象や適用対象である投資家は、2013年入札法の規定の違反について懸念し、連名の各メンバーによる共同責任の可能性を考慮して、この方法を拒否することが多い<sup>3</sup>。

例えば、2013年入札法が建設契約の問題について言及せずに、当該問題を2014年建設法の規制対象とし、又は2013年入札法が2014年建設法の規制対象外の購買、サービス提供などの契約のみを規制すれば、上記のような建設契約に対する法律の適用範囲に関する重複問題を解決することができる。この場合、2014年建設法では、本質的に建設契約に該当しない各契約を除外しなければならない。また2013年入札法は、落札通知書、落札通知書の発行方法、及びその通知書の各当事者に対する拘束力についてのみ規定し、2014年建設法は、建設契約の成立と履行に関する各事項を規制するようにする必要がある。

#### b) 民間的要素のあるプロジェクトに適用される入札関連法

建設分野と同様に、ベトナムでは現在、民間的要素のあるプロジェクトに適用される入札関連法の規定が存在しない。このため、基本的には、ベトナムにおける民間的要素のあるプロジェクトの入札活動は未確定の状態にあるため、民間による入札活動にも、民間的要素のある建設契約と同様にリスクが発生する可能性がある。

上記の内容を把握することができれば、弁護士は民間的要素のある入札活動のほか、民間的要素のある建設契約から発生しうる問題を回避するために必要な考慮をしたうえで適切な法的対策を講じることができる。

## II. ベトナム法及び FIDIC に従った建設契約に関する規定

<sup>1</sup> 2014年建設法第138条第2項第d号

<sup>2</sup> 2013年入札法第65条第1項

<sup>3</sup> 実際の展開では、入札書類の要件を満たすために相互の能力を利用するものの、契約の履行に直接に参加しないという施工業者が多い。連名で署名された建設契約書に記載の各要件を満たさない場合、当該連名の他のメンバーが責任を否認したり、自らの担当業務の範囲がない又は非常にわずかであり、かつ、それが除外されたことに対して連名者の他のメンバーから合意を得たことを証明すべき証拠を提供したりする。

## 1. 建設契約に関するベトナム法及び FIDIC の発展ステップ

従来、建設契約に関するベトナム法規定は、比較的希薄かつ初動的な状態にあったが、建設活動における契約について案内する議定第 99/2007/ND-CP 号や 2007 年 7 月 25 日付建設省通達第 06/2007/TT-BXD 号が制定された後に、ようやく建設契約の各問題は具体的に規制されるようになった。この時期の最も重要なマイルストーンは、建設省が建設契約について案内するために、コンサルティング契約について案内する公文書第 2507/BXD-VP 号と建設契約について案内する公文書第 2508/BXD-VP 号といった 2 つの重要な文書を公布したことである。

それに続き、建設契約に関する規定を適法化するために、議定第 48/2010/ND-CP 号や建築物建設施工契約の見本について案内する 2011 年 6 月 28 日付建設省通達第 09/2011/TT-BXD 号（以下、「通達第 09/2011/TT-BXD 号」と略称する）が制定され、建設契約の見本について個別に紹介・規制し、建設プロジェクト管理に関する問題から切り離すことを内容とした。

2014 年建設法が制定された後に、政府や建設省は、建設契約に関する従来の規定を踏襲しながら、建設契約の細則について規定するために議定第 37/2015/ND-CP 号、そして直近では通達第 09/2016/TT-BXD 号を公布した。

法規定を決定の形から議定及び通達の形へレベルアップさせると同時に、活動中の異なる各問題を切り離して個別に規制するための法律改正に向けたベトナムの取組みは否定することができない。しかしながら、建設契約の見本を公布するに当たって注目すべき点が 2 つある。それは、議定第 48/2010/ND-CP 号や通達第 09/2011/TT-BXD 号及び議定第 37/2015/ND-CP 号の内容を通達第 09/2016/TT-BXD 号へ踏襲することと、特に見本契約の頁数に反映される契約の詳細度、指定型の下請契約、契約の効力、契約の構成等に関する各問題に関して、それらの議定及び通達が 2007 年 11 月 26 日付公文書第 2507/BXD-VP 号や 2007 年 11 月 26 日付公文書第 2508/BXD-VP 号からは後退していることである。

一方で、FIDIC 契約の初版が 1957 年にはじめて紹介された後に、FIDIC は、建設契約の新バージョンを継続的に更新、変更、調整、紹介してきた。伝統的な建設に対して適用する契約見本（Red Book 1987）は異なる 72 の条項を紹介し、当時の FIDIC 契約の内容や構成方法に関する複雑さや不適合性をある程度示した<sup>1</sup>一方で、FIDIC 1999 年版契約書を発行することで、契約の構成が簡素化され、アプローチしやすい科学的な順序に整理されるようになった<sup>2</sup>。それによると、FIDIC 契約の標準的な構成は、次の各グループに分けられる。

第1グループ：1つの条項で構成される総則

第2グループ：4つの条項で構成される事業者に関する規定。投資家、コンサルタント、施工業者及び指定型下請業者の順に整理される。

第3グループ：6つの条項で構成される着工準備、施工及び完工に関する規定。人、物資、設備、着工、完工及び保証の科学的な順次に整理される。

---

<sup>1</sup> 付則第 6 表参照

<sup>2</sup> 付則第 7 表参照（FIDIC 1999 年版契約書の約款・短縮版）

第4グループ：3つの条項で構成される契約の費用に関する規定。測定、契約価格の発生及び支払いの科学的な順序に整理される。

第5グループ：2つの条項で構成される一時停止、解除の権利に関する規定。投資家、施工業者の順序に整理される。

第6グループ：3つの条項で構成されるその他の規定。リスク、リスク分担及び保険の順序に整理される。

第7グループ：1つの条項で構成される不服申立て、紛争解決に関する規定。

弁護士は、FIDIC 契約に従って各条項の構成、整理方法及び順序を検討したうえで、建設契約、特に大きな価値を有する契約のために適切な構成を提示し、余剰、重複、又は重要な構成要素の欠如を避けるようにすべきである。

## 2. ベトナム法及び FIDIC の規定に従った建設契約に関する共通点

上記の分析の通りベトナム法の規定に従った建設契約と FIDIC 契約に関する相違点のほかに、全体的な角度から見ると、ベトナムは、FIDIC 契約をはじめとする建設分野の契約について、国際的な慣例にアプローチするために様々な取組みをしてきたことが見受けられる。こうした努力は様々な側面に反映されており、具体的には次の通りである。

### a) 契約の構成方法や内容

ベトナムでは、近年における契約見本の制定が公文書第 2507/BXD-VP 号や公文書第 2508/BXD-VP 号と比べて後退した点があるものの、積極的で FIDIC 契約と共通する点もある。具体的には、直近で発行された契約見本は、25 条項からなり<sup>1</sup>、この中に FIDIC Red Book 1999 年版契約書に該当する条項がある。FIDIC 契約に匹敵する、通達第 09/2016/TT-BXD 号に伴って公布された建設施工契約見本の共通条項の詳細は、付則第 8 表に示されている。

また、ベトナムは、建設契約においても、個別条件や共通条件の運用方法を採用し始めている<sup>2</sup>。これは、ベトナムが共通条件や個別条件の重要性をより理解するとともに、契約における他の資料の機能、役割及び位置についても理解するようになったことを示すものである。

このため、顧客から建設契約の構成について相談を受ける場合、弁護士は、FIDIC 契約の構成又はベトナムの法規定に従った契約の構成を紹介し、最適な契約構成の採用について合理的な提案を提示できる。

当事者が共通条件や個別条件を採用することに合意する場合、弁護士は、顧客に対し、契約の各資料の優先順序や共通条件と比較した個別条件の優先順位について相談し、顧客が建設契約の各条項の構成やその運用について理解するようにしなければならない。留意すべき点は、コンサルティング分野に用いられる契約見本の内容（建設省公文書第 2507/BXD-VP 号に伴って公布される）や建設施工分野に用いられる契約見本（同公文書第 2508/BXD-VP 号に伴って

<sup>1</sup> 通達第 09/2016/TT-BXD 号に伴って公布された建設施工契約見本を参照

<sup>2</sup> 議定第 37/2015/ND-CP 号第 2 条第 4 項、第 5 項、通達第 09/2016/TT-BXD 号第 2 条

公布される)がFIDIC 1999年版契約書の各条項をベースとしたもの(当然、一定の変体がある)であり、通達第09/2016/TT-BXD号に伴って公布された契約見本と比べるといくつかの進歩的な内容が盛り込まれていることである。通達第09/2016/TT-BXD号に関する制限が存在する理由として、ベトナムの公債が拡大する背景において、国家予算の管理が求められる、又は以前の議定第37/2015/ND-CP号や議定第48/2010/ND-CP号との類似点があるという点はある程度理解できる。

また、ベトナムの建設契約見本に関しては、次の4つの事項に特に留意しなければならない。これらの契約見本に定められる各内容の質が不明確で一貫性に欠けること、これらの契約見本に定める重要な内容の多くがFIDIC契約、特にRed Book 1999年版契約書の各約款に定める意味と比べると、文言の意味や適用範囲が修正されていること、全体的に、これらの見本の規定は、伝統的な建設契約(施工業者が図面や投資家から求められる技術要件に沿ってのみ施工する)を対象に案内するものであり、設計や施工の契約又はEPC/ターンキー契約といった種類の契約のために分別化されておらず、明示的なガイドラインはないこと、及びこれらの規定の適用範囲は国家予算を使用する分野であり、ベトナムにおけるすべての建設契約に共通して適用されるわけではないこと。

#### b) 紛争解決委員会及び/又は裁判機関の選択について

世界中で認められている各種契約見本の影響やその流入により、ベトナムでも2007年11月26日付公文書第2508/BXD-VP号及び直近の議定第37/2015/ND-CP号<sup>1</sup>において紛争解決委員会についてはじめて紹介している(その内容はそれ以前の議定第48/2010/ND-CP号や通達第09/2011/TT-BXD号において十分に紹介されていなかった)。

紛争解決委員会を経由した紛争解決は、当委員会が建設分野におけるトップの専門家が集合する場であるため、特殊な体制である。当委員会が解決のために参謀できる事項は技術関連のものである。当委員会による決定(あれば)は、各当事者が参考にし、採用を検討するための根拠の1つであるため、比較的特殊な体制である。また、この体制により、紛争解決を客観的かつ科学的に低コストで進めることができる。しかし、紛争解決委員会として裁判機関を選択又は指定すること自体が、建設契約の一方当事者が自らが納得しない事項を仲裁機関、裁判所又はその他の紛争解決機関に提起することを妨げ、回避し又は阻止させるものではないことに留意しなければならない。

また、VIACをはじめとする多くの仲裁センターは、信用度が高いため、建設契約で紛争解決委員会の設定権を有する組織、又は紛争解決委員会としての役割を担うことができる組織として引照されている。場合によっては、VIACが建設契約の紛争を解決するための裁判機関として指定されていることもある。VIACの成長は必要であり、ICC又はSIAC<sup>2</sup>で解決される紛争を引照する必要がない場合(これらの判決がベトナムの法律原則に反しており、ベトナムでその執行が公認されていない及び/又は許可されていない場合の無駄やリスクを避けることができる)、多くの組織に紛争解決について各当事者を支援することが期待される。

<sup>1</sup> 議定第37/2015/ND-CP号第45条第2項

<sup>2</sup> 付則第9表参照

とはいえ、紛争解決の過程で ICC や SIAC の価値や意義を完全に否定するわけではない。場合により、施工業者又はスポンサーは、透明性や明確性を確保して国際的な慣例に適合させるために、これらの組織による紛争解決を希望することがある。これらの仲裁組織にて紛争案件に参加することにより、弁護士たちはより多くの経験を習得し、今後の国際的な訴訟案件のために貴重な教訓を得ることができる。

### 3. 基本的な相違点

#### a) 関係に基づく契約分類

建設分野における契約を異なる種類に分類するために、FIDIC は、取引構造（契約構成）を定形化するために指標（関係）を定め、適切な種類の契約を発行する。具体的には、FIDIC は次の主な関係をベースとする。

##### - 第1 関係－雇用関係

この関係では、FIDIC は次の通り小グループに細分化する。

+ 投資家とコンサルタント

+ 投資家と施工業者

+ 施工業者と下請業者

##### - 第2 関係－協同・協力関係

この関係では、FIDIC は次の通り小グループに細分化する。

+ 投資家と投資家

+ 施工業者及びコンサルタントと施工業者及びコンサルタント

+ 下請業者及び下請コンサルタントと下請業者及び下請コンサルタント

また、FIDIC は一部の特殊な関係のために、他の種類の契約も発行しており、この中には Gold Book 契約約款、Blue Book 契約約款等が含まれる。

一方で、ベトナムでは前述した分析のように、建設契約見本の案内に関して明確な細分化がなされておらず、伝統的な建設契約にのみ集中するのが現状である。このため、顧客の相談を受ける際に弁護士は、顧客が参加している建設契約の種類の種類を明確に識別したうえで、取引の構造を定形化するとともに、参加する各事業者に生じるリスクを分散するようにしなければならない。

#### b) 建設活動における取引の参加に基づく契約分類

上記の FIDIC のアプローチ方法とは異なり、ベトナムでは、3つの重要な指標に基づいて契約の分類を行っている。具体的には次の通りである<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 議定第 37/2015/ND-CP 号第 3 条

-業務性質に基づくと、建設契約は次の主要な種類に分類される。

+ コンサルティング契約

+ 施工契約

+ 技術設備提供契約

+ 設計及び建築物建設施工契約

+ 設計及び技術設備提供契約

+ 技術設備提供及び建築物建設施工契約

+ 設計・技術設備提供及び建設施工契約

+ 一括払いのターンキー契約（一括請負契約）：プロジェクトの立案、設計、技術設備提供、建設施工

+ 人材・施工機械及び設備提供契約

+ その他の種類の建設契約

-契約価格の形式に基づき、建設契約は次の種類に分類される。

+ 一式請負契約

+ 定額請負契約

+ 変動価格請負契約

+ 時間請負契約

+ 複合価格請負契約

-関係に基づき、建設契約には次の種類がある。

+ 元請負契約

+ 下請契約

+ 内部一式請負契約

+ 外国要素のある建設契約

上記のようなアプローチを取ると、建設に関する法規定の規制を受ける契約の数が膨大になることにつながる。例えば、技術設備提供契約は、本質的に売買契約である。人材・施工機械及び設備提供契約は、本質的にサービス契約又はリース契約である。これらの契約はすべて、2014年建設法を採用する必要がなく、或いは採用すべきではなく、2015年民法又は2005年商法を準拠法とすることができる。

また、FIDICでは、Silver Book 1999年版契約書の適用条件は、EPC／ターンキーの入札パッケージ又はプロジェクトに共通して適用されることにも留意すべきである（施工業者がす

すべての業務を請け負い、投資家に対して完成したプロジェクトを引き渡し、運用する点で、EPC 契約とターンキー契約を区分する必要がない)。しかし、ベトナム法は、この2つの契約を区別しており、その線引きはプロジェクトの立案業務を行うか否かにある。

#### c) リスク分担及びリスク負担の原則に基づく契約分類

1999年のFIDIC契約書は、リスク分担及び責任負担の原則の発展やその原則への科学的アプローチにとって重要なマイルストーンである。具体的には、投資家と施工業者の間でリスクを分担するために、FIDICでは「工事設計を実施する事業者は誰か」を問われる。

従来の方法では、施工業者は、図面、技術指標、進度に適した施工や建設のみを実施するため、Red Book 1999を採用することが推奨される。しかし、施工業者が設計と建設の両方を実施することができる場合、施工業者は、投資家の要件を順守して工事を請け負い、設計し、建設を施工し、かつ、投資家に対して完成品を引き渡す必要があるため、Yellow Book 1999を採用することが推奨される。

工業建設分野では、施工業者に対する要求のレベルが高くなり、自ら設計及び施工するだけでなく、技術や技術移転を調査して方案を提示しなければならない場合、FIDICはSilver Book-EPC/ターンキーの採用を勧告する。

このように、最も採用しやすいFIDIC Short Formを除き、FIDICによるリスク分担及びリスク負担の原則は、「工事設計を実施する事業者は誰か」という質問に基づくものである。設計業務の責任担当者を確定することができれば、施工業者と投資家間のリスク分担は、より簡素化される。

上記のリスク分担による結果は同時に、リスク負担者（施工業者）に対して、リスク負担者が負うべきリスクを回避するため、より多額の費用での入札参加権を付与するものでもある。このため、Red Book 1999を採用した入札パッケージへの入札参加は通常、Yellow Book 1999を採用した入札パッケージと比較すると、より容易かつ簡素であり、Silver Book 1999の採用を希望するプロジェクトは、当然のことながら、入札参加条件が最も厳しく、時間もかかるものとなる。

結論として、顧客から建設契約について相談を受ける場合、弁護士は、投資家の真の需要、投資家が参加している事情、各当事者の義務と権利に関する保護要件を正確に把握したうえで、最適な契約の種類を選択するようにしなければならない。

#### d) 国家予算の資金管理の原則に基づく契約規制

第一に、国家予算の資金管理の原則は、建設分野に関する法を案内する各議定の規定にも反映されている。ベトナムでは、民間分野における建設契約を規制するための具体的な（専用の）法規定が整備されていない。

第二に、建築物及びプロジェクトの検収と引渡しに関するベトナム法規定の適用は、下記第II.3.d項においてより具体的に規定される。

第三に、2014年建設法第147条は、国家予算資金を使用したプロジェクトの決済は、発生した業務を含め、契約の全業務の完了・検収日から120日を超えてはならないと規定する。

建設投資プロジェクトの管理業務のために契約を早期に決済させるという規定は、保証が契約上の義務に該当しないことを容認していることになる。つまり、保証が契約上の義務とみなされる場合、当該義務が終了していない段階で、施工業者や投資家に対する契約の拘束力を解除することはできない。

このため、国家予算資金を使用したプロジェクトに関して、弁護士は、施工業者を保護するための根拠として2014年建設法第147条を引照することができるとしても、法的側面から見ると、この規定は執行力がないものとみなすべきであり、又は建設契約の履行過程で一貫性やロジックを確保するために他の手法に方向転換して紛争発生を回避すべきである。

#### d) その他の相違点

##### - 契約履行保証

契約の観点から見ると、契約履行保証とは、施工業者が契約の各義務を順守し、それらの義務を合理的な手順や方法で履行することを保証する手段の1つであり、特に投資家が施工業者による業務実施に同意した場合に、投資家を納得させる又は目標を達成させるための期限を保証することである。

その意味合いにより、FIDIC契約は施工業者に対し、契約履行保証を設定し、保証業務を含む契約の全業務の完了時までそれを維持するよう義務付けている<sup>1</sup>。FIDICは、保証を個別の業務として切り離しておらず、またこの場合において契約履行保証を維持することは、施工業者が保証義務を負うものの、投資家がキープしている留保金が過失を是正するための費用を下回る状況を回避するため、又は施工業者が過失の是正を拒否した場合に、投資家が第三者（ベトナムでは通常は銀行）に保証義務を履行するよう要求するために、必要な条項となる。

保証が契約上の1つの義務であるという本質を正確に確定し、投資家が保留している金額が施工業者の過失を是正する義務に代わるものでないことを明確にすることにより、保証要件は、より有用かつ簡単なものとなる。これは、契約履行保証に関するベトナムの理論と実際的な実行と比較した場合の基本的な違いである。

ベトナムの法規定によると、契約履行保証は、施工業者が業務を完了し、保証義務が発生する時点で終了するものとされる<sup>2</sup>。この規定があるため、投資家は、施工業者に対して契約履行保証を保証終了時まで設定するよう要求する権利を有するか否か、施工業者が保証義務を順守しなければ、保証側に契約履行保証義務を履行するよう要求する権利があるか否か（保証期間中に契約履行保証を要求することができるか）、是正・修復すべき過失に対する施工業者の義務を、投資家が保留している金額の範囲内に制限することができるか否かについて、多くの紛争発生につながる可能性がある。

このため、建設契約の相談を受ける際の弁護士の立場や役割、契約の進捗状況（契約の交渉、締結又は履行中又は紛争発生中）に応じて、弁護士は、調査のうえ、顧客のために具体的な解決案を提示しなければならない。

<sup>1</sup> FIDIC Red Book、Yellow Book、Silver Book 1999年版契約書の第4条第2項、第11条第9項

<sup>2</sup> 政令第48/2010/ND-CP号第16条第2項、第6項、政令第37/2015/ND-CP号第16条第2項、第6項

## - 検収及び引渡し

ベトナムでは、建設契約の各業務の検収及び引渡しの条項は、契約の具体的な各条項又は各建設業務の特性を参照せずに、そのまま適用されるものである。

FIDIC のアプローチ方法では、施工業者は、図面や技術指標（Red Book 1999 の場合）又は投資家の要件（Yellow Book 1999 若しくは Silver Book 1999 の場合）に応じて施工を完了したときに、契約の各義務を完遂したものとみなされる。施工業者が完了した状態に到達した時点で、コンサルタント又は投資家（場合による）は、施工業者の要件に照らしてフィードバックしなければならない（同意する、又は理由を明示したうえで拒否する）。そうでなければ、業務は完了し、リスクは投資家に移転されたものとみなされる。

拒否する場合、コンサルタントは、検収証書及び引渡し証書の交付を申請する前に、拒否の理由及び完了させるべき具体的な業務を明示する。わずかな業務が残っている場合、又は建築物の運用開拓或使用過程で是正可能なわずかな瑕疵がある場合でも、引渡しが受け入れられることがある<sup>1</sup>。

言い換えれば、FIDIC に基づく完了状態とは、主要な業務が完遂されたことや、業務の質を証明するために必須の品質書類が整備されていることといった重要な 2 つの要素が確認され、実際に完了された状態である。管轄機関による承認又は承諾は前提条件ではない。

しかし、ベトナムでは、建設契約書に記載される全業務のうち大半<sup>2</sup>に関しては、施工業者は、管轄機関による各種の承認や承諾を順守する義務を課される。例えば、カーペットの供給案件や衛生設備の供給案件等、当該業務が臨時性はあるもの、固定性がないもの、プロジェクト完成後に廃棄されるもの、又はプロジェクトの運用に影響を一切与えないものである場合、これは不当であり、実際的な規定ではない。

このため、議定第 37/2015/ND-CP 号の適用対象に該当しない建設分野の契約に関する法規定とともに、今後は、建設契約に関して、自立性や自決性及び自由裁量権を最優先して施工業者に不当な義務を負担させないような他の詳細な規定を制定する必要がある。

この観点から、施工業者から相談を受ける際に、施工業者が一般的な法規定又は原則的な法規定から脱却することができるように、弁護士は具体的な方向性を提示しなければならない。上記の場合では、施工業者が担当する業務の範囲を考慮したうえで、検収及び引渡しに関する施工業者の義務の除外を提示することが最適である。

## - 施工遅延による賠償及び処罰

従来のベトナムの法体系では、賠償や処罰に関する規定が非常に明確であり、誤りが生じる可能性はほとんどなかった。しかし、建設契約に関する最近の案内規定が公布されたことで、その理解や適用に関して様々な課題が発生している。具体的には次の通りである。

<sup>1</sup> Red Book 1999 の第 10 条第 1 項

<sup>2</sup> 前述第 b 項参照（建設業務における取引の参加に基づいた契約分類）

ベトナムの法規定によると、施工業者が完了期限を守らない（期限内に完了しない）場合、罰則が科せられ、契約違反には、違反された契約部分の価額の12%以下の違約金が科される<sup>1</sup>。

「違反された契約部分の価額」という文言には、多様な解釈が可能であることは言うまでもなく、この規定があるため、当事者がベトナム法に準拠する場合に、双方の間で罰則を適用することが必須であり、損害賠償義務と区別すると定めることにつながる。施工業者が期限、安全性、品質等のあらゆる要素において、建設契約の義務違反を理由に処罰される事由が多くあるため、このアプローチ方法は合理的ではない。

一方で、FIDICは、業務完了の遅延に起因する施工業者の責任について、予測される損害額にあわせて規定される責任として黙認している。このアプローチ方法により、FIDICは2つの重要な事項を解決することができる。1つ目は、完了義務の違反により生じる施工業者の義務を異常に増大させないこと、2つ目は、施工遅延により投資家に生じる損害を予測しやすくすることである。施工遅延による損害額を正確に特定、評価及び検討することは非常に困難かつ複雑であり、投資家による予測額と施工業者が適正であるとみなす額と、裁判機関が検討しうる額との間に違いが生じることがある。遅延による損害額について各当事者の合意意見を尊重することを徹底しなければならない。

また、ベトナムの法規定に従った損害又は損失の全額賠償の原則に基づき、多くの場合において施工業者が投資家に対して負う責任が無限となる可能性がある（実際の損害額に応じて賠償しなければならないため）。ただし、FIDICの総則によると、この責任総額、合意された契約価格の総額を上限とする<sup>2</sup>。

#### - 決済

FIDICによると、決済の本質は、債務の確認及び義務の照合を行って契約を終了し、契約に従った施工業者及び投資家の義務のすべてを解放するものである。このため、施工業者の修繕保証期間が終了し、かつ施工業者が完了証明書の交付を受けた後にのみ、決済を実施することができる<sup>3</sup>。

一方で、ベトナム法は、国家予算資金を使用したプロジェクトの決済期間は最長で業務完了日から120日を超えてはならないと規定する。120日という期限を設定することは適切ではなく、現実性にも欠ける。また、これは検討すべきリーガル・リスクを発生させることにもつながる。具体的には次の通りである。

第一に、もし決済が120日以内に実施されたとすると、この規定は、実際には義務が終了していないにもかかわらず、義務を終了させることが認められることを意味することになる。

第二に、決済が行われた後は、施工業者の保証義務が契約上の義務であるか、それとも法的義務であるかについて、妥当な回答を得られない可能性がある。各当事者が決済を終了し

<sup>1</sup> 2014年建設法第146条

<sup>2</sup> FIDIC Red Book 1999、Yellow Book 1999 又は Silver Book 1999 の第8条第7項

<sup>3</sup> Red Book 1999 の第14条第11項

た後は、（契約上の責任が未だ終了していないにもかかわらず）相互に契約上の責任を解放することになるため、契約上の義務ではなくなることを意味するからである。また、一方当事者が他方当事者に対して保証に関する自らの権利と利益を放棄した場合、当該当事者は他方当事者に対し、その免除された義務の履行を要求するために妥当な法規定を引照することができなくなる。

第三に、一方当事者がこの規定を引照して、他方当事者に対し期限内の契約決済の実施を要求した場合はどうなるか。一方当事者が義務を履行していなかった場合、他方当事者が紛争解決条項を引照して義務の順守を要求すること、又は、極端的に契約解除権を行使して損害賠償を請求する及び／若しくは契約義務を免れることができるような条件を与えることになる。

このように、国家予算資金を使用したプロジェクトの決済期間に関して明確な規定はあるものの、弁護士は、当事者間の利益を調和させつつ、投資家と施工業者の相互利益へ向けた協力規則を順守し、顧客が、引渡時の支払いと、保証義務を含む契約義務のすべてを終了した時点での支払いを明確に区別して理解できるように分析し、適切な対応策を提示しなければならない。

#### e) コンサルタントの役割

FIDIC 契約におけるプロジェクト管理コンサルタントの役割は、中心に位置付けられ、契約管理や業務、プロジェクトの展開に関して投資家の代理として重要な役割を果たすものである。

FIDIC Red Book 1999 年版契約書約款に基づく主要事項に対するコンサルタントの権限及び任務は、付則第 10 表に示される。

しかしながら、ベトナムでは多くの客観的及び主観的な要素により、コンサルタントの雇用は依然として困難であり、コンサルタントは、建設契約の展開過程において客観性、公平性及び忠実性といった各要件を確実に満たすことができず、また投資家からコンサルタントへの権限委任は依然として制限されている。例えば、国家予算資金を使用したプロジェクトでは、多くの場合、検収・引渡しの確認書は、設計者、コンサルタント、投資家、施工業者、及び場合によっては管轄機関も参加、署名することが求められており、完了期限の延期の決定、完了期限の延期により発生する費用の評価、支払証明書類の発行等、時間や費用に関する問題について決定する権限がすべてコンサルタントに属するわけではない。コンサルタントが支払証明書を発行したにもかかわらず、投資家はその証明書を修正してしまい、施工業者への支払手続が遅れることがよくある。

また、弁護士は、FIDIC 契約で言及する「コンサルタント」とは、プロジェクト管理のコンサルタントを指すことに留意しなければならない。監督コンサルタント又は数量に関するコンサルタントは、もっぱら、コンサルタントの業務を補佐する業者、又はコンサルタントの業務以外の任務を実施するために投資家が雇用する業者としてみなされる。このように役割を明確に確定することは、契約履行過程で発生する各問題をより有効かつ適切に解決することができるほか、施工業者が複数の事業者とやり取りしなければならないことによって生じる長期化や、各当事者に生じる損害を回避することができる。



## 第7章

### 労働の領域に関する相談

ベトナムの現行の労働法令は、全般的に被雇用者の権利保護を優先する傾向にある。被雇用者にとって、労働法令の規定よりも有利となるような条件を定めた取決めは常に奨励される。とはいえ、被雇用者と雇用者の安定した労使関係を維持するために、2012年労働法とその2015年補充改正法（以下、「2012年労働法」と略称する）には、雇用者の正当な権利を保護するための具体的な規定が盛り込まれている。

本章では、2012年労働法及び関連する法律ガイドライン文書の各規定の研究に基づき、労働契約、集団労働協約、就業規則及び労働規律、勤務時間、休憩時間、給与、労働紛争、社会保険、医療保険、失業保険、労災・職業病保険といった雇用者と被雇用者の労使関係に関して発生する基本的な法的問題の一部を中心に分析し、弁護士にとって労働法令に関する全般的かつ基本的な知識や情報を提供する。また、弁護士はこうした特殊な領域において相談・弁護の業務を遂行するに当たり必要とされるスキルを得ることができ、顧客のために労働紛争に関するリスクや法的責任を最小限に抑えるほか、労働紛争の解決に着手する際に、最も基本的な問題を特定することができる。

#### I. 労働契約

##### 1. 労働契約の締結

雇用者と被雇用者の間で労働契約を締結する決定に至る前に、雇用者は、業務の内容と専門性に応じて、法規定に定める試用期間を設けて被雇用者を試用することについて協議することができる。雇用者は、季節的業務の労働契約の場合、被雇用者に対して試用期間を適用することはできない<sup>1</sup>。

雇用者と被雇用者は試用契約を締結することで、試用期間中の両当事者の権利と義務について明確に確定するために合意することができる。しかし、雇用者は被雇用者に対し、1つの業務に関して1回のみ試用を設定することができる。また、試用時間中の給与は、両当事者の合意によるものとするが、少なくとも同種の業務に対する給与の85%でなければならない<sup>2</sup>。

被雇用者が合意された試用要件を満たした場合、当事者は、試用期間終了直後に労働契約を締結しなければならない（ただし、季節的業務の労働契約については、試用は不要である）。当事者は、次の3つの労働契約のうちいずれかの形式で合意して締結することができる。満12カ月から36カ月までの期間の確定した有期労働契約、無期限労働契約、及び季節的業務の労働契約又は12カ月未満の特定業務を利用するための有期労働契約<sup>3</sup>。

被雇用者が労働契約に基づきベトナムで就労する外国人の場合は、規定により、雇用者は、外国人の被雇用者がベトナムで就労する前に、外国人向けの労働許可書の発給申請に必要

<sup>1</sup> 2012年労働法第26条、第27条

<sup>2</sup> 2012年労働法第28条

<sup>3</sup> 2012年労働法第22条第1項

な行政手続を実施しなければならない（労働許可書の申請に該当しない場合は除く）<sup>1</sup>。労働許可書の有効期間は最長2年間とし、雇用者の要求に応じて再発給される<sup>2</sup>。発給された労働許可書に基づき、両当事者は労働契約を締結する。よって、両当事者が締結する労働契約の期間は、労働管理を管轄する国家機関から発給された労働許可書の有効期間を超えてはならないものとされる。この規定について弁護士が留意すべきなのは、第一に、雇用者は労働許可書の発給を受けた後にのみ外国人被雇用者と労働契約を締結すること、第二に、雇用者と外国人被雇用者は、労働管理を管轄する国家機関から外国人被雇用者に対して新規発給された又は再発給された労働許可書の有効期限を超えない期間の有期労働契約しか締結することができないことである<sup>3</sup>。

2012年労働法の規定によると、12カ月以上の定期的な勤務を要する仕事を実施するためには、12カ月未満の季節的業務の労働契約又は特定業務の有期労働契約を締結する必要があることに留意しなければならない。ただし、被雇用者が兵役義務の履行、産休、疾病、労働災害の休暇、その他の臨時休暇を取得するため、一時的な交代が必要な場合を除く<sup>4</sup>。

有期労働契約の場合、雇用者は労働契約が満了する15日前までに、被雇用者に対し労働契約の満了時点を書面で通知しなければならない。満12カ月から36カ月までの有期契約が満了したものの、被雇用者が退職せずに就労を継続する場合、労働契約の期間が満了した日から30日以内に両当事者は新たな労働契約を締結しなければならない。新たな労働契約を締結しない場合、既存の満12カ月から36カ月までの有期契約は無期限労働契約となる。12カ月未満の季節的業務の労働契約又は特定業務の有期労働契約の場合に雇用者が被雇用者の雇用を継続するときは、同様の手続を取らなければならない。新規契約を締結しなければ、12カ月未満の季節的業務の労働契約又は特定業務の有期労働契約は、24カ月の期間を有する有期労働契約となる<sup>5</sup>。

各当事者は、労働契約を締結する際に、締結する労働契約の種類を確定すると同時に、次の条件についても留意しなければならない。

#### a) 労働契約の締結権限

労働契約の効力を発するための条件の1つは、労働契約を締結する当事者がその権限を有していなければならないことである。つまり、雇用者として労働契約を締結する権限を有する者は、以下に該当する者でなければならない。企業や合作社の定款に従った法的代表者、機関、団体、組織の長、世帯主、被雇用者を直接に雇用する個人。直接労働契約を締結することができない場合、雇用者側の労働契約締結者は、労働契約の締結を他者に委任することができ

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第169条第1項第d号、2012年労働法のベトナムで就労する外国人労働者に関する規定を案内する2016年2月3日付政令第11/2016/ND-CP号（以下、「政令第11/2016/ND-CP号」と略称する）第7条

<sup>2</sup> 2012年労働法第22条第1項、政令第11/2016/ND-CP号第13条第2項

<sup>3</sup> 2012年労働法第173条

<sup>4</sup> 2012年労働法第22条第3項

<sup>5</sup> 2012年労働法第22条第2項

るが、労働契約の締結を受任した者は、再度他人に対し、労働契約の締結を再委任することはできない<sup>1</sup>。

労働契約締結の委任状は、労働傷病兵社会省の書式に従って作成しなければならない<sup>2</sup>。

労働契約を締結する被雇用者側は、原則として、被雇用者自身が雇用者と労働契約を直接締結する者でなければならない。ただし、15歳以上18歳未満の未成年被雇用者である場合、被雇用者の法定代理人による書面の同意を得なければならない。また、被雇用者が15歳未満の者である場合、自ら雇用者と直接労働契約を締結することはできず、被雇用者の法定代理人が締結しなければならない<sup>3</sup>。

## b) 労働契約の形式や内容

各当事者は、書面で労働契約を締結するが、期間が3カ月未満の一時的な業務の場合、口頭で労働契約を締結することもできる。労働契約は締結日から発効するが、両当事者が別段の合意をしている場合、又は法律に別段の規定がある場合を除く<sup>4</sup>。

労働に関する法規定に違反する内容があれば、当該の労働契約は一部又は全部が無効となる<sup>5</sup>。このため、各当事者は、労働に関する現行の法規定を順守しつつ、労働契約の内容について協議し、確定しなければならない。労働契約には、次の主要内容を含めなければならない。雇用者と被雇用者の情報、業務内容と職場、労働契約の期間、給与、給与支払いの形式と支払期限、手当、その他の追加項目、昇格・昇給制度、勤務時間、休憩時間、被雇用者のための労働保護装備、強制的な社会保険、医療保険、失業保険、労災保険、職業病保険、職業の訓練・職業技能水準の向上、及びその他両当事者の合意事項の実行に関する内容<sup>6</sup>。被雇用者が法規定に基づく営業上・技術上の秘密に直接関わる業務を行う場合、両当事者は、秘密保持の対象、期間、被雇用者が違反した場合における権利と賠償について書面で合意することができる（労働契約に盛り込むか、別途文書を作成する）<sup>7</sup>。

被雇用者が勤務し、かつ自由に仕事や職業を選択する権利を有し、法律上禁止されていない限り、いかなる雇用者の下、いかなる場所でも就労することができるため、雇用者は、被雇用者が他の雇用者と労働契約を締結することを制限することはできない<sup>8</sup>。法律上、被雇用者は複数の雇用者と労働契約を締結することができるが、締結した内容を十分に履行すること

---

<sup>1</sup> 2012年労働法を案内する2015年1月12日付議定第05/2015/ND-CP号（以下、「議定第05/2015/ND-CP号」と略称する）第3条第1項、第3項

<sup>2</sup> 労働法の一部の内容について細則を規定し、その施行を案内する2015年1月12日付議定第05/2015/ND-CP号の労働規律、物的賠償責任について案内する2015年11月16日付労働傷病兵社会省通達第47/2015/TT-BLDTBXH号（以下、「通達第47/2015/TT-BLDTBXH号」と略称する）第3条第1項

<sup>3</sup> 議定第05/2015/ND-CP号第3条第2項

<sup>4</sup> 2012年労働法第16条、第25条

<sup>5</sup> 2012年労働法第50条

<sup>6</sup> 2012年労働法第23条、議定第05/2015/ND-CP号第4条

<sup>7</sup> 2012年労働法第23条第2項

<sup>8</sup> 2012年労働法第5条第1項第a号、第10条第1項

を保証しなければならない<sup>1</sup>。ある雇用者のために就労している被雇用者が他の雇用者のために就労することを制限する若しくは阻止する合意、又は被雇用者が退職した後に当該雇用者と同じ事業分野の他の雇用者のために就労することを制限する若しくは阻止する合意は、法的効力を有さず、被雇用者を拘束するものではない。こうした合意に関して当事者間に紛争が発生した場合において、被雇用者が他の雇用者のために就労することを制限する又は阻止する条項が労働契約又はその他の文書に盛り込まれているときは、これらは法的価値を有さず、施行することができない。

## 2. 労働契約の履行

労働契約は、当該契約を締結した被雇用者が履行しなければならない。2012年労働法には、雇用者又は被雇用者が労働契約に基づく権利と義務を第三者に移転することを許可する規定は一切ない。

天災、火災、疫病、労働災害の回避・是正措置の適用、職業病、水道・電源障害の突発的な事故が発生した場合、又は経営・生産上の需要がある場合、雇用者は、一時的に労働契約に基づく本来の業務と異なる業務に、被雇用者を異動させることができるが、その期間は、異動初日から起算して1年間のうち累計60営業日を超えてはならない<sup>2</sup>。雇用者は経営・生産上の需要により被雇用者を労働契約に基づく本来の業務と異なる業務に一時的に異動させることができる状況を就業規則に具体的に規定しなければならない<sup>3</sup>。その他の場合で被雇用者を労働契約に基づく本来の業務と異なる業務に異動させるときは、被雇用者の同意を得なければならない。その場合、雇用者は被雇用者に対し3営業日前までに通知するとともに、被雇用者の健康や性別に適した業務を割り当て、法規定に従って一時的な異動期間中の被雇用者の権利を保証しなければならない。

労働契約は、法令に定める一部の場合において、又は両当事者の合意に基づいて、一時的に履行を停止することができる<sup>4</sup>。労働契約の一時履行停止期間が終了した日より15日以内に、被雇用者は職場に復帰でき、雇用者は被雇用者の雇用を継続しなければならない。被雇用者が期限通りに職場に復帰することができない場合、被雇用者は、復帰時点について雇用者と合意しなければならない。原則として、被雇用者は、締結した労働契約に定める業務を実施する権利を有し、雇用者は、締結した労働契約に定める業務の実施を被雇用者が継続できるように調整し、配置する責任を有する。そのように調整又は配置できない場合、両当事者は、新たな業務について協議したうえで、締結した契約を補充改正するか、又は新規契約を締結しなければならない<sup>5</sup>。2012年労働法第32条に規定される契約履行の一時停止は、同法第98条に規定される休業又は同法第116条第3項に規定される両当事者の合意による無給休暇とは異なるものとして解釈すべきである。休業の具体的な理由は、2012年労働法第98条に詳細に規定されている。それによると、休業又は無給休暇は、時間単位又は数日という短時間で発生するこ

<sup>1</sup> 2012年労働法第21条

<sup>2</sup> 2012年労働法第31条

<sup>3</sup> 議定第05/2015/ND-CP号第8条第2項

<sup>4</sup> 2012年労働法第32条

<sup>5</sup> 議定第05/2015/ND-CP号第10条

とが多い一方で、労働契約履行の一時停止期間は月間単位で扱われ、当該停止期間は、労働契約の履行期間とはみなされない。

### 3. 労働契約の解除

労働契約は次に挙げる事由のいずれかによって解除される。

- 労働契約の期間が満了した。
- 被雇用者が契約に定める業務を完遂した。
- 両当事者が契約の解除に合意した。
- 被雇用者が正当な就労条件において社会保険の加入期間（20年間の社会保険加入）及び定年退職の年齢（男性は満60歳、女性は満55歳）に関する条件を十分に満たした。
- 被雇用者が法的効力を有する裁判所の判決、決定に基づき、懲役、死刑の判決を受けた、又は労働契約に定める業務の履行が禁止された。
- 被雇用者が死亡した、又は裁判所より民事行為能力の喪失、失跡若しくは死亡の認定書を出された。
- 個人である雇用者が死亡した、又は裁判所より民事行為能力の喪失、失跡若しくは死亡の認定書を出された。個人ではない雇用者が活動を終了した。
- 被雇用者が2012年労働法の規定に基づいて規律違反の処分了解雇された。
- 被雇用者が2012年労働法の規定に基づき労働契約を一方的に解除した。
- 雇用者が2012年労働法の規定に基づき労働契約を一方的に解除した。
- 雇用者が2012年労働法の規定に基づき、組織や技術の変更により被雇用者を解雇した。雇用者が2012年労働法の規定に基づき、経済上の理由により被雇用者を解雇した。
- 雇用者が2012年労働法の規定に基づき、企業や合作社の合併、統合、分割を理由に被雇用者を解雇した<sup>1</sup>。
- 雇用者が2012年労働法の規定に基づき、企業財産の所有権又は使用権の譲渡により被雇用者を解雇した<sup>2</sup>。

法規定に基づいて労働契約を一方的に解除するために、雇用者と被雇用者は、必要条件及び十分条件を満たさなければならない。必要条件としては、一方当事者が具体的な状況に該当する場合又は具体的な理由を有し、かつその状況や理由を根拠に、雇用者又は被雇用者が労働契約を一方的に解除する権利を有することを要する（無期限労働契約のみ、被雇用者は理由なく雇用者との労働契約を一方的に解除する権利を有する）。十分条件とは、雇用者又は被雇用者が相手方に対し、法規定に従った一定の期間前までに労働契約の一方的な解除について通

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第36条

<sup>2</sup> 2012年労働法第45条第2項、第46条

知しなければならないことである<sup>1</sup>。規定に従った理由なく労働契約を一方的に解除すること（被雇用者が無期限労働契約を一方的に解除する場合は除く）、又は規定に従った事前通知期間の条件を順守しないことは、労働契約の違法な一方的な解除とみなされると同時に、相手方に対し、法規定に従って損害賠償をしなければならない。雇用者は、一方的に労働契約の違法な解除を行った場合、締結した労働契約に従って被雇用者を復帰させなければならない<sup>2</sup>。

労働契約が解除された場合、各当事者は、法律に定める期限内に、各当事者が権利を有する金額を不足することなく支払わなければならない。労働契約解除日から7営業日以内に、雇用者は被雇用者に対し、法規定に従って関連事項に関する金額を不足なく支払わなければならない。それには、未払いの給与、被雇用者の未消化の有給休暇に対する給与、退職手当又は失業手当（契約解除の状況による。また、両当事者が失業保険に加入しない被雇用者の就労期間のためである）又は、雇用者が被雇用者に対して未払いの一切の金額が含まれる。支払期限は延長可能であるものの、下記の状況に該当する労働契約の解除の場合は、30日間を上限とする。天災・火災・危難・伝染病に該当する場合、個人でない雇用者が活動を終了する場合、又は雇用者が組織、技術の変更若しくは経済上の理由により被雇用者を解雇する場合。また、雇用者は被雇用者に対し、社会保険手帳の確認手続きを行い、返還する責任を負う<sup>3</sup>。

#### 弁護士が留意すべき事項

- 労働契約を締結する前に、雇用者と被雇用者は、試用や試用期間中の両当事者の権利と義務について合意することができる。試用に関する合意がある場合、弁護士は顧客に対し、被雇用者と試用契約を書面で締結するように推奨することが望ましい。試用契約の内容は、法規定に適合していなければならない。

- 企業である雇用者を代表して労働契約を締結することができる者は、法的代表者、又は法的代表者から労働契約の締結を受任した者に限られる。労働契約には、2012年労働法の規定に従って労働契約に盛り込む必要のある主要な内容に関する両当事者の合意事項を含めなければならない。労働契約は、各当事者が労働契約の締結権限に関する条件を順守しない場合、又は労働契約の内容が労働に関する法規定に違反している場合、その一部又は全部が無効となる。

- 雇用者又は被雇用者が他方当事者との労働契約を一方的に解除することを希望する場合、労働に関する法規定に定める事由に該当する理由を有していなければならない（被雇用者が無期限契約に従って就労する場合は除く）、他方当事者に対し、労働契約の種類及び解除理由に応じて定められる期間以内に通知しなければならない。弁護士は、上記の条件に関して具体的な勧告を提示し、雇用者又は被雇用者が労働契約を一方的に解除するときに検討できるようにすべきである。これを行わない場合、一方的な解除が違法であるとみなされることがある。

<sup>1</sup> 2012年労働法第37条、第38条、第44条、第45条

<sup>2</sup> 2012年労働法第42条、第43条

<sup>3</sup> 2012年労働法第47条、議定第05/2015/ND-CP号第14条第5項

## II. 集団労働協約

法規定によると、集団労働協約とは、雇用者と被雇用者の集団が集団交渉で取得した労働条件に関する結果を記載した合意書である。集団労働協約の内容は法規定に違反してはならず、法規定よりも被雇用者に対してより有益でなければならない<sup>1</sup>。集団労働協約を締結することで、企業又は合作社である雇用者は、雇用者が集団労働協約に従って被雇用者に支払った費用の一部を合理的かつ適正な費用として計上し、事業所得税法の規定に従った事業所得税の算出の際にそれらを控除することができる<sup>2</sup>。

集団労働協約は、労働集団の過半数以上の者が合意された集団労働協約の内容に賛成したときに発効するものとする。集団労働協約の署名権限を有する者は、雇用者側では企業の法的代表者、被雇用者側では企業の労働組合長、又は企業の労働組合が設立されていなければ、企業の労働組合の上級の労働組合会長となる。集団労働協約の締結時に直接署名することができない場合、雇用者側と被雇用者側の署名権限者は、集団労働協約の署名を他者に書面で委任することができるが、当該受任者は、さらに他者に対して、集団労働協約の署名権を委任することはできない<sup>3</sup>。

集団労働協約は、集団労働協約に記載された日付で発効するものとする。発効日の記載がない場合、集団労働協約の発効日は、署名日となる<sup>4</sup>。集団労働協約の有効期間は1年間から3年間とし、集団労働協約を初めて締結する企業の場合は、1年未満の期間とする<sup>5</sup>。当事者は交渉のうへ、集団労働協約が満了する3カ月前までに、集団労働協約の期間を延長し、又は新たな集団労働協約を締結することができる<sup>6</sup>。集団労働協約が満了したが、当事者が引き続き交渉を続けている場合、旧集団労働協約は引き続き60日間を超えない期間で効力を有するものとする<sup>7</sup>。

集団労働協約は登録の必要がなく、雇用者は、管轄の労働管理機関に通知する手続を取ればよい。具体的には、締結日より10日以内に、雇用者は、企業の所在地における労働管理機関である労働傷病兵社会局に対して集団労働協約書を送付しなければならない<sup>8</sup>。

集団労働協約の発効日前に締結した労働契約の中で、各当事者の権利、義務及び利益が、集団労働協約の該当する規定と比べて低い水準であった場合、集団労働協約の該当する規定を採用して実施しなければならない。労働に関する雇用者の以前の規定は、これが集団労働

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第73条

<sup>2</sup> 事業所得税法の細則及び施行案内について規定する2013年12月26日付議定第218/2013/ND-CP号（同議定を補充改正した2014年10月1日付議定第91/2014/ND-CP号、2015年2月12日付議定第12/2015/ND-CP号、2015年11月12日付議定第118/2015/ND-CP号及び2016年7月1日付議定第100/2016/ND-CP号）第9条第2項第m号、第o号

<sup>3</sup> 議定第05/2015/ND-CP号第18条第2項

<sup>4</sup> 2012年労働法第76条

<sup>5</sup> 2012年労働法第85条

<sup>6</sup> 2012年労働法第81条

<sup>7</sup> 2012年労働法第81条

<sup>8</sup> 2012年労働法第75条

協約に適合していない場合、集団労働協約の発効日から 15 日以内に、集団労働協約に適合するように修正しなければならない<sup>1</sup>。

#### 留意すべき事項

- 弁護士は顧客のために、集団労働協約を締結した場合の利益について助言しなければならない。つまり、集団労働協約を締結することで、企業や合作社である雇用者は、自らが集団労働協約に従って被雇用者に支払った費用を合理的かつ適正な費用として計上し、事業所得税法の規定に従った事業所得税の算出の際にそれらを控除することができる。

- 弁護士は、集団労働協約の締結手続の各ステップ（締結権限、採決手順）について確実に理解したうえで、顧客のために集団労働協約が規定に従い効力を有するよう徹底し、また集団労働協約書を集団労働協約締結日から所定の期限内に管轄の労働管理機関に送付しなければならないことに留意すべきである。

- 弁護士はさらに、法令に定める期間内に被雇用者との間で締結した労働契約、就業規則、給与・賞与制度及びその他企業が既に有する労働管理に関する内部資料（あれば）の内容を再確認のうえ修正し、それらの規定と集団労働協約との適合性を徹底するように、顧客に対して助言しなければならない。

### III. 就業規則、労働規律及び物的賠償責任

労働に関する法規定では、雇用者が労働規律に反した行為を犯した被雇用者に対し労働規律処分を行う権利、また企業財産に損害を与えた又は企業財産の紛失若しくは故障の原因となった行為をした被雇用者に対して損害賠償請求権を行使することができるものと規定されている。労働規律、労働規律処分、物的賠償責任及び損害賠償請求を規定するに当たって、雇用者が十分な手順や手続に沿って実施するとともに、法規定を順守することが求められる。

#### 1. 就業規則

10名以上の被雇用者を擁する雇用者は、文書による就業規則を発行するとともに、就業規則の効力を確保するために、労働集団の代表組織（企業の労働組合執行委員会又は企業の労働組合執行委員会が設立されていない場合は、上級の労働組合執行委員会）の意見を聴取したうえで、省級の労働管理機関に就業規則の登録手続を実施しなければならない<sup>2</sup>。就業規則は、労働に関する省級の国家管理機関が就業規則登録書類を受理した日から 15 日後、かつ、就業規則が法規定に適合する旨の通知が出された後に発効するものとする<sup>3</sup>。留意すべきなのは、複数の省や中央直轄市に支店、部署、生産施設、営業施設を配置する雇用者は、その支店、部署、生産施設、営業施設の所在地における労働に関する省級の国家管理機関に対して、発効後の就業規則を送付することが義務付けられる点である<sup>4</sup>。10名以上の被雇用者を擁する雇用者の場合、就業規則は、雇用者が被雇用者による労働規律の違反行為に対して労働規律処

<sup>1</sup> 2012 年労働法第 84 条第 2 項

<sup>2</sup> 2012 年労働法第 119 条第 1 項、第 3 項、第 120 条

<sup>3</sup> 2012 年労働法第 122 条

<sup>4</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 28 条第 8 項

分を実施するための唯一の法的根拠となる。就業規則が発行されなければ、雇用者は、被雇用者による労働規律の違反行為を処分する権利を有しない。

就業規則を発行する際に、雇用者が労働に関する法規定やその他の関連法令の規定に従って順守しなければならない主な内容、例えば、勤務時間と休憩時間、職場における秩序、職場における労働安全・労働衛生、雇用者の資産、経営上・技術上の秘密、知的所有権の保護といった規定以外に、雇用者は被雇用者の労働規律違反行為のリスト、違反の程度及びそれに応じた労働規律処分の形式、損害程度、損害賠償責任を明確に規定しなければならない。雇用者は、就業規則において違反行為の程度（重大度低、中、高及び特に重大な違反のレベル）とそれに応じた労働規律処分の形式を、譴責、6カ月を超えない昇給期間の延長、免職、解雇の軽重順序で規定することができる<sup>1</sup>。

10名未満の被雇用者を擁する雇用者は、就業規則を発行することを義務付けられないが、もし雇用者が就業規則を発行している場合でも、労働に関する国家管理機関に対して当該就業規則を登録する必要はない。書面による就業規則を発行しない場合、雇用者と被雇用者は、労働規律、物的賠償責任について合意し、それを労働契約に盛り込み、雇用者が労働規律処分を行うための根拠とする<sup>2</sup>。両当事者が労働契約に労働規律や物的賠償責任について取り決めなければ、雇用者は、被雇用者の労働規律違反行為に対して労働規律処分を行うことができない。

## 2. 労働規律

雇用者には、労働規律の違反であると申し立てられた被雇用者の行為を提示するとともに、その申立てを証明する義務を負う。雇用者は、（前述の通り具体的なケースに応じて就業規則又は労働契約に基づき）被雇用者が違反行為をしたことを明示的に示す法的根拠を提示するとともに、法規定に従って労働規律処分の手順を順守しなければならない。具体的には次の通りである。

### a) 労働規律処分の対象となる被雇用者の違反行為を明示的に規定しなければならない

労働に関する法規定により、就業規則に定めのない違反行為をした被雇用者を処分することは許可されていないため、被雇用者の違反行為が就業規則又は労働契約（10名未満の被雇用者を擁し、かつ、書面で就業規則を発行しない雇用者の場合）に具体的かつ明示的に規定しなければ、雇用者による被雇用者への労働規律違反の処分は、違法であるとみなされる<sup>3</sup>。留意すべきなのは、被雇用者の違反行為に関する規定が盛り込まれた就業規則は、前述の通り施行効力を有しているものでなければならない点である。具体的な事業活動の特徴に応じて、雇用者は適切な労働規律違反行為を規定することができる。労働規律処分の形式が解雇に該当する違反行為に関しては、2012年労働法第126条の規定に適合しなければならない。

### b) 労働規律処分の時効

<sup>1</sup> 2012年労働法第119条第2項、第125条、議定第05/2015/ND-CP号第27条

<sup>2</sup> 通達第47/2015/TT-BLDTBXH号第10条第4項

<sup>3</sup> 2012年労働法第128条第3項

雇用者は、労働規律処分を法規定に従った時効内に実施しなければならない。被雇用者に対する労働規律処分の時効は、違反行為が発生した日から最大6カ月とする。違反行為が雇用者の財務、財産、技術上・営業上の秘密の漏洩に直接関連する場合、労働規律処分の時効は最大12カ月とする<sup>1</sup>。労働規律処分の決定は、労働規律処分の時効内に発行しなければならない<sup>2</sup>。

労働規律処分の時効が成立した後にもかかわらず、雇用者が被雇用者に対して労働規律処分を行った場合、当該労働規律処分は違法となる。その場合、雇用者は、労働規律処分決定を取り消すとともに、労働規律処分期間内に生じた被雇用者の各権利を復活させなければならない。

### c) 労働規律処分が許可されない状況

雇用者は、下記事由のいずれかに該当する場合、被雇用者に対して即時に労働規律処分を行ってはならない。

- 被雇用者が病気・療養休暇中である、又は雇用者の同意を得た休暇中である<sup>3</sup>。
- 被雇用者が暫定留置・勾留中である<sup>4</sup>。
- 被雇用者が職場内での窃盗、汚職、賭博、故意に人を傷つける行為、麻薬の使用、雇用者の経営上・技術上の秘密の漏洩、知的所有権の侵害行為を行い、雇用者の資産、利益に重大な損害をもたらす行為、又は特別重大な損害をもたらす恐れがある行為を行う場合で、管轄機関の検証と結論の結果を待っている<sup>5</sup>。
- 女性被雇用者が妊娠中、産休中である。
- 被雇用者が実の両親又は合法の里親として12カ月未満の乳児を養育している（12カ月未満の実子を養育している、婚姻と家族に関する法規定に従い12カ月未満の合法の養子を養育している、婚姻と家族に関する法規定に従い代理母である被雇用者が12カ月未満の代理母出産の乳児を養育している）<sup>6</sup>。
- 上記の期間が満了した際に、労働規律処分の時効が満了している場合、雇用者は労働規律処分を行うために時効を延長することができるが、延長期間は、上記の期間が満了した日から60日を超えてはならない。労働規律に違反した被雇用者が精神疾患、又は認知能力若しくは行動制御能力を喪失する疾患にかかっている場合、雇用者は、いつでも労働規律処分を行ってはならない<sup>7</sup>。

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第124条第1項

<sup>2</sup> 2012年労働法第124条第2項

<sup>3</sup> 2012年労働法第123条第4項第a号

<sup>4</sup> 2012年労働法第123条第4項第b号（監修者注：「暫定留置」のベトナム語は「*tạm giữ*」、「勾留」のベトナム語は「*tạm giam*」である。）

<sup>5</sup> 2012年労働法第123条第4項第c号

<sup>6</sup> 議定第05/2015/ND-CP号第29条第1項、通達第47/2015/TT-BLĐTBXH号第11条

<sup>7</sup> 2012年労働法第124条第2項、第3項

d) 雇用者が被雇用者の過失を立証しなければならない

雇用者は、被雇用者の違反行為に対して申し立てる義務を有するため、被雇用者の過失を立証する義務を有する<sup>1</sup>。雇用者は、違反行為について被雇用者の責に帰すべき事由がある旨を立証するために説得力のある十分な合理的証拠を提供することができないにもかかわらず、労働規律処分の実施を決定した場合、当該労働規律処分の決定は「法規定に適合しない」かつ「不公平である」とみなされることがある。

違反の内容が複雑であり、被雇用者が業務を継続することにより違反の審理が困難になると判断した場合、雇用者は、被雇用者の業務の執行を一時的に停止する権利を有する。被雇用者に対する一時業務停止決定を発行する前に、雇用者は、労働集団の代表組織の意見を聴取しなければならない。ただし、被雇用者の就労権利は依然として保証されるため、一時業務停止の期間は最長 15 日であり、特別な場合も 90 日を超えてはならず、一時業務停止期間終了後、雇用者は被雇用者を業務に復帰させなければならない。一時業務停止の期間中、被雇用者は業務停止前の賃金の半額について仮払いを受けることができる。被雇用者が労働規律処分を受けない場合、雇用者は被雇用者に対して、一時業務停止期間の賃金を十分に支払わなければならない。被雇用者が労働規律処分を受ける場合においても、被雇用者は仮払いの賃金を返済する必要はない<sup>2</sup>。

d) 被雇用者の自己弁護の権利

雇用者が労働規律処分を行うか否かの決定を出す前の被雇用者の自己弁護の権利を以下に挙げる。

- 被雇用者は労働規律処分会議に参加することができる

雇用者は、労働規律処分会議を行う前に、被雇用者、18 歳未満の被雇用者の両親又は法定代理人、及び労働集団の代表組織に対して、労働規律処分会議への参加案内を書面で通知しなければならない<sup>3</sup>。当該通知は、被雇用者の具体的な違反行為又はその根拠、及び被雇用者に適用される可能性がある労働規律処分形式を明記しなければならない。

法規定によると、労働規律処分会議において被雇用者は、自己弁護を行う、又は弁護士若しくは他者に弁護を依頼する権利を有する。よって、被雇用者のためにこの権利を確保するため、雇用者は被雇用者と協議し、被雇用者が弁護士又は他の弁護人を起用するか否かを把握する。起用する場合、雇用者は、被雇用者の弁護士又は他の弁護人に対して、労働規律処分会議への参加案内の通知書を送付することが推奨される。こうした関係者が会議に備えられるように、通知書は、会議開催の 5 営業日前までに送付しなければならない。

また、案件の客観性を確保するとともに、労働規律処分会議を客観的かつ手順通りに進行するために、雇用者は、同会議に証人（いれば）の参加を招集することができる。雇用者が被雇用者に対して 3 回にわたって通知書を送付したにもかかわらず、被雇用者が依然として欠

<sup>1</sup> 2012 年労働法第 123 条第 1 項第 a 号

<sup>2</sup> 2012 年労働法第 129 条

<sup>3</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 30 条第 1 項

席する場合に限り、雇用者は、被雇用者が不在でも労働規律処分会議を開催することができる。

- 労働集団の代表組織の参加を要求する

雇用者は、労働規律処分会議開催の5営業日前までに、労働集団の代表組織、つまり企業の労働組合執行委員会、又は企業の労働組合執行委員会が設立されていない場合はその上級の労働組合執行委員会に対して、労働規律処分会議への参加を書面で通知しなければならない<sup>1</sup>。企業の労働組合は、労働組合員や被雇用者の合法的かつ正当な権利と利益を代表して保護する役割を持つ。雇用者の労働規律処分提案に対して同意するか否かを示す労働集団の代表組織の意見は、労働規律処分会議の議事録に記録しなければならない。労働集団の代表組織の各メンバーは、被雇用者への労働規律処分会議議事録に署名しなければならない。署名しない場合はその理由を明記しなければならない。

雇用者が労働集団の代表組織に対して3回にわたって通知書を送付したにもかかわらず、労働集団の代表組織が依然として欠席する場合に限り、雇用者は、労働集団の代表組織が不在でも労働規律処分会議を開催することができる<sup>2</sup>。

e) 労働規律処分会議を法規定に従って進行させる

雇用者は労働規律処分決定を出す前に、労働規律処分会議を開催しなければならない。労働規律処分会議の議長を務める者は、雇用者の法的代表者でなければならない。雇用者の法的代表者がそれ以前に、労働契約の締結を他者に委任していた場合、労働契約の締結を受任した当該者は、被雇用者や労働集団の代表組織及び上記関係者（いれば）を招集して労働規律処分会議を開催することができる<sup>3</sup>。

また、被雇用者には、案件の事情を陳述し、自らの要求を提示する機会を与え、その主張を裏付ける証拠を提示する権利を付与しなければならない。被雇用者は案件陳述書を提示するが、これには違反行為や違反の程度、違反の原因を明示する。雇用者は、被雇用者及び／又は被雇用者の法的代表者、被雇用者の弁護士（いれば）の意見に率直に耳を傾け、既存の偏見や早期結論の提示を避けるべきである。被雇用者及び／又は被雇用者の弁護士が陳述した後に、雇用者は案件の証人を招集し、発生した案件に関連する具体的な内容を陳述させることが推奨される。被雇用者が陳述書を提示しない場合、雇用者は発生した案件の調書を提示する、又は雇用者が違反案件を知るに至った原因について陳述する。

上記の分析の通り、雇用者は被雇用者の過失を立証する義務を負うため、会議の議長を務める者は、労働規律処分の書類を提示する際に、被雇用者の過失要素と連結させて、被雇用者の違反行為を立証する論点と根拠を明確に陳述しなければならない。留意すべきなのは、被雇用者に対して物的賠償を請求すると同時に、労働規律処分も実施する場合、雇用者は被雇用者に対して、損害額を立証するだけでなく、賠償方法も明示しなければならない。

<sup>1</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 30 条第 1 項

<sup>2</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 30 条第 2 項

<sup>3</sup> 通達第 47/2015/TT-BLDTBXH 号第 12 条第 4 項

その後、雇用者は、被雇用者に対する労働規律処分の実施について労働集団の代表組織と協議しなければならない。最後に、労働規律処分会議の議事録を作成し、会議終了前に会議参加者によって採決しなければならない。議事録には、会議参加者の全員と議事録作成者が署名しなければならない。いずれかの会議参加者が議事録に署名しない場合はその理由を明記しなければならない<sup>1</sup>。労働規律処分会議の議事録は、雇用者が被雇用者に対して労働規律処分を行うための根拠であるため、その明確性を確保するためには、議事録に労働規律違反行為、違反程度及び労働規律処分形式を明記しなければならない。また、物的賠償請求が平行して適用される場合は、その損害額、賠償額及び賠償方法も記載しなければならない。

#### g) 労働規律処分決定の発行

上記の通り労働規律処分会議を開催した後に、雇用者は労働規律処分決定を発行すべきか否かについて改めて検討することが推奨される。説得力のある証拠をもって被雇用者に対して労働規律処分を実施すると判断した場合、雇用者は、譴責、6カ月を超えない昇給期間の延長、免職又は解雇のいずれかの労働規律処分形式で労働規律処分決定を書面で発行しなければならない。労働規律処分決定は、労働規律処分の時効内又は法規定に従った延長期間内に発行され、労働規律処分会議の出席者に送付しなければならない<sup>2</sup>。

原則として、企業の法的代表者が労働規律処分決定を発行するものとする。労働規律処分形式が譴責である場合、労働規律処分を受ける該当者である被雇用者との労働契約の締結を受任した者は、労働規律処分決定を発行することができる。それ以外の労働規律処分形式である場合、労働規律処分会議の終了後、労働契約の締結を受任した者は書類を整備し、雇用者が労働規律処分決定を検討したうえで発行し、発行された労働規律処分決定に従ってその実行を行うように要求する<sup>3</sup>。

労働規律処分形式が解雇である場合に留意すべき重要な事項として、雇用者は、被雇用者側に職場内での窃盗、汚職、賭博、故意に人を傷つける行為、麻薬の使用があった場合、被雇用者が雇用者の経営上・技術上の秘密の漏洩、知的所有権の侵害行為、雇用者の資産、利益に重大な損害をもたらす行為、又は特別重大な損害をもたらす恐れがある行為のいずれかを行った場合、被雇用者が昇給期間延長の規律処分の制裁を受けたにもかかわらず、制裁期間中に再犯した場合、又は免職の制裁処分を受けたにもかかわらず、再犯した場合、労働者が正当な理由なく無断欠勤し、その初日から30営業日間のうち累計5日間、又はその初日から365営業日間のうち累計20日間の無断欠勤をした場合に限り、解雇の労働規律処分形式の適用を検討することができる<sup>4</sup>。その他の労働規律処分形式（譴責、6カ月を超えない昇給期間の延長、免職）と異なり、被雇用者との労働契約は解雇決定に伴って終了するものとする<sup>5</sup>。

また、雇用者は1件の労働規律違反行為に対して複数の労働規律処分形式を適用してはならないという規定を順守しなければならず、雇用者が同時に複数の労働規律違反行為をした

<sup>1</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 30 条第 3 項

<sup>2</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 30 条第 5 項

<sup>3</sup> 通達第 47/2015/TT-BLDTBXH 号第 12 条第 4 項

<sup>4</sup> 2012 年労働法第 126 条、議定第 05/2015/ND-CP 号第 31 条第 1 項

<sup>5</sup> 2012 年労働法第 36 条第 8 項

場合、最も重い違反行為に該当する最も重い処分形式のみを適用するものとする。雇用者はまた、労働規律処分の代わりに罰金又は賃金削減の形式を採用してはならない<sup>1</sup>。

### 3. 物的賠償責任

労働規律と同様に、雇用者は、企業財産に損害を与えたとされる被雇用者の特定の行為を立証する義務を有する。雇用者は、被雇用者が雇用者の財産に損害を与えた行為を行ったことを示す法的根拠を有するとともに、法規定に従って損害賠償処理手順を順守しなければならない。具体的には次の通りである。

#### a) 損害賠償を請求するための根拠

被雇用者が次に挙げる行為のいずれかを行ったときに、雇用者は被雇用者に対し、損害賠償処理手順に従って損害賠償を請求することができる<sup>2</sup>。

- 被雇用者が雇用者の機器、設備を損壊した場合、又は雇用者の財産に損害を与えるその他の行為をした場合。被雇用者に起因する損壊が不注意による深刻なものでなく、その地域で適用される政府が公布した10カ月分の最低賃金を超えない金額の場合、被雇用者は最大で給与3カ月分を賠償しなければならない。2012年労働法第101条第3項の規定に基づいて賃金から毎月控除される。つまり、雇用者が控除できる金額は、被雇用者の毎月の賃金から強制社会保険料・医療保険料・失業保険料・個人所得税の納付額を差し引いた金額の30%を超えてはならない。

- 被雇用者が雇用者の機器、設備、財産、或いは雇用者が付与したその他の財産を紛失、又は許可された使用水準を超えて物資を浪費した場合は、市場の時価に基づいて損害の一部又は全部を賠償しなければならない。責任に関する契約がある場合は、当該契約に基づいて賠償しなければならない。ただし、事前に客観的に予測不可能な天災、火災、危難、伝染病、災害が発生し、可能な限りあらゆる必要な措置を講じたにもかかわらず克服できなかった場合は、賠償義務はない。

#### b) 損害賠償処理の原則、手順、手続<sup>3</sup>

損害賠償額の検討と決定は、被雇用者の過失、実際の損害程度、家庭の事情及び身分、被雇用者の財産に基づいて行わなければならない。

損害賠償処理の手順、手続、時効は、上記の労働規律処分に関する規定に準拠するものとする。

さらに留意すべきなのは、既に退職した被雇用者がかつて企業で就労していた際に、雇用者の財産に損害を与え、紛失し、又は損壊した場合で、雇用者が被雇用者に対して損害賠償を請求することを希望するものの、2012年労働法の規定に従って損害賠償の手順、手続を実施することができなかったときは、雇用者は、物的賠償責任に関する民法の該当規定を適用することで、被雇用者に対して損害賠償を請求することができる。

<sup>1</sup> 2012年労働法第123条第3項、第128条第2項

<sup>2</sup> 2012年労働法第130条第1項、第2項

<sup>3</sup> 2012年労働法第131条

### 留意すべき事項

- 弁護士は労働規律処分の原則、手順及び手続を確実に把握するとともに、各顧客の活動組織、事業分野の特性を理解したうえで、顧客が効果的に労働に関する法規定に反しない就業規則を策定することができるように支援しなければならない。実際には、企業における労働規律に関する事項は時期によって変化する可能性があるため、雇用者は、各社の実際の状況にあわせて、就業規則を適切に補充改正することが求められる。弁護士は、就業規則の策定及び発行（補充や改正も含む）後、当該就業規則を労働に関する省級の管理機関に登録するに当たり、顧客を支援するか、又は顧客にかかる登録について留意させなければならない。就業規則及び／又はその補充改訂版が法定手続に従って登録されなかった場合、当該就業規則及び／又はその補充改訂版は依然として十分な効力が生じないからである。その結果として、被雇用者の違反行為が就業規則及び／又はその補充改訂版に適合するにもかかわらず、雇用者は被雇用者に対して労働規律処分を実施することができないことになる。

- 被雇用者が労働規律違反行為とみなされる行為をした際は、就業規則に反映されている労働規律処分の原則と手順も非常に重要である。雇用者側においては、労働規律処分のいずれかの原則又は手順を順守していない場合、違法な労働規律処分とみなされることがある。このため、弁護士は、雇用者側を保護する立場で労働規律処分に関する案件に参加する際には、雇用者が法定手続に従って就業規則を適正に登録しており、かつ、それが完全な効力を有しているか否かについて慎重に確認しなければならない。また雇用者に対し、被雇用者の労働規律違反行為を立証するための証拠を十分に検討・収集し、労働規律処分手順の各ステップを順守するように指示しなければならない。一方で、弁護士の顧客が被雇用者である場合、弁護士は被雇用者に対し、被雇用者が労働規律処分の実施過程において法律により付与される各権利（例えば、雇用者に対して被雇用者の過失の立証を求める権利、労働規律処分会議に参加する権利）を行使するよう助言するだけでなく、労働規律処分の手順・手続の実施状況や、雇用者が採用した根拠について特別に留意し、それらが法規定に適合するか否かを確認することで、雇用者による被雇用者の労働規律違反行為の申立てに対して、被雇用者の権利を保護する。

- 労働規律処分の原則及び手順と同様に、弁護士は雇用者である顧客に対し、被雇用者に対する損害賠償を請求する根拠の立証に関する各規定のほか、現行法の規定に従った損害賠償処理の原則及び手順を確実に順守するように、慎重に助言しなければならない。逆に被雇用者である顧客に対しては、法律により付与される各権利の行使について助言するとともに、雇用者による被雇用者への損害賠償処理の時効、手順及び手続の適法性についても確認しなければならない。

## IV. 勤務時間、休憩時間

適切な勤務時間、休憩時間を規定することは、被雇用者が労働力を復活させることで雇用者が求める各業務を完遂するための条件を整えることになる。また、これにより、雇用者は合理的な生産・経営計画を構築し、企業の各種経営資源の利用を節減し、掲げた各目標を達成することができる。

## 1. 勤務時間

雇用者は日当たり又は週当たりの勤務時間を規定する権利を有するが、通常の勤務時間は1日につき8時間、かつ、1週間につき48時間を超えてはならない。週当たりの勤務時間の場合、通常の勤務時間は1日につき10時間、1週間に48時間を超えないものとする。特別な重労働、有害な業務、危険な業務に対しては、勤務時間は1日につき6時間を超えないものとする<sup>1</sup>。雇用者は企業の事業活動の必要性に応じて夜勤体制を適用することができるが、夜勤時間は22時から翌日の6時までとし、雇用者は被雇用者に対して、第7章第V.3節の内容に従って夜勤賃金を支給しなければならない。

女性被雇用者、未成年被雇用者、高齢被雇用者といった特殊な被雇用者区分に関しては、こうした被雇用者が労働契約に従った業務を遂行すべく最良な健康条件を保証するために、雇用者は各対象者に対して適用される勤務時間を徹底的に順守しなければならない。具体的には次の通りである。

### a) 女性被雇用者<sup>2</sup>

- 雇用者は、女性被雇用者のうち、7カ月目以降の妊婦、高地、遠隔地、国境、離島で勤務する場合の6カ月目以降の妊婦、又は12カ月未満の子供を育児している者に夜勤、残業、遠地への出張をさせることはできない。

- 重労働に就く女性の被雇用者について、妊娠7カ月目以降は、賃金を減額されることなく、軽労働に異動される、又は1日の勤務時間を1時間短縮される。

- 女性被雇用者は賃金を減額されることなく、生理期間中は1日30分（かつ1カ月に3日以上）、12カ月未満の子供の育児期間中は1日60分の休憩を取ることができる。具体的な休憩時間については、被雇用者と雇用者が職場の実際の状況や被雇用者の必要性に応じて協議するものとする。

### b) 未成年被雇用者<sup>3</sup>

- 満15歳以上18歳未満の未成年被雇用者：勤務時間は1日8時間及び週40時間を超えてはならない。ただし、労働傷病法社会省の規定に従った一部の職務や業務においては、残業又は夜勤を行うことができる。

- 15歳未満の被雇用者：勤務時間は1日4時間及び週20時間を超えてはならない。また、残業や夜勤を行うべきではない。

### c) 高齢被雇用者<sup>4</sup>

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第104条

<sup>2</sup> 2012年労働法第155条第1項、第2項、第5項

<sup>3</sup> 2012年労働法第163条第2項、第3項

<sup>4</sup> 2012年労働法第166条第2項、第3項

- 高齢被雇用者は、毎日の勤務時間の短縮又はパートタイム勤務制度の適用を受けることができる。定年退職直前の年においては、高齢被雇用者は、1日の勤務時間につき1時間以上の短縮、又はパートタイム勤務制度の適用を受けることができる。

- 上記の勤務時間以外に、被雇用者の同意を得ること、及び被雇用者の残業時間が以下の時間枠を超えないことを保証することの2つの要件を満たした場合に限り、雇用者は、被雇用者を残業させることができる<sup>1</sup>。

+ 1日の通常勤務時間の50%を超えない。週当たり勤務時間の規定を適用する場合、通常の勤務時間と残業時間の総時間数は1日12時間を超えない。

+ 祝日、正月休暇及び毎週の休日に残業する場合、1日当たり12時間を超えない。

+ 1カ月で30時間、1年で200時間を超えない。ただし、繊維製品、衣料品、皮革製品の生産・輸出加工、農林水産物の加工、電力の生産・供給、通信、石油精製、上下水道、又は緊急を要する遅延できない作業に対処するその他の場合を含む特殊な場合においては、1年で200から300時間を超えない残業が認められる（ただし、雇用者が労働に関する地域の省級の専門管理機関に書面で通知することを条件とする）。

被雇用者が1カ月に最大7日間連続で残業する都度、雇用者は被雇用者に対し、休暇を取らなかった時間に相当する時間の振替休暇を手配しなければならない。雇用者が十分な振替休暇を手配できない場合、第7章第V.3節の分析の通り残業分の賃金を支払わなければならない。

しかしながら、法規定による国防・安全保障上の緊急事態において国防・安全保障上の任務遂行のため動員令・結集令を履行する場合、又は天災、火災、疫病及び災害の防止及び被害克服において人命、機関、組織、個人の財産を守るための業務を履行する場合は、雇用者は、被雇用者に対しいつでも残業を要求する権利を有し、かつ、被雇用者はそれを拒否することができない<sup>2</sup>。

## 2. 休憩時間

被雇用者が8時間（通常の勤務条件）、又は6時間（特別な重労働、有害な業務、危険な業務を行うときの勤務時間が短縮される場合）連続で勤務する場合、被雇用者は、被雇用者の健康を確保するために、最低30分（昼間勤務）又は同45分（夜勤）の休憩を取ることができ、これは勤務時間として計算される。具体的な休憩時間は雇用者が決めるものとする。この休憩時間以外に、雇用者は短い休憩時間を規定することができるが、それを就業規則に規定しなければならない。交代勤務の被雇用者は、次の勤務シフトに入る前に最低12時間の休憩を取ることができる<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第106条、第107条、勤務時間、休憩時間、労働安全、労働衛生に関する2012年労働法の一部条項の細則について規定する2013年5月10日付議定第45/2013/ND-CP号及び同議定を補充改正した議定第39/2016/ND-CP号、2016年5月15日付議定第44/2016/ND-CP号（以下、「議定第45/2013/ND-CP号」と略称する）第4条

<sup>2</sup> 2012年労働法第107条

<sup>3</sup> 2012年労働法第108条、第109条

短い休憩時間以外に、被雇用者は次の通り、長期間の休憩を取ることできる。

a) 週休

毎週、被雇用者は少なくとも連続 24 時間の休憩を取ること、又は労働の周期により週休が取得できない特別な場合は、月平均で最低でも 4 日の休暇を取得することができる。雇用者は週休を日曜日又はその他の一定の週日に定める権利を有するが、それを就業規則に規定しなければならない<sup>1</sup>。

b) 年次有給休暇

雇用者のために 12 カ月勤続した被雇用者は、業務内容や被雇用者が当該雇用者の下で勤続した期間にあわせて、労働契約に基づく賃金の 100%を受けながら、年次有給休暇を取得することができる。被雇用者の年次有給休暇は次の通り規定される。通常の労働条件で働く者の場合は 12 営業日間、重労働、有害・危険な業務をする者、又は生活条件が過酷な地域において勤務する者、又は未成年の被雇用者若しくは障害を持つ被雇用者の場合は 14 営業日間、特別な重労働、有害・危険な業務をする者、生活条件が特別に過酷な地域において勤務する者の場合は 16 営業日間とする。被雇用者の年次有給休暇の日数は、雇用者のために勤務する 5 年ごとに 1 日追加される。労働期間が 12 カ月未満の被雇用者である場合、年次有給休暇は当年の被雇用者の労働期間に比例して算定される<sup>2</sup>。

年次有給休暇の算定に当たっては被雇用者が雇用者のために実際に勤務した時間以外に、雇用者としては次の場合においても被雇用者が雇用者のために勤務する時間として計算されることに留意しなければならない。試用期間、職業訓練・実習契約での合意に従い雇用者に雇われて働くための職業訓練や実習時間、雇用者が被雇用者の研修のために被雇用者を派遣した時間、社会保険法の規定に従った休暇制度の取得時間、法規定に基づいた週休、私用のために取得した有給休暇時間、労働組合に関する法令に従った労働組合活動に参加するための休憩時間、被雇用者の過失によらない休業・休憩時間、被雇用者が雇用者から仕事を一時休止されることによる休暇時間、被雇用者が暫定留置・勾留されたが、管轄国家機関により無罪と結論づけられ、仕事に復帰した場合の暫定留置・勾留時間<sup>3</sup>。

雇用者は、被雇用者の意見を参考にし、被雇用者に事前に通知したうえで、年次有給休暇の日程を設定する権利を有する。被雇用者は、雇用者と合意したうえで年次有給休暇を複数回に分割する、又は最大 3 年分の休暇をまとめて 1 回で取得することができる<sup>4</sup>。

c) その他の休暇<sup>5</sup>

被雇用者は祝日や正月休暇に合計 10 日の有給休暇を取ることができる。被雇用者がベトナムで就労する外国人の場合、これらの祝日や正月休暇のほかに、当該被雇用者の民族の伝

<sup>1</sup> 2012 年労働法第 110 条

<sup>2</sup> 2012 年労働法第 111 条第 1 項、第 112 条、第 114 条第 2 項

<sup>3</sup> 議定第 45/2013/ND-CP 号第 6 条

<sup>4</sup> 2012 年労働法第 111 条第 2 項、第 3 項

<sup>5</sup> 2012 年労働法第 VII 章第 3 節

統的正月に1日、建国記念日に1日の休暇を取ることができる。これらの休日が週休と重なった場合、被雇用者はその翌日を振替休日として休暇にすることができる。

また、被雇用者は以下の場合に有給で私的な休暇を取得することができる。本人の結婚（3日）、被雇用者の子供の結婚（1日）、被雇用者の父親、母親、義理の父母、配偶者又は子供の死亡（3日）。

さらに、被雇用者は雇用者と合意したうえで、無給休暇を取得することができる。被雇用者の父方の祖父母・母方の祖父母・兄弟姉妹の死亡、被雇用者の父又は母の結婚、兄弟姉妹の結婚に際して、被雇用者は雇用者の同意を得る必要なく1日の無給休暇を取得することができるが、雇用者に報告しなければならない。

#### 留意すべき事項

- 被雇用者に適用される勤務時間は、被雇用者の年齢、性別、業務内容、勤務場所、被雇用者の健康状態によって異なる。雇用者はこれらに留意して、被雇用者のために適切な勤務時間を保証しなければならない。また、雇用者は被雇用者に残業を要求する前に、規定に従った残業の条件を順守しなければならない。弁護士は雇用者に対し、被雇用者の残業時間の制限や、被雇用者が1カ月に最大7日間連続で残業をした場合に代休を手配する制度について雇用者が把握できるように助言しなければならない。

- 休憩時間も被雇用者が関心を寄せる制度の1つである。短い休憩時間（勤務時間中の休憩時間、シフト交代休憩）のほかに、被雇用者は、週休、年次有給休暇、私的な有給休暇、私的な無給休暇を含む長期間の休憩を取得することができる。このため、弁護士は、休憩時間の各制度や、被雇用者がこれらの休憩制度を受けるために満たさなければならない法的要件について顧客が把握できるように助言しなければならない。

## V. 賃金

### 1. 賃金

労働に関する法規定に基づくと、雇用者は、被雇用者の労働生産性や被雇用者が担当する業務の質に基づき、両当事者の合意に基づき、業務を行うために被雇用者に賃金を支払わなければならない。被雇用者の賃金は、時期、及び被雇用者が勤務する地域ごとに政府が規定する地域別最低賃金を下回ってはならない。

雇用者が被雇用者に支払う賃金は、基本給、給与手当及びその他の補助金といった3つの項目を含む。具体的には次の通りである。

#### a) 業務又は職位に基づく給与

業務又は職位に基づく基本給とは、雇用者が設定した賃金表、給与表に沿った業務の時間又は職位に基づいて算定される給与のことをいう。この基本給は、各時期における法規定に従った地域別最低賃金を下回ってはならない<sup>1</sup>。

#### b) 給与手当

基本給以外に、雇用者と被雇用者は、業務又は職位に基づく基本給に反映されていない又は十分に反映されていない給与手当の支払いについて合意することができる。現時点で規定されている給与手当には、次の2つの種類がある。1つ目は、被雇用者の勤務過程や業務成果に付帯する給与手当、2つ目は、労働条件、業務の複雑性、生活条件、労働の採用度合いに関する各要素で、労働契約で合意された基本給に反映されていない又は十分に反映されていない給与手当（例えば、職務手当、役職手当、責任手当、重労働の手当、有害・危険業務の手当、勤続手当、地域手当、転勤手当、労働の採用度合いに関する手当及びその他類似の性質を有する手当）である<sup>2</sup>。

#### c) その他の補助金<sup>3</sup>

現行の法規定では、その他の補助金は2つの種類に分けられている。1つ目は、労働契約で合意された基本給とともに具体的な金額で確定され、賃金支払いの周期にあわせて定期的に支払われる補助金、2つ目は、労働契約で合意された基本給とともに具体的な金額で確定されず、賃金支払いの周期にあわせて定期的又は不定期に支払われ、被雇用者の勤務過程や業務履行成果に付帯する補助金である。

留意すべきなのは、2012年労働法第103条の規定に従った賞与、イノベーション賞与、勤務シフト交代中の食事手当、ガソリン代手当、電話手当、移動手当、住宅手当、保育手当、育児手当、被雇用者の親族が死亡したときの手当、被雇用者の親族が結婚したときの手当、被雇用者の誕生日手当、被雇用者が労働災害・職業病に見舞われた際の手当及びその他の補助金や手当に関しては、各当事者は、労働契約において、基本給、給与手当及びその他の補助金の項目とは別に、個別の項目として合意し、記載しなければならない。

## 2. 賃金支払いの形式と期限

法規定に基づくと、労働契約に定める給与及び被雇用者に支払う給与は、ベトナム・ドン建てでなければならない。ただし、為替に関する法規定に従い外国人である居住者又は非居住者に対して給与及び給与手当を支払う場合はその限りではない<sup>4</sup>。

雇用者は被雇用者と合意したうえで、賃金の支払いを現金で、又は銀行に開設された被雇用者の個人口座宛に送金することで行うことができる。業務内容や各企業の生産経営活動の条件に基づき、雇用者は賃金支払いの形式を、時間ベース（月給／週給／日給／時給）、出来

<sup>1</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 21 条第 1 項第 a 号

<sup>2</sup> 通達第 47/2015/TT-BLDTBXH 号第 4 条第 2 項、強制社会保険に関する 2014 年社会保険法の一部条項の細則及び施行案内について規定する 2015 年 12 月 29 日付労働傷病兵社会省通達第 59/2015/TT-BLDTBXH 号（以下、「通達第 59/2015/TT-BLDTBXH 号」と略称する）第 30 条第 1 項

<sup>3</sup> 通達第 47/2015/TT-BLDTBXH 号第 4 条第 3 項

<sup>4</sup> 議定第 05/2015/ND-CP 号第 21 条第 3 項

高ベース、及び請負ベースのいずれかの形式から選択する権利を有する。賃金支払いの期限は、次の原則に基づくものとする<sup>1</sup>。

- 時給、日給、週給の支払いを受ける被雇用者は、勤務の時間、日、週の業務後に賃金の支払いを受けることができる。また合意によりまとめて支払いを受けることもできるが、最低でも15日ごとに1回の支払いとしなければならない。

- 月給の支払いを受ける被雇用者は1カ月に1回若しくは半月に1回の支払日に給与支払いを受けることができる。両当事者は給与支払日について合意し、月の固定日としなければならない。

- 出来高又は請負ベースで給与支払いを受ける被雇用者は、両当事者の合意に沿って給与の支払いを受ける。業務の遂行に複数月を要する場合は、該当する月の間に完了した業務量に応じた賃金の仮払いを受けることができる。

天災、火災又はその他の不可抗力により、雇用者があらゆる是正措置を講じたにもかかわらず合意に沿った給与支払いの期限通りに支払いを行うことができない場合は、15日以内支払いの延期が許可され、金利を支払う必要もない。ただし、雇用者の支払いの延期が15日以上となった場合、雇用者は被雇用者に対し、最低でも遅延金額にベトナム国家銀行が給与支払いの時点で公示する1カ月間の預金金利の上限を乗じて算出された金額を追加で支払わなければならない。ベトナム国家銀行が金利上限について規定していない場合、追加支払いの金額は、企業が口座を開設した商業銀行から給与支払いの時点で通知される1カ月の預金金利で算出されるものとする<sup>2</sup>。

### 3. 残業、夜勤の給与

相互利益の原則に基づき、被雇用者は雇用者の要求に応じて残業の必要性に対応し、雇用者は被雇用者に対し、次の具体的な場合において残業代を支払わなければならない。

- 夜勤をする被雇用者は、少なくとも通常の業務の給与単価に基づいて算出される給与又は実際に支払われる通常業務の給与の30%に相当する額が追加で支払われる。

- 残業をする被雇用者は次の通り、給与単価又は実際に遂行している業務に対して支払われる給与に基づいて算出される残業代の支払いを受けるものとする。平日の場合は最低150%、週の休日の場合は最低200%、祝日、正月休暇、有給休暇の場合は最低300%（日給の支払いを受ける被雇用者の場合は、祝日、正月休暇、有給休暇の給与は含まれない）。

- 深夜に残業する被雇用者は、上記の通り夜勤の給与と残業代の支払いを受けるほかに、給与単価又は通常の日中業務、又は週の休日、祝日、正月休暇の業務に対して実際に支払われる給与の20%相当の割増分が支払われる。

### 4. 休業時の給与<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第95条

<sup>2</sup> 議定第05/2015/ND-CP号第24条第2項

<sup>3</sup> 2012年労働法第98条

勤務過程においては、被雇用者が休業しなければならない状況が発生する可能性がある。法律では、被雇用者が休業しなければならない状況について予測しており、休業の発生につながる客観的な要素や各当事者の過失に基づき、雇用者による被雇用者への給与の支払義務を検討するものとする。

法規定によると、雇用者や被雇用者の過失によらない電気・水道関連の事故、又は天災、火災、危険な疫病、危難、国家管轄機関の要求による事業活動拠点の移転、経済的な理由といった他の客観的な原因によって被雇用者が休業しなければならない場合、被雇用者は両当事者の合意に基づいて給与の支払いを受けることができるが、時期及び被雇用者が勤務する地域ごとに政府が規定する地域別最低賃金を下回ってはならない。

雇用者の過失によって被雇用者が休業する場合、被雇用者は賃金の全額の支払いを受けることができる。被雇用者に支払う休業時の給与は、被雇用者が休業する時点での労働契約に定める給与額であり、上記の時間ベースの給与支払いの形式と同様に算出される。被雇用者が自らの過失によって休業する場合、当該被雇用者には給与は支払われないものの、影響を受けた残りの各被雇用者は、合意した基本給に従って支払いを受けることができるが、時期及び被雇用者が勤務する地域ごとに政府が規定する地域別最低賃金を下回ってはならない。

## 5. 未消化の年次有給休暇への賃金清算

被雇用者の労働力を復活させるために、休養を取るための手段の1つとして、被雇用者は、法規定に従った年次有給休暇をすべて消化する権利及び義務を有する。しかしながら、被雇用者が退職、失業又はその他の理由により、まだ年次有給休暇を取得していない又はまだすべての年次有給休暇を消化していない場合、未消化の年次有給休暇を賃金として清算し、これを被雇用者に支払うことができる。この賃金の算定は法規定に従った算定方法で行わなければならない。

## 6. 賃金の仮払い

被雇用者に対する賃金の仮払いは両当事者が合意した各条件に基づくものとするが、以下の場合、雇用者は賃金の仮払いの要求を受け入れなければならない<sup>1</sup>。

- 被雇用者が1週間以上国民の義務を履行するために一時休業する場合、雇用者は、被雇用者の一時休業する日数に相当する賃金の仮払いをしなければならないが、最大1カ月分の賃金を超えない範囲とする。また被雇用者は、兵役義務を履行する場合を除き、仮払いを受けた金額を返済しなければならない。

- 年次有給休暇を取得するときに、被雇用者は最低でも休暇時間の賃金に相当する金額の仮払いを受けることができる。

- 雇用者が法規定に従った労働規律処分の過程において被雇用者に対して業務を一時停止する場合、被雇用者は賃金の半額の仮払いを受けることができる。留意すべきなのは、被雇用者が労働規律処分を受けた場合、被雇用者は仮払いの賃金を返済する必要がなく、一方で被雇用者

---

<sup>1</sup> 2012年労働法第100条

が労働規律処分を受けなかった場合、雇用者は被雇用者に対して、業務の一時停止期間中の賃金を全額支払わなければならないことである。

## 7. 給与天引き

被雇用者が雇用者の道具・設備を損壊する行為、又は雇用者の財産に損害を与えた行為をした場合、原則として、被雇用者は、雇用者に対して損害賠償をしなければならない。迅速かつ効果的に損害賠償を実施するために、法律により、雇用者は、被雇用者の毎月の給与から賠償すべき損害額を天引きすることを許可される。天引きの対象となる給与は、規定に従って被雇用者の毎月の賃金から、強制社会保険料、医療保険料、失業保険料、労災保険料、強制職業病保険料、個人所得税（あれば）の納付額を差し引いた後に、実際に受領する金額とする。

留意すべきなのは、引き起こした損害が重大ではなく（損害額が、被雇用者の勤務する地域に適用される地域別最低賃金の10カ月分を超えない場合）、かつ、被雇用者の過失によるものであれば、最大の賠償額は賃金の3カ月分とする。

上記の毎月の賃金からの天引き額は、被雇用者の毎月の賃金から強制社会保険料、医療保険料、失業保険料、労災保険料、強制職業病保険料、個人所得税の納付額を差し引いた金額の30%を超えてはならない。また、被雇用者に対し、その賃金が天引きされる理由を知らせなければならない<sup>1</sup>。

### 留意すべき事項

- 労働に関する現行の法規定に基づく賃金は、業務又は職位に基づく基本給、給与手当及びその他の補助金といった3つの項目で構成される。賃金は、雇用者と被雇用者が法規定に従った強制社会保険料、医療保険料、失業保険料、労災保険料、職業病保険料を納付するための根拠となる。このため、雇用者と被雇用者は、勤務過程において被雇用者に支払う各種金額に留意したうえで、法規定に適合した強制社会保険料、医療保険料、失業保険料、労災保険料、職業病保険料を納付するための根拠となる賃金を確定しなければならない。

- 被雇用者が残業代、夜勤給与の支払いを受ける権利は、相互利益の原則に基づき、雇用者の事業上の必要性に対応することを前提とする。被雇用者との紛争を避けるために、雇用者は被雇用者への残業代、夜勤給与の支払いに関する各規定を順守するように留意しなければならない。

- 労働に関する法律は、休業時の給与、未消化の年次有給休暇の給与清算、給与の仮払い等、雇用者が被雇用者に給与を支払わなければならない特殊な場合について規定している。また、被雇用者が雇用者の道具・設備を損壊する行為、又は雇用者の財産に損害を与える行為をした場合、雇用者は被雇用者の賃金を天引きする権利を有する。これらの内容は比較的詳細に規定されているものの、雇用者はそれらを把握していない、又は気が付いていないことがあり、その結果、確実に順守することができないことがある。弁護士は、こうした規定に留意して顧客のために助言しなければならない。

<sup>1</sup> 2012年労働法第101条

## VI. 労働争議

労働争議は、雇用者の「頭痛の種」の1つである。労働に関する争議が発生したときに、「柔軟」かつ適法に処理しなければ、その結果として被雇用者への賠償金や国家機関への罰金といった物的損失だけでなく、勤務している被雇用者が企業に悪いイメージを持ち、最悪の場合には、労働市場及び国内外の企業コミュニティにおいてその企業の信頼性が損なわれることになる。被雇用者側では、労働争議が生じた場合、「落ち着いた対応が相手の怒りを鎮める」「良い訴訟よりも悪い妥協の方が望ましい」と考えて、自己の権利と利益が侵害されたとしても泣き寝入りしがちである。一方で、被雇用者の中には、労働争議が生じた場合に、法律問題にあまり関心を持たずに、自らの側又は雇用者側が正しいか否か、その良い点・悪い点を確認することもなく、攻撃的な態度で問責し、自らの権利や利益の追求にこだわる者もいる。このため、労働争議の案件に参加する立場であれば、弁護士は顧客に対し、被雇用者又は雇用者の立場に相当する権利と義務を理解するように顧客に助言すると同時に、望ましくない結果を回避すべく、法的手続を支持する、又は顧客へのリスクを最小限に抑えるために最善を尽くさなければならない。

まず、顧客が弁護士に相談に来る際に、顧客が直面している争議が労働争議ではない場合がある。このため、弁護士はまず、顧客の争議が労働争議か否かを確定しなければならず、労働争議に該当するものであれば、次に個人の労働争議か集団の労働争議か、集団の労働争議であれば、権利に関する集団労働争議か利益に関する集団労働争議か<sup>1</sup>を明確に特定したうえで、はじめて具体的な助言をすることができる。

### 1. 個人労働争議

最初に留意すべきなのは、個人労働争議の解決を要求するための時効である。規定によると、この時効は、雇用者又は被雇用者が自らの法的な権利・利益の侵害の原因であると判断する行為を知り得た日から起算する。現行規定によると、個人労働争議の解決を調停に付託する場合は6カ月、個人労働争議の解決を裁判所に付託する場合は1年である<sup>2</sup>。

労働争議の解決に顧客側として参加する場合、弁護士は次の業務を行う権利を有する。

第一に、顧客から提供された書類や資料を調査し、検討した後に、弁護士は顧客に対し、案件に関連する各事項について全般的に、また具体的に助言する。例えば、争議解決の管轄機関に関しては、顧客がまず労働調停員による調停手続を行うか、又は管轄権を有する人民裁判所に訴状を直接提出することができるか否かである<sup>3</sup>。弁護士はまた、顧客から提供された書類や資料を包括的にかつ客観的に評価、判断し、争議案件における顧客の法的位置を把握しておかなければならない。例えば、顧客の要求が合理的かつ適法であるか、不明瞭であるためにさらに明らかにしなければならない事項があるか、又は法令に基づいて具体的に規定されておらず、管轄機関の助言的意見を要する事項があるかを確認したうえで、案件解決のために適切な法的助言を提示する。弁護士は、選定された争議解決機関に応じた解決手順を顧客に把握させることにも留意すべきであり、案件の継続や解決のために顧客がすべきこと、それに要

<sup>1</sup> 2012年労働法第3条第7項、第8項、第9項

<sup>2</sup> 2012年労働法第202条

<sup>3</sup> 2012年労働法第200条、第201条第1項

する時間や労力について顧客にイメージを持たせることで、顧客が実際の状況に応じて合理的な選択を行うことができるようにする。

次の労働争議については、顧客は、労働調停員による調停手続を経る必要はない。解雇による労働規律処分に関する争議又は労働契約を一方的に解除された場合の争議、労働契約解除時の物的損害賠償や手当に関する争議、家事手伝いの被雇用者と雇用者との間の争議、社会保険に関する法規定に基づく社会保険に関する争議、医療保険に関する法規定に基づく医療保険に関する争議、被雇用者と、契約に基づいて外国に被雇用者を派遣する企業や事業体との間の損害賠償に関する争議<sup>1</sup>。

第二に、顧客に対し、案件に関連する書類の作成を支援する。具体的には、管轄機関に提出する個人労働争議解決申請書、管轄機関から要求があったとき又は弁護士が必要と判断したときの説明資料等が挙げられる。

第三に、顧客に対し、顧客の要求を立証するため又は顧客の法的な権利及び利益を保護するための資料や証拠の収集を支援する。

第四に、委任状に基づく代表者、又は顧客の法的な権利及び利益を保護する弁護士として、顧客を代表して労働争議解決の各段階に参加する。留意すべきなのは、委任状に基づく代表者、又は弁護士への依頼は書面で作成する必要がある点である。顧客が組織である場合、委任状や弁護士依頼書は公証を行う必要はないが、顧客が個人の場合は、委任状や弁護士依頼書を公証機関において公証人の立会いの下で作成しなければならない。この段階における各業務としては、顧客を代表して、及び／又は顧客とともに、労働争議の相手方との労働調停員の主催による調停会若しくは裁判所の主催による調停会、又は各当事者の相互の合意による調停会に参加すること、要求に応じて管轄機関との会議に参加すること、第一審、控訴審、監督審、再審（あれば）の各級裁判所に出頭することが挙げられる。弁護士は顧客の代表として、労働争議解決を担当する者が案件解決の際に率直でない又は客観的でない人物であると判断する理由があれば、当該担当者の交替要求書を提出する権利も有する。

下記表は、管轄権を有する各級裁判所における個人労働争議の解決手順や判決執行手順をまとめたものである。

手続		法規に従った期限
<b>第一審裁判所における案件解決手続</b>		
ステップ 1	訴訟人は解決権限を有する地方裁判所に訴状及び必要な書類を提出する。	
ステップ 2	裁判所は訴状の受取りや処理の手続を行い、訴状を確認し、訴状が適正であれば、案件受理の手続を進める。訴状が適正なものでない場合、裁判所は訴訟人に対し、訴状の修正又は証明書類の補充	裁判所が訴状を受け取った日から 8 営業日

<sup>1</sup> 2012 年労働法第 201 条第 1 項。（監修者注：「訴訟人」に当たるベトナム語は「người khởi kiện」である。）

	を要求する。案件が裁判所の管轄下でない場合、裁判所は訴状を訴訟人に返却する、又は案件が他の裁判所の管轄権に属する場合、裁判所は管轄裁判所に訴状を移送し、訴訟人にその旨を通知する <sup>1</sup> 。	
ステップ 3	訴訟人は訴訟費用を前納し、訴訟費用前納領収書（あれば）を裁判所に提出する <sup>2</sup> 。	ステップ 2 に記載された裁判所からの受理通知を受け取った日から 7 日
ステップ 4	裁判所は原告、被告、及び案件に関連する権利及び義務を有する機関、組織、個人に対し、案件の受理を通知する <sup>3</sup> 。	案件の受理日から 3 営業日
ステップ 5	裁判所は案件解決を担当する裁判官の指名を決定する <sup>4</sup> 。	案件の受理日から 3 営業日
ステップ 6	被告及び関連する権利義務を有する者は原告の申立てに対する意見書及び添付資料、証拠、反訴請求書若しくは独立した請求（あれば）を裁判所に提出しなければならない <sup>5</sup> 。	通知を受け取った日から最長 15 日
ステップ 7	裁判所は各当事者を招集して、和解会議、及び証拠の提出、入手、開示の検査会議を開催する。和解会議及び証拠の提出、入手、開示の検査会議は和解や証拠提出の必要性によって1回又は複数回開催することができる。各当事者が案件全体の解決について合意した場合、合意成立日から7日以内に変更がなければ、裁判所は各当事者の合意を承認する決定を発行する。この決定は効力を発し、控訴審手続に従って控訴又は異議申立てを受けない。各当事者が争議解決に関して合意に達しなかった場合、当該案件は裁判実施の決定をもって第一審の手続に従って解決される <sup>6</sup> 。	案件の受理日から最長 3 カ月

<sup>1</sup> 2015 年民事訴訟法第 191 条

<sup>2</sup> 2015 年民事訴訟法第 195 条

<sup>3</sup> 2015 年民事訴訟法第 196 条第 1 項

<sup>4</sup> 2015 年民事訴訟法第 197 条第 2 項

<sup>5</sup> 2015 年民事訴訟法第 199 条第 1 項

<sup>6</sup> 2015 年民事訴訟法第 203 条第 2 項第 g 号、第 208 条第 1 項、第 212 条第 1 項、第 212 条第 2 項、第 213 条第 1 項

ステップ 8	裁判所は第一審を開催して案件を解決する <sup>1</sup> 。	案件裁判決定が発行された日から最長2カ月
--------	------------------------------------	----------------------

手続		法規に従った期限
<b>控訴裁判所における案件解決手続</b>		
ステップ 1	控訴人は第一審裁判所に控訴申立書を提出する <sup>2</sup> 。	第一審裁判所の判決言渡しの日から15日以内  正当な理由があり公判期日又は判決の言渡し時に欠席した当事者、機関、組織の代理人に関しては、控訴期限は判決を受け取った日、又は判決が公示された日から起算する。
ステップ 2	控訴人は第一審裁判所の通知に従って控訴審訴訟費用の前金を納付し、第一審裁判所に控訴審訴訟費用の前納領収書を提出する <sup>3</sup> 。	控訴審訴訟費用の前金の納付に関する裁判所の通知を受け取った日から10日以内、又は正当な理由がある場合はより長い期限
ステップ 3	第一審裁判所は控訴審裁判所に案件書類を移送する <sup>4</sup> 。	異議申立期限が徒過し、かつ異議申立人が控訴審訴訟費用の前納を行った日から5営業日以内
ステップ 4	控訴審裁判所は裁判実施の決定を発行する <sup>5</sup> 。	案件の受理日から最長3カ月

<sup>1</sup> 2015年民事訴訟法第203条第3項、第4項

<sup>2</sup> 2015年民事訴訟法第273条第1項

<sup>3</sup> 2015年民事訴訟法第276条第1項、第2項

<sup>4</sup> 2015年民事訴訟法第283条第2項、第3項

<sup>5</sup> 2015年民事訴訟法第286条第1項第c号

ステップ 5	控訴審裁判所は控訴審を開催し、案件を解決する <sup>1</sup> 。	控訴審裁判決定が発行された日から最長 2 カ月  控訴審判決はその言渡し日から効力を有する <sup>2</sup> 。
--------	---------------------------------------	--

## 2. 集団労働争議

概して、弁護士が集団労働争議において顧客に対して支援する業務は、個人労働争議と同様である。しかし、弁護士は、次の通り一定の相違点に留意すべきである。

### a) 解決手順

ステップ 1：労働調停員は、権利に関する労働争議と利益に関する労働争議の両方に対して調停する管轄権を有するため、同機関での調停は強制的な手続となる<sup>3</sup>。

ステップ 2：調停が不調に終わった場合、権利に関する集団労働争議を解決する管轄権は県級の人民委員会の委員長、利益に関する集団労働争議を解決する管轄権は労働仲裁委員会にあるものとする<sup>4</sup>。

ステップ 3：県級の人民委員会の委員長の決定に同意しない場合、弁護士は顧客に対し、管轄権を有する裁判所へ訴訟を提起するように助言することができる。利益に関する集団労働争議においては、調停が不調に終わった場合又は各当事者が調停文書に記載された合意事項を履行しない場合、顧客が被雇用者集団であれば、弁護士は顧客に対し、希望の利益を追求するためにストライキを執行するように助言することができる<sup>5</sup>。

### b) 争議解決の要求期限

法律は、権利に関する集団労働争議のみに対して期限を規定しており、具体的には、争議の各当事者が、自らの法的な権利及び利益を侵害しているとされる行為を知り得た日から 1 年とする。前述の通り、利益に関する労働争議に対しては、期限が規定されていない。ここで言及する利益とは、被雇用者にとって労働に関する法令や集団労働協約、就業規則の規定よりも有利な労働条件、又はその他雇用者が被雇用者を奨励するために適用する法的な規則及び契約を指すため、これらは雇用者若しくは被雇用者の強制的な義務ではない。利益に関する争議が発生する原因は、各当事者が自らの法的な権利及び利益が侵害されていると主張する時点ではなく、各当事者が利益を増大又は削減する必要があると認識した時点で発生する。一方で、各自の利益は変化するもので、時期や各自の生活条件、労働条件、生活の質、経済社会状況等

<sup>1</sup> 2015 年民事訴訟法第 286 条第 2 項

<sup>2</sup> 2015 年民事訴訟法第 313 条第 6 項

<sup>3</sup> 2012 年労働法第 204 条第 1 項

<sup>4</sup> 2012 年労働法第 204 条第 2 項

<sup>5</sup> 2012 年労働法第 205 条第 3 項、第 206 条第 3 項

の変化に左右されるため、基準となる開始時点を確認することが非常に難しい。このため、利益に関する集団労働争議に対して期限を設定することは適切ではないのである。

### c) ストライキ

ストライキは、利益に関する集団労働争議の調停が不調に終了した場合、又は調停が成立したものの各当事者が調停結果に従って行為しない場合に発生する。ストライキは、労働集団がただ休業すればよいのではなく、それに伴う詳細な手順や手続が定められている。このため、顧客が労働集団である場合、弁護士は顧客に対し、法規定に従った手順や手続に沿ってストライキを決行するように助言し、指導しなければならない。ただし、顧客が雇用者か被雇用者集団かを問わず、弁護士は顧客に対し、ストライキによって起こりうる不利な法的結果やその他の結果について再確認しなければならない。ストライキの過程において、又はストライキが終了した日から3カ月以内に、雇用者又は労働集団代表組織は、裁判所にストライキの適法性を審査するよう裁判所に申し立てる権利を有する<sup>1</sup>。ストライキの適法性に関する裁判の決定により、ストライキが違法であると判断された場合、ストライキに参加している被雇用者はストライキを直ちに中止し、職場に復帰しなければならない<sup>2</sup>。また、被雇用者がストライキを中止せず、職場に復帰もしない場合、これらの被雇用者に対して労働規律処分を実施することができる。また、違法なストライキにより雇用者に損害を与えた場合、ストライキを指導した労働組合組織は、雇用者に対して損害を賠償しなければならない<sup>3</sup>。ストライキに参加する被雇用者は、両当事者間に別段の合意がある場合を除き、賃金の支払い及びその他の権利を受けることができない<sup>4</sup>。

#### 留意すべき事項

- 労働争議の案件に関して、弁護士は、争議の種類、争議解決の期限、争議解決の管轄権及び争議解決手順といった具体的な事項を明確に確認しなければならない。
- 弁護士は顧客に対し、弁護士が労働争議の解決に参加する際に顧客を支援できる業務を明確に特定しなければならない。
- 労働争議は非常に敏感な問題である。このため、いかなる場合においても調停を最優先し、この調停段階で各問題を確実に解決するように努力すべきである。裁判所での解決又はストライキの決行は、両当事者が最大限誠実に協議したにもかかわらず相互の合意が得られなかった場合の「最終」手段である。
- 裁判所で労働争議を解決することになった場合、弁護士は、争議が第一審や控訴審（控訴又は異議申立てがあった場合）の各段階を経ることに留意しなければならない。第一審裁判所の判決は、控訴又は異議申立ての期限までに控訴又は異議申立てがなければ、効力を発する<sup>5</sup>。一方で、控訴審裁判所の判決は、判決言渡しの日から発効する<sup>6</sup>。場合によっては、効

<sup>1</sup> 2015年民事訴訟法第403条第1項

<sup>2</sup> 2015年民事訴訟法第412条第2項

<sup>3</sup> 2012年労働法第233条第1項

<sup>4</sup> 2012年労働法第218条第2項

<sup>5</sup> 2015年民事訴訟法第228条第2項

<sup>6</sup> 2015年民事訴訟法第313条第6項

力を発した第一審又は控訴審の判決について、民事訴訟法の規定に従って監督審、再審を要求するための根拠があると判断した場合、監督審、再審の手続に沿って再検討することがある<sup>1</sup>。このため、弁護士は、顧客の実際の状況や判決の内容にあわせて、顧客に対し必要な弁論手続について助言し、顧客の法的な権利を最も効果的かつ最大限に保護しなければならない。

## VII. 社会保険、医療保険、失業保険及び労災・職業病保険

この節では、雇用者と被雇用者の社会保険、医療保険、失業保険及び労災・職業病保険の保険料納付について言及する。留意すべき事項の1つは、2016年7月1日以降は、労災・職業病に関する定めは2014年社会保険法の規制対象外となり、2015年労働安全衛生法の規制の対象となったことである<sup>2</sup>。それによると、社会保険、医療保険及び失業保険以外に、雇用者は、労災・職業病保険の保険料を納付する責任も負うことになる。

社会保険、医療保険、失業保険及び労災・職業病保険（以下、「本件保険」と総称する）は、被雇用者が加入しなければならない強制的保険制度であり、かつ雇用者が被雇用者のためにその保険料を納付しなければならない。これは雇用者の義務であり、被雇用者の権利の1つである。これらの強制的保険制度に加入しないことは、被雇用者との間に合意があるか否かを問わず、法規定に反する行為である。現在、法律は、以下の行為に対する法的責任を具体的に規定している。保険料納付を怠る行為、保険料納付を遅延する行為、各種保険料納付金若しくは給付金を流用する行為、保険にかかる書類を改ざんし、虚偽表示をする行為、保険基金を不正使用する行為、被雇用者や雇用者を妨害し、それらに迷惑をかけ、又は被雇用者若しくは雇用者の法的かつ正当な権利及び利益に損害を及ぼす行為、保険のデータベースに不正にアクセスし、これを不正に使用する行為、保険に関する虚偽情報を報告する又は不正確な情報を提供する行為など<sup>3</sup>。

労働に関する法規定に従った強制的保険については、通常、下記の問題などに関して各当事者間に意見の相違又は紛争が生じる。

### 1. 保険加入対象

強制的保険制度の加入対象を以下に挙げる。

保険の種類	2016年1月1日から2017年12月31日まで	2018年1月1日以降
-------	--------------------------	-------------

<sup>1</sup> 2015年民事訴訟法第325条、第351条

<sup>2</sup> 2015年労働安全衛生法第92条第2項

<sup>3</sup> 2014年社会保険法第17条、2008年医療保険法及びその2014年補充改正法（以下、「2008年医療保険法」と略称する）第11条

社会保険 <sup>1</sup>	無期限労働契約、満3カ月から12カ月未満の有期労働契約、季節的業務の労働契約、又は特定業務の労働契約に基づいて就労するベトナム人の被雇用者	2016年1月1日から2017年12月31日までの時期と同様でさらに以下の追加事項も含む。  - 満1カ月から3カ月未満の有期労働契約に基づいて就労する被雇用者  - ベトナムの管轄当局により発給された労働許可証、職業証明書又は業務許可書を有する外国人被雇用者
医療保険 <sup>2</sup>	無期限労働契約、満3カ月から12カ月未満の有期労働契約、季節的業務の労働契約、又は特定業務の労働契約に基づいて就労する被雇用者（ベトナム人及び外国人）  企業の管理者である被雇用者は、賃金及び報酬に関する法規定に従って賃金及び報酬の支給を受ける。	
失業保険 <sup>3</sup>	無期限労働契約、満3カ月から12カ月未満の有期労働契約、季節的業務の労働契約、又は特定業務の労働契約に基づいて就労するベトナム人の被雇用者	
労災・職業病保険 <sup>4</sup>	社会保険加入対象に該当する被雇用者（ただし、外国人の被雇用者を除く）を雇用している雇用者（2016年7月1日以降の適用）	

試用契約に従った試用期間中の被雇用者は、各種の強制的保険を個別に規制する法令文書に規定される強制的保険加入対象者に該当しないため、試用契約に従った試用期間中には、雇用者と被雇用者は、上記の強制的保険に加入する必要はない。

社会保険、医療保険、失業保険及び労災・職業病保険の加入対象ではない被雇用者に対しては、雇用者は賃金を支払うほか、被雇用者に対し、規定に従った社会保険、医療保険、失業保険及び労災・職業病保険の保険料の相当額を、賃金支払いの際にあわせて支払う責任を負う<sup>5</sup>。

## 2. 保険料納付の対象となる賃金

<sup>1</sup> 2014年社会保険法及びその2015年補充改正法（以下、「2014年社会保険法」と略称する）第2条第1項第a号、第b号、第2条第2項、第124条第1項

<sup>2</sup> 2008年医療保険法第12条第1項

<sup>3</sup> 2013年職業法第3条第1項、第43条第1項

<sup>4</sup> 2015年労働安全衛生法第43条第1項、第44条第1項、労災・職業病保険に関する2015年労働安全衛生法の一部条項の細則及び施行案内について規定する2016年5月15日付議定第37/2016/ND-CP号第2条第1項

<sup>5</sup> 2012年労働法第186条第3項

保険料納付の対象となる賃金は、2016年1月1日から2017年12月31日までの期間と2018年1月1日以降の期間では異なる。具体的には、次の通りである。

*a) 2016年1月1日から2017年12月31日までの期間*

保険料納付の対象となる賃金は、契約に定める業務又は職位に基づく基本給、給与手当（労働条件、業務の複雑性、生活条件、労働の採用度合いに関する各要素につき労働契約で合意された基本給に反映されていない又は十分に反映されていない給与手当のみを含む）を含む。

保険料納付の対象とならない賃金分は、被雇用者の勤務過程や業務成果に付帯する給与手当、その他の補助金、上記第V.1節に言及される通り賃金として扱われない金額を含む<sup>1</sup>。

*b) 2018年1月1日以降の時期*

保険料納付の対象となる賃金は、契約に定める業務又は職位に基づく基本給、給与手当（労働条件、業務の複雑性、生活条件、労働の採用度合いに関する各要素につき労働契約で合意された基本給に反映されていない又は十分に反映されていない給与手当のみを含む）、労働契約で合意された基本給とともに具体的な金額で確定され、賃金支払いの周期にあわせて定期的に支払われるその他の補助金を含む<sup>2</sup>。

保険料納付の対象とならない賃金は、被雇用者の勤務過程や業務成果に付帯する給与手当、労働契約に合意された基本給とともに具体的な金額で確定されず、賃金支払いの周期にあわせて定期的若しくは不定期に支払われ、被雇用者の勤務過程や業務成果に付帯する補助金、上記第V.1節に言及される通り賃金として扱われない金額を含む。

しかしながら、前述の各項目に従った賃金の全額が保険料納付の対象となるわけではない。法律は、保険料納付の対象となる月給の「下限額」を、政府が時期ごとに規定する地域別最低賃金に制限するように規定する。また、職業訓練を受けた労働者の場合、強制的保険料納付の対象となる賃金は、地域別最低賃金を最低7%上回っていないなければならない。重労働、有害な業務、危険な業務、又は特別な重労働、有害な業務、危険な業務に従事する場合、5%ないし7%を加算しなければならない。保険料納付の対象となる金額の「上限額」は保険の種類によって異なるが、具体的には次の通りである。

- 社会保険、医療保険、失業保険及び労災・職業病保険：政府が時期ごとに規定する最低基本給の20倍相当額を超えてはならない<sup>3</sup>。

- 失業保険：政府が時期ごとに規定する地域別最低賃金の20倍相当額を超えてはならない<sup>4</sup>。

### 3. 保険料負担率

---

<sup>1</sup> 通達第47/2015/TT-BLDTBXH号第4条第1項、第2項第a号、通達第59/2015/TT-BLDTBXH号第30条第1項

<sup>2</sup> 通達第47/2015/TT-BLDTBXH号第4条第2項第a号、第3項第a号、通達第59/2015/TT-BLDTBXH号第30条第2項

<sup>3</sup> 2014年社会保険法第89条第3項、2008年医療保険法第14条第5項

<sup>4</sup> 2013年職業法第58条第2項

保険の種類	雇用者の負担率 (%)	被雇用者の負担率 (%)	合計 (%)
社会保険 <sup>1</sup>	17	8	25
医療保険 <sup>2</sup>	3	1.5	4.5
失業保険 <sup>3</sup>	1	1	2
労災・職業病保険 <sup>4</sup>	0.5	0	0.5
<b>合計</b>	<b>21.5</b>	<b>10.5</b>	<b>32</b>

上記の負担率は、労災・職業病保険基金への強制的社会保険の納付基準について規定する 2017 年 4 月 14 日付議定第 44/2017/ND-CP 号の規定に従って更新された最新情報である。

#### 4. 保険金受領制度

保険金受領制度には、保険金受領条件、保険金受領金額、保険金受領期間、保険権利に関する金額の支払方法といった各要素が含まれる。法律は、保険の種類ごとに、これらの要素について具体的に規定する。各制度において、被雇用者は一定の金額及び／又は一定の休暇日数を受けることができる。雇用者は、被雇用者のための保険加入に関する法規定を順守することで、被雇用者が保険金を受領できる対象に該当する場合に、被雇用者に対する一定の金額の支払いの負担が軽減される。

#### 5. 1名の被雇用者が複数の雇用者との間の複数の労働契約に基づいて就労する場合

被雇用者が複数の雇用者との間で締結した複数の労働契約に基づいて業務を兼任し、被雇用者と各雇用者がいずれも保険加入の対象である場合、保険加入は、次の通り実施される。

- 社会保険、失業保険：被雇用者と最初に労働契約を締結した雇用者が保険料を納付しなければならない。その他の労働契約を締結した雇用者は、雇用者が本来ならば社会保険法や職業法の規定に従って被雇用者のために納付すべき社会保険料及び失業保険料に相当する金額を被雇用者の給与に加えて給付期日に支払わなければならない<sup>5</sup>。

- 医療保険：最も高い賃金で労働契約を締結した雇用者が保険料を納付しなければならない。その他の労働契約の雇用者は、雇用者が本来ならば被雇用者のために納付すべき強制的医療保険料に相当する金額を被雇用者の給与に加えて給付日に支払わなければならない<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 2014 年社会保険法第 85 条第 1 項、第 86 条第 1 項

<sup>2</sup> 2008 年医療保険法第 13 条第 1 項

<sup>3</sup> 2013 年職業法第 57 条第 1 項

<sup>4</sup> 2015 年労働安全衛生法第 44 条第 1 項

<sup>5</sup> 労働契約に関する 2012 年労働法の一部条項の履行細則について規定する 2013 年 5 月 10 日付議定第 44/2013/ND-CP 号（以下、「議定第 44/2013/ND-CP 号」と略称する）第 4 条第 1 項

<sup>6</sup> 議定第 44/2013/ND-CP 号第 4 条第 2 項

- 労災・職業病保険：被雇用者と労働契約を締結したすべての雇用者が保険料を納付しなければならない<sup>1</sup>。

#### 留意すべき事項

- 労働に関する法規定に従った保険は、雇用者と被雇用者の双方が加入しなければならない強制的制度である。被雇用者の利益に影響を与える可能性がある潜在的な問題は、多くの場合、被雇用者が保険加入対象に該当するか否か、どの制度の保険金を受領することができるか、受領する金額、保険料納付額に関連している。

- 弁護士は顧客に対し、保険料納付や保険金受領の際に、法規定に従った手順と手続について留意させなければならない。

- 場合により、雇用者である顧客による行為が被雇用者のための保険に関する法規定に違反するリスクがあることが判明した場合に、弁護士は、顧客が直面することになる不利な法的問題をはじめ、こうした法的問題を防止するために取ることができる法的な手段若しくは措置、又は当該違反行為が判明したときに管轄権を有する関係当局の決定に従って強制的に実施しなければならない措置について、顧客が確実に把握するように助言しなければならない。

---

<sup>1</sup> 2015年労働安全衛生法第43条第2項

## 第 8 章

### 国際信用契約—主要条項の相談

通常の信用契約を実行するプロセスは、次の手順を含む。



#### 1: 枠組み契約

他の融資確約に関する書類

#### 2: 信用契約

他の信用関連書類

#### 3: 締結

#### 4: 前提条件の充足

#### 5: 融資実行（資金引出し）

#### 6: 融資実行後の課題：登録、保証の通知、融資実行後の諸条件の充足

#### 7: 変更と権利放棄。ローンの譲渡。義務を負う新しい当事者。その他の事由

### I. 各条項の説明

通常の国際信用契約には、次の条項が含まれる。

定義	誓約
融資額	違反
借入の目的	損失
前提条件	税金
ローン引出し（融資実行）	各種の補償金額
債務の返済	利息の根拠及び計算方法
期限前の返済及び取消し	変更と権利放棄
各利息計算期間	当事者の変更
利息	情報開示
支払い	相殺
各種の税金	分離可能性
市場停止	通知
増加費用	言語
不法行為	準拠法
緩和対策	紛争解決
表明及び保証	完全合意

注意：外国の与信機関及び銀行支店からの国内ローンについては、信用契約には外国の与信機関及び銀行支店の顧客向けの融資活動の規定に関するベトナム国家銀行の2016年12月30日付通達第39/2016/TT-NHNN号（以下、「通達第39/2016/TT-NHNN号」と略称する）第23条に規定される各条項を定めなければならない。

## II. 融資額

融資額とは、信用契約に定める資金引出し／融資実行の条件及び手順が満たされた後に、貸付人が借入人に貸与することを確約した金額を指す。通常、違反事由が生じた場合、又は融資実行期間が満了した場合、貸付人は融資実行を継続しないものとする。例：

### 定義

**融資実行期間**とは、契約締結日（当日を含む）から満3カ月目に当たる日（当日を含む）までの期間をいう。

**確約融資額**とは、契約締結日の時点における10,000,000米ドル又はベトナム・ドンの相当額をいう。

### 条項

本契約の条項に従い、貸付人は借入人に対し、元金合計が確約融資額を超えない額の期限付き融資を行う。

### 1. 確約融資と無確約融資の金額

与信には様々な形態がある。各ローンの確約の観点から、主に確約融資（committed）と無確約融資（uncommitted）の2つのタイプに分類できる。確約融資については、信用契約に定める前提条件が満たされた後、貸付人は借入人に、確約した融資額を提供する義務を負う。

無確約融資の場合は、融資するか否かは貸付人の裁量に依拠する。無確約融資は、短期融資を目的とする際に有用であり、借入人による借入金の担保を必要としない場合が多い。

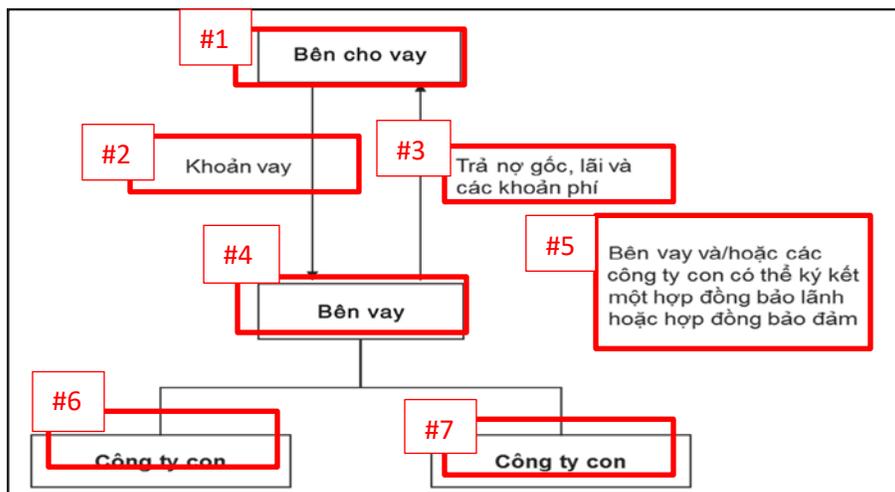
### 2. バイラテラルローンとシンジケートローン

銀行からのローンの金額と提供形態の観点から、融資をバイラテラルローンとシンジケートローンに分類することができる。

#### a) バイラテラルローン

バイラテラルローンでは、単一の貸付人のみが融資を行う。これは、融資を受ける際の一般的な方法であり、調整がしやすい。ただし、与信機関はリスクを回避するために複数の借入人に融資額を分けて提供し、各顧客に対して設定された融資上限額を順守しなければならない。

いため、通常は、提供できる融資額は多くない。具体的には、1人の顧客に対する銀行の融資残高の合計は、その銀行の自己資本の15%を超えてはならない。

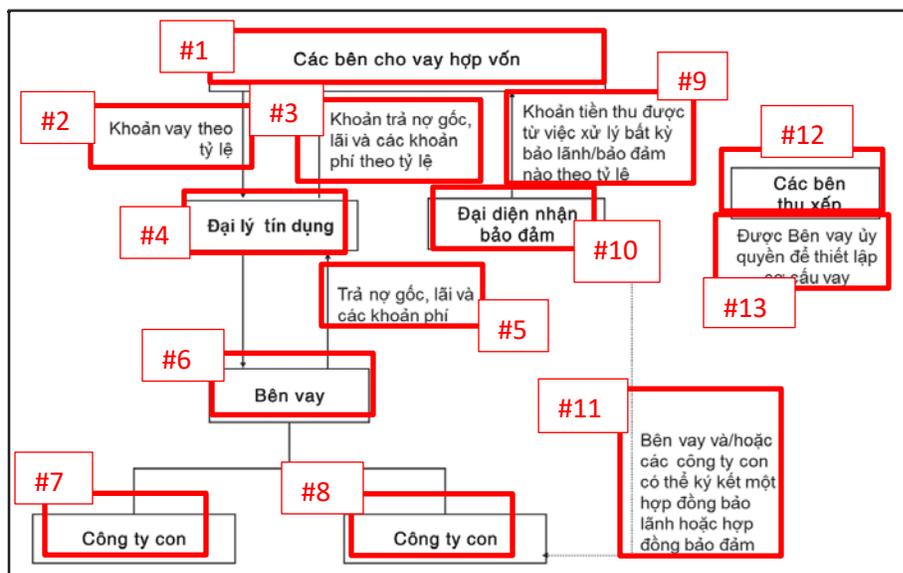


- 1: 貸付人
- 2: ローン
- 3: 元金、利息及び各種手数料の支払い
- 4: 借入人
- 5: 借入人及び／又は子会社は保証契約又は担保契約を締結することができる
- 6: 子会社
- 7: 子会社

#### b) シンジケートローン

シンジケートローンの場合、複数の貸付人が同じ借入人に融資を行う。このローンから生じるリスクは複数の貸付人で分散されるため、通常は、シンジケートローンの金額は多額である。各貸付人は、信用契約書に定める確約比率に基づいて融資提供を確約する。この確約義務は、個別の分割債務となる。通常、各貸付人はある銀行を信用エージェント及び担保受入エージェントとして任命する。信用エージェントは、ローンのアレンジメントと管理、仲介者としての役割、当事者間の情報交換、金銭の受取りとローン返済のための送金を義務付けられている。ただし、大口の貸付人（通常、貸付総額の3分の2を占める）が、与信プロセスで重要な決定を下す権限を有する。

担保受入エージェントは、貸付人側を代表して、担保資産を受け入れ、不履行事由の発生時に担保資産を処分する義務を負う。上記のようなエージェントと代理人の使用は、情報の伝達、返済金の送金及び担保資産の処分による回収金の送金を透明かつ公正に行うために有用である。



- 1: シンジケートローンの各貸付人
- 2: 割合によるローン
- 3: 元金、利息及び手数料の支払金額（割合）
- 4: 信用エージェント
- 5: 元金、利息及び手数料の支払い
- 6: 借入人
- 7: 子会社
- 8: 子会社
- 9: 何らかの保証・担保の処分から得られる金額（割合）
- 10: 担保受入エージェント
- 11: 借入人及び／又は子会社は保証契約又は担保契約を締結することができる
- 12: アレンジャー
- 13: ローン構成を借入人に委任

注意：シンジケートローンの提供に関する規制に基づくシンジケートローン（現在、与信機関の顧客へのシンジケートローンの提供について規定するベトナム国家銀行の2011年12月15日付通達第42/2011/TT-NHNN号及び同通達を補充改正した2016年6月30日付通達第24/2016/TT-NHNN号（以下、「通達第42/2011/TT-NHNN号」と略称する）にて規制されている。）の場合、支払エージェント（実質的には信用エージェント）及び担保受入エージェントは、ベトナムで営業している外国の与信機関又は銀行支店でなければならない。

### 3. ターム・ローンとリボルビング・ローン

融資額の返済方法の観点から、融資をターム・ローンとリボルビング・ローンに分けることができる。

#### a) ターム・ローン

ターム・ローンの場合、借入人は、一定の期間内に限り資金の引出しを行うことができ、一定の期間内にローンと利息を返済しなければならない。返済されたローンを再度貸付することはできない。

ローンの返済は、当事者間の合意に基づいて行われ、その形式には、ローン期間終了時の1回払いの返済、複数回にわたる同額の分割返済、又は複数回にわたる異なる金額の分割返済等がある。通常、ローン期間の終わりに近づくほど、返済額の総額が増える。返済の期限とキャッシュフローを管理しやすくするために、各当事者は通常、予め月ごと、四半期ごと、又は1年ごとの返済スケジュール及び具体的な返済金額について合意を図る。

ターム・ローンは、プロジェクトや建設への投資など、中長期の目的のために使用される場合が多い。通常、融資を受けるプロジェクトは、ローンの当初期間中には収益を出さないため、貸付人は通常、ローンの元金を返済する必要がない猶予期間を借入人のために設けることに同意する（プロジェクトが収益を生み出さない基本建設期間の場合が多い）。

ターム・ローンの利点は、所定の期間内に借入人に確実にローンを提供できることである。一方、欠点は柔軟性に欠けることである。信用契約によっては、借入人がローンの必要性がなくなったため、債務の期限前返済を希望する場合、借入人は追加の期限前返済手数料を支払わなければならないことがある。

#### b) リボルビング・ローン

リボルビング・ローンは通常、短期的な目的にのみ使用され、借入人が流動資金の必要性に応じてローンを柔軟に利用できることを目的としている。ただし、このタイプのローンの欠点は、通常、少額の短期ローンしか提供されないことである。例えば、期間が3カ月のリボルビング・ローンの場合、借入人は3カ月の間にローンを使用でき、それ以降の3カ月間ごとに同様のローンを借り換えることができる。ただし、貸付人は、信用契約の合意事項に従い、3カ月の期間の満了ごとにローンの返済を要求する権利を有する。

注意：通達第 39/2016/TT-NHNN 号第 27 条第 8 項によると、ローン借入期間の合計は、最初の融資実行日から 12 カ月を超えてはならず、1 事業期間を超えてはならない。

### III. 借入の目的

信用契約には、多くの場合、借入の目的を明確に記載する。借入の目的は、貸付人が与信、与信リスクの判断、利息及び元金の返済期間を決定するための根拠となる。

信用契約では、目的と異なるローンの使用は違反行為であり、貸付人が期間前に債権回収の権利を有すると定められることが多い。国際的な慣行では、貸付人はローンの使用を監視する義務を負わない旨の条項が信用契約に盛り込まれることがよくある。この条項により、借入人は、貸付人がローンの使用を既に把握している又は監視していないことを理由に、不適切な目的でのローンの使用が違反とみなされないこと、また貸付人が期間前の債権回収の権利を有しないことを主張することはできない。例：

#### 条項

借入者は、各ローンを事業拡大に向けた資金提供（機械設備代金の支払い、輸入又は工場建設コストの支払いのための資金提供を含むがそれらに限定されない）のために使用しなければならず、その際に法律の規定を順守しなければならない。

貸付人は、いかなるローンの使用も監視又は審査する義務を負わない。

注意：国内ローンの場合、通達第 39/2016/TT-NHNN 号第 8 条に規定される一部の例外を除き、借入人は前の借入金を返済するための借入（すなわち、借換え）を行うことはできない。国際ローンの場合、短期ローンは短期の資金需要にのみ使用でき、中長期の資金需要に使用することはできない<sup>1</sup>。ベトナム国家銀行は、適法な資金使用目的が登録されていない場合、ローンの登録を許可しない場合がある。

#### IV. 資金引出し

この条項では、借入人が資金の引出しを行う時期及び方法（銀行からの融資実行）を定める。通常、借入人は一定期間内に限り資金の引出しを行うことができる。この期間が過ぎると、確約されているにもかかわらず、未実行の融資は自動的に取り消される。

融資実行を希望する場合、借入人は通常、貸付人又は信用エージェントに信用契約に定める書式に従い融資実行要請書を提出する必要がある。貸付人がローンを手配するのに十分な時間を確保できるように、資金引出予定日の前に、借入人は融資実行要請書に署名のうえ、貸付人（又は信用エージェント）に送付しなければならない。さらに、借入人は、借入の目的が信用契約の条項に適合していることを証明する追加の文書も提出しなければならない。

貸付人は、融資実行日に次の項目を確認できた後にのみ融資実行に同意するものとする。借入人が融資実行のための条件（前提条件）を満たしており、不履行事由が発生しておらず、信用契約に定める確約と担保が真正かつ正確である。例えば、借入人のいずれかの営業免許が失効しているにもかかわらず更新されていない場合、貸付人は融資実行を許可しない。

注意：信用契約には通常、契約締結日から融資実行期間の終了日までに実行されていない確約融資額のパーセンテージに相当するコミットメント・フィーを支払うことを借入人に要求する条項が定められる。例：

<sup>1</sup> 政府によって保証されない企業の国際ローンの条件に関するベトナム国家銀行の 2014 年 3 月 31 日付通達第 12/2014/TT-NHNN 号第 11 条第 1 項第 a 号

## 定義

**資金引出期間**とは、契約締結日（当日を含む）から満3カ月に当たる日（当日を含む）までの期間をいう。

**ローン引出要請書**とは、1つのローンの資金引出しをするために借入人が署名した資金引出要請書であり、基本的な内容は契約の付録に記載される書式に従う。

## 条項

借入人は、貸付人が借入人によって適法に署名されたローン引出要請書をローン引出予定日の1営業日前の午前10:00（ベトナム時間）までに受け取った後、資金引出期間中に各ローンの資金引出しを行うことができる。ローン引出要請書は、一度提出された後は取り消すことができない。

## V. 金利

融資額に関する金利は通常、変動金利と固定金利の2つのタイプがある。

### 1. 変動金利

変動金利は、国際信用取引においては通常 LIBOR と定められる、資金調達コスト（cost of funding）、貸付人の金利マージン（margin）のほか、中央銀行又は国家管轄機関に支払わなければならない手数料（mandatory costs）が含まれる。この3つ目の項目は1つ目と2つ目の項目に含まれることがある。金利マージンとは、貸付人が貸付から得る利ざやであり、通常は一定の年率に指定され、信用契約に定められる。

LIBOR（ライボー）は「ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate）」の略で、ロンドンの銀行間市場において銀行間で資金の貸し借りをする際に規定される金利を意味する。通常、銀行は借入人に融資するために手元に資金を用意できるわけではないため、他の銀行からより低い金利で資金を借り入れ、その資金を借換えに使う必要がある（match-funding）。銀行間市場は大規模な金融市場であり、世界中の銀行は、通常この市場の銀行間金利（LIBOR）を基準として資金調達コストを決定する。LIBOR は、次の要素によって決定される。銀行間ローンの通貨、銀行間ローンの期間、借入銀行の信用力、その時点における銀行間市場の流動性。LIBOR は日ごと時間ごとに変動するため、信用契約において LIBOR を定義する際には、特定の利息計算期間に該当する LIBOR 採用日時を明確に指定する必要がある。

LIBOR は通常、ロンドンの銀行間市場の金利によって決定され、ICE Benchmark Administration Limited によって管理される。各銀行は、ICE Benchmark Administration Limited から、又は Bloomberg や Thompson Reuters などの金利サービスを提供する第三者から金利情報を取得できる。この金利は、ロンドンの銀行間市場における一群の銀行の資本調達コストに関する情報に基づいて形成される。資本調達に関する平均金利のレベルを確保するために、高い方及び低い方の資本調達コスト（高い方 25% 及び低い方 25% の範囲に属する分）は削除される。

ロンドンの銀行間金利（LIBOR）のほかに、世界各国には独自の銀行間金利を定めている地域もある。例えば、ムンバイの銀行間市場には MIBOR、東京の銀行間市場には TIBOR、

香港の銀行間市場には HIBOR、ベトナムの銀行間市場には VNIBOR がある。VNIBOR は通常、ベトナム・ドン建てのローンにのみ適用される。

漏れのない信用契約には、上記の方法で LIBOR の金利を決定できない場合に備えて、LIBOR 又は資金調達コストの確定方法に関する条項が追加される。通常、銀行間金利を計算するための内挿法 (interpolation) は、同様の金利計算期間の金利、直近の金利、又は複数のリファレンス・バンク (reference banks) の資金調達コストに基づいて適用される。これらのリファレンス・バンクは、自らの銀行間市場での預金金利を参照金利として提示する。例：

#### **定義**

金利マージンは、年率三 (3) パーセントとする。

#### **条項**

各ローンの利息計算期間におけるローンの利息は、貸付人によって決定された年率に、以下の項目をあわせた率で計算される。

- (a) 適用される金利マージン、及び
- (b) 適用される LIBOR

## **2. 固定金利**

固定金利とは、合意され、信用契約に定める特定の利率の金利である。ただし、貸付人の利益を確保するために、固定金利には、変動金利を決定する際と同じ要素を含める必要がある。固定金利と変動金利の相違点は、固定金利の資金調達コストが変動しないことと、相場に応じて金利が変動するという柔軟性に欠けることである。固定金利を適用する信用契約では、通常、貸付人は、市場の金利変動のリスクを排除するために十分に多額のローンの利息を設定するか、或いは貸付人は第三者とリスクヘッジ (hedging) のための契約を結び、相場変動によって支払利息が貸付人の固定金利を超えた分を第三者が負担することを保証する。この場合、貸付人は追加料金を支払う。

柔軟性が低く、潜在的な市場リスクがあるため、長期の信用ローンでは固定金利はほとんど使用されない。もし使用する場合は、固定金利とともにリスクヘッジの措置も適用される (hedging)。例：

#### **条項**

利息計算期間における各ローンの利息は、年率九 (9) パーセントとする。ローンの最初の利息計算期間は、資金引出日から始まり、後続の利息計算期間は、直前の利息計算期間の最終日の翌日から始まる。

## **3. 利息計算期間**

多くの信用契約では、借入人は、定期的（通常3カ月又は6カ月ごと）に利息を支払うよう求められる。利息計算期間の終了時に、借入人は利息を支払わなければならない、次の利息計算期間では別の利率が適用される場合がある（変動金利の場合）。

国際市場では、貸付人は通常、銀行間市場で低金利の資金を調達し、その後貸付を行う。従って、借入人と貸付人との間の信用契約に基づく利息計算期間は、銀行間市場における貸付人と第三者との間の利息計算期間と同じ期間で設定される。例えば、貸付人が銀行間市場で3カ月のローンを借りる場合、貸付人と借入人の間の利息計算期間は3カ月間となる。これは、借入人が3カ月の利息計算期間の終了時にローンの利息を支払う際に、貸付人がその金額を用いて銀行間市場での借入金を返済できるように保証するためである。借入人が期限前に利息を返済する場合、借入人は通常、期限前返済による追加の弁償金（break costs）を支払い、これにより貸付人は、銀行間市場での借入に対して返済するための十分な利息を確保できる。

#### 4. 利息計算のための年間日数

利息は通常、年率（例えば、年間5%）で計算される。通達第39/2016/TT-NHNN号によると、1年を365日と定めており、利息は実際の貸付残高と、かかる実際の貸付残高に対する維持期間を基準に計算される。一方、国際市場では通常、年率は、1年を360日として計算される。

#### 5. ベトナム法に基づく貸付利率

2015年民法第468条によると、「各当事者が利率について合意する場合、その他の関係法に別段の規定がある場合を除き、利率は合意に基づくが、1年間の借入額の20%を超えてはならない」。合意に基づく利率が規定された上限利率を超える場合、超過する利率の分は無効である。

ベトナムにおける外国の与信機関及び銀行支店の与信業務において、ベトナム国家銀行は、各当事者が貸付利率について合意することを許可した<sup>1</sup>。

#### 6. 遅延利率

借入人が信用契約で定められた期間内に債務を履行しなかった場合、不履行債務に対して遅延利率が適用される。遅延利率は通常、貸付期間内の利率に特定のパーセンテージ（%）を上乗せした率である。国際信用契約では、遅延利率は、貸付期間中の利率の1%から2%上乗せした率であることが多く、それ以上は認められない可能性もある。コモンロー（common law）を採用する国の法に基づく遅延利率は、借入人が期限を過ぎた時点で債務を返済する場合の貸付人に対する合理的な補償とみなされる。

信用契約において、貸付人がベトナムにおける外国の与信機関及び銀行支店である場合で、元金の返済が遅延したときは、元金に対する遅延利率は、貸付期間内の利率の150%となる。利息の返済が遅延した場合、利息に対する遅延利率は年率10%であり、返済が遅延した期間に応じて、延滞している利息の残高を基準に計算される<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 通達第39/2016/TT-NHNN号第13条

<sup>2</sup> 通達第39/2016/TT-NHNN号第13条第4項

## 7. 市場変動

信用契約では通常、市場変動事由（例えば、テロなど）が何かを明確に定める。変動金利が確定できない、又は貸付人の資金調達コストが信用契約の資本コストを超えるといった市場変動事由が発生したときに、市場変動に関する条項が適用される。基本的に、この条項では、各当事者は金利を確定する別の方法に合意することが求められ、合意に至らない場合は、貸付人が金利を確定する新たな方法を決定する権利を有する。国際信用市場の慣行では、この条項により、市場のイベント・リスクに対する貸付人の利益が保護され、リスクのすべてが借入人に移転することになる。

## VI. 各費用

各種取引の内容に応じて、借入人は、信用契約に定める通りに各種費用を支払う必要がある。

注意点としては、ベトナムにおける外国の与信機関及び銀行支店が請求できるのは、以下の費用に限られる点である。

- 顧客が債務を期限前に返済する場合の期限前返済手数料
- 予備的貸付限度額に対して支払われる費用
- シンジケートローンの調整費用
- ローン契約の発効日から最初の融資実行日までの資金引出しのコミットメント・フィー
- 関連する法律文書に明記されている融資活動に関するその他の費用

国際信用契約でよく見られる費用の一部を以下に挙げる。

### 1. コミットメント・フィー (commitment fee)

コミットメント・フィーは、通常3カ月を超える資金引出期間を定めたローンに対して適用される。国際的な慣行では、コミットメント・フィーは通常、貸付人が融資を確約したが未実行残高に対するパーセンテージ (%) として計算され、信用契約の締結日から融資実行期間の終了日まで、或いは融資が全額実行された時点、又は取り消された時点まで計算される。国際的な取引を行う銀行は、融資を確約したが、まだ貸付が未実行の場合、安全な自己資本比率を維持するためにコストを負担しなければならない。従って、これらのコストを補填するためにコミットメント・フィーが使われることが多い。

### 2. エージェント・フィー (agency fee)

これは、借入人が、信用エージェントや担保受入エージェントなど、エージェント機能を果たす銀行に対して支払わなければならない手数料である。この手数料は、融資額管理、担保資産管理に関わる業務のコストを補填することを目的としている。エージェント・フィーは通常、年間で計算される特定の金額であることが多い。

### 3. フロント・エンド・フィー (front end fee)

通常、フロント・エンド・フィーは信用契約の締結直後又は融資実行の前に一括で支払われる。この手数料は、信用評価、当事者間の調整、契約の交渉及び署名など、契約締結前に貸付人が実施した業務に関する諸費用を貸付人に支払うために使用される。この手数料は通常、特定の金額又は確約融資額のパーセンテージ (%) で表される。

#### **4. アレンジメント・フィー (arrangement fee)**

アレンジメント・フィーは、融資実行前に支払う手数料とみなされ、シンジケートローン提供の場合、融資をアレンジする当事者 (アレンジャー) に支払うために使用される。アレンジャーは、借入人の調査、貸付人の調整と取りまとめなどの作業を実施する必要があるため、この手数料は、アレンジャーが行う業務に対して支出される。

#### **5. 引受手数料 (underwriting fee)**

シンジケートローンでは、各貸付人の貸付義務は相互に独立しており、貸付人は他の貸付人のローン実行に対する責任を負わない。ただし、借入人は、いずれかの貸付人が融資を実行しないことによる融資額不足のリスクを認めない場合があり、その際には別の貸付人に融資全額の引受を保証するように要求することができる。すなわち、いずれかの貸付人が一部のローンに対して融資を実行しない場合、保証人が補充して貸付を行う責任を負う。この場合、保証人が他の貸付人にローンを実施する責任を負わなければならないため、借入人は、保証人に引受手数料を支払う必要がある。

#### **6. 取消手数料 (cancellation fee)**

借入人が資金引出しを行わない、又は確約融資額の一部しか資金引出しを行わない場合、当該融資額又は融資実行されていない残高は、資金引出期間の満了時に取り消され、借入人が取消手数料を支払う必要がある。この手数料は通常、固定資産の購入やプロジェクト投資のためのローンに適用される。プロジェクトに入札する場合、借入人は通常、資金を用意できることを証明するために借入を行わなければならないが、落札しなかった場合、確約融資額を使用する必要がなくなる。この場合、貸付人は通常、利益を確保するために追加で取消手数料を適用する。

### **VII. 国内外における貸付の通貨**

#### **1. 国内借入**

外国為替法の規定によると、ベトナムで締結された貸付取引の大部分はベトナム・ドンで行われなければならない。

信用契約において通貨を選択するに当たっては、主に借入人の収益及び借入ニーズにおける通貨の構成によって決定される。借入人が主にベトナム・ドンで収益を得ており、国際取引においてローンを使用する目的がない場合、貸付人は外貨で貸付を行うことはできない。

注意：ベトナム法は、外国の与信機関及び銀行支店は以下のような借入ニーズに対して外貨で貸付を行うことを決定することができる」と規定している<sup>1</sup>。

- 借入人がローンを返済するために生産及び事業収益から十分な外貨を得られる場合、商品又はサービスを輸入する際に海外に行く支払い
- 一部のガソリン・石油輸入企業への短期貸付
- 借入人が債務返済のために輸出収益源から十分な外貨を得られる状況で、ベトナム国境を越えて輸出する商品の生産と販売に関する計画を実施するために、国内の短期資金のニーズを満たすための短期貸付
- 国会、政府又は首相によって投資方針が決定されるとともに、計画投資省によって海外投資許可書を発行された国家的に重要な案件・建築物に対して海外投資を行うための融資
- ベトナム国家銀行の書面による承認を受け、生産及び事業開発が優先的に奨励される分野に属する上記の規定以外の資金ニーズ

借入人が居住している外国の与信機関及び銀行支店の外貨のローンについては、借入人は借入時の通貨と同じ通貨でローンの元金及び利息を返済しなければならない。他の外貨で返済する場合、貸付人と借入人の合意に基づいて、関連する法規定に従って行われるものとする。

外貨ローンの返済期限が到来した場合、客観的な原因により借入人の生産及び事業活動から生じる外貨の入金が遅れたため、借入人がローンの返済のために生産・事業活動又は他の適法な収入源から十分な外貨を用意できない場合で、貸付人により書面で査定及び承認を受けたときは、貸付人がローン返済のため外貨を借入人に売却し、借入人が生産及び事業活動から外貨を受け取り次第、当該の外貨を貸付人に売り戻すことを確約する。

## 2. 海外借入

海外ローンは通常、外貨建てで行われる。ベトナム・ドンで適法な収入（例えば、ベトナム・ドンで分配された配当金）がある非居住者の貸付人の場合、ベトナム・ドンで貸付を行うことができる。

海外からの短期ローン（1年以内のローン期間）については、ベトナム国家銀行に届出を行う必要はないが、短期の資金ニーズ（運転資金ニーズに応じたローンなど）に使用する必要がある。

---

<sup>1</sup> 外国の与信機関及び銀行支店の居住者である顧客への外貨での貸付を規定するベトナム国家銀行の2015年12月8日付通達第24/2015/TT-NHNN号（2016年11月15日付通達第31/2016/TT-NHNN号に基づき補充改正された）第3条

中長期の海外ローン（ローン期間が1年以上、又は短期ローンが延長され、合計貸付期間が1年を超えるもの）については、ベトナム国家銀行に届出を行う必要がある<sup>1</sup>。借入人は、海外ローンの届出及びそのローンに対する変更の届出を義務付けられる。通常、信用契約には、この届出は借入人の義務であり、借入人は届出完了後のみ資金引出しが認められると明記される。

借入人は、海外ローンに関連する送金取引（資金引出し、元利金の返済等）を行うために、外国為替取引が許可された金融機関で取引口座を開設しなければならない。借入人は、外貨支払いの需要を証明する書類又は文書を提示のうえ、海外ローンに関連する元金、利息及び手数料の支払いのために貸付が許可された与信機関で外貨を購入することができる。

## VIII. 債務の返済

### 1. 元利金の返済

ローンの返済は、信用契約の最も重要な条項の1つである。通常、ターム・ローンの場合、元金と利息は一括又は分割で返済することができる。リボルビング・ローンの場合、元金と利息は各利息計算期間の終了時に返済される。

元金は、ローン期間の終了時に一括払い（bullet repayment）又は複数回の分割払い（balloon repayment）で返済することができる。利息は分割払い（1、3又は6か月ごと）で支払うことができる。借入人のキャッシュフロー及び返済能力に応じて、当事者は元金返済の猶予期間について合意する場合がある。例えば、借入人は、基本建設期間（通常12から36か月間）に元金を返済する必要はない。

利息は貸付人の収入又は利益として計上されることが多いため、通常、貸付人は、猶予期間に同意しない場合が多い。例：

#### 条項

##### 元金の返済

借入人は、最初のローン引出日から起算して満39か月以降、四半期ごとに一（1回）、合計八（8）回の均等分割払いですべてのローンを返済しなければならない。

##### 利息支払日

各ローンの未収利息は、当該ローンに適用される各利息計算期間の最終日に借入人に支払われるものとする。

### 2. 期限前返済及びローンの取消し

---

<sup>1</sup> 企業の海外からの借入と返済に関する外貨管理について案内するベトナム国家銀行の2016年2月26日付通達第03/2016/TT-NHNN号（2017年6月30日付通達第05/2017/TT-NHNN号で補充改正された）第9条

当事者の合意に応じて、借入人は、信用契約に定める期限の前に返済することを選択する権利を有するか、又は特定の場合においては期限前に返済を義務付けられることがある。借入人は、利息の負担額を最小限に抑えるために債務を返済する際に十分な資金がある場合、期限前返済を希望する場合がある。強制的な債務返済には、主に2つのタイプがある。

- 違法となった場合の期限前の強制返済：ローンの提供又はローンの維持が違法となった場合、法律違反条項により、貸付人は、資金提供を中止し、借入人に期限前返済を要求する権利を有する。こうした状況は、法の変更（例えば、各国の通商禁止等）に起因する場合が多い。契約締結の時点では、融資が適法であるかどうかを貸付人が把握している又は把握しているはずであるため、借入人は通常、信用契約の締結日以降に発生する法律違反しか認めない。借入人は通常、借入人へのローンの提供が適法であることを確約又は保証しなければならない。

- 支配権の変更による期限前の強制返済：会社の支配権が（株式譲渡などにより）別の組織又は個人に譲渡される場合、貸付人は借入人に対して、期限前に強制返済を要求することができる。これは、借入人の内部事情の変更による資産の損失や減価償却が生じること、借入人の返済能力に影響を与えること、又は株式に質権が設定されることを制御するためである。

ある人は、下記に該当する場合、会社に対する支配権を有するとされる<sup>1</sup>。

- 定款資本金又は会社の普通株式合計の50%超を有する場合

- 会社の取締役会の過半数若しくは全員、執行役員又は社長の任命を直接的又は間接的に決定する権利を有する場合

- 会社定款の修正及び補充を決定する権利を有する場合

さらに、期限前返済はその他の場合でも発生することがある。例えば、借入人が日常の業務活動に属しない、高額な資産の売却を行い、当事者の合意に基づき所定の金額を超える過剰な所得を得た場合、或いは借入人が資本市場で株式又は債券を発行することにより資金を調達する場合などが挙げられる。期限前返済の場合、借入人は、貸付人に対する期限前返済手数料に加えて、行政が定める期限前返済に関する追加の手数料を支払わなければならないことがある。貸付人にとっては、ローンは投資金額でもあるため、貸付人は、投資ローンの貸付期間が予定よりも短縮されたことを理由に、期限前返済による追加の弁償金（break cost）を請求することができる。

借入人がすべての確約融資額を使用する必要がなくなった場合、借入人は、融資確約期間中に融資実行されていないローン残高の取消しについて交渉することができ、取り消される分に対してコミットメント・フィーを支払う必要がなくなることもある。

## IX. 税金及び増加費用

### 1. 税金

---

<sup>1</sup> 2014年企業法第189条

契約に税金に関する条項を定める目的は、貸付人が借入人から正味金額（NET）の支払いを受領することを保証することである。通常、VAT 又は源泉徴収税等（例えば、借入人が納税前に控除すべきベトナムでの外国企業の源泉所得税）、支払金額に基づいて発生する税金は、借入人が負担する。

## 2. 追加費用

この条項の目的は、貸付人の貸付関連費用を増加させる事象が発生した場合に貸付人の収益を保護することである。貸付の過程において、貸付人が支払わなければならない貸付関連費用や法の変更による借入コストの増加等の追加費用は、借入人が支払う合計金額に加算される。例：

### 条項

#### 追加費用の例

本契約において、借入人に関連して**追加費用**とは以下を意味する。

- (a) 本契約に基づく借入人に対する貸付人の自らの義務のために貸付人が行った署名、履行、維持又は資金提供に起因し、貸付人又はその関連会社が負担する追加費用、又は
- (b) 借入者が貸付人に支払う金額の価値の減少、又は本契約に従って貸付人が受け取る利益の価値の減少

## X. 前提条件

前提条件とは、すべての法的事項が有効であり、信用関連文献が適法に署名されることを保証するために、借入人が資金引出しの前に満たさなければならない条件である。通常、借入人は、資金引出しを容易に実施するために、前提条件を可能な限り簡素化することを望む。一方、貸付人は、自らの権利を確保するのに十分な前提条件を望む。

典型的な前提条件は次の通りである。

- 借入人及び担保提供者又は保証人のすべての設立関連書類（会社定款、投資登録証明書、会社登録証明書を含む）
- 信用関連文献の署名が適法であることを証明するすべての書類（例えば、借入人の定款により、借入人が資金を借りることができること。ローン承認し、信用関連文献に対する借入人側の署名権者を任命する社員総会又は取締役会の決議）
- 国家管轄機関からの必要なすべての承認（例えば、ベトナム企業である借入人の外国ローンに関する国家銀行の承認）
- 担保取引登記機関に登録された関係するすべての担保措置
- 会社の最新の監査済み財務諸表。この財務諸表は、借入人の業績と返済能力を確認するために必要である。

- 借入人及び関連する義務を負う各当事者の署名権限、並びに信用関連文書の執行に関する有効性と強制力に対する弁護士事務所の法的意見
- 関連する融資実行日の前に支払わなければならない関連の手数料及び費用が支払い済みであること
- 借入人の事業活動及び返済能力に重大な悪影響を及ぼす事象が発生していないこと
- いかなる不履行事由又は潜在的な不履行事由も発生していないこと
- 実際の事由に関する表明及び保証が真正かつ正確であること

各プロジェクトの内容及び各当事者の立場に応じて、契約書の起草及び交渉の参加者は、関連する取引に適用される具体的な前提条件を特定する必要がある。この作業を行うには、起草及び交渉の参加者は、取引のすべての関連書類を確認し、各当事者が遭遇するリスクを特定し、借入人が融資実行の前に必要な前提条件を満たすために、（可能であれば）当該リスクに対処する必要がある。

## **XI. 実際の事由に関する表明及び保証**

貸付人は、貸付人が自らデューデリジェンスを行うことができない、又はデューデリジェンスの責任を負うことを望まない融資に直接関連する重要な情報を再確認すること、提示の時点において表明及び保証が真正でなければ融資を一時停止すること、又は何らかの不履行事由の発生を宣言することを目的として、借入人に対して表明と保証を提示するように要求することがよくある。従って、貸付人側の弁護士は通常、すべてのリスクを網羅するために表明及び保証に関する広義な条項を作成する。

プロジェクトの内容と借入人ごとに、表明及び保証が大きく異なるが、通常は法的問題と商業的問題の2つのカテゴリに分類することができる。

法的問題に関する表明及び保証には、通常以下の事項が含まれる。

- 借入人は適法に設立されており、借入の権限を有し、担保資産を提供する。
- 借入人は信用関連文献に署名するための内部手続を完了した。
- 国家管轄機関から必要な承認を取得した。
- 信用契約の締結は適法であり、法、借入人の設立関連書類、及びその他の合意書や契約書と矛盾していない。
- 信用関連文献は、効力及び履行の強制力を有する。

商業問題に関する表明及び保証には、通常以下の事項が含まれる。

- 借入人から提供された情報と財務データが正確である。
- 借入人の財務状況又は経営状況にとって不利な事象が発生していない。
- 借入人に関連する訴訟の手続（訴訟又は仲裁）が係争中ではない。

- 借入人に関連する破産手続が行われていない。

注意：当事者は、表明及び保証が正確でなければならない時点について合意する必要がある。貸付人は、貸付期間中、常に表明及び保証が真正であることを望む。一方、借入人は長期間にわたりこれらの表明及び保証の順守を管理できないため、それを望まず、通常自らの表明及び保証を容易に管理・厳守できるようにするために、表明及び保証が正確である時点を契約締結日と融資実行日とするように交渉する。従って、通常、表明及び保証を提示する時点に関する別個の条項がある。例：

## 条項

### 表明及び保証を提示する時点

本条項に定める表明及び保証（「表明及び保証」）は、

- (a) 契約締結日に提示され、かつ、
- (b) 借入人によって下記の時点で再確認されたとみなされる。
  - (i) ローン引出要請ごとの提示日、及び
  - (ii) 各利息計算期間の初日

各場合において、その時点で存在する事象と状況に照らし合わせる。

## XII. 誓約 (covenants)

誓約とは、貸付人がローンを管理し、借入人からローンの返済を確実に受け取ることを保証するために貸付人が借入人に対し管理することである。誓約は、信用契約が締結された後、貸付人が借入人を監視及び管理するための信用契約の主要な条項の1つである。

誓約は、借入人が貸付人の要求に応じて特定の行為を実行する、又は実行しないという約束である。

信用契約における誓約条項の目的は、借入人の資産及び事業活動を管理することにより、可能な限り貸付を行ったローンを保護することである。プロジェクトの内容と借入人ごとに、誓約は大きく異なることがある。ただし、誓約には3つの典型的なタイプがある。

- 全般的誓約—借入人が履行すべき義務又は履行すべきではない義務を定めることで、借入人の全体の状況を管理するために作成される誓約である。典型的な例：

- + 許可されたすべての文書を受け取る義務
- + 法令及び会社の内部文書の順守
- + 保険加入の義務
- + 支払債務の格付け

- + 貸付人が同意しない限り、他のローンを借入しないこと
- + 資産の処分、所有権の取得又は事業活動の変更といった取引を制限すること
- + 貸付人が同意しない限り、第三者に担保財産を提供しないこと

### 条項

#### 許可されない担保措置

貸付人から事前に書面による承認がない限り、借入人は、借入人のいずれかの資産に対しても権制限措置又は担保措置を設定してはならず、又はそれらの措置の発生若しくは存在を許可してはならないほか、借入人の子会社も当該措置を発生若しくは存在させないよう徹底する。

- 情報に関する誓約—借入人が信用契約の条項を順守していることを示すために借入人が貸付人に情報を提供するという約束である。この誓約の内容と詳細レベルは、ローンによって異なる。典型的な情報に関する誓約は以下の通りである。
- + 財務諸表及びコンプライアンス関連の証明書を提供する。
- + 違反がない。
- + 「顧客確認」(Know Your Client-KYC) の情報をチェックする。
- + 発生する可能性がある、又は発生したいかなる不履行事由も貸付人に通知する。

### 条項

#### 各種報告書

(a) 借入人の各会計年度の終了日(2016年12月31日に終了する年度から起算)から180日以内の当該会計年度末日までの借入人の監査済みの報告書、及び

(b) 借入人の各会計年度の上半期の終了日(2016年6月30日に終了する半期から起算)から90日以内の借入人の関連する半期の終了日までの財務諸表。

- 財務に関する誓約—一定のレベルで財務状態を維持することを借入人に義務付ける誓約である。この条項は、貸付人の財務モデル並びに取引の各当事者が使用する係数に依拠する。この誓約は、いくつかの問題が発生していることを各貸付人に知らせるための重要な警告であるため、交渉は非常に慎重に行われることがある。さらに、これは取引の価格設定の根拠にもなる。典型的な誓約例を以下に挙げる。

- + 成長率
- + 連結有形純資産の価値は  $x$  を下限とする。
- + 連結財務負債の合計は、連結有形純資産価値の  $x\%$  を上限とする。
- + レバレッジ比率

## XIII. 不履行事由 (events of default) 及び是正措置 (remedies)

不履行事由に関する条項は、貸付人が借入人へのローン提供を拒否する場合や債権回収のリスクを最小限に抑えるために取るべき他の措置を特定するものであるため、信用契約において最も慎重に交渉を行うべき条項の1つである。

## 1. 不履行事由

不履行事由とは、信用契約に詳細に列挙される事由であり、その発生により貸付人は、貸付の中止又は拒否、及び期限前の債権回収（元利合計）を行う権利を付与される。典型的な不履行事由の例を以下に挙げる。

- 信用契約の違反

- 誓約の違反

- 支払能力の欠如、支払不能の手續及び関連する問題

- 違法性／信用関連文書の有効性／不承認

- クロス・デフォルトは主要な不履行事由の1つであり、かなり詳細に交渉を行うべき条項でもある。借入人側に他のいずれかの契約上の支払不履行があった場合、借入人は自動的に信用契約に違反したとみなされる。この条項は、借入人による影響から貸付人を保護し、必要に応じて貸付人が期限前に債権を回収できるようにすることを目的としている。

- 重大な不利な変更（Material Adverse Change-MAC）：この条項に基づき、借入人が信用契約のいずれかの条項を順守できなくなるような重大な不利な変更が借入人に発生した場合、貸付人は、借入人が信用契約に違反したと自動的に判断する。貸付人が信用契約にこの条項を盛り込むことを希望する場合、通常は慎重かつ詳細な交渉が行われる。

- 違法性（illegality）：借入人による信用契約に基づく義務履行の継続が違法になる場合、貸付人は、借入人が違反していると主張しようとする。貸付人は、借入人による法律違反を支持することはできないため、貸付人の唯一の選択肢は、ローンを取り消すことである。同様に、借入人が信用契約に基づく義務履行に必要な承認又は認可を拒否された、或いは取り消された場合、貸付人は不履行事由を主張しようとする。借入人としては、重大な事由のみをこの条項の対象にする方向で交渉すること、又は借入人は法規制の変更を管理する権限を一切有しないため、最善の策としてこうした事由を不履行事由に含めないことを望む。一方で、借入人は、こうした事由を違法によるローンの期限前終了として定めることを望む。

### 条項

#### クロス・デフォルト

(a) 借入人又はグループのメンバーのいずれかの債務が（当初の猶予期間の満了後）返済期日に支払われない場合

(b) 借入人又はグループのメンバーのいずれかの債務について、（形式を問わない）不履行事由の発生により、当該債務の期限の利益が喪失し（又は返済期日が到来し）、満了前に返済しなければならぬと宣言される場合

(c) (形式を問わない) 不履行事由の発生により借入人又はグループのメンバーのいずれかの確約融資額又はローンが債権者によって取り消される又は一時停止される場合、或いは

(d) 借入人又はグループのメンバーの債権者が(形式を問わない) 不履行事由の発生により、借入人又はグループのメンバーのいずれかの債務について、期限の利益が喪失し、満了前に返済しなければならないと宣言する権利を有する場合

### 重大な不利な変更

(1) 財務状態、事業活動若しくは連結財務状態、又は

(2) 当該組織/個人が当事者である信用関連文書に従い自らの義務を履行及び順守する能力

に重大な不利な影響を及ぼすあらゆる事由又は状況

### 違法性

貸付人が本契約に基づく義務のいずれかを履行すること、又は借入人が引き出すローンに対して資金を提供する若しくは維持することが、いずれかの国において違法である(又は違法となる)場合、

(a) 貸付人は、その旨を借入人に通知することができ、かつ

(b) 借入者は、現行法に定める期間内に(又は期間の定めがない場合は直ちに)、借入人に提供されたすべてのローン、及び本契約に従い借入人が貸付人に支払うべきその他のすべての金額につき、期限前支払いを行うものとする(追加料金又は違約金を支払う必要はないが、第22条第2項(その他の補償)にも従う)。その後、確約された融資額の未実行分は直ちに取り消されるものとする。

## 2. 是正措置

不履行事由が発生した場合、貸付人は以下の通りいくつかの是正措置を選択する。

- 確約された融資額がまだ完全に融資実行されていない場合、貸付の継続を拒否する。

- 期限前に債権を回収する。

- 担保財産を処分する。

貸付人は、上記の是正措置のいずれも実施しない場合がある。関連する不履行事由がローンを取り消すほど深刻ではないと判断した場合、貸付人は、ローンの提供を継続するために借入人に追加料金の支払いを要求する場合がある。不履行事由により取引内容が変更すると判断した場合、貸付人は、こうした状況を借入人に再度交渉を行うよう要求するための主な根拠とみなすことがある。

## XIV. 一般条項 (boilerplate provisions)

一般条項は、一般的な内容であり、商業上又は法律上の問題とはあまり関係がないため、その交渉も複雑化することはないものの、信用契約における当事者間の紛争に関しては、非常に重要な役割を果たす。以下に典型的な一般条項をいくつか挙げる。

## 1. 適用法

国際信用契約の場合、適用法は通常、ニューヨーク州法又は英国法、場合によっては香港又はシンガポールの法となる。適用法の選択は、当事者の合意にのみ依拠する。

2015年民法によると、外国法を選択できるのは、外国の要素を含む法的関係がある場合に限られる。ただし、以下の場合には外国法は適用されない<sup>1</sup>。

- 外国法を適用した結果がベトナム法の基本原則に反する。
- 訴訟法の規定に従って必要な措置を適用したにもかかわらず、外国法の内容を確定できない。

上記の規定に基づき外国法が適用されない場合、ベトナム法が適用される。またベトナム法は、不動産抵当権設定契約など、ベトナムにおける不動産を対象とする契約にも適用される。

注意：通達第 42/2011/TT-NHNN 号に基づくシンジケートローンの提供業務において、シンジケートローン契約はベトナム法を「順守」し、信用契約はベトナム法に「適合」していなければならない<sup>2</sup>。

## 2. 紛争解決

現在、主要な紛争解決機関は、裁判所と仲裁機関の2つである。

ベトナムと関連国が裁判所の判決の承認及び執行に関する条約に署名しない又は相互主義の原則に基づかない限り、外国の裁判所の判決がベトナムで承認又は執行されないリスクがあることに留意すべきである。

実際、ベトナムは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（1958年ニューヨーク条約）の締約国であるが、他の締約国の領域において下された仲裁判断若しくは決定の承認及び執行、又は民事上の判決がベトナム社会主義共和国の法の基本原則に反する場合、ベトナム裁判所は外国仲裁判断の承認及び執行を拒否することができる。

## 3. 訴訟関連書類の送達を受ける代理人

紛争解決機関が、借入人が設立された領域又は所在する領域外にある場合、借入人に送達される訴訟関連書類は、到着までに時間を要する「領域外」の送達サービスを使用する必要がある。従って、借入人は通常、訴訟関連書類の送達を受ける代理人を任命する。訴訟関連書類の送達を受ける代理人を使用することで、借入人の送達先の固定の住所を指定し、貸付人が訴状や訴訟関連書類を借入人に送達するための許可を裁判所に申請する手間を省くことができる。この送達サービスを一定の料金を設定して提供している会社は多く存在する。場合により、借入人は自らの子会社を、送達を受ける代理人として指名することができるが、子会社が

<sup>1</sup> 2015年民法第 670 条

<sup>2</sup> 通達第 42/2011/TT-NHNN 号の第 11 条、第 12 条

解散した又は第三者に売却された場合に、この指名がリスクにさらされる可能性がある。借入人が裁判権免除を主張することを避けるために、訴訟関連書類の送達を受ける代理人として関連する管轄区域における借入人の国の外交機関又は領事館を指名することは、通常奨励されない。

#### 4. 債務の相殺

通常の信用契約には、借入人は、貸付人が借入人に対して負う債務を支払期限が到来した借入人の債務によって相殺する権利（義務ではない）を貸付人に付与する旨の条項が含まれる。ただし、借入人は当該相殺の権利を有しないものとする。

#### 5. 当事者の変更

原則として、借入人は、貸付人の同意を得ない限りローンを譲渡することはできないが、貸付人は、借入人に通知をすればローンを譲渡する権利を有する。ただし、この条項は、各信用契約における当事者間の合意により異なる。（英国及びウェールズの法律又はニューヨーク州の法律による）最も一般的な譲渡又は変更の形式は次の通りである：

- 権利の譲渡（assignment）：貸付人は、第三者に義務を委託することなく、権利のみを譲渡することができる。通常、貸付人は、資金が必要な場合、税務上の問題又は利益獲得等の問題に直面した場合にこの条項を適用する。貸付人は借入人の承諾を得ずに権利を移転することができる。ただし、貸付人は、借入人の権利の被移転人に関連する金額を直接支払う際には、借入人に通知するものとする。

- 権利義務の移転／更改（transfer/novation）：この条項により、貸付人は信用契約における権利と義務のすべてを第三者に譲渡することができる。

- 追加の借入人（additional borrowers）：借入人の要求により、借入人の全額出資子会社は、加入契約を提出し、信用契約に定める前提条件を満たした場合に、追加の借入人になることができる。借入人（親会社である主要な借入人以外）は、一切義務を負わず、満期を迎えたすべての残存のローンを完済した場合、信用契約から撤退することができる。

- 資本参加（participation）：貸付人は、借入人への融資実行の際に、他の組織に対し信用契約とは無関係の資本参加契約を通じて資本拠出を行うよう許可する場合がある。資本参加契約は、貸付人と資本参加者のみに関係するものであるため、本質的に借入人の承諾を要しない。資本参加契約によると、借入人が資金を必要とする場合、貸付人が資本参加者に通知した後、資本参加者は、貸付人が借入人のために融資実行する総額のうち一部を拠出する。借入人からローンが返済された時点で、貸付人は相当する金額を資本参加者に割り当てる。

#### 6. 契約の分離可能性条項

##### 条項

信用関連文書のいずれかの条項がいずれかの国で違法、無効又は執行不可能になった場合でも、当該条項は、信用関連文書のその他のいかなる条項の有効性又は執行可能性にも影響を及ぼさないとする。

#### 7. 言語

国際信用契約に使用される言語は、通常、英語である。

注意：国内信用契約書は、ベトナム語又はベトナム語と外国語の両方で作成しなければならない<sup>1</sup>。

## 8. 通知

標準的な契約には、当事者間の通知形式を定める条項が含まれる。これは非常に重要な条項である。なぜなら通常の信用契約では、一方当事者の一部の権利と利益については、当該当事者が他方当事者に通知しない限り、行使することができないと定められるためである。通常この条項では、契約において当事者を代表して関連通知を受け取る者の役職、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記しなければならないと定められる。

## 9. 完全合意

この条項は、信用契約及び各当事者の各指定文書が、契約の条項に基づく両当事者のすべての合意事項及びコミットメントを構成することを定めたものである。この条項は、信用契約を締結する際に、各当事者が他の口頭又は書面による約束や保証に依拠しないことを保証するためのものである。

### 条項

#### 完全合意

本契約は、本契約条項に基づく各当事者の義務に関する両当事者のすべての合意事項及びコミットメントを構成し、明示的又は黙示的を問わず、本契約条項に基づく各当事者の義務に関する従前の一切の合意事項に優先するものとする。

---

<sup>1</sup>通達第 39/2016/TT-NHNN 号第 6 条

## 第10章

### 国際物品売買契約の相談

本章では、国際物品売買契約、国際物品売買契約を規制する法源、及び契約書作成の相談、顧客の代理としての国際物品売買契約に起因又は関連する紛争解決への参加において弁護士が必要とするスキルに焦点を当てる。

#### I. 国際物品売買契約

##### 1. 概念

国際物品売買契約（ベトナムでは外国貿易契約又は輸出入契約とも呼ばれる<sup>1</sup>）は、売主が物品を引き渡す義務を負い、買主がこれを受け取り、その支払いを行う義務を負う国際的な性質を持つ物品売買契約をいう。国際物品売買契約における国際性については、国ごとに見解が異なる。

フランスでは、国際物品売買契約は、経済的基準と法的基準の2つに基づいて決定される。経済的基準によれば、国際契約とは、二国間のそれぞれの交換価値が国境を出入りする状況（国際貿易の利益を表す）を生み出すものである。法的基準によれば、契約は、各当事者の国籍、当事者の居住地、契約上の義務が履行される場所、支払資金など多くの点で、多くの国の法的基準に依拠する場合、国際契約であるとみなされる<sup>2</sup>。これによると、フランスの法律は、各当事者の営業所の基準を重視していない。

物品売買契約の国際性に関する米国の見解は、米国統一商事法典（Uniform Commercial Code-UCC）を通じて示されている。UCCによれば、国際取引とは、アメリカ合衆国以外の国との合理的な関係に伴う取引をいう<sup>3</sup>。従って、米国は、取引の当事者の営業所が取引の国際性を判断するための基準とみなしており、買主と売主が異なる国に営業所を有する場合、物品売買契約は国際物品売買契約になると推測することができる。

国際条約も物品売買契約の国際性について異なる解釈をしている。有体動産の国際的売買契約の成立に関する条約（1964年ハーグ条約）の下では、国際性は、この条約の第1条に記載する要素によって示される。例えば、契約の目的物がある国の領土から別の国の領土に輸送されている、又は輸送されること、申込みを作成し、申込みを受け入れる行為が、異なる国の領土で行われること、又は引渡しが行われる加盟国の領土が申込みの作成及び申込みの受入れが行われた国と異なることなどが挙げられる。契約当事者が営業所を有しない場合、その常居地が基準となる。

1980年国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン条約）（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods-CISG）は、物品売買契約の国際性に関する別の定義を定めている。これによると、売買契約の各当事者の営業所が異なる加盟国に所

<sup>1</sup> ベトナム商工会議所：商業契約ハンドブック、労働出版社、ハノイ、2010年、p. 92

<sup>2</sup> ベトナム商工会議所：商業契約ハンドブック（同書）、p. 91～92

<sup>3</sup> UCC 第 1-301 条(a)(2)

在すれば、その契約は国際性を有することになる<sup>1</sup>。1964年ハーグ条約とは異なり、CISGは、売買契約の国際性を決定するために物品が国境を越えて移動しなければならないという基準を規定していない。

2004年UNIDROIT国際商事契約原則（Principles of International Commercial Contract-PICC）は、当事者の営業所や契約が「複数の国と密接な関係を有すること」及び契約に「異なる各国の法の選択条項を定めること」などの基準を強調していないが、「国際的な契約は、国際的な要素が全くない、すなわち契約のすべての基本要素が1カ国のみに関連する場合を除き、可能な限り最も広義に解釈する必要がある」という観念を示している<sup>2</sup>。

ベトナムでは、2005年商法は、国際物品売買契約に関する具体的な概念を規定していないが、第27条第1項に国際物品の売買の形態に関する規定がある。2005年商法の物品売買契約に関する規定により、物品売買契約の国際性を決定する主要なポイントは、国境を越えた物品の移動であることが分かる。ただし、2005年商法第4条第3項では、「2005年商法及び他の法律で規定されていない商業活動については民法の規定が適用される」と記載されているため、売買契約の国際性を確定するには、民法、具体的には2005年民法第758条（現在は2015年民法第663条）に基づくべきである。よって、ベトナム法に基づく国際物品売買契約とは、少なくとも一方当事者が外国の個人又は組織である、契約関係を構築、変更又は終了するための根拠が外国法に基づいている、或いは契約の目的物が国境を越えて移動する物品売買契約をいう。

## 2. 特性

国際物品売買契約は、国内の売買契約と共通する特性に加えて、次のようにいくつかの別個の特性を持っている。

### a) 客体

国際物品売買契約の客体は、物品、金銭、及び当該物品の使用から得られる利益など、契約を締結するときに両当事者が目指す利益である。

### b) 主体

国際物品売買契約の主体は、異なる各国に拠点を置く各当事者である。民法上の完全な行為能力を有する主体は、契約を有効とするための条件の1つである。

### c) 契約の目的物

国際物品売買契約の目的物は動産、すなわち市場での流通を禁止されておらず、国境を越えて移動することが可能な物品である。

### d) 支払通貨

---

<sup>1</sup> CISG 第1条

<sup>2</sup> グエンミンハン（訳）：UNIDROIT 国際商事契約原則、ハノイ国家大学出版社、2014年

国際物品売買契約の支払いに使用される通貨は、契約のいずれか一方当事者の外貨でも、両当事者の外貨でもありうる。

#### *d) 契約の言語*

国際物品売買契約書は、いずれか一方当事者から見て外国語又は両当事者にとって外国語で記載することが可能である。現在、国際物品売買契約書の大部分は英語で記載されているため、各当事者は契約締結時に契約の重要な用語の意味を十分に理解し、その理解を統一する必要がある。

#### *e) 内容*

国際物品売買契約の内容は、契約関係における当事者の権利と義務に関して当事者が合意した規定である。売主の基本的な義務は、適切な時間と場所で物品を引き渡すことであり、買主の基本的な義務は、物品を受け取り、その代金を支払うことである。

#### *g) 形式*

一般的な売買契約の形式を規定する 2005 年商法第 24 条に加えて、同法第 27 条第 2 項は、国際物品売買契約の具体的な形式に関して文書又はその他の法的同等物（電信、テレックス、ファックス、データメッセージ、及び法律で規定されているその他の形式を含む）とすることを規定している。これにより、ベトナム法に従い、国際物品売買契約は書面にて記載しなければならないことが明らかである。他の多くの国では、法に国際物品売買契約を書面で締結する旨の規定がないため、口頭又は行為により締結することができる。CISG は、国際物品売買契約を書面によって締結することを義務付けておらず、口頭で締結することも可能であり、また証人によって証明することもできる<sup>1</sup>。

#### *h) 契約の締結場所*

国際物品売買契約は、いずれか一方当事者にとっての外国である、売主の国、買主の国、又は第三国のいずれかで締結される。

上記の要因によると、国際物品売買契約では、契約当事者は、契約当事者間において法の抵触のリスクや、引渡し、支払い等の過程から生じるその他のリスクに非常にさらされやすいことが分かる。従って、契約を締結する際、当事者は慎重に検討したうえで、詳細かつ明確な契約書を作成し、将来のリスクを回避する必要がある。

### **3. 国際物品売買契約に特有の条項**

#### *a) 物品説明に関する条項*

これは、特に買主にとって非常に重要な条項であり、可能な限り詳細に規定する必要がある。例えば、物品名には科学的な名称を追加し、数量には公差を記述し、輸送中に数量と品質が損なわれやすい各種の物品（農産物）についてはその仕様、使用法、梱包仕様などを完全に記載する必要がある。物品について特に規制がない場合、買主は売主が提供したサンプルを見て物品を選択することができるが、もし売主が同様の効能及び同等の品質を有する別の商品

---

<sup>1</sup> CISG 第 11 条

を引き渡した場合で、これにより紛争が生じて、裁判所又は仲裁によってこれが認められる場合があるというリスクが発生する。

契約書に物品の名称のみが記載され、その品質が記載されていない場合、売主は、契約書に記載の名称と同一の名称がパッケージに付されているが、品質が大きく異なる物品を提供する可能性もある。

#### b) 価格に関する条項

これは、一般的な売買契約の基本的な条項である。国際物品売買契約には、この条項をより詳細かつ慎重に定める必要がある。物品の価格は世界市場の状況に応じて変動することが多く、当事者は単価、物品の合計金額及び支払通貨を明記し、計算時に適用される為替レートが支払いの時点のものか、又は契約締結の時点のものかを確定する必要がある。さらに、両当事者にとって合理的な形で契約の経済的効率性を得るために、特定の場合に当初の合意から価格を調整できる価格調整条項を盛り込むことができることに留意すべきである。

#### c) 支払方法に関する条項

国際物品売買契約の当事者は、銀行口座経由の送金、回収代行、信用状などの支払方法を選択することができる。売主又は買主は、自らの権利を最善の形で保護できる支払方法に合意する必要がある。当然のことながら、支払いが安全かつ円滑に行われるためには、各支払方法の手順とプロセスを理解することが非常に重要である。

#### d) 物品引渡しの場所と時間に関する条項

引渡期限は、特定の日付、或いは契約が締結されてから1週間後又は3カ月後などの特定の期間によって決定することができる。国間の物品の輸送は、悪天候により貨物船が期日通り着港できないなど、多くのリスクに直面する可能性があるため、当事者は期日通りの引渡しを行うことができない旨を通知する売主の義務と引渡遅延を認める買主の権利を明確に規定すべきである。引渡場所は、当事者間の合意によるが、輸出入の慣行により、通常 FOB、CIF などの引渡条件に依拠することが多いため、引渡条件に引渡場所を明記する必要がある（例えば、FOB ハイフォン港（インコタームズ）等）<sup>1</sup>。引渡条件は通常、物品の引渡先、引渡手段の請負人、保険の契約者などを明確に指定する。

#### d) 契約の言語に関する条件

言語は、多くの場合、国際物品売買契約の各当事者にとって障害であるとみなされる。契約言語の理解不足又は翻訳の誤りは、各当事者にとって大きなリスクをもたらすことになる。複数の異なる言語で作成される契約書の場合、契約書の各言語版の間に相違や不一致がある場合、支配言語又は優先言語として適用される言語版を指定する必要がある。

## 4. 国際物品売買契約の準拠法

### a) 国内法

---

<sup>1</sup> ベトナム商工会議所：商業契約ハンドブック（同書）、p. 115

ベトナムでは現在、国際物品売買契約を規制する2つの法律として、2015年民法と2005年商法がある。国際物品売買契約の当事者間の関係が、国際性を持つ商業分野・物品売買取引分野における民事関係であるのはそのためである。2005年商法の第4条は、国際物品売買契約の準拠法がベトナム法である場合、契約に関する準拠法の適用順序を以下のように明確に規定している。

商業活動は、2005年商法及び関連法に準拠しなければならない。

その他の法律で規定されている特定の商業活動については、当該その他の法律の規定が適用されるものとする。

2005年商法及び他の法律に規定されていない商業活動については、民法の規定が適用されるものとする。

国際物品売買契約を締結する両当事者は、準拠法について合意することができる。特段合意しない場合、準拠法は、売主又は買主の国の法律（法の抵触に関する規定により確定される）或いは売主の国と買主の国が加盟国である国際条約となる。

国内法は、以下の場合、国際物品売買契約に適用される法律となる。

- 契約に下記の定めがある場合

当事者は、契約の起草時又は当事者が契約の締結時に適用法を選択していない場合に紛争が発生したときは、国内法を契約の適用法として選択することができる。

- 裁判所又は仲裁により判示される場合

当事者が契約の適用法に合意しない場合、ベトナムを含む多くの国の仲裁法及び仲裁センターの訴訟規則には、仲裁委員会が適用される法律を決定する旨を規定している<sup>1</sup>。仲裁人は多くの場合、抵触法の規則を適用して、契約の内容を調整するために最適な法律を確認する。これは通常、ある国の法律を契約に関連付けるいくつかの要素を考慮して行われる<sup>2</sup>。契約の締結場所が重要であるとみなす国もあれば、契約が実行される場所又は契約と最も密接な関係を持つ場所が重要であるとみなす国もある。

- 契約書の雛型に規定する場合

当事者が合意しない内容について契約書の雛型に記載される当該内容を引用する場合、該当の契約書の雛型は各当事者に対し拘束力を有し、その中に適用法に関する規定がある場合は、当該法律が国際物品売買契約の適用法となる。

## b) 国際法

### - 国際条約

---

<sup>1</sup> 2010年商事仲裁法第14条第3項

<sup>2</sup> Margaret L. Moses, *International Commercial Arbitration*, 2nd Edition (国際商事仲裁、第2版), ケンブリッジ

有体動産の国際的売買契約の成立に関する条約（ULIS）、契約債務の準拠法に関する条約（1980年ローマ条約）など、国際物品売買を規制する法規範を統一する多くの国際条約がある。なお、これらの中で最も典型的で最も利用されているのは、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980年ウィーン条約）（CISG）である。

CISGは、20世紀初頭に始まった法的取組みの成果である。この条約は、売主と買主の利益のバランスを取っており、国際物品売買に関する重要な条約の1つとみなされている。CISGは国際物品売買のみに適用され、本条約の範囲内の契約に関して国際私法の規定への言及を避けている。CISGは、民間企業間の国際物品売買契約を規制しており、企業と消費者間の販売契約、サービス及び一部の特別物品の売買（調達）契約は規制対象でない。CISGは、条約の異なる加盟国に拠点を置く当事者間、又はCISGを適用法として選択した当事者間の物品売買に関する契約に適用される。契約の有効性や物品の所有権に及ぼす契約の影響など、国際物品売買に関する一部の問題は、CISGの対象外である<sup>1</sup>。

第1条によると、CISGが異なる国に営業所を有する当事者間の物品売買契約に適用されるのは、それらの国が条約の加盟国である場合、又は国際私法の準則によれば加盟国の法の適用が導かれる場合である。

ベトナムはCISGの加盟国である。この条約は、2017年1月1日から発効し、ベトナムの国内法となっている。従って、ベトナムに営業所を有する当事者と、CISGの加盟国である国に営業所を有する別の当事者との間の契約は、各当事者が契約においてCISGの適用を除外しない限り、CISGに準拠する。

#### - 国際商慣習

国際商慣習は、特定の地域又は全世界中での対外経済活動、国際ビジネスにおいて広く認識され、適用されている慣習である。国際物品売買に一般的に適用される国際商慣習を以下に挙げる。

+ 貿易取引の解釈に関する国際規則（インコタームズ）：国際商業会議所（ICC）によって策定され、1936年以降発行されており、買主と売主の義務や両当事者間のリスク移転の時点などの問題に言及している。

+ 信用状統一規則（UCP）：信用状（letters of credit）の発行と使用に関する一連の規則であり、ICCによって制定され、世界中の175カ国以上の銀行などの信用機関で広く使用されている。

+ 国際商事契約原則（PICC）：契約の有効性、契約の履行、債務の相殺（set-off）、債務の移転及び契約の移転などの問題を規制する一般的な商事契約に関する規則である。

---

<sup>1</sup> <[www.uncitral.org](http://www.uncitral.org)>、*United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods*（国際物品売買契約に関する国際連合条約）（ウィーン、1980年）（CISG）、<[http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/sale\\_goods/1980CISG.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/sale_goods/1980CISG.html)>、2016年3月10日にアクセス

国際商慣習はあくまでも指針であり、強制的なルールではないが、国際物品売買契約において慣習が言及され、各当事者によって認められている場合、各主体に対して効力を発する。次の場合に商慣習が適用される。

- + 国際物品売買契約において商慣習が契約に適用される法であることが規定されている場合
- + 関連する国際条約にその旨が規定されている場合
- + 各当事者によって選択された実際の法律（国内法）に規定がない、又は十分な規定がない場合

## II. 国際物品売買契約の相談、交渉及び契約書作成スキル

### 1. 国際物品売買契約の相談

#### a) 顧客からの相談依頼を受ける際のスキル

##### - パートナーの国内法制度を調査する

これは、弁護士が顧客から国際物品売買契約書の起草に関する相談依頼を受ける際の最も基本的なステップとみなされる。国際物品売買活動の特徴の1つは、「国際的な」性質、すなわち外国のパートナーや外国の法律と関係している必要があることである。従って、弁護士は、比較、照合、分析、批判的思考等のツールを用いて、パートナー国の売買活動を規制する法制度を詳細に調査する必要がある。場合により以下のキーポイントに注意を払う必要がある。

- + 2つの法制度の最も基本的な相違点
- + 当該国の国際売買活動に関する禁止事項。ある国に適用される禁止事項が、別の国では必ずしも禁止されているわけではないことに注意すべきである。
- + 両当事者間の売買活動に影響を与える可能性があり、物品売買に関して両国が参加・締結した二国間、多国間の協定、又は特別条約

##### - パートナー国の文化及び商慣習を調査する

弁護士は、相手国の法制度を理解するほか、その国の文化と習慣、特に地方・地域の習慣又は文化を考慮する必要もある。コミュニケーション文化の例でいうと、日本人は「気に入りません」とはっきり言うと失礼に当たるため、代わりに「はい、非常に興味深いアイデアです。一度検討いたします」と言う。日本人はよく「はい」とも言うが、日本人が言う「はい」は、英語の「はい」(YES)と同じ意味ではない。ここでいう「はい」とは「はい、仰ったことは聞きました」という意味で、「はい、気に入りました」という意味ではない。従って、日本人のパートナーと取引をする際に、本当はどのように考えているかを知りたい場合は、より多くの情報を得られるような質問を見つける必要がある。例えば、別の商談のスケジュールはありますか、そのような規制は合理的ですか、罰金又は補償金額はこれで大丈夫ですか、など。

パートナーと契約を締結する際に行動と慣行の理解に重点を置くことは、弁護士と顧客が契約情報を深く理解するのに役立つだけでなく、両当事者の協力関係を強化し、将来の取引の土台作り及び今後紛争が発生した場合にその解決において効果を上げることに役立つ。

#### - パートナーの情報を精査する

変化が激しい世界貿易環境では、世界中から顧客を見つけ売買契約を締結することは一見簡単そうに見えるかもしれないが、潜んでいるリスクも多くある。信頼でき、事業が安定しており、評判が良いパートナーを見つけられれば、契約違反のリスクは、低く、ゼロに近いと言える。逆に、十分に精査せず、パートナーが信頼できず、事業が不明瞭で透明性がなかった場合、さらに悪いことにパートナーが詐欺師であった場合には、多大な損失が発生する。従って、これらのリスクを排除するために、弁護士は顧客に対して以下のように注意喚起をすべきである。

+ 顧客とパートナー間でのデータ情報の共有、とりわけ当事者間でやり取りされる公文書、資料、通知を常にフォローアップする。当事者がこれらの資料を相互に送信できるマイルストーン又はタイムライン（法律規定又は合意により）に焦点を当てる。

+ パートナーを十分に理解するよう顧客をサポートする。パートナーに以前に悪質な取引履歴がなかったか、パートナーの居住地域にはどのような潜在的リスクがあるか（情報セキュリティ、サイバー犯罪、違法取引など）を調査する。

#### b) 国際物品売買契約の交渉スキル

1970年代の有名な米国外交官兼交渉人であるキッシンジャーは、かつて次のように述べた。交渉とは、衝突している観点を共通の観点到に結び付けるプロセスであり、決定の際のルールは全員一致である。従って、交渉は、関係者が一方的に行動するのではなく、ある合意事項に同意する全体的な決定であると解釈することができる。以下は、国際物品売買契約の交渉時に弁護士が参考にし、適用することができる一般的な交渉の手順である。

##### - ステップ1：交渉の準備

+ 様々な情報源（インターネット、新聞、雑誌、定期刊行物、組織、協会、顧客等）から情報を収集する。

+ 結果を評価する。

##### - ステップ2：交渉開始

+ 雰囲気作り：オープンでフレンドリーな雰囲気を作る（例えば、相手の好奇心を刺激するような問題に関連するストーリー、一例、名言、既存の新聞記事などを用いる）。

+ 初期案を提出する。

+ アジェンダに同意する。

+ 相互に知り合うための好ましい状況を作る。

##### - ステップ3：交渉

+ 説得：検討事項が顧客にとって有利な場合、弁護士は、顧客がパートナーに対してヒントや、顧客の提案から得られる利点を示すことで、顧客の要求を受け入れるようにパートナーを納得させるよう顧客に助言すべきである。

+ 譲歩：パートナーがある事項にこだわっているが、その問題は顧客の利益に大きな影響を及ぼさないと弁護士が判断した場合、弁護士は顧客に対してパートナーの合理的な要求を受け入れるよう助言すべきである。

+ デッドロックの処理

- ステップ4：交渉の処理

+ 終了時に質問する：合意事項は顧客の目標を達成しているか。この合意事項は実行できるか。相手方に契約を履行する能力及び誓約があったか。

+ 交渉完了：合意の条件を明確にし（誰がいつどこで何をどれだけ得られるか）、合意を文書化したうえで、当事者に当該文書への署名を依頼する。

## 2. 国際物品売買契約書の作成スキル

### a) 利益の考慮

起草の段階で、弁護士は契約が両当事者にもたらす利益を高めるための目標を設定する必要がある。これは、いくつかの条項を含める又は削除することで実現できる。

例えば、ある条項が、商品を発送前に梱包しなければならないと定めている場合で、売主が 5,000,000 ドンの費用を負担することになるが、梱包済みの商品を販売することで買主に 10,000,000 ドンの追加の利益が生じるとする。この場合、契約にこの条項が含まれていれば、両当事者にもたらす利益は、この条項が含まれない場合よりも 5,000,000 ドン増えることになる。

通常、買主（弁護士の顧客）が売主を十分に補償するために商品価格を引き上げることができるため、売主が梱包によってさらに 5,000,000 ドン以上負担しない場合に限り上記の条件を受け入れる。この条項が含まれない場合の契約と比較すると、買主が売主に 8,000,000 ドンを支払うことで、売主は 3,000,000 ドンの利益を享受し、買主は梱包済みの商品を販売した後 2,000,000 ドンを得られる。このように、新しい条項が契約の価値を高める場合、すなわち一方当事者が享受する利益が、他方が被る費用を上回る場合、一方当事者が受け取る利益はその当事者が負担する費用を十分にカバーできるため<sup>1</sup>、弁護士は、両当事者がより多く利益を受けるための交渉方法が常にあることを認識しておく必要がある。

同様に、一方当事者が負担する費用が他方当事者が受ける利益を上回ることになる条項が判明した場合、弁護士はその条項を契約から削除するよう顧客に助言する必要がある。

### b) 適用法に関する条項の作成

---

<sup>1</sup> Howell E. Jackson, et al, *Analytical Methods for Lawyers* (弁護士の分析手法), Foundation Press, 米国

弁護士は、顧客がより多くの保護を受けられる国の法を適用法として選択することを検討すべきである。顧客の国の法律を選択した方が契約履行に有利になる場合があるが、パートナーがこれを承認する可能性は低い。代わりに、弁護士は、国際条約又は両国が加盟国である条約を使用することによって、効率を高め、容易に適用し、多くの法制度を調和させることができる。例えば、契約の準拠法として CISG を選択すると、共通の利点をもたらされるだけでなく、多くのリスクが回避され、将来の紛争の発生が抑えられる。起草段階で、弁護士は以下のオープンデータソースを通じて CISG をさらに調査する必要がある。

- PACE Law<sup>1</sup>のシステム、CISG に関する世界最大の無料リソース。定期的に更新される CISG 判決のコレクション、CISG 諮問委員会 (CISG Advisory Council) の意見シート、世界中の専門家による CISG 関連の数千の学術論文及び研究論文が含まれる。

- CISGVN—ベトナム人のためのウィーン条約。これは、CISG の利用を促進し、企業、弁護士、研究者などに周知させるために自発的に取り組んでいるベトナムの CISG 研究者の組織である。設立以降、CISGVN は企業、弁護士、法律専門家向けの多くのセミナーやワークショップを開催し、成功を収め、条約全文の完全な翻訳版及び「CISG に関する 101 の質問と回答」文献などの多くの知的著作物を発行し、ベトナムの国際貿易取引に CISG を効果的に適用するための有益な知識とスキルを提供することに貢献してきた<sup>2</sup>。

CISG は実質的に最も利用されている統一法の 1 つであり、一般的に国際物品売買契約に適用されるが、契約の有効性及びリスク移転の時点などの重要な問題は規定していない。従って、弁護士は、CISG が取り扱っていない事項を規制するために、ある国の実体法の選択に注意を払う必要がある。さらに、PICC などの国際商事法の原則は、CISG が残した「法的ギャップ」を埋めるのに役立つ法源にもなる。

顧客が契約適用法として CISG を選択することを望まない場合、又は契約の一部に対するこの条約の有効性を除外したい場合、弁護士は顧客にその意思を明確にするよう助言する必要がある。例えば、「国際物品売買契約に関する国際連合条約 (ウィーン条約) は、この契約 / この条項には適用されない」と契約書に明記する。CISG は、国際条約であり、ベトナム法の一部となっており、優先的に適用されるため、適用法としてのベトナム法の規制は CISG の有効性を排除するものではないことに注意する必要がある<sup>3</sup>。

#### c) 紛争解決及び紛争解決方法の選択に関する合意

裁判形式で紛争を解決するための管轄権に関する条項は、次のように定めることが可能である。「本契約の内容及び履行に関連する紛争は、ベトナム社会主義共和国の裁判管轄によって決定されるものとする」。

仲裁に関する紛争解決条項は、これよりも複雑になることがあり、事件を受理する仲裁センターの名前、適用される仲裁の規則、仲裁の場所及び仲裁人の数などを明確に指定する必要がある。VIAC の標準条項は次の通りである。「本契約に起因又は関連するすべての紛争は、ベトナム商工会議所に隣接するベトナム国際仲裁センターにおいて、同センターの仲裁規

<sup>1</sup> <[www.cisg.law.pace.edu/cisg/cisgintro.html](http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/cisgintro.html)>にアクセス

<sup>2</sup> <[www.cisgvn.net](http://www.cisgvn.net)>にアクセスし、CISGVN の出版物の詳細を調べることができる。

<sup>3</sup> 2005 年商法第 5 条第 1 項

則に従って解決される」。紛争が機関仲裁によって解決されない場合、各当事者はアドホック仲裁（非機関仲裁）を使用でき、契約の条項を次のように規定できる。「本契約に起因又は関連する紛争又は苦情は UNCITRAL の現行の仲裁規則に従った仲裁により解決される」。

紛争解決条項の起草時には、適用法との関連性を検討する必要があることに留意すべきである。例えば、適用法が外国法又は CISG である場合、ベトナム裁判所は外国法を適用せず、国際判例の下では CISG の解釈も制限されるため、紛争を解決する際にベトナム裁判所を選択すべきではない。

#### d) 違反に対する罰則条項の作成

ベトナム法では、損害賠償と違約罰は2つの金銭的制裁であるとのみ規定されている。米国などの他の国では、違反に対する罰則は無効であり、予定損害賠償額（liquidated damages）という別の金銭的制裁が適用される場合が多い。

予定損害賠償額の合意は通常、一方当事者が契約に違反した場合に他方当事者が被る可能性のある損害に対する妥当な賠償金額について合意する契約条項の1つである。通常、契約違反によって引き起こされた特定の損害額を計算することは困難であり、推定損失額が実際の損害又は予想された損害に見合った合理的な補償であると裁判所が判断した場合、予定損害賠償額の条項は執行可能である<sup>1</sup>。慣習法体系（コモンロー）の国は通常、抑止及び処罰の目的で課せられた罰則条項の有効性を受け入れない。従って、裁判所によって罰則条項が無効と宣言されることを回避するために、適用法の各事例に応じて、弁護士は国際物品売買契約における「違約罰」条項を「損害賠償額の予定」条項に変更する必要がある。

#### d) 国際的慣習を参照した条項の作成

国際的慣習を参照した条項を起草する際、弁護士は以下を参考にすることができる。

- ITC の壊れやすい物品の国際売買に関する一部の契約書の雛型<sup>2</sup>
- 国際貿易センター（ICC）の国際売買契約書の雛型<sup>3</sup>
- ITC Juris International のウェブサイトにあるその他の物品売買契約書の雛型<sup>4</sup>

さらに、インコタームズは、物品の引渡しと受領に関連する国際物品売買契約の紛争を回避するための基本的な参考基準でもある。この一連のルールは引渡し、保険、通関手続等の問題を明確に規定しており、大半の国の税関と裁判所によって国際標準として公認されており、国際貿易においてよく見られる用語を説明した統一的な国際規則である。従って、インコタームズは、様々な国での異なる契約解釈から生じる曖昧さを回避又は大幅に軽減するのに役

<sup>1</sup> J. Frank McKenna, *Liquidated Damages and Penalty Clauses*（予定損害賠償額と違約罰の条項）: *A Civil Law versus Common Law Comparison*（大陸法と英米法の比較）, *The Critical Path*（クリティカル・パス）（2008年春）, p. 1

<sup>2</sup> <[www.intracen.org](http://www.intracen.org)>で無料の契約フォームの取得方法について参照してください。

<sup>3</sup> <[www.intracen.org](http://www.intracen.org)>で契約フォームの取得方法について参照してください。

<sup>4</sup> <[www.jurisint.org](http://www.jurisint.org)>で詳細を参照してください。

立つ。各地の港には独自の商慣習もあることに留意すべきである。例えば、米国では 1941 年に修正された米国貿易定義に記載された FOB 条件は、規定された買主と売主の権利と義務に関する点でインコタームズの FOB 条件と大きく異なる<sup>1</sup>。従って、FOB インコタームズ（すなわち ICC の文書に従う）と明確に記載されていない場合は、米国のパートナーとの契約では売主がより重い義務を履行する必要がある。同様のケースで発生する紛争を回避するために、契約書には次のように規定するべきである。「ICC の 2010 年インコタームズに基づく FOB 条件（港など）に合意する」。

さらに、コーヒー、五穀、米、ガソリン等の特別な商品の売買取引において、関連する業界の協会は、その協会の仲裁の規則を参照する条項を含む契約書の雛型を作成している。協会によって選択された仲裁は、主に商品の品質問題に対処するための専門知識と経験を確実に反映したものであるため、通常その業界にのみ適していると言える。

最後に、弁護士は、商慣習は単なる補足条件であり、ある事項について契約に規定されていることが商慣習と矛盾する場合は、商慣習は無効であることを念頭に置いておく必要がある。

#### e) 免責条項及び変更条項の作成

契約は、当事者によって誠意を持って交渉のうえ締結されるが、締結後に合意された条件・条項に基づく履行が不可能なレベルまで状況が変化する可能性もある。とりわけ、長期間にわたり広範囲の地域で取引が行われることの多い国際物品売買契約では、常時潜んでいるリスクに加えて、自然災害、事故、市場変動等のリスクにさらされる。従って、弁護士は、必須条項ではなくても、不可抗力（force majeure）又は事情変更（hardship）の条項を契約に盛り込むよう注意を払う必要がある。これらの条項が適切に作成されている場合は、紛争を防止し、裁判所又は仲裁すら使用せずに解決するのに役立つ。

弁護士は、契約書を作成する際に不可抗力及び事情変更に関する ICC の 2 種類の条項の雛型を参照し、両当事者を支援することができる。ただし、上記の 2 種類の条項の雛型は、個別の法制度に依拠していない。従って、適用される可能性がある法制度の規定と抵触しないように注意する必要がある。

一般に、CISG との関係における不可抗力条項を作成する際に弁護士が注意すべき事項は次の通りである。

- 特定の不可抗力事由、又は一般的な事象の区分、或いはその両方を列挙することを検討する。裁判所は、いくつかの理由で一般的な概念を示すだけの条項よりも、具体的な事例を列挙する不可抗力条項の有効性を認める可能性が高くなる。一般的な事象については、裁判官にその決定権が与えられるが、具体的な事象については、いかなる特定事象に当てはまらない場合、義務履行を免除される権利を否認することがある。例えば、「極端気象」の場合に売主の引渡義務が免除される旨を定めた条項がある場合、「豪雨」により実際には貨物機が離陸できず、引渡しに影響を及ぼした場合でも、裁判官が「豪雨」を「極端気象」ではないと主張する

---

<sup>1</sup> ベトナム商工会議所：商業契約ハンドブック、同書、p. 103

ことがある。ただし、具体的な事象が列挙されている場合でも、裁判官は、列挙されている事象と類似していない事象を認めないことがある。

- 不可抗力事由に加えて、弁護士は CISG 第 79 条に残された曖昧な点にも対処すべきである。例えば、「第三者」の定義を定め、不可抗力による義務履行の免除期間を永続的とするか、又は一時的とするかを明確にする。さらに、この条項では、義務履行が一時的に免除される場合、いつ履行を再開すべきかといった時間の問題に対処する必要がある。

- 弁護士は、法的な空白を残さないように不可抗力条項の範囲を設定する必要がある。例えば、当事者がより広範な不可抗力条項、すなわち CISG の第 79 条よりも多くの状況で義務履行の免除を望む場合、その意図を明確に示す必要がある。弁護士は、この条項を個別の条項とするか、CISG 第 79 条の補充とするか、また一方当事者のみ又は両当事者に適用されるかを明確に示す必要がある。

- 不可抗力事由が実際に義務履行に影響を及ぼしていなければならないのか、それとも義務を履行できない可能性があるだけで十分なのかを明確に指定する必要がある。裁判所は、「不可能」という不明瞭な用語を解釈する際に、「実行できない可能性」に関する基準を設けることがよくある。さらに、弁護士は、義務が免除されるレベルを十分に決定するために、義務履行に及ぼす影響の程度を示す必要がある。

- 裁判所は、他の条項と関連付けて不可抗力条項を解釈することがある。例えば、商品が特定の目的に適合しているという誓約が契約に含まれている場合で、不可抗力事由により商品が目的に適合しなくなったときに、裁判所は、売主が損害賠償責任を免除されることは「明らかに不当である」と判断する場合がある。弁護士は、「この誓約は不可抗力条項を準用する」旨を規定することにより、誓約の条項を制限することができる。

- 「金額の受領又は支払い」条項と不可抗力条項の両方が含まれる契約：金額の受領又は支払いに関する条項は、商品提供に関する長期合意に定められ、これにより買主が商品を必要としない場合でも最小限の商品を受領し、又はその支払いを行わなければならない。このような場合、不可抗力事由により買主が商品を受け取ることができなくなったときでも、支払義務を履行しなければならない。従って、弁護士は、契約内容全体を熟読し、内容が相互に一貫していることを確認する必要がある。

- 裁判所は不可抗力条項を狭義に解釈する傾向があるため、弁護士は、義務履行が免除されることになる事象を定義する際には明確な言葉を使用する必要がある。さらに、条件を提示する場合、条件が一部の事象又はすべての事象に適用されるかを明確にする必要がある。例えば、PPG Industries, Inc. 対 Shell Oil Company の訴訟の場合では、Shell Oil は、PPG Industries, Inc. とのエチレン販売契約に基づく義務履行を免除された。両当事者の契約の不可抗力条項には、「爆発などの合理的な制御を超える何らかの状況によって義務の履行が遅滞するか、又は妨げられる限りにおいて、買主及び売主の義務の履行が免除される」と定められていた。裁判所は判決において、当該爆発が Shell Oil の合理的な制御を超える事象ではなかったとしても、爆発が合理的な制御の条件に当てはまらないため、爆発の発生により、Shell Oil は義務の履行を免除されたと述べた。

### III. 国際物品売買契約に関する紛争解決への参加スキル

#### 1. 国際物品売買契約に関する紛争

##### a) 国際物品売買契約から生じる紛争の一般的な概念と特徴

通常の民事契約と同様に、国際物品売買契約に関する紛争は、本質的にはその契約上の権利と義務の行使（又は行使しないこと）に関連して、契約関係に参加した当事者間の対立、意見の相違から生じるものである。国際物品売買契約から生じる紛争は、次のような特徴がある。

- 商業の分野で発生する。
- 主要な主体が商人であるか、少なくとも一方当事者が商人である。
- 商事契約関係にある紛争当事者間で発生する。
- 各当事者の利益に関連し、契約関係から紛争が直接発生する資産の要素が存在する。
- 一方当事者の義務違反により、他方当事者の利益が影響を受けている。
- 違反又は違反に起因する結果の処理に関して、当事者間で意見の相違がある。
- 紛争当事者は、平等と合意の原則に従い自ら決定し、解決する権利を有する。

従って、国際物品売買契約から生じる紛争は、一方では、一般的な紛争の特徴をすべて含む民事関係からの通常の紛争であり、他方では、商業分野で生じる紛争であり、物品売買契約の締結及び履行の過程で頻繁に発生している。それにより、これらの紛争が国際的なビジネス活動のニーズを満たすために柔軟で効果的な方法によって解決されるように、共通の要件が求められる。

##### b) 国際物品売買契約から生じる紛争の種類

国際物品売買契約から生じる紛争には以下の種類がある。

- 契約に署名する主体の資格に関連する紛争
- 国際物品売買契約の書式に関連する紛争
- 国際物品売買契約締結の提案及び提案の受諾に関連する紛争
- 売主の義務に関連する紛争（引渡しの不履行、引渡遅滞、関連書類の引渡しの不履行又は遅滞、仕様や品質などが不適切な商品の引渡し）

#### 2. 国際物品売買契約から生じる紛争を防ぐための適切な方法の選択

紛争解決は、国際物品売買契約に署名する際に当事者が最初に検討する事項ではないため、弁護士は契約に関する意見の相違や紛争がいつでも発生する可能性があることを顧客に認識させるように案内する必要がある。重要なポイントとしては起こりうる紛争を予測し、紛争を予防し、解決する方法を事前に定めることである。

国際物品売買契約から生じる紛争を防ぐためには以下の方法がある。

a) 契約の交渉と契約書の起草

弁護士は、交渉及び起草段階で契約の内容を重視するように各当事者に留意させる必要がある。明確かつ簡潔な条件で適切に交渉が行われた契約は、検討せずに締結された契約、又は曖昧な条項や理解不可能な条項が含まれる契約に比べて容易に履行及び解釈が可能である。弁護士は、深い専門知識を持ち、紛争を個別化するための法規定及び科学的根拠を十分に理解している者として、複雑で、1つ又は複数にわたる条項に疑義のある契約について交渉し、契約書を起草する際に顧客を支援する必要がある。

b) 紛争解決の適切な方法を選択する

通常、国際物品売買契約から生じる紛争を解決する主な方法には、交渉、調停、裁判所での訴訟、商事仲裁が含まれる。交渉と調停<sup>1</sup>の2つの方法を除き、弁護士は適切な方法を選択するために、裁判所と仲裁といった管轄権を有する方法のそれぞれの特徴を識別する必要がある。

c) 裁判所又は仲裁の訴訟

以下は、裁判所と仲裁による紛争解決の2つの方法の基本的な利点と欠点である。

指標	裁判所	仲裁
終審性	裁判所の判決に対ししばしば控訴される。	仲裁裁定の大半は控訴されない。裁判所で仲裁裁定が否認される理由はそれほどない。
国際的な承認	裁判所の判決は、多くの場合、国際的に受け入れられることが難しい。裁判所の判決が別の国で認められることが望まれる場合、いくつかの例外地区（例えば、欧州連合）を除いて、二国間協定その他のかなり厳格な規則に適合していなければならない。	仲裁の決定は通常、一連の国際条約、とりわけ1958年のニューヨーク条約を通じて国際的に認められている <sup>2</sup> 。
中立性	国家の裁判官は客観的であるが、国内の言語と訴訟規則を適用せざるを得ず、多くの場合一方当事者と同一の国籍を有する。	当事者は、仲裁の裁判地（中立国など）、使用される言語、訴訟の規則、仲裁人の国籍、法定代理人を平等に選択できる。
問題の解決者の専門的な能	すべての裁判官が、国際的な支払い、専門分野の測定基準、知的財産等の紛争に対して、特定の分野の専門知識を持っているわけではない。	当事者は、中立で、高い専門的資格を持つ仲裁人を選択することができる。通常、仲裁人は最初から最後まで訴訟事件を担当する。

<sup>1</sup> 交渉と調停の方法は、代替紛争解決（Alternative Dispute Resolution—ADR）とも呼ばれる。

<sup>2</sup> 外国仲裁判断の承認と執行に関する1958年のニューヨーク条約。現在約120カ国がニューヨーク条約に参加している（<[www.juristint.org](http://www.juristint.org)>にて条約加盟国のリストを参照）。

力と継承	長期の訴訟事件では、複数の裁判官が事件を審理することがある。	
柔軟性	国内裁判所は、国内の訴訟規則に厳格に拘束されている。	ほとんどの仲裁は、仲裁手続、紛争解決会議、会議の開催地と期間などを決定するために非常に柔軟な規則に従う。
一時的な緊急対策	違反を防ぐために迅速かつ効果的な措置を講じる必要がある場合、裁判所は、実質的な訴訟が開始される前であっても、緊急強制執行を命じることができる。裁判所はまた、第三者に対する強制執行を命じることができる。	仲裁廷が設置される前に、各当事者は裁判所を通じて一時的な命令を受けなければならない。ほとんどの法体系では、仲裁廷が設置された場合でも、各当事者は依然として違反行為を防止するために裁判所から命令を受ける場合がある。多くの国の法によると、仲裁廷は緊急かつ一時的な措置を適用する権利も有する。
証人	裁判所は、国家主権を代表し、裁判所に第三者と証人を召集する権利を有する。これは、仲裁人にはない強制執行の権利である。	仲裁人は、第三者の同意なしに第三者を召集する権利を有さず、証人を召集するように当事者に要求する権利も有しない。
判決の時間	訴訟は延期又は延長される場合がある。各当事者は、一連の抗弁が長引き、多額の費用を要する場合がある。	通常、仲裁は裁判所に比べて解決までの時間が短い。仲裁裁定の手続は非常に迅速に行われることがある（当事者の誠意に応じて数週間から数カ月）。
機密性	裁判所における訴訟は一般公開されており、判決も公表される。	仲裁の紛争解決会議は公開されておらず、決定を受ける当事者のみの参加で行われる。契約の主要な条項（守秘義務に関する条項を含む）は、仲裁でも順守しなければならない。
費用	各当事者は、裁判官に報酬を支払う必要はなく、費用もかなり妥当である。ただし、国際紛争に要する費用は大半が弁護士の報酬であることに留意すべきである。	当事者は、仲裁人の報酬、旅費、宿泊費、食事代及び機関仲裁の組織の行政事務手数料を前払いしなければならない。

#### d) 仲裁又は交渉、調停

仲裁か、又は交渉・調停の選択は、裁判所か仲裁を選択する場合とは全く異なる。ただし、交渉又は調停は仲裁を排除するものではなく、逆に、仲裁は交渉又は調停を排除しないことに留意する必要がある。

仲裁において、下された裁定は終審的な判断であり、当事者を拘束する。仲裁裁定は裁判所によって認められ、仲裁裁定の定めを順守しない場合、敗訴当事者のその裁定に関する履行を強制することができる。逆に、調停及び交渉方式の有効性は、当事者の善意に完全に依存する。当事者は、調停人の推奨事項又は決定事項に従うか従わないかを自由に選択できる。

#### d) 仲裁と調停・交渉の組合せ

弁護士は2つの段階で紛争解決手続を定めた契約書の作成について助言することができる。第一に、交渉又は調停の方法を使用する。第二に、交渉又は調停が不可能な場合に、仲裁を使用する。仲裁又は裁判所に付託する前に当事者間で友好的な方法で紛争を解決するように努力するという意図を表明するプロセスに関して、契約には少なくとも黙示的な合意を含める必要がある。これは、特に長期契約の場合に非常に必要とされている。このような条項は、紛争が生じた場合でも、まだ将来的に商取引を維持することができ、顧客とそのパートナー間の良好な関係を維持するのに役立つものである。

### 3. 顧客を代表して国際物品売買契約から生じる紛争を解決するスキル

#### a) 交渉参加のスキル

一般的に国際物品売買契約から生じる紛争の大半が、裁判所又は商事仲裁によって解決される。国際物品売買取引では、特に契約当事者の国が異なると難題が多い可能性があるという背景において、交渉方式は多くの利点を発揮できる。交渉とは、紛争当事者が相互に合意して、当事者間に生じた紛争を終わらせるための解決策を選択することを意味する。

交渉の法的兆候は以下の通りである。

- 当事者自身が自発的に解決策を模索することに合意する。
- 紛争関係外の第三者による支援はない。
- 各当事者は、選択した調停結果を自発的に実施する必要がある。

#### 交渉の利点と限界

##### 利点

- 低コストで迅速に紛争を解決できる。
- 当事者間の協力関係を維持できる。
- 業務上の秘密を開示せず、当事者の威信に影響を与えない。

##### 限界

- 当事者が合意した事項には強制力がない。
- 善意のない当事者は、交渉を容易に利用して、義務の履行を遅らせる、又は回避する。

この方法は、以下の場合にのみ適用することができる。

- 多くの場合、紛争解決プロセスの初期段階
- 経済的な観点から、交渉は、少額で、複雑ではなく、かつ関連する出来事が比較的明確である紛争にのみ適用されるべきである。
- 各当事者が誠意ある態度を示す場合
- 当事者が、紛争における自らの立場を理解し、共通の利益を目指す場合

交渉手続は、次の手順で実行することができる。

- 顧客が達成を望む目的を明確にする。

- 紛争の各当事者の長所と短所を分析する。
- 各状況を予測して和解の対策を計画する。
- 情報を交換し、解決策を提案する。
- (必要な場合は) 直接交渉を手配する。
- 案について合意に至った場合は調停の議事録を作成する。
- 調停案の実施を監督する。

交渉の準備中、弁護士は次の重要な点に注意する必要がある。

#### - 交渉への参加の準備

準備段階は、調停プロセスの初期段階であり、弁護士が取引や紛争当事者に関する情報を理解し、共通の利益を保護するために既存の法的根拠を用意することに役立つ。具体的な作業としては、交渉の計画と案の策定、交渉の案に関して顧客との話し合い、メイン又はバックアップの進行方向の指定、顧客が文書、理論、交渉に関して覚悟できるように支援することが含まれる。

この段階は、連絡、情報交換及び情報収集を行う期間であると言える。紛争では、複雑で詳細な仕様の特別な商品が関係する場合もある。さらに、言語の障壁も多くの困難を引き起こす要因となる。従って、最善の準備段階のために、弁護士は以下の点に注意を払う必要がある。

+ 可能な限り多くの情報を収集するために、顧客及びパートナーに積極的に連絡を取る。情報が十分であるほど、弁護士は紛争の本質を理解し、当事者間の交渉時間を短縮することができる。

+ 時間をかけて、専門的な概念や規格を事前に調査しておく。例えば、電子機器や機械などの一部の商品の規格や仕様は複雑であることが多く、業界関係者でなければ理解するのが困難な場合がある。可能な範囲で、弁護士は自力で調べるか、素直に顧客の技術部門に問い合わせ、支援を求めることができる。

+ この期間中、弁護士は、異なる方向に事件を歪曲する可能性があるため、即時に回答することを避ける必要がある。

#### - 交渉案についての顧客と話し合い

情報を十分に精査した後、弁護士は顧客に対しその法的状況について通知する必要がある。この期間中、弁護士は顧客と相手方の利点を順番に分析して、交渉案を特定し、相手方の反応を予測する。弁護士は、最適な解決策を提供するために SWOT 又は IDEAL などの問題解決の専門のモデルを使用できる。

交渉の案を提示する際、弁護士は譲歩案や予備案にも注意を払い、現実が発生しうる他の状況に柔軟に対応できるようにしておく必要がある。

- 顧客の交渉参加のための準備

これは、「戦い」前の最終的な見直しの期間とみなされる。従って、弁護士は、文書及び理論のほか、交渉の過程における心理や適切な行動を顧客に備えさせる。他の国の外国人パートナーは、異なる考え方をもち、異なる行動をする。従って、パートナーの国を十分に理解したうえで、弁護士は顧客にとって重要又は特別な事項を強調し、どのような状況においても賢明で冷静に行動するように顧客を落ち着かせる必要がある。

- 顧客と交渉への参加

顧客が弁護士と顧客の事前合意に適合する法的要件と譲歩策を提示することができるように、弁護士が顧客に助言する段階である。交渉の過程において、弁護士（又はそのアシスタント）は、完全かつ詳細な進捗状況を記録する必要がある。もし交渉が決裂した場合、この記録は弁護士が裁判所又は商事仲裁での抗弁に対する準備に有用となるため、非常に重要である。

b) 調停に参加するスキル

調停とは、中立の第三者（調停人）が話し合いにより紛争の解決を図るために当事者を支援する交渉手続である。調停は、民事取引に関与する当事者に焦点を当てており、弁護士が参加して支援し、調停人がプロセス全体を実施する。調停には裁判上の調停と裁判外の調停が含まれる。

調停の利点と限界

利点

- 交渉と同様の利点がある。
- 仲介者の支援を得ることで、当事者は自ら交渉するよりも和解の解決に到達しやすい。

限界

- 交渉と同様の欠点がある。
- 仲介者の費用がかかる。

当事者間の橋渡し役として、弁護士は、紛争から当事者が被る損害を抑え、顧客に利益をもたらすことに貢献する。ただし、弁護士は調停手続に関与するための資格に注意する必要がある。

- 弁護士が当事者の代表として調停に参加する場合、弁護士は当事者に対して提案又は支援する権利のみを有する。
- 弁護士が委任を受けた者として参加する場合、弁護士は、顧客の正当な権利と利益を保護するために、委任された範囲内で権利と義務を行使することができる。
- 弁護士が当事者の権利と利益の擁護者として調停に参加する場合、弁護士は当事者に対して助言と提案を行うことはできるが、発言権を有しない。

- 調停手続中、顧客と打合せをする際に、弁護士は交渉手続と同様のポイントに注意する必要がある。